

第 10 章 環境保全のための措置

第 10 章 環境保全のための措置

本事業では、選定した環境影響評価項目について、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準を達成するとともに、環境への影響を実行可能な範囲で提言するために、環境保全のための措置を講じる計画である。

本事業における環境保全のための措置は、表 10-1(1)～(11)に示すとおりである。

表 10-1(1) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置
温室効果ガス	温室効果ガス	<p>ア 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断熱性能及び気密性能に優れた部材の選定等による建築的配慮により、熱負荷を低減する。 ・センサーによる照明・空調制御システムなど、可能な限り最新の環境配慮技術を導入する。 ・ビルエネルギー管理システム（BEMS）を導入し、電力使用量の可視化や効率的な制御によるエネルギーマネジメントの最適化を図る。 ・設備機器については、導入可能な範囲で効率的な省エネルギー機器を選択し、エネルギー使用量の削減を図る。 ・高効率な変圧器や LED 照明を採用する。 ・太陽光による発電設備など、自然の力を有効利用した設備の導入に努める。 ・入居テナントに対し、導入可能な範囲で効率的な省エネルギー機器の採用を促す。 ・計画建物内の空調は、適切な設定温度等を定め、過度な冷房・暖房を控える。 ・施設利用者に対し、路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す。

表 10-1(2) 環境保全のための措置

環境影響 評価項目	環境保全のための措置
<p>大気</p> <p>大気質</p>	<p>ア 建設機械の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、可能な限り最新の排出ガス対策型の機械を使用する。 ・建設機械の集中稼働を回避するため、施工計画を十分に検討する。 ・建設機械は、作業休止中のアイドリングストップを徹底する。 ・工事区域内や周辺道路への散水・清掃等を適宜行い、粉じん等の発生・飛散を抑制する。 ・工事区域の外周に仮囲いを設置するとともに、必要に応じて養生シートを設置し粉じんの飛散防止に努める。 ・建設機械のオペレーターに対し、アイドリングストップの徹底や建設機械に無理な負荷をかけないように指導する。 ・正常な運転ができるよう、建設機械の使用前の整備・点検及び定期点検を徹底する。 ・建設機械を移動する際には、低速走行を徹底する。 ・朝礼や新規入場者教育等の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。 <p>イ 工事用車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両は、可能な限り最新の低公害・低燃費車を使用する。 ・工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。 ・周辺交通状況を勘案し、適宜、工事用車両の走行時間や走行台数を調整する。 ・アイドリングストップやエコドライブの看板を工事区域内に設置するとともに、資材運搬業者等に対し、実施を指導する。 ・粉じん等の発生・飛散を抑制するために、計画地内や周辺道路への散水・清掃等を適宜行くとともに、工事用車両の退出の際には必要に応じてタイヤの洗浄を行う。 ・シートカバーの使用や出入口でタイヤに付着した泥土の洗浄を行い、工事用車両による粉じんの飛散防止に努める。 ・工事用車両の運転者に対して、「川崎市エコ運搬制度」に基づくエコドライブの指導を徹底する。 ・「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」によるディーゼル車の運行規制に適合した車両を使用する。 ・正常な運転ができるよう、工事用車両の使用前の整備・点検及び定期点検を徹底する。 ・朝礼や新規入場者教育等の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。 <p>ウ 冷暖房施設等の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り低 NOx 型でエネルギー効率の高い燃焼機器を導入する。 ・冷暖房施設等の整備、点検を徹底する。 <p>エ 駐車場の利用に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場内にアイドリングストップ等、エコドライブの看板を設置し、運転者に対し実施を促す。 ・施設内に路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す看板等を設置する。 ・ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す。 ・駐車場内に電気自動車の充電スタンドの設置を検討する。 <p>オ 施設関連車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場内にアイドリングストップ等、エコドライブの看板を設置し、運転者に対し実施を促す。 ・運送事業者に対して、「川崎市エコ運搬制度」に基づく低公害・低燃費車の積極的な採用を促す。 ・従業員に対し、路線バスや電車等の公共交通機関の利用を要請する。 ・施設内に路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す看板等を設置する。 ・ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す。 ・駐車場内に電気自動車の充電スタンドの設置を検討する。

表 10-1(3) 環境保全のための措置

環境影響 評価項目	環境保全のための措置
騒音・振動	<p>騒音</p> <p>ア 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音（騒音レベル）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、可能な限り最新の低騒音型の機械を使用する。 ・建設機械の集中稼働を回避するため、施工計画を十分に検討する。 ・建設機械は、作業休止中のアイドリングストップを徹底する。 ・工事区域の外周に仮囲いを設置するとともに、必要に応じて防音シートを設置することで騒音低減に努める。 ・工事中の騒音の状況を把握するため、敷地境界付近等に騒音計を設置し、リアルタイムで測定及び表示する。 ・建設機械のオペレーターに対し、アイドリングストップの徹底や建設機械に無理な負荷をかけないように指導する。 ・可能な限り低騒音の工法を採用し、騒音の低減に努める。 ・正常な運転ができるよう、建設機械の使用前の整備・点検及び定期点検を徹底する。 ・建設機械を移動する際には、低速走行を徹底する。 ・朝礼や新規入場者教育等の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。 <p>イ 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（等価騒音レベル）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。 ・工事用車両の走行ルート分散することで、工事用車両の走行台数を調整する。 ・周辺交通状況を勘案し、適宜、工事用車両の走行時間や走行台数を調整する。 ・アイドリングストップやエコドライブの看板を工事区域内に設置するとともに、資材運搬業者等に対し、実施を指導する。 ・工事用車両の運転者に対して、「川崎市エコ運搬制度」に基づくエコドライブの指導を徹底する。 ・正常な運転ができるよう、工事用車両の使用前の整備・点検及び定期点検を徹底する。 ・朝礼や新規入場者教育等の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。 <p>ウ 冷暖房施設等の稼働に伴う騒音（騒音レベル）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備機器は、可能な限り最新の低騒音型の機器を採用する。 ・異音等の発生がないよう、設備機器の整備・点検を定期的実施する。 ・防音パネルや遮音機能があるルーバーを設置するなど、必要に応じて防音対策を検討する。 <p>エ 駐車場の利用に伴う騒音（等価騒音レベル）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場内にアイドリングストップ等、エコドライブの看板を設置し、運転者に対し実施を促す。 ・西側立体駐車場の出入口部分については、一部にポーラスアスファルト舗装を採用する。 ・施設内に路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す看板等を設置する。 ・ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す。 <p>オ 施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音（等価騒音レベル）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対し、路線バスや電車等の公共交通機関の利用を要請する。 ・施設内に路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す看板等を設置する。 ・ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す。 ・施設利用に伴う関係車両、従業員等に対し、周辺の混雑状況を把握した上で、極力、車両の出入りの時間帯を分散させるよう要請を行う。 ・駐車場内にアイドリングストップ等、エコドライブの看板を設置し、運転者に対し実施を促す。

表 10-1(4) 環境保全のための措置

環境影響 評価項目	環境保全のための措置
騒音・振動	<p>振動</p> <p>ア 建設機械の稼働に伴う建設作業振動（振動レベル(L₁₀)）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の集中稼働を回避するため、施工計画を十分に検討する。 ・建設機械は、作業休止中のアイドリングストップを徹底する。 ・工事中の振動の状況を把握するため、敷地境界付近等に振動計を設置し、リアルタイムで測定及び表示する。 ・建設機械のオペレーターに対し、アイドリングストップの徹底や建設機械に無理な負荷をかけないよう指導する。 ・可能な限り低振動の工法を採用し、振動の低減に努める。 ・正常な運転ができるよう、建設機械の使用前の整備・点検及び定期点検を徹底する。 ・建設機械を移動する際には、低速走行を徹底する。 ・朝礼や新規入場者教育等の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。 <p>イ 工事用車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル(L₁₀)）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。 ・周辺交通状況を勘案し、適宜、工事用車両の走行時間や走行台数を調整する。 ・アイドリングストップやエコドライブの看板を工事区域内に設置するとともに、資材運搬業者等に対し、実施を指導する。 ・工事用車両の運転者に対して、「川崎市エコ運搬制度」に基づくエコドライブの指導を徹底する。 ・正常な運転ができるよう、工事用車両の使用前の整備・点検及び定期点検を徹底する。 ・朝礼や新規入場者教育等の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。 <p>ウ 施設関連車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル(L₁₀)）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対し、路線バスや電車等の公共交通機関の利用を要請する。 ・施設内に路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す看板等を設置する。 ・ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す。 ・施設利用に伴う関係車両、従業員等に対し、周辺の混雑状況を把握した上で、極力、車両の出入りの時間帯を分散させるよう要請を行う。 ・駐車場内にアイドリングストップ等、エコドライブの看板を設置し、運転者に対し実施を促す。

表 10-1(5) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置
環境影響評価項目	一般廃棄物	<p>ア 供用時に発生する事業系一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者や入居テナント等に対して、掲示板、張り紙等により、事業系一般廃棄物の発生抑制の協力及び分別排出の徹底を促し、事業系一般廃棄物の減量化やリサイクルの推進に努める。 古紙の再資源化をするため、分別排出の徹底を促す。 事業系一般廃棄物の廃棄物保管施設は、飛散防止等の環境保持と分別保管に配慮した適切な規模の一時保管施設を設ける。 事業系一般廃棄物の廃棄物保管施設は、飛散や臭気が発生しないよう、清掃及び点検を実施する。
	産業廃棄物等	<p>ア 工事中に発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設資材等の搬入において、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図る。 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令に基づき、発生抑制に努めるとともに、発生する建設廃棄物は作業場内で分別管理を徹底し、品目に応じて処理することにより、可能な限り再資源化を図る。 既存建物の解体工事にあたり、石綿の使用の有無について事前調査を行い、石綿含有建材等の使用が確認された場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大気汚染防止法」、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づき、飛散・流出等のないよう適正に処理を行うとともに、産業廃棄物の許可を受けた処理業者により適正に処理・処分を行う。 産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台カバー等を使用するなど適切な対策を講ずる。 <p>イ 供用時に発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者や入居テナントに対して、産業廃棄物の発生抑制の協力及び分別排出の徹底を促す。 産業廃棄物の廃棄物保管施設は、飛散防止等の環境保持と分別保管に配慮した適切な規模の一時保管施設を設ける。 産業廃棄物の廃棄物保管施設は、飛散や臭気が発生しないよう、清掃及び点検を実施する。
	建設発生土	<p>ア 供用時に発生する事業系一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設発生土は、計画地内で埋め戻し土や盛土としての再利用を検討するとともに、計画地内での再利用が困難な場合、可能な限り他の建設工事で再利用する。 施工業者の残土受入リストやネットワークを利用して、可能なものは他の工事現場の埋め戻し土等として利用する。 建設発生土の搬出に際し、荷崩れや土砂の飛散が生じないように荷台カバー等を使用するとともに、運搬車両のタイヤ洗浄を実施する。 工事にあたっては、粉じんの飛散を防止するために、必要に応じて散水やシート掛け等を行う。

表 10-1(6) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置
生物	植物	<p>ア 造成工事等の実施に伴う植物相、植物群落及び生育環境の変化の内容及びその程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地の改変をできる限り回避するよう、建設機械の稼働位置や仮囲いの設置位置等を検討する。 ・「ふるさとの森」、「21世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺など、まとまった緑地を可能な限り現位置で保全する。 ・樹高が10m以上の樹木は、可能な限り現位置で保全する。 ・個体の移植等、クゲヌマランの保全措置を実施する。 ・新設の樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する。 ・外周部の緑を可能な限り充実することで、まちの緑との連続性を確保する。 ・植栽計画において、計画地の環境特性に適合した樹種の選定を検討する。 ・植栽計画において、全体の緑の構成を考慮し、大景木、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせ、多様な緑の創出を図る。
	動物	<p>ア 造成工事等の実施に伴う動物相及び生息環境の変化の内容及びその程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地の改変をできる限り回避するよう、建設機械の稼働位置や仮囲いの設置位置等を検討する。 ・建設機械は、可能な限り最新の低騒音型の機械を使用する。 ・「ふるさとの森」、「21世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺など、まとまった緑地を可能な限り現位置で保全する。 ・樹高が10m以上の樹木は、可能な限り現位置で保全する。 ・新設の樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する。 ・外周部の緑を可能な限り充実することで、まちの緑との連続性を確保する。 ・植栽計画において、計画地の環境特性に適合した樹種の選定を検討する。 ・植栽計画において、全体の緑の構成を考慮し、大景木、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせ、多様な緑の創出を図る。 ・植生が繁茂するような緩傾斜護岸の整備など、生物の生息・生育環境の創出を図る。
	生態系	<p>ア 造成工事等の実施に伴う生態系の変化の内容及びその程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地の改変をできる限り回避するよう、建設機械の稼働位置や仮囲いの設置位置等を検討する。 ・建設機械は、可能な限り最新の低騒音型の機械を使用する。 ・「ふるさとの森」、「21世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺など、まとまった緑地を可能な限り現位置で保全する。 ・樹高が10m以上の樹木は、可能な限り現位置で保全する。 ・新設の樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する。 ・外周部の緑を可能な限り充実することで、まちの緑との連続性を確保する。 ・植栽計画において、計画地の環境特性に適合した樹種の選定を検討する。 ・植栽計画において、全体の緑の構成を考慮し、大景木、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせ、多様な緑の創出を図る。 ・植生が繁茂するような緩傾斜護岸の整備など、生物の生息・生育環境の創出を図る。

表 10-1(7) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置
緑	緑の質	<p>ア 植栽予定樹種の環境適合性、植栽基盤の適否及び必要土壌量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさとの森」、「21世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺など、まとまった緑地を可能な限り現位置で保全する。 ・樹高が10m以上の樹木は、可能な限り現位置で保全する。 ・石礫が植栽基盤に残らないよう十分に配慮し、樹木の生育に適した植栽基盤の確保に努める。 ・客土を用いる場合は、必要土壌量を上回る良質な客土を用いて基盤の充実を図る。 ・必要に応じて耕耘による土壌改良等を行い、透水性や保水力を改善するなど、樹木の健全な育成に努める。 ・植栽計画において、計画地の環境特性に適合した樹種、花や紅葉の美しい樹木など季節が感じられる樹種及び食餌木となる樹種の選定を検討する。 ・主要植栽予定樹種の選定にあたっては、サクラ類、イチヨウ、メタセコイア等、現在植わっている樹種も考慮する。 ・植栽の維持管理計画を作成し、適切な剪定、施肥、病虫害防除、除草、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図る。
	緑の量	<p>ア 緑被の変化及び全体の緑の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさとの森」、「21世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺など、まとまった緑地を可能な限り現位置で保全する。 ・樹高が10m以上の樹木は、可能な限り現位置で保全する。 ・新設の樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する。 ・外周部の緑を可能な限り充実することで、まちの緑との連続性を確保する。 ・緑地内及び多摩川への動線に並木を整備する。 ・植栽計画において、全体の緑の構成を考慮し、大景木、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせ、多様な緑の創出を図る。 ・新たに整備する広場や通路においては、安全性や利便性を確保しつつ、植栽の配置を検討する。 ・植栽の維持管理計画を作成し、適切な剪定、施肥、病虫害防除、除草、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図る。

表 10-1(8) 環境保全のための措置

環境影響 評価項目	環境保全のための措置
<p>人と自然とのふれあい活動の場</p>	<p>ア 工事の実施に伴う人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変の程度、人と自然とのふれあい活動の場が持つ機能の変化の程度、人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路等に与える影響の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と自然とのふれあい活動の場の改変をできる限り回避するよう、建設機械の稼働位置や仮囲いの設置位置等を検討する。 ・工事中においてもできる限り人と自然とのふれあい活動の場の機能や利用を維持できるように、工事工程を検討する。 ・騒音の影響を低減するため、可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用する。 ・振動の影響を低減するため、建設機械を移動する際には、低速走行を徹底する。 ・人と自然とのふれあい活動の場に安全にアクセスできるように、必要に応じて、仮設動線の確保や利用者に対する誘導を行う。 ・工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、施工計画を管理する。 <p>イ 再編整備に伴う人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変の程度、人と自然とのふれあい活動の場が持つ機能の変化の程度、人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路等に与える影響の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさとの森」、「21世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺など、まとまった緑地を可能な限り現位置で保全する。 ・新設の樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する。 ・芝生広場外周部には樹木を配置し、緑に囲まれたオープンスペースを創出するとともに、緑陰空間を確保する。 ・イベント等の開催空間としても活用できるまとまりのある芝生広場の整備を行う。 ・並木の整備により、等々力緑地内及び多摩川への動線の魅力を高める。 ・既存の桜は、生育状況等を踏まえ可能な限り保全するとともに、新たに桜を植栽する。また、新たな花見エリアを設けることを検討する。 ・等々力緑地や多摩川で活動する市民ボランティア等と連携し、花壇づくりや市民ボランティアによる野鳥観察会等の活動を通じ、市民協働による公園の魅力づくりを進める。
<p>景観、 圧迫感</p>	<p>ア 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画建物については、川崎市景観計画を踏まえ、地域景観との調和に配慮した色彩やデザインとする。 ・「ふるさとの森」、「21世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺など、まとまった緑地を可能な限り現位置で保全する。 ・計画地外周部の緑を可能な限り充実することで、まちの緑との連続性を確保する。 ・周辺緑地との緑の連続性や地域景観との調和に配慮した植栽を施す。 <p>イ 圧迫感の変化の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画建物については、川崎市景観計画を踏まえ、地域景観との調和に配慮した色彩やデザインとする。 ・計画建物外周部において、可能な範囲で樹木の植栽に努めることにより、計画建物による圧迫感の低減を図る。 ・「ふるさとの森」、「21世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺など、まとまった緑地を可能な限り現位置で保全する。 ・計画地外周部の緑を可能な限り充実することで、まちの緑との連続性を確保する。

表 10-1(9) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置
構造物の影響	阻日照	<p>ア 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度、日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画建物を敷地境界からセットバックし、日影の影響に配慮した建物配置とする。
	テレビ受信障害	<p>ア 計画建物の存在により発生するテレビ受信障害の程度及び範囲（地上デジタル放送及び衛星放送）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中におけるクレーンの未使用時には、ブームを電波到来方向に向けるなど、適切な障害防止対策を講ずる。 ・受信障害に関する問い合わせがあった場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、必要な対策を実施する。 ・連絡窓口を明確にし、迅速な対応を図る。
	風害	<p>ア 風向、風速の状況及びそれらの変化する地域の範囲並びに変化の程度、年間における風速の出現頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地内の緑化に努め、風環境の維持に努める。 ・植栽の良好な生育状況を保持できるよう、定期的に点検する等、適切な維持管理を実施する。
コミュニティ施設	<p>ア 工事の実施に伴う集会施設及び公園等に及ぼす影響の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ施設の利用不可となる期間ができるだけ短くなるよう、工事工程等を検討・調整する。 ・工事中は、コミュニティ施設に安全にアクセスできるよう、必要に応じて、仮設動線の確保や利用者に対する誘導を行う。 <p>イ 再編整備に伴う集会施設及び公園等に及ぼす影響の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のコミュニティ施設としての機能をできる限り維持する。 ・ビジターセンター内に集会を行うことが可能な部屋を設ける。 ・地元自治会や地域市民等による活動に利用可能な花壇を設置する。 ・市民にとって安らぎと憩いの場として機能する広場を整備する。 ・障がいの有無に関わらず、誰もが利用しやすい施設とするため、アクセス等に配慮するとともに、インクルーシブパークを設置する。 ・施設の整備にあたっては、誰もが不自由なく安全に利用できるユニバーサルデザインに基づく計画を基本とする。 ・広場や園路沿いに四阿やパーゴラ、ベンチ等を適宜設置する。 	

表 10-1(10) 環境保全のための措置

環境影響 評価項目	環境保全のための措置
<p style="text-align: center;">地域交通</p> <p style="text-align: center;">交通安全、 交通混雑</p>	<p>ア 工事用車両の走行により変化する交通安全及び交通混雑に及ぼす影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の運転者への工事用車両走行ルート上の危険箇所の周知、運転時間の指示及び低速走行等の安全運転並びに周辺道路での駐停車禁止等の指導を徹底し、一般車両及び歩行者の安全を確保する。 ・工事用車両の出入口付近には、必要に応じて交通誘導員を配置し、一般車両及び歩行者の安全を確保するとともに、周辺道路の円滑な交通流の確保に努める。 ・計画地の外周には必要に応じて仮設歩道を設けるなど、歩行者に対する安全対策を講じる。 ・登校時間帯における工事用車両の運行を極力回避する。 ・周辺住民等に対して、工事工程、工事用車両の出入口、走行ルート、走行時間帯についての周知を図る。 ・広域的な視点に立ち、交通流及び交通安全を考慮し、走行ルートを選定する。 ・工事用車両は、特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。 ・周辺交通状況を勘案し、適宜、工事用車両の走行時間や走行台数を調整する。 ・ステッカー等を用いて、工事車両と他の車両との識別を図る。 ・朝礼や新規入場者教育等の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。 <p>イ 施設関連車両の走行により変化する交通安全及び交通混雑に及ぼす影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用に伴う関係車両、従業員等に対し、車両走行ルート上の危険箇所の周知、安全運転及び周辺道路での駐停車禁止等を依頼し、一般車両及び歩行者の安全を確保する。 ・施設利用者に対し、スムーズな交通誘導が行える誘導看板等の設置を検討する。 ・出庫灯等の整備により、歩道等を利用する歩行者・自転車に自動車の出入の注意喚起を行う。 ・駐車場出入口付近は、十分な見通しを確保する。 ・施設利用者に対し、ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す。

表 10-1(11) 環境保全のための措置

環境影響 評価項目	環境保全のための措置
<p style="text-align: center;">地 域 交 通</p> <p style="text-align: center;">交 通 安 全 、 交 通 混 雑</p>	<p>ウ 大規模集客イベント時における歩行者の往来による影響 大規模集客イベント時における混雑緩和や交通安全確保の観点から、イベント主催者等の関係者と連携し、次のような措置を講ずる。</p> <p><現在実施しており、今後も継続していく取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客イベント時には、誘導員により交通整理を実施する。 ・大規模集客イベント時には、シャトルバスによるピストン輸送の実施により、交通混雑の緩和を図る。 ・イベントスペースにおける催し物の開催や、屋台の設置等により、試合開始前から来場を促し、来場時間帯の分散を図る。 ・球技専用スタジアム内での試合終了後の企画等により、退場時間帯の分散を図る。 ・出庫灯等の整備により、歩道等を利用する歩行者・自転車に自動車の出入の注意喚起を行う。 ・施設利用者に対し、ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す。 ・大規模集客イベントの参加者に対し、入退場時の交通ルールやマナーの遵守について注意喚起を行う。 <p><新たに実施する取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者に対し、スムーズな交通誘導が行える誘導看板等の設置を検討する。 ・等々力緑地内の店舗利用を促し、来場及び退場時間帯の分散を図る。 <p><必要に応じて強化を検討する取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客イベント時における混雑や交通安全への影響を抑制するため、以下のような対策案を関係者間で協議・検討し、適宜実施していく。 <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客イベント時には、誘導員により交通整理を実施する。 ・大規模集客イベント時には、シャトルバスによるピストン輸送を実施する。 ・イベントスペースにおける催し物の開催や、屋台の設置等により、試合開始前から来場を促し、来場時間帯の分散を図る。 ・球技専用スタジアム内での試合終了後の企画等により、退場時間帯の分散を図る。 ・大規模集客イベントの参加者に対し、入退場時の交通ルールやマナーの遵守について注意喚起を行う。 </div>

第 11 章 環境配慮項目に関する措置

第 11 章 環境配慮項目に関する措置

本事業では、「第 8 章 3 (1) 環境配慮項目の選定」(p.8-11~12 参照)で選定した環境配慮項目について、表 11-1(1)~(4)に示す措置を講じる計画である。

表 11-1(1) 環境配慮項目に関する措置

選定した環境配慮項目	環境配慮項目に関する措置	
	工事中	供用時
光害	—	<ul style="list-style-type: none"> ・照明の目的・効果が効率的に達成されるとともに、照明による周辺環境への影響の低減を図るため、「光害対策ガイドライン」(令和 3 年 3 月改訂版、環境省)等を参考に、照明機器の選定、設置位置と空間への光の配分を適切に行う。 ・球技専用スタジアムの照明については、周辺環境に配慮した配置や角度等を検討する。 ・球技専用スタジアム、等々力球場等の夜間照明については、利用時間帯に配慮する。 ・外装材等の反射光による近隣への光害を抑制するよう努める。

表 11-1(2) 環境配慮項目に関する措置

選定した環境配慮項目	環境配慮項目に関する措置	
	工事中	供用時
地震時等の災害	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 球技専用スタジアムの屋根構造は、地震荷重に対して十分な安全性を有する構造とする。 ・ (新)とどろきアリーナ・スポーツセンターについては、大規模空間への天井の設置は極力必要最小限とする。 ・ 耐火に関する性能及び初期火災の拡大防止に関する性能に配慮する。 ・ 外周の緑については、延焼防止に寄与するよう充実を図る。 ・ 計画建物は、災害時に、施設関係者や利用者が迅速かつ安全に避難できる動線を確保する。 ・ 日常の生活動線を避難経路にする等、誰にでも分かりやすい避難動線計画を検討する。 ・ 球技専用スタジアム、(新)とどろきアリーナ・スポーツセンターについては、災害時においても、最低限の施設機能が維持できるよう、非常用発電設備を設置する。 ・ 緊急地震速報（予報）を配信事業者から受信し、川崎市内で震度4以上が予想される場合、館内放送から自動で知らせる設備を設置する。 ・ 防災倉庫を整備する。 ・ 防災訓練等を地域と連携して行うことで、地域コミュニティの形成や防災意識の向上を図る。

表 11-1(3) 環境配慮項目に関する措置

選定した環境配慮項目	環境配慮項目に関する措置	
	工事中	供用時
生物多様性	—	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り計画地の環境特性に適合した樹種や食餌木を採用する。 ・多摩川緑地との緑の連続性をできる限り確保する。
地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械のオペレーターに対し、アイドリングストップ等の実施を指導する。 ・工事用車両は、できる限り最新の低公害・低燃費車の使用に努める。 ・工事用車両の運転者に対し、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導する。 	—

表 11-1(4) 環境配慮項目に関する措置

選定した環境配慮項目	環境配慮項目に関する措置	
	工事中	供用時
気候変動の影響への適応	—	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房設備や給湯機器は、可能な限りエネルギー効率の高い、新しい設備機器を導入し、人工排熱の抑制を図る。 ・外壁の断熱性を高めるとともに、導入可能な範囲で複層ガラスを採用することにより、冷暖房設備の利用による人工排熱の抑制に努める。 ・雨水流出抑制対策として、球技専用スタジアム、(新)とどろきアリーナ・スポーツセンター、(新)等々力陸上競技場については、地下に雨水貯留施設を設置する。 ・計画建物出入り口等に止水板の設備を設ける等、屋内への浸水防止に努める。 ・高木の植栽により緑陰のある空間を創出する。 ・緑化地の効果が継続的に確保できるよう、適切に維持管理を行う。
資源	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事にあたっては、可能な範囲で再生材の使用に努める。 ・型枠材は、繰り返し使用できる型枠を使用するなど、材料や工法に配慮する。 ・資材調達の際は、低炭素の建築資材の活用に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者等に対して、掲示板、張り紙等により、ごみの発生抑制や分別排出の徹底を促し、ごみの減量化やリサイクルの推進に努める。 ・雨水の再利用設備の導入や節水型器具の採用等により、水資源の有効利用を図る。

第 12 章 環境影響の総合的な評価

第 12 章 環境影響の総合的な評価

計画地は、昭和 16(1941)年に、等々力緑地として都市計画決定された区域（約 56.4ha）のうち、現在、都市公園として告示されている区域（約 36.6ha）に、下水処理施設上部区域及び中央新幹線非常口上部区域を加えた区域となっている。

計画地は、川崎市のほぼ中央に位置し、JR 南武線・横須賀線、東急東横線・目黒線武蔵小杉駅から約 1km にある。周辺の幹線道路としては、南西側に国道 409 号（府中街道）、北側に市道主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）、南側約 200m に県道主要地方道丸子中山茅ヶ崎（中原街道）が通っている。

また、計画地の大部分が多摩川の旧堤道路に囲まれた旧河道であり、昭和 37(1962)年から緑地内の施設整備が行われた本市を代表する総合公園である。特に、運動施設が充実しており、陸上競技場は J リーグ・川崎フロンターレ、とどろきアリーナは B リーグ・川崎ブレイブサンダースの本拠地として利用されるなど、本市を代表するスポーツ拠点となっている。その他、ふるさとの森、四季園、21 世紀の森などのまとまった緑地や、釣りなどのレクリエーションができる池、イベントの開催も可能などどろきアリーナなど様々な施設を有している。

本事業の目的は、「等々力緑地再編整備実施計画」（令和 4(2022)年 2 月改定）に示す「等々力緑地の目指すべき将来像」を実現し、公園緑地の新たな価値向上を図り、等々力緑地を日常的に賑わう地域の核となる空間とすることとしている。

選定した環境影響評価項目について、環境影響評価を行った結果は、表 12-1(1)～(14)に示すとおりである。

本事業を実施することにより、温室効果ガス、大気質、振動、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、植物、動物、生態系、人と自然とのふれあい活動の場、景観（景観、圧迫感）、日照障害、テレビ受信障害、風害、コミュニティ施設及び地域交通（交通安全、交通混雑）については、環境負荷を生じさせる可能性があるものの、環境保全のための措置を講じることにより、その影響を低減し、環境保全目標を満足することができると考える。

緑の質及び緑の量については、植栽の維持管理計画を作成し、適切な剪定、施肥、病虫害防除、除草、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図るとともに、目標とする緑被率等及び緑の量的水準を満足し、緑の適切な回復育成が図られると評価する。騒音については、工事用車両の走行及び施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音（等価騒音レベル）の予測結果のうち、一部の予測地点で環境保全目標を上回ると予測した。工事の実施にあたっては、工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うとともに、走行ルートを分散することで工事用車両の走行台数を調整し、影響の低減を図っていく。また、供用時には、従業員に対し、路線バスや電車等の公共交通機関の利用を要請するなどの環境保全のための措置を講ずる。

このほか、事業実施にあたっては、環境影響評価項目以外にも、地域環境の保全の見地から配慮を要する項目及び地球環境の保全の見地から配慮を要する項目（光害、地震時等の災害、生物多様性、地球温暖化対策、気候変動の影響への適応、資源）に対して、環境への影響を実行可能な範囲で低減するために、環境配慮措置を講じる計画である。

したがって、本事業は、環境への影響に対し、実行可能な範囲で適切に配慮した計画であると評価する。

表 12-1(1) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
温室効果ガス	温室効果ガス	<p>ア 供用時</p> <p>(ア) 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度</p> <p>本事業では、温室効果ガス排出量の削減対策を講じる計画であり、本事業全体の温室効果ガス排出量は約 5,244t-CO₂/年、標準的な温室効果ガスの排出量は約 5,071t-CO₂/年、温室効果ガスの排出削減量は約 173t-CO₂/年であり、標準的な温室効果ガスの排出量と比較すると、その削減の程度は約 3.3%と予測した。</p> <p>本事業では、断熱性能及び気密性能に優れた部材の選定等による建築的配慮により、熱負荷を低減するなどの環境保全のための措置を講ずる。</p> <p>以上のことから、温室効果ガスの排出量の抑制が図られるものと評価する。</p>

表 12-1(2) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果
大気	<p>大気質</p> <p>ア 工事中</p> <p>(ア) 建設機械の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質） 建設機械の稼働に伴う長期予測濃度の最大値は、工事開始後 9～20 ヶ月目において、二酸化窒素（日平均値の年間 98% 値）は 0.037ppm となり環境保全目標（0.06ppm 以下）を満足し、浮遊粒子状物質（日平均値の年間 2% 除外値）は 0.037mg/m³となり環境保全目標（0.10mg/m³以下）を満足すると予測した。 また、短期予測濃度の最大値は、工事開始後 9 ヶ月目、13 ヶ月目、17 ヶ月目、19 ヶ月目、21 ヶ月目、25 ヶ月目及び 33 ヶ月目において、二酸化窒素（1 時間値の最大）は 0.115～0.192ppm となり、環境保全目標（0.2ppm 以下）を満足すると予測した。また、浮遊粒子状物質（1 時間値の最大）は 0.051～0.065mg/m³となり、環境保全目標（0.20mg/m³以下）を満足すると予測した。 工事の実施にあたっては、建設機械は、可能な限り最新の排出ガス対策型の機械を使用するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、計画地周辺の大気質に著しい影響を及ぼすことはないと評価する。</p> <p>(イ) 工사용車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質） 工사용車両の走行に伴う長期予測濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98% 値）は 0.034ppm となり環境保全目標（0.06ppm 以下）を満足し、浮遊粒子状物質（日平均値の年間 2% 除外値）は 0.034mg/m³となり環境保全目標（0.10mg/m³以下）を満足すると予測した。 工事の実施にあたっては、工사용車両は、可能な限り最新の低公害・低燃費車を使用するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、道路沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないと評価する。</p> <p>イ 供用時</p> <p>(ア) 冷暖房施設等の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素） 冷暖房施設等の稼働に伴う二酸化窒素の長期予測濃度（日平均値の年間 98% 値）は 0.034ppm となり、環境保全目標（0.06ppm 以下）を満足すると予測した。 本事業の実施にあたっては、可能な限り低 NO_x 型でエネルギー効率の高い燃焼機器を導入するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、計画地周辺の大気質に著しい影響を及ぼすことはないと評価する。</p> <p>(イ) 駐車場の利用に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質） 駐車場の利用に伴う長期予測濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98% 値）が 0.033ppm となり環境保全目標（0.06ppm 以下）を満足し、浮遊粒子状物質（日平均値の年間 2% 除外値）が 0.034mg/m³となり環境保全目標（0.10mg/m³以下）を満足すると予測した。 本事業の実施にあたっては、駐車場内にアイドリングストップ等、エコドライブの看板を設置し、運転者に対し実施を促すなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、計画地周辺の大気質に著しい影響を及ぼすことはないと評価する。</p> <p>(ウ) 施設関連車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質） 施設関連車両の走行に伴う長期予測濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98% 値）が 0.034ppm となり環境保全目標（0.06ppm 以下）を満足し、浮遊粒子状物質（日平均値の年間 2% 除外値）が 0.034mg/m³となり環境保全目標（0.10mg/m³以下）を満足すると予測した。 本事業の実施にあたっては、駐車場内にアイドリングストップ等、エコドライブの看板を設置し、運転者に対し実施を促すなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、道路沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないと評価する。</p>

表 12-1(3) 環境影響評価の結果

環境影響 評価項目	環境影響評価の結果
騒音・ 振動・ 低周波音	<p>騒音</p> <p>ア 工事中</p> <p>(ア) 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音（騒音レベル） 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音（L_5）は、工事開始後 9 ヶ月目、13 ヶ月目、17 ヶ月目、19 ヶ月目、21 ヶ月目、25 ヶ月目及び 33 ヶ月目において 66.4～79.5 デシベルとなり、いずれも環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測した。 工事の実施にあたっては、建設機械は可能な限り最新の低騒音型の機械を使用するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないものと評価する。</p> <p>(イ) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（等価騒音レベル） 工事用車両のピーク日において負荷が最大となる走行台数を設定した場合の道路交通騒音（等価騒音レベル）は、最大で 59.1～65.4 デシベルとなり、No.1 西側及び No.3～7 で環境保全目標を上回ると予測した。 予測地点 No.3 東側及び No.7 については、工事中基礎交通量においてすでに環境保全目標の値を上回る、あるいは同程度である。予測においては、負荷が最大となる走行台数を設定したが、工事の実施にあたっては、工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うとともに、走行ルートを分散することで工事用車両の走行台数を調整し、影響の低減を図っていく。 さらに、工事の実施にあたっては、周辺交通状況を勘案し、適宜、工事用車両の走行時間や走行台数を調整するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、道路沿道の生活環境の保全に著しい影響を及ぼすことはないとは評価する。</p> <p>イ 供用時</p> <p>(ア) 冷暖房施設等の稼働に伴う騒音（騒音レベル） 冷暖房施設等の稼働に伴う騒音（騒音レベル（L_5））の最大値は、計画地周辺の地上 1.2m の高さで、朝が 33.0～47.1 デシベル、昼間・夕が 33.9～47.1 デシベル、夜間が 33.0～44.3 デシベル、地上 4.2m の高さで、朝が 33.1～47.8 デシベル、昼間・夕が 34.4～47.9 デシベル、夜間が 33.0～44.6 デシベルであり、いずれも環境保全目標（昼間 50～55 デシベル以下／朝・夕 45～50 デシベル以下／夜間 40～45 デシベル以下）を満足すると予測した。 本事業の実施にあたっては、設備機器は可能な限り最新の低騒音型の機器を採用するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p> <p>(イ) 駐車場の利用に伴う騒音（等価騒音レベル） 駐車場の利用に伴う騒音（等価騒音レベル）は、昼間は 50.6～54.4 デシベル、夜間は 39.4～43.2 デシベルとなり、環境保全目標（A 及び B 地域：昼間 55 デシベル以下、夜間 45 デシベル以下）を満足すると予測した。 本事業の実施にあたっては、駐車場内にアイドリングストップ等、エコドライブの看板を設置し、運転者に対し実施を促すなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p> <p>(ウ) 施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音（等価騒音レベル） 施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音（等価騒音レベル）は、平日においては、昼間は 55.4～65.8、夜間は 49.1～60.2 デシベルとなり、昼間は No.1 西側、No.3 東側、No.4、No.7、No.8、夜間は No.3 東側、No.8 で環境保全目標を上回ると予測したが、これらのうち昼間は予測地点 No.3 東側、No.7、No.8、夜間は予測地点 No.8 については、将来基礎交通量においてすでに環境保全目標の値を上回る、あるいは同程度である。 休日においては、昼間は 55.3～63.6、夜間は 49.1～64.2 デシベルとなり、昼間は No.3 東側、No.8 南側、夜間は No.1、No.3 東側、No.4、No.7、No.8 で環境保全目標を上回ると予測したが、これらの予測地点については、将来基礎交通量においてすでに環境保全目標の値を上回る、あるいは同程度である。 本事業の実施にあたっては、従業員に対し、路線バスや電車等の公共交通機関の利用を要請するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、道路沿道の生活環境の保全に著しい影響を及ぼすことはないとは評価する。</p>

表 12-1(4) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果
騒音・振動・低周波音	<p>ア 工事中</p> <p>(ア) 建設機械の稼働に伴う建設作業振動（振動レベル(L₁₀）） 建設機械の稼働に伴う建設作業振動（振動レベル(L₁₀））の最大値は、工事開始後 9 ヶ月目、13 ヶ月目、17 ヶ月目、19 ヶ月目、21 ヶ月目、25 ヶ月目及び 33 ヶ月目において 66.2～73.8 デシベルとなり、いずれも環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測した。 工事の実施にあたっては、施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないものと評価する。</p> <p>(イ) 工用車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル(L₁₀）） 工用車両の走行に伴うピーク日における道路交通振動（振動レベル(L₁₀））の最大値は、昼間が 35.9～47.4 デシベルとなり、全ての予測地点において環境保全目標（65 デシベル以下）を満足すると予測した。また、夜間が 31.4～43.2 デシベルとなり、全ての予測地点において環境保全目標（60 デシベル以下）を満足すると予測した。 工事の実施にあたっては、工用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、道路沿道の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p> <p>イ 供用時</p> <p>(ア) 施設関連車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル(L₁₀）） 施設関連車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル(L₁₀））の最大値は、平日は昼間が 34.5～48.5 デシベル、夜間が 33.9～44.6 デシベル、休日は昼間が 35.1～42.5 デシベル、夜間が 33.0～42.0 デシベルとなり全ての予測地点において環境保全目標を満足すると予測した。また、予測式の適用範囲外となったため、将来交通量による振動レベルの予測を示していない No.5（平日及び休日の昼間・夜間）、No.6（休日の夜間）については、交通量が少ないことから、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないと予測した。 本事業の実施にあたっては、従業員に対し、路線バスや電車等の公共交通機関の利用を要請するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、道路沿道の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>
廃棄物等	<p>ア 供用時</p> <p>(ア) 供用時に発生する事業系一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法 本事業の供用時に発生する事業系一般廃棄物は、約 3,748kg/日と予測した。これらの事業系一般廃棄物は、集積所にて分別保管した後、一般廃棄物処理業の許可を有する業者に委託すること等により、収集・運搬・処分が適正に行われると予測した。本事業の実施にあたっては、施設利用者や入居テナント等に対して、掲示板、張り紙等により、事業系一般廃棄物の発生抑制の協力及び分別排出の徹底を促し、事業系一般廃棄物の減量化やリサイクルの推進に努めるなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、資源の循環が図られるとともに、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないものと評価する。</p>

表 12-1(5) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果
産業廃棄物 廃棄物等	<p>ア 工事中</p> <p>(ア) 工事中に発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法 既存建物等の解体に伴い発生する産業廃棄物の発生量及び再資源化量は、発生量が約 74,529 t、再資源化量が約 73,725 t と予測した。 計画建物の建設に伴い発生する産業廃棄物の発生量及び再資源化量は、発生量が約 3,905 t、再資源化量が約 3,835 t と予測した。 また、建設汚泥の発生量及び再資源化量は、発生量が約 43,010 m³、再資源化量が約 40,860 m³ と予測した。 工事中に発生する産業廃棄物は、計画地内で分別した後、産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託すること等により、収集・運搬・処分の適正な処理が確保されると予測した。 工事の実施にあたっては、建設資材等の搬入において、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ることや、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令に基づき、発生抑制に努めるとともに、発生する建設廃棄物は作業場内で分別管理を徹底し、品目に応じて処理することにより、可能な限り再資源化を図るなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、資源の循環が図られるとともに、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないものと評価する。</p> <p>イ 供用時</p> <p>(ア) 供用時に発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法 供用時に発生する産業廃棄物は、発生量が約 1,512kg/日、再資源化量が約 1,038kg/日と予測した。これらの産業廃棄物は、集積所にて分別保管した後、産業廃棄物処理業の許可を有する業者等に委託することで、収集・運搬・処分が適正に行われると予測した。 本事業の実施にあたっては、施設利用者や入居テナントに対して、産業廃棄物の発生抑制の協力及び分別排出の徹底を促すなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、資源の循環が図られるとともに、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないものと評価する。</p>
建設発生土	<p>ア 工事中</p> <p>(ア) 建設発生土の発生量及び処理・処分方法 場内発生土は約 156,280 m³、盛土として再利用する量は約 5,340 m³、建設発生土の量（場外搬出）は約 150,940 m³ と予測した。 建設発生土の処理・処分については、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」等に基づき、許可を得た処分地に搬出し、適正に処理すると予測した。 工事の実施にあたっては、建設発生土は、計画地内で埋め戻し土や盛土としての再利用を検討するとともに、計画地内での再利用が困難な場合、可能な限り他の建設工事で再利用するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、資源の循環が図られるとともに、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないものと評価する。</p>

表 12-1(6) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
生物	植物	<p>ア 工事中</p> <p>(ア) 造成工事等の実施に伴う植物相、植物群落及び生育環境の変化の内容及びその程度 造成工事等により「シイ・カシ群落」、「植栽樹群（高木タイプ）」、「植栽樹群（低木タイプ）」等の樹林地、「シバ群落」、「路傍・空地雑草群落」等の草地が改変されるが、それらは、等々力緑地の整備事業の一環として植栽され、維持管理されてきたものである。本事業では、新たに樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する計画であり、工事完了後の樹林地及び草地の面積は現況と同程度となっている。また、植栽計画にあたっては、計画地の環境特性に適合した樹種の選定を検討する。現況地形を生かした造成を計画していることから、地形・地質の状況に大きな改変は生じない。</p> <p>また、注目される種であるクゲヌマランの生育株及び生育地の多くは改変されるが、計画地内には現況の生育地と同様の環境が残るとともに、一部の個体は移植等の保全措置を実施する。また、新たな緑地の整備にあたってはクゲヌマランの生育地で確認された樹種も選定する計画である。</p> <p>以上のことから、植物相、植物群落及び生育環境に著しい変化は及ぼさないものと予測した。</p> <p>本事業の実施にあたっては、緑地の改変をできる限り回避するよう、建設機械の稼働位置や仮囲いの設置位置等を検討するなどの環境保全のための措置を講ずる。</p> <p>以上のことから、造成工事等の実施に伴う植物への影響について、適切な保全・回復が図られると評価する。</p>
	動物	<p>ア 工事中</p> <p>(ア) 造成工事等の実施に伴う動物相及び生息環境の変化の内容及びその程度 造成工事等により「シイ・カシ群落」、「植栽樹群（高木タイプ）」、「植栽樹群（低木タイプ）」等の樹林地、「シバ群落」、「路傍・空地雑草群落」等の草地が改変されることから、それらを主たる生息環境とする動物種は、生息環境が一部改変されることになるが、本事業では、新たに樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する計画であり、工事完了後の樹林地及び草地の面積は現況と同程度となっている。また、計画地北側の下水道処理施設上部区域において緑地を設けることで多摩川緑地との連続性が確保され、動物の移動に寄与するものと予測した。これらのことから、動物の生息環境は維持・回復するものと予測した。また、建設機械の稼働に伴う騒音による影響が考えられるが、低騒音型の建設機械の採用に努める計画である。よって、動物に著しい影響は及ぼさないものと予測した。</p> <p>釣池については、かいぼり工事を実施することから、魚類等の水生動物の生息環境の大部分が一時的に消失するが、かいぼり工事完了後には水を貯めて現況と同様の状況になること、釣池に生息する魚類は放流に由来するものと考えられることから、水生動物に著しい影響は及ぼさないものと予測した。</p> <p>本事業の実施にあたっては、緑地の改変をできる限り回避するよう、建設機械の稼働位置や仮囲いの設置位置等を検討するとともに、建設機械は、可能な限り最新の低騒音型の機械を使用するなどの環境保全のための措置を講ずる。</p> <p>以上のことから、造成工事等の実施に伴う動物への影響について、適切な保全・回復が図られると評価する。</p>

表 12-1(7) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
生物	生態系	<p>ア 工事中</p> <p>(ア) 造成工事等の実施に伴う生態系の変化の内容及びその程度 計画地は、等々力緑地の整備事業の一環として植栽され、維持管理されてきた樹林地や草地、釣池として利用されている水域などの環境により構成されている。 造成工事等により「樹林地」、「草地」が改変されるが、それらは、等々力緑地の整備事業の一環として植栽され、維持管理されてきたものである。 本事業では、新たに樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する計画であり、工事完了後の樹林地及び草地の面積は現況と同程度となっていることから生息・生育環境に著しい影響は及ぼさないものと予測した。 水域等については、釣池のかいぼり工事を実施することから、魚類等の水生動物の生息環境の大部分が一時的に消失するが、かいぼり工事完了後には水を貯めて現況と同様の状況になること、釣池に生息する魚類は放流に由来するものと考えられることから、生態系の変化に著しい影響は及ぼさないものと予測した。 工事中は、生息環境の改変、建設機械の稼働及びそれらに伴う餌生物の減少等による影響が考えられるが、本事業では、新たに樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する計画であり、工事完了後の樹林地及び草地の面積は現況と同程度となっていること、低騒音型の建設機械の採用に努める計画であることから注目される種に著しい影響は及ぼさないものと予測した。 本事業の実施にあたっては、緑地の改変をできる限り回避するよう、建設機械の稼働位置や仮囲いの設置位置等を検討するとともに、建設機械は、可能な限り最新の低騒音型の機械を使用するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、造成工事等の実施に伴う生態系への影響について、適切な保全・回復が図られるものと評価する。</p>

表 12-1(8) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果
緑	<p>ア 供用時</p> <p>(ア) 植栽予定樹種の環境適合性、植栽基盤の適否及び必要土壌量</p> <p>本事業における主要植栽予定樹種の環境適合性について、「川崎市緑化指針」では、緑化樹木の地域特性として「臨海部」、「低地部」、「丘陵部」の記載があり、計画地の環境特性と考えられる「低地部」の樹種としては、主要植栽予定樹種 39 種のうち 35 種が該当している。また、その他の既存資料によると、6 種が潜在自然植生の構成種、4 種が代償植生の構成種に該当する。また、現地調査結果としては、植生調査において計画地内で生育が確認された種は 32 種であり、主要植栽予定樹種の多くが確認されている。樹木活力度調査結果によると、主要植栽予定樹種 39 種のうち 11 種が A (良好、正常なもの)、21 種が B (普通、正常に近いもの) に該当する。よって、主要植栽予定樹種は、計画地の環境特性に適合するものと予測した。</p> <p>また、主要植栽予定樹種には、「川崎市緑化指針」等において耐陰性を持つ樹種として記載されているものが多く含まれる。本事業では、日照条件に応じた樹種を選定し、適切に配植する計画である。また、花や紅葉等が美しい樹木など季節が感じられる樹種を選定するほか、生物多様性の視点を考慮する計画であり、主要植栽予定樹種の多くが見所を有する樹種に該当している。よって、主要植栽予定樹種は、新たに創出される生育環境の特性に適合するものと予測した。</p> <p>計画地内の土壌は、現地調査の結果より、石礫が混じっている状況が確認されている。また、場所によっては、土壌硬度が高いといった状況から、排水性能及び保水性能の不足が懸念される。土壌の理化学性（物理性・化学性）の分析結果では、有効水分保持量、飽和透水係数、有効態リン酸の値が基準値よりも低いといったことが確認されている。一方で、乾湿の区分は全体的に半乾～湿であり、地点 A 及び地点 B の最下層の部分以外では植物根の存在が確認されている。また、植栽土壌調査地点の近くでは、樹木や草本が生育している状況である。計画地内の樹木は、樹木活力度の現地調査結果のとおり、127 種中 123 種が活力度 A もしくは B であり、全体的に良好である。よって、計画地内の土壌は、必要に応じて耕耘による土壌改良や施肥を実施し、排水性能、保水性能及び栄養分を改善することで利用可能と予測した。</p> <p>また、本事業の植栽にあたって必要な土壌量は、約 2,030 m³と予測した。</p> <p>本事業では、植栽の維持管理計画を作成し、適切な剪定、施肥、病虫害防除、除草、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図るなどの環境保全のための措置を講ずる。</p> <p>以上のことから、緑の適切な回復育成が図られると評価する。</p>
	<p>ア 供用時</p> <p>(ア) 緑被の変化及び全体の緑の構成</p> <p>本事業における緑被率は約 29.6%であり、「川崎市環境影響評価等技術指針」に基づく緑被率 (25.0%) 以上の緑被面積を確保すると予測した。本事業における植栽樹木本数は、高木 1,808 本、中木 3,616 本及び低木 43,401 本であり、高木と中木は植栽本数の標準に対して不足するが、低木に代替することにより、「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を満足すると予測した。</p> <p>本事業では、「ふるさとの森」、「21 世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺など、まとまった緑地を可能な限り現位置で保全するなどの環境保全のための措置を講ずる。</p> <p>以上のことから、緑の適切な回復育成が図られると評価する。</p>

表 12-1(9) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果
人と自然とのふれあい活動の場	<p>ア 工事中</p> <p>(ア) 工事の実施に伴う人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変の程度、機能の変化の程度及び利用経路等に与える影響の程度</p> <p>本事業の工事は、段階的に整備を進めていく計画であり、整備が完了した範囲から順次供用を開始していく計画である。そのため、整備中の範囲は利用不可となる期間があるものの、未整備もしくは整備完了後の範囲は利用可能であり、また、必要に応じて、仮設動線の確保や利用者に対する誘導を行う計画である。「ふるさとの森」、「21世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺等のまとまった緑地は、一部を改変するものの、可能な限り現位置で保全する計画である。以上のことから、場の改変があるほか、一時的に利用可能な範囲の縮小、場までの利用経路の限定が生じるものの、人と自然とのふれあい活動の場の機能に大きな変化はなく、場までの利用経路等にも著しい影響を与えることはないものと予測した。</p> <p>計画地周辺の人と自然とのふれあい活動の場としては、「多摩川」及び「二ヶ領用水」が存在するが、本事業による場の改変はなく、場の機能の変化もないものと予測した。また、多摩川までの利用経路の一つとして、等々力緑地内の道路や園路の利用が考えられ、整備中の範囲は利用不可となる期間があるものの、他の利用経路からのアクセスが可能である。「二ヶ領用水」については、本事業による利用経路の分断はない。よって、場までの利用経路に著しい影響を与えることはないものと予測した。</p> <p>本事業の実施にあたっては、人と自然とのふれあい活動の場の改変をできる限り回避するよう、建設機械の稼働位置や仮囲いの設置位置等を検討するなどの環境保全のための措置を講ずる。</p> <p>以上のことから、計画地及びその周辺における自然とのふれあい活動に支障はないと評価する。</p>
	<p>イ 供用時</p> <p>(ア) 再編整備に伴う人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変の程度、機能の変化の程度及び利用経路等に与える影響の程度</p> <p>本事業では、「ふるさとの森」、「21世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺等のまとまった緑地は、一部を改変するものの、可能な限り現位置で保全する計画である。また、新たに樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する計画である。広場等は、現況の機能をできる限り残しつつ、等々力緑地全体の利用を考慮して再配置する計画である。以上のことから、場の改変は生じるものの、現況の機能をできる限り残しつつ、新たに利用可能な場が創出されることから、自然とのふれあい活動の場の機能に大きな変化はないものと予測した。</p> <p>また、本事業の歩行者動線計画は、「第1章 指定開発行為の概要 5 指定開発行為の内容 (6) 交通動線計画(p.61,64 参照)」に示したとおりであり、等々力緑地のメインエントランスは、現況と同様に正面広場とするとともに、周辺からのアクセスを考慮したサブエントランスを整備する計画である。また、等々力緑地内は、「アクティビティループ」等の園路や広場をつなぎ、公園の一体感、回遊性の向上を図る。さらに、園路は誰もが安全に利用できる幅員、構造とするとともに、バリアフリー動線を確保、等々力緑地の内部に極力、車両を引き込まない計画とすることで、利用者にとって安全・安心な空間となるよう配慮する。よって、等々力緑地の自然とのふれあい活動の場までの利用経路等については、安全性や利便性が向上するものと予測した。</p> <p>計画地周辺の人と自然とのふれあい活動の場としては、「多摩川」及び「二ヶ領用水」が存在するが、本事業による場の改変はなく、場の機能の変化もないものと予測した。また、本事業では、等々力緑地と多摩川との連絡路（中央新幹線非常口上部区域と多摩川を結ぶ橋、下水処理施設上部区域と多摩川を結ぶ橋）を新たに整備する計画である。そのため、将来は多摩川へのアクセスのしやすさが向上し、人と自然とのふれあい活動の場として、等々力緑地と多摩川の一体的な利用が可能となるものと予測した。「二ヶ領用水」については、本事業による利用経路の分断はない。よって、場までの利用経路に著しい影響を与えることはないものと予測した。</p> <p>本事業の実施にあたっては、芝生広場外周部には樹木を配置し、緑に囲まれたオープンスペースを創出するとともに、緑陰空間を確保するなどの環境保全のための措置を講ずる。</p> <p>以上のことから、計画地及びその周辺における自然とのふれあい活動に支障はないと評価する。</p>

表 12-1(10) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果
景観 景観・圧迫感	<p>ア 供用時</p> <p>(ア) 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <p>計画地の再編整備にあたっては、計画地内のまとまった緑地と水辺は、可能な限り現位置で保全し、計画地外周部の緑を可能な限り充実することで、周辺緑地との緑の連続性や地域景観との調和に配慮した植栽を施す計画としていることから、主要な景観要素の改変はなく、地域景観の特性の変化はないと予測した。</p> <p>代表的な眺望地点からの眺望は、予測地点 L1,3,4,5 (近景域) では、計画建物の出現や新たな景観が形成されることによって眺望は変化すると予測した。予測地点 L2 (近景域) 及び予測地点 L6,7 (中景域) では、計画建物の大部分が道路沿いの建物や樹木によって遮られ、視認できるものは現況とほとんど変わらない。また、スカイラインもほとんど変わらないことから、眺望の変化は小さいと予測した。また、予測地点 L8,9 (中景域) では、計画地を視認することはできないことから、眺望の変化はないものと予測した。</p> <p>本事業の実施にあたっては、川崎市景観計画を踏まえ、地域景観との調和に配慮した色彩やデザインとするなどの環境保全のための措置を講ずる。</p> <p>以上のことから、景観については、周辺環境と調和が保たれると評価する。</p> <p>(イ) 圧迫感の変化の程度</p> <p>供用時の形態率は、地点 P1 が約 17.0%、P2 が約 21.0%、P3 が約 5.1%、P4 が約 18.4%、P5 が約 3.9%と予測した。いずれの予測地点ともに、計画建物が占める形態率の割合は半分以下であり、形態率の増加分は約 0.1~3.2 ポイントと現況の形態率からの変化量は少ないことから、本事業の実施による著しい圧迫感の変化はないものと予測した。</p> <p>本事業の実施にあたっては、計画建物については、川崎市景観計画を踏まえ、地域景観との調和に配慮した色彩やデザインとするなどの環境保全のための措置を講ずる。</p> <p>以上のことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>
建造物の影響 日照障害	<p>ア 供用時</p> <p>(ア) 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度、日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>冬至日 (平均地盤面±0m) において日影の範囲に含まれる既存建物は 253 棟であり、その内訳は、日影時間 1 時間未満が 221 棟、1 時間以上 2 時間未満が 29 棟、2 時間以上 3 時間未満が 3 棟、3 時間以上は 0 棟と予測した。それらの既存建物のうち、特に日照障害に配慮すべき施設は 2 棟と予測した。</p> <p>また、関係法令に基づく日影規制の測定水平面における日影 (冬至日の平均地盤面+4 m) は、日影規制が定められている区域に及ぶことはないと予測した。</p> <p>本事業の実施にあたっては、計画建物を敷地境界からセットバックし、日影の影響に配慮した建物配置とする環境保全のための措置を講ずる。</p> <p>以上のことから、計画地周辺の住環境に著しい影響を与えないと評価する。</p>

表 12-1(11) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
構造物の影響	テレビ受信障害	<p>ア 供用時</p> <p>(ア) 計画建物の存在により発生するテレビ受信障害の程度及び範囲（地上デジタル放送及び衛星放送）</p> <p>計画建物により地上デジタル放送の遮へい障害を及ぼす可能性のある範囲は、東京スカイツリー局が計画地敷地境界から南西方向に最大約 520m、横浜局が北方向に最大約 260mまで及ぶと予測した。受信障害範囲に位置する既存建物の棟数は 915 棟であるが、このうち CATV に加入している建物は 264 棟であるため、地上デジタル放送の受信障害を受ける建物棟数は 651 棟と予測した。</p> <p>なお、地上デジタル放送の反射障害については、地上デジタル放送波が電気的な雑音の影響を受けにくく、反射障害に強い伝送方式を採用している。また、主な計画建物の壁面は、反射障害が生じにくいコンクリートを採用する計画であることから、影響はないものと予測した。</p> <p>計画建物により衛星放送の遮へい障害を及ぼす可能性のある範囲は、計画地敷地境界から北東方向に最大約 15mまで及ぶと予測し、受信障害範囲に位置する既存建物の棟数は、合計 2 棟と予測した。</p> <p>本事業の実施にあたっては、工事中におけるクレーンの未使用時には、ブームを電波到来方向に向けるなど、適切な障害防止対策を講ずる。また、受信障害に関する問い合わせがあった場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、必要な対策を実施するなどの環境保全のための措置を講ずる。</p> <p>以上のことから、良好な受信画質が維持され、かつ、現状を悪化させないものと評価する。</p>
	風害	<p>ア 供用時</p> <p>(ア) 風向、風速の状況及びそれらの変化する地域の範囲並びに変化の程度、年間における風速の出現頻度</p> <p>計画地周辺の主風向である北北西及び南の風における風向及び風速の状況は、計画地及びその周辺において風向及び風速が変化するものの、著しい変化はないものと予測した。</p> <p>計画建物建設前の風環境は、計画地及びその周辺ともに概ね領域 A の風環境である。計画建物建設後の風環境は、領域 A から領域 B に変化する地点が 1 地点（測定点 80）、領域 B から領域 A に変化する地点が 8 地点（測定点 51～56、60、63）出現するが、83 地点の領域区分は変化しないと予測した。よって、計画建物建設後の風環境は、建設前と同様に、計画地及びその周辺ともに概ね領域 A の風環境であり、ほとんど変化はないものと予測した。</p> <p>本事業の実施にあたっては、計画地内の緑化に努め、風環境の維持に努めるなどの環境保全のための措置を講ずる。</p> <p>以上のことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障を及ぼさないと評価する。</p>

表 12-1(12) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果
コミュニティ施設	<p>ア 工事中</p> <p>(ア) 工事の実施に伴う集会施設及び公園等に及ぼす影響の程度 本事業の工事は、段階的に整備を進めていく計画であり、整備が完了した範囲から順次供用を開始していく計画である。 研修室がある既存のとどろきアリーナは解体する計画であるが、新たに建設するビクターセンター内に集会を行うことが可能な部屋を設ける計画であることから、工事の実施が集会施設に著しい影響を及ぼすことはないと予測した。 また、「ふるさとの森」、「21世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺等のまとまった緑地は、一部を改変するものの、可能な限り現位置で保全する計画である。催し物広場、運動広場・多目的広場等は、整備中の範囲は利用不可となる期間があるものの、完成した（新）催し物広場、（新）運動広場・多目的広場等は順次供用を開始する計画であるため、工事の実施が公園等の利用に著しい影響を及ぼすことはないと予測した。 本事業の実施にあたっては、コミュニティ施設の利用不可となる期間ができるだけ短くなるよう、工事工程等を検討・調整するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、本事業の工事の実施により、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼすことはないと評価する。</p> <p>イ 供用時</p> <p>(ア) 再編整備に伴う集会施設及び公園等に及ぼす影響の程度 研修室がある既存のとどろきアリーナは解体する計画であるが、新たに建設するビクターセンター内に集会を行うことが可能な部屋を設ける計画であることから、再編整備が集会施設に著しい影響を及ぼすことはないと予測した。 本事業では、「ふるさとの森」、「21世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺等のまとまった緑地は、一部を改変するものの、可能な限り現位置で保全する計画である。また、新たに樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する計画である。広場等は、現況の機能をできる限り残しつつ、等々力緑地全体の利用を考慮して再配置する計画である。さらに、草地広場、芝生広場、インクルーシブパーク、ストリートスポーツ広場等を新設し、公園としての新たな魅力の創出を図っていく計画であることから、再編整備が公園等の利用に著しい影響を及ぼすことはないと予測した。 本事業の実施にあたっては、既存のコミュニティ施設としての機能をできる限り維持するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、本事業の実施により、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼすことはないと評価する。</p>

表 12-1(13) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域交通</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">交通安全・交通混雑</p>	<p>ア 工事中</p> <p>(ア) 工事用車両の走行により変化する交通安全及び交通混雑に及ぼす影響</p> <p>交通安全に及ぼす影響については、工事用車両の走行ルートは、市道小杉陣屋町 23 号線、市道宮内 104 号線、計画地内を通る市道宮内 104 号線、中央園路等では、概ねマウントアップやガードレール等が設置されており、歩車分離が図られていることから、交通安全は確保されるものと予測した。</p> <p>一方、市道小杉御殿町 11 号線の一部、市道宮内 21 号線、釣池北側から東側に通る道路では、交通安全施設が設置されていないことから、歩行者に対する安全への注意及び配慮が必要であると予測した。また、工事用車両の走行ルート上には通学路が並行または横断する箇所が複数あり、横断歩道や信号が整備されているものの、安全への注意及び配慮が必要であると予測した。</p> <p>交通混雑に及ぼす影響について、工事中交通量のピーク時間帯における交差点需要率は 0.154～0.576 であり、いずれの地点も需要率の上限値 (0.880～0.933) を下回ると予測した。信号交差点の流入車線のうち、工事用車両の走行により交通流が変化する車線の混雑度は、最大で 0.641 であり、円滑な交通処理が可能とされる道路の車線別混雑度 1.0 を下回ると予測した。また、無信号交差点 (予測地点 T7) のピーク時 (17 時台) における北側流入部から市道小杉御殿町 11 号線に流入する交通量 (117 台/時) は、交通容量 (405 台/時) を下回ることから、交通処理は可能と予測した。</p> <p>工事の実施にあたっては、工事用車両の運転者への工事用車両走行ルート上の危険箇所の周知、運転時間の指示及び低速走行等の安全運転並びに周辺道路での駐停車禁止等の指導を徹底し、一般車両及び歩行者の安全を確保する。また、工事用車両の出入口付近には、必要に応じて交通誘導員を配置し、一般車両及び歩行者の安全を確保するとともに、周辺道路の円滑な交通流の確保に努めるなどの環境保全のための措置を講ずる。</p> <p>以上のことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないものと評価する。</p> <p>イ 供用時</p> <p>(ア) 施設関連車両の走行により変化する交通安全及び交通混雑に及ぼす影響</p> <p>施設関連車両の走行ルートは、市道小杉陣屋町 23 号線、市道宮内 58 号線、市道宮内 104 号線、計画地内を通る市道宮内 104 号線等では、概ねマウントアップやガードレール等が設置されており、歩車分離が図られていることから、交通安全は確保されるものと予測した。</p> <p>一方、市道小杉御殿町 11 号線の一部、市道宮内 21 号線では、交通安全施設が設置されていないことから、歩行者に対する安全への注意及び配慮が必要であると予測した。釣池の北側から球技専用スタジアムの東側にかけて整備する外周園路については、現況よりも交通量が増加することが想定されるが、幅員 2m の歩道を設けるとともに、走行速度を 20km/以下に制限するよう表示等を実施することから、交通安全は確保されるものと予測した。また、施設関連車両の走行ルート上には通学路が並行または横断する箇所が複数あり、横断歩道や信号が整備されているものの、安全への注意及び配慮が必要であると予測した。</p> <p>交通混雑に及ぼす影響について、将来交通量のピーク時間帯における交差点需要率は、平日は 0.209～0.757、休日は 0.267～0.704 であり、いずれの地点も需要率の上限値 (平日：0.875～0.933、休日：0.850～0.933) を下回ると予測した。</p> <p>信号交差点の流入車線のうち、施設関連車両の走行により交通流が変化する車線の混雑度は、平日は最大で 0.996、休日は最大で 0.997 であり、円滑な交通処理が可能とされる道路の車線別混雑度 1.0 を下回ると予測した。</p> <p>本事業の実施にあたっては、施設利用に伴う関係車両、従業員等に対し、車両走行ルート上の危険箇所の周知、安全運転及び周辺道路での駐停車禁止等を依頼し、一般車両及び歩行者の安全を確保する。また、施設利用者に対し、スムーズな交通誘導が行える誘導看板等の設置を検討するなどの環境保全のための措置を講ずる。</p> <p>以上のことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないものと評価する。</p>

表 12-1(14) 環境影響評価の結果

環境影響 評価項目	環境影響評価の結果
地域交通 交通安全・交通混雑	<p>(イ) 大規模集客イベント時における歩行者の往来による影響</p> <p>大規模集客イベントの会場である等々力陸上競技場は、本事業により球技専用スタジアムに改築し、観覧席が約 27,500 席から約 35,000 席（屋根のないゼロタッチ席を除く）に増加する計画である。そのため、大規模集客イベント時の歩行者の往来は現況より多くなることが想定され、歩行者交通量の多い時間帯が長くなるものと予測した。一方で、国道 409 号（府中街道）及び県道主要地方道丸子中山茅ヶ崎（中原街道）においては歩道の拡幅及び新設が進められており、該当箇所については、現状よりも混雑の緩和及び安全の確保がしやすい環境になるものと予測した。</p> <p>現在、大規模集客イベント時においては、誘導員による交通整理やシャトルバスによるピストン輸送の実施により混雑緩和を図っている。また、現地調査では、歩行者の往来が一部の時間帯に集中していること、歩道がない生活道路ではピーク時間帯等において歩行者が道路に広がって通行する状況があること、一部の信号交差点付近では乱横断が発生していることが確認されている。そのため、供用時は「等々力緑地内に計画している店舗等の利用を促すことなどによる、大規模集客イベント来場者の来場及び退場時間帯の分散」や「大規模集客イベント参加者に対する交通ルールやマナーの遵守についての注意喚起」など、大規模集客イベント時における混雑緩和や交通安全確保のための対策を関係者間で協議・検討し、適宜実施していく計画である。</p> <p>本事業の実施にあたっては、上記のほか、施設利用者に対し、ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促すなどの環境保全のための措置を講ずる。</p> <p>上記のとおり、現在実施中の取り組みを継続するとともに、必要に応じて取り組みの強化や追加の対策案を関係者間で協議・検討し、適宜実施していく計画であることから、計画地周辺の生活環境の保全に著しい影響はないものと評価する。</p>

第 13 章 事後調査計画

第 13 章 事後調査計画

1 事後調査の目的

事後調査は、事業者自らが工事中及び供用時の環境の状況等について調査を実施し、予測・評価結果の検証を行うとともに、本事業の実施に伴い大きな影響が生じている場合には、新たな環境保全のための措置を適切に講じることにより、環境への影響の低減を図り、適正な事業実施に資することを目的とする。

2 事後調査の項目

事後調査の項目は、「第 9 章 環境影響評価」及び「川崎市環境影響評価等技術指針」に示される事後調査の項目を選定する視点を勘案し、影響の程度が大きい項目、予測の不確実性の高い項目として、表 13-1 に示すとおり選定する。

表 13-1 事後調査の項目

区分	項目	選定する理由
工 事 中	騒音	工事用車両の走行に伴う騒音の影響については、道路沿道の生活環境の保全に著しい影響を及ぼすことはないと評価しているが、予測結果が環境保全目標を上回る地点がある。工事の実施にあたっては、工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うとともに、走行ルートを分散することで工事用車両の走行台数を調整し、影響の低減を図っていくこととしていることから、予測結果が環境保全目標を上回る地点のうち、工事中基礎交通量においてすでに環境保全目標の値を上回る、あるいは同程度である地点を除く地点については、騒音の状況を事後調査で確認する。
	産業廃棄物	工事中に発生する産業廃棄物の、種類、発生量及び処理・処分方法については、資源の循環が図られるとともに、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないものと評価している。一方で、既存建物の解体にあたっては、今後、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物について調査を実施し、適切に対応する計画である。そのため、それらの発生量、処分方法及び飛散等の防止に関する措置の実施状況を把握することを目的に、事後調査を実施する。
	植物	造成工事等の実施に伴う植物への影響については、適切な保全・回復が図られると評価している。注目される種であるクゲヌマランについては、環境保全のための措置として個体の移植等、保全措置を実施することから、クゲヌマランの生育状況を事後調査で確認する。
供 用 時	騒音	施設関連車両の走行に伴う騒音の影響については、道路沿道の生活環境の保全に著しい影響を及ぼすことはないと評価しているが、予測結果が環境保全目標を上回る地点がある。本事業の実施にあたっては、従業員に対し、路線バスや電車等の公共交通機関の利用を要請するなどにより影響の低減を図っていくこととしていることから、予測結果が環境保全目標を上回る地点のうち、将来基礎交通量においてすでに環境保全目標の値を上回る、あるいは同程度である地点を除く地点については、騒音の状況を事後調査で確認する。
	緑の質	緑の質については、緑の適切な回復育成が図られるものと評価しているが、緑の回復育成の予測結果は、植栽後の天候や気象条件により不確実性を伴うことから、環境保全のための措置が効果的に機能しているかを事後調査で確認する。

3 事後調査の内容

(1) 工事中

① 騒音

騒音に係る事後調査の内容は、表 13-2 に示すとおりである。

表 13-2 騒音に係る事後調査の内容（工事中）

調査項目	・ 工事用車両の走行に伴う等価騒音レベル ・ 自動車交通量
調査時期	工事用車両台数（大型車）が最大となる工事開始後19ヶ月目
調査期間	1日（6:00～22:00）
調査地点	予測地点 No.1、No.3～6 の付近
調査方法	「騒音に係る環境基準について」（最終改正平成 24 年、環境省告示第 54 号）及び「JIS Z 8731:2019」に定める測定方法に準拠して行う。

② 産業廃棄物

産業廃棄物に係る事後調査の内容は、表 13-3 に示すとおりである。

表 13-3 産業廃棄物に係る事後調査の内容（工事中）

調査項目	・ 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の発生量及びその処分方法 ・ 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の飛散等の防止に関する措置の実施状況
調査時期	工事中
調査期間	工事中（廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物を使用している建物解体期間中）
調査地点	計画地内とする。
調査方法	工事関係資料により、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の量を把握するとともに、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の飛散等の防止に関する措置について把握する。

③ 植物

植物に係る事後調査の内容は、表 13-4 に示すとおりである。

表 13-4 植物に係る事後調査の内容（工事中）

調査項目	保全措置を実施した注目される種（クゲヌマラン）の生育状況
調査時期	工事中（保全措置実施後 3 年間）
調査期間	1 回／年
調査地点	計画地内とする。
調査方法	現地調査により注目される種（クゲヌマラン）の生育状況を確認する。

(2) 供用時

① 騒音

騒音に係る事後調査の内容は、表 13-5 に示すとおりである。

表 13-5 騒音に係る事後調査の内容（供用時）

調査項目	・施設関連車両の走行に伴う等価騒音レベル ・自動車交通量
調査時期	計画建物完成後の定常状態となった時期
調査期間	平日1回
調査地点	平日昼間：予測地点 No.1、No.4 の付近 平日夜間：予測地点 No.3 の付近
調査方法	「騒音に係る環境基準について」（最終改正平成 24 年、環境省告示第 54 号）及び「JIS Z 8731:2019」に定める測定方法に準拠して行う。

② 緑の質

緑の質に係る事後調査の内容は、表 13-6 に示すとおりである。

表 13-6 緑の質に係る事後調査の内容（供用時）

調査項目	・植栽樹木の樹木活力度 ・植栽樹木の維持管理状況
調査時期	①（新）とどろきアリーナ・スポーツセンターの工事完了後3年目の夏頃の適切な時期 ②全体の工事完了後3年目の夏頃の適切な時期
調査範囲	①（新）とどろきアリーナ・スポーツセンターの工事完了時に整備が完了している緑地 ②（新）とどろきアリーナ・スポーツセンターの工事完了後に整備する緑地
調査方法	「造園施工管理 技術編 改訂25版」（平成17年5月、社団法人日本公園緑地協会）の樹木活力度調査の調査項目（樹木の樹形、樹勢等）を観察し、「造園施工管理 技術編」（昭和50年10月、社団法人日本公園緑地協会）の樹木活力度調査の判定基準を基に総合的に判定するとともに、樹木の生育状況の変化の程度を主要な視点場から把握する。 また、植栽樹木の維持管理状況を整理する。

4 事後調査報告書の提出時期

事後調査報告書は、各調査時期における事後調査の終了後に、その結果を速やかにまとめ、川崎市長に提出する。

第 14 章 関係地域の範囲

第 14 章 関係地域の範囲

関係地域は、環境に影響が及ぶと予想される範囲とし、以下に示す範囲を包含する地域とする。

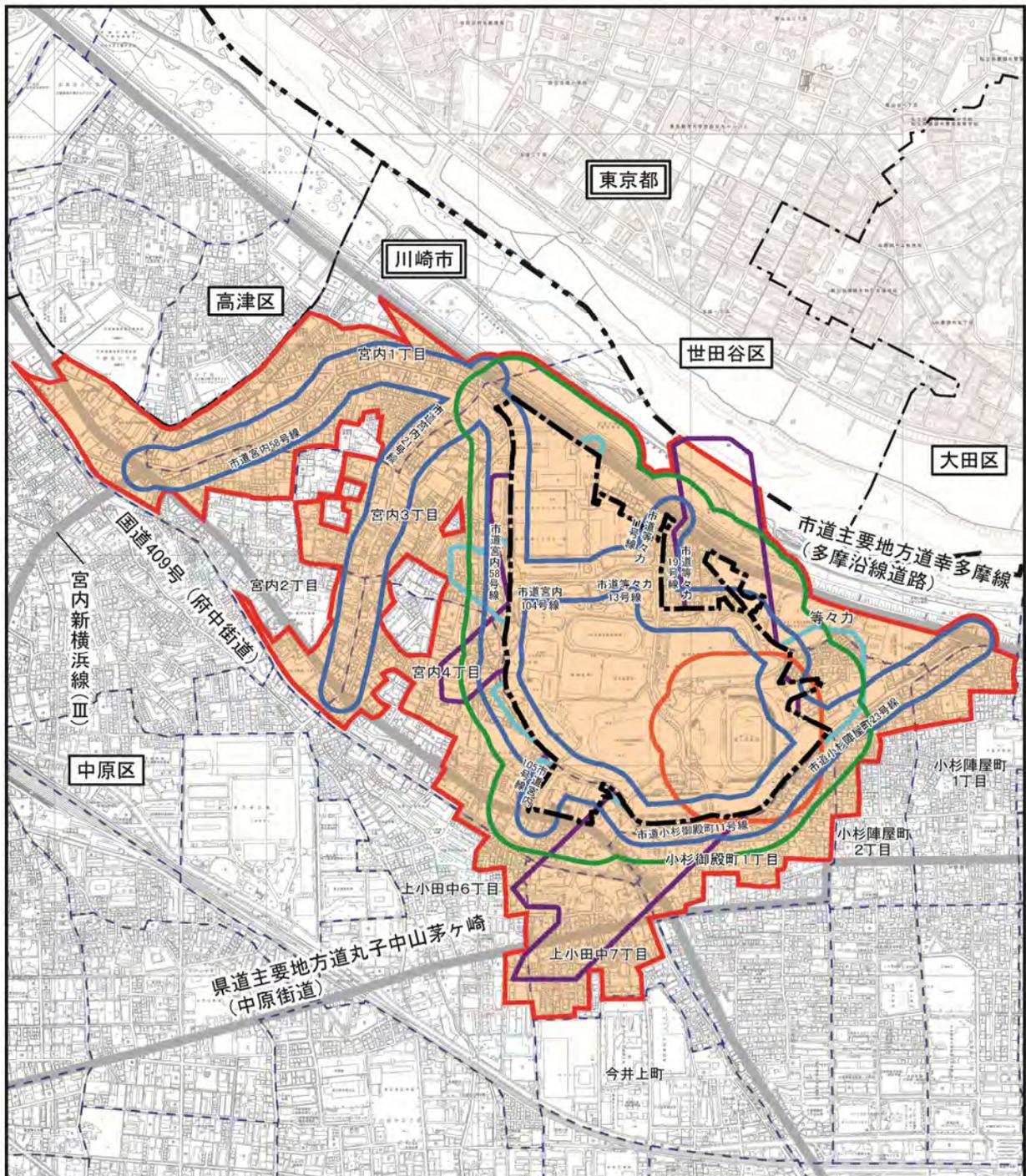
- ・ 建設機械の稼働に伴う騒音、振動等の影響が及ぶおそれのある計画地敷地境界から 100m 程度の範囲
- ・ 工事用車両及び施設関連車両の走行に伴う騒音、振動等の影響が及ぶおそれのある車両走行ルート沿道から 50m 程度の範囲
- ・ 日照障害が及ぶ範囲
- ・ テレビ受信障害が及ぶ範囲
- ・ 風害を及ぼすおそれのある計画地敷地境界から建物高さの 2 倍程度（約 86m：最高高さを 43m と想定）の範囲

関係地域の範囲は図 14-1 に、当該地域を管轄する市及び区の名称並びにその町丁名は表 14-1 に示すとおりである。

表 14-1 関係地域の範囲

市 名	区 名	関係町丁名
川崎市	中原区	宮内 1 丁目、宮内 2 丁目、宮内 3 丁目、宮内 4 丁目、上小田中 6 丁目、上小田中 7 丁目、等々力、小杉御殿町 1 丁目、小杉陣屋町 1 丁目、小杉陣屋町 2 丁目、今井上町 上記町丁の一部

注) 関係町丁名は、図 14-1 に対応する。



凡例

- — — 計画地
- · — · 都県界
- — — 区界
- · — · 町丁界
- 幹線道路
- 関係地域
- 計画地敷地境界から100m程度の範囲
- 工事用車両及び施設関連車両の走行ルート沿道から50m程度の範囲
- 計画建物（球技専用スタジアム）から建物最高高さの2倍程度（約86m）の範囲
- 日照障害が及ぶ範囲
- テレビ受信障害（遮へい障害）予測範囲

図 14-1 関係地域の範囲

0 100 200 300 400 500m



第 15 章 条例環境影響評価準備書に対する
市民意見等の概要と
指定開発行為者の見解

第 15 章 条例環境影響評価準備書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

1 条例環境影響評価準備書の縦覧期間及び縦覧場所

本事業に係る条例準備書の縦覧期間及び縦覧場所は、表 15-1 に示すとおりであり、令和 6 年 9 月 2 日から令和 6 年 10 月 16 日まで縦覧された。

表 15-1 条例準備書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和 6 年 9 月 2 日（月）～令和 6 年 10 月 16 日（水）（45 日間）
縦覧場所	中原区役所（5 階）、川崎市役所（環境局環境対策部環境評価課）

2 説明会開催日時、場所、参加人数及び周知方法

条例第 20 条第 1 項の規定に基づき、条例準備書の縦覧期間中に開催した説明会の日時等及び周知方法は、表 15-2 に示すとおりである。

表 15-2 説明会開催日時等及び周知方法

	第 1 回	第 2 回	第 3 回
日時	令和 6 年 9 月 18 日（水） 18：30～20：20	令和 6 年 9 月 21 日（土） 10：30～12：35	令和 6 年 9 月 21 日（土） 14：30～16：20
場所	会館とどろき 2 階 大会議室 所在地：川崎市中原区宮内 4-1-2		
参加人数	70 名	61 名	40 名
説明会開催の周知方法	・「等々力緑地再編整備・運営等事業に係る条例環境影響評価準備書 説明会の開催に関する説明会のご案内」を、令和 6 年 9 月 2 日（月）及び令和 6 年 9 月 9 日（月）に各戸配布した。		
条例準備書の内容の周知方法	・「等々力緑地再編整備・運営等事業に係る条例環境影響評価準備書のあらまし」を資料として説明会来場者に配布した。 ・条例準備書から図表等を抜粋して作成した説明用スライドを基に、説明会来場者に対して、計画概要及び環境影響評価の内容を説明した。		

3 意見書の提出数

条例第 21 条第 1 項に基づく期間内において、条例準備書に対し 33 名から 55 通の意見書が提出された。この意見書に対する指定開発行為者の見解を整理し、条例第 22 条第 1 項に基づき、令和 6 年 12 月 4 日に「等々力緑地再編整備・運営等事業に係る条例見解書」（以下「条例見解書」という。）を提出した。

条例見解書の内容は、次のとおりである。

4 条例環境影響評価準備書に対する市民意見

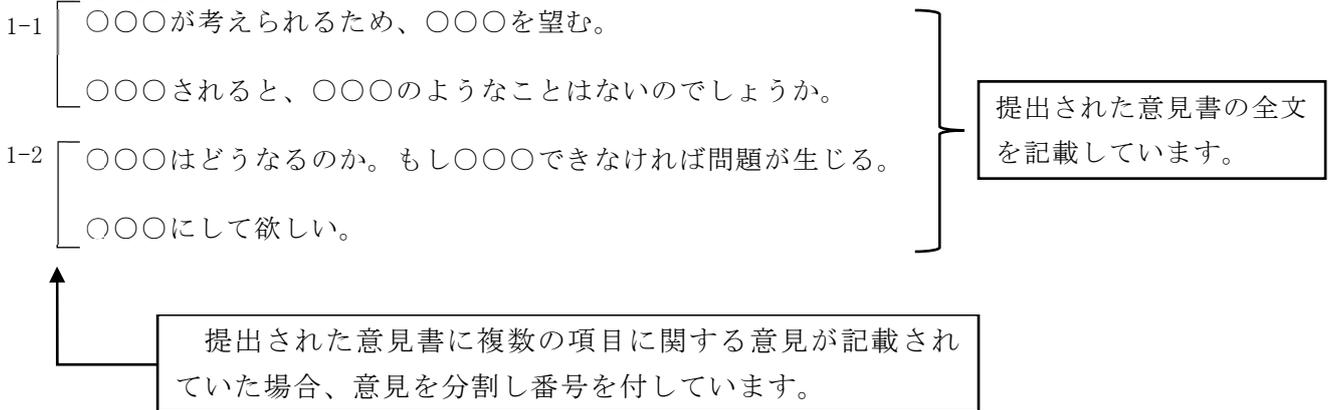
条例準備書に対する市民意見の全文は、以下に示すとおりである。

提出された意見書に複数の項目に関する意見が記載されていた場合は、項目別に分類し、指定開発行為者の見解の記載場所を示した。

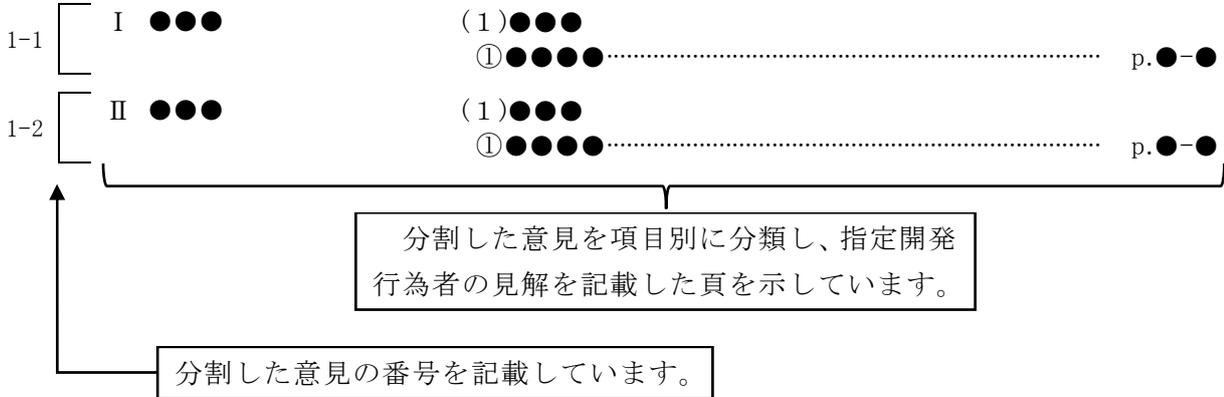
なお、意見書については、川崎市環境影響評価に関する条例第 21 条第 2 項に基づき川崎市から送付を受けた意見書の写しの内容をそのまま記載している。

【記載例】

【意見書●】



<指定開発行為者の見解の記載場所>



注 1) 意見の内容が多項目に渡るため、「5 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解」では、意見書の記載を左側に示す「1-1～2」に分割しています。

注 2) 注目される種の保護の観点から一部非表示にしています。

【意見書 1】

- 1-1 立体駐車場の新設は不必要です。駐車場が必要となるイベント日は多くありません。一年を通して利用するのは徒歩や自転車で来る近隣住民です。環境問題においても自家用車ではなく、公共交通機関の充実を考えるべきです。又、駐車場を作るために多くの樹木が伐採されます。樹木の下にも様々な生き物がいます。何十年とかけて作られた緑の環境を壊さないで下さい。そして、宮内中学校の前に作ることを反対します。建設予定地の催し物広場は中学校の真正面で子供たちや住民の緊急避難場所としても残すべきです。どうしても駐車場を新設するのであれば、場所の変更を希望します。(多摩川側、平面駐車場など)
- 1-2 多数の商業施設は要らないです。今までに市民ミュージアムのレストラン、サイゼリア、近くの喫茶店などが閉店しました。商売として成り立たないので、現在に至っています。イベント日にキッチンカーなどで対応すればよいと思います。商業施設の建設のために緑が失われるべきではありません。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

- | | | | |
|-----|-------------------|---------------------------|---------|
| 1-1 | I 環境影響評価について (5)緑 | ①緑地・樹木の保全及び緑化計画について…………… | p.15-79 |
| | | II 指定開発行為について (1)事業計画について | |
| | ②施設配置計画について…………… | p.15-128 | |
| | ④立体駐車場について…………… | p.15-149 | |
| | ⑤防災機能計画について…………… | p.15-160 | |
| 1-2 | I 環境影響評価について (5)緑 | ①緑地・樹木の保全及び緑化計画について…………… | p.15-79 |
| | | II 指定開発行為について (1)事業計画について | |
| | ③自由提案施設について…………… | p.15-137 | |

注) 意見の内容が多項目に渡るため、「5 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解」では、意見書の記載を左側に示す「1-1~2」に分割しています。

【意見書 2】

- 2-1 ○58号線立体駐車場をやめてほしい
私は現在市道御殿町 11 号線を利用しているがイベントが有ると駐車場待ちや、駐車場に入れる気のないお迎えの路上駐車であふれるため帰宅が出来ず 1 時間は時間を潰すなどをして大変不便にしている。
サッカー試合終了後のお迎え時の路上駐車は立体駐車場を増やしたところで変わらない可能性が高い。
数百メートルの差で市道宮内 58 号線沿いに立体駐車場ができるとさらに混雑が予想される。
道の向こうは防災用に大規模な構造物を建てないように変更した？と推測はできるが新催し広場予定地を立体駐車場とし構造物の工夫で対応してほしい。
もしくは新催し広場は平置き駐車場とし、スポーツセンター・プールの位置をずらしその場に立体駐車場を建ててほしい。
新催し広場側の既存ロータリーを活用すれば U ターンもしやすい。
- 2-2 ○催し広場を中央に戻してほしい
以前拝見したイメージ図から催し広場の位置に変更があった。
新たな催し広場が第一第二サッカー場側になり、道路を挟んだ向こうになるのは駅から徒歩で来る人多くの方々が遠くなる。
公園に行き偶然やっている催しを目にすることがなくなり来場者の機会の喪失になる。
すでに出尽くされた案なのでしょうが今一度ご検討いただきたく、よろしく申し上げます。
- 2-3 ○子どもの遊べるスペースを減らさないでほしい
1 箇所大きな遊具広場を作る予定にはなっているが、大きな子が遊んでいたり母親同士、子ども同士が気が合わないときもあり同公園内にあっちに行こうと場を変えられるように数カ所ある必要がある。
サッカーのときなどは特に不特定多数が芝生や遊具のほうに流れる事が考えられる。
大きな遊具広場の出入り口は 1 箇所にして保護者以外の大人が子どもたちを近くで眺めたり連れ去りがしにくいように柵を設置しゾーニングほしい。
可能ならゾーニングされた中に子供や保護者、ベビーカーのまま入れる広いトイレの設置を希望する。
- 2-4 ○小学生未満の乳幼児がのびのびと遊べる無料スペースを提供してほしい。
室内でマットの敷いてある保護者と乳幼児専用の広い部屋がほしい。中原区はマンション住まいの方が多くハイハイが出来ない乳児が多いので乳幼児の体をのびのび動かせる場がほしい。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

- 2-1 II 指定開発行為について (1)事業計画について
④立体駐車場について…………… p.15-149
- 2-2 II 指定開発行為について (1)事業計画について
②施設配置計画について…………… p.15-128
- 2-3 I 環境影響評価について (9)コミュニティ施設
①子どもの遊び場について…………… p.15-100

注) 意見の内容が多項目に渡るため、「5 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解」では、意見書の記載を左側に示す「2-1~4」に分割しています。

【意見書3】

9/11 説明会に参加し率直に感じた事は、周辺住民には目もくれず外からの集客のための公園になってしまうのだなと感じました。

色々意見はありますが1番言いたい事は子どもの遊び場をなくさないでください！！

すでに今でも何かイベントがある時は常に渋滞しているのですからこれ以上駐車台数を増やさないと欲しいのが本音ではありますが、駐車場が足りていないのも感じているので、せめて渋滞・環境の問題等考えても現在ある駐車場を立体にするだけではダメなのではないでしょうか？

等々力周辺の公園の現状はボール禁止、公園なのに騒ぐとすぐクレームが入る。こんな状況では公園でゲームをする子どもが増えるのもわかります…。

そんな中催し物広場や多目的広場は大人も子どもも自由にサッカー、野球、ラグビー、ドッチボール、ゲートボールなどを楽しむことが出来る貴重な広場です。

また近隣の幼稚園や保育園の運動会の練習やサッカースクールなどの練習、春休みには家で体力有り余らせてる子どもを連れて遊ばせながらママ達は花見をする姿は毎年恒例の風景です。

昨今のゲリラ雷雨の際、今であればアリーナや野球場の軒下に避難出来ますし、何か子どもが助けが必要な時は中学校や小学校が近くにありますが新設される催し物ひろばや運動広場は避難場所、常に大人が居る場所がありますか？

新しく広場や室内遊び場を作るから今ある広場は潰していいという発想はいかがなものでしょうか。

催し物広場、多目的広場、フロンターレ公園、子どもの遊び場は「公園」なのでですからいくつあってもいいと思います。

この声が届くことを期待しています。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

I 環境影響評価について	(9)コミュニティ施設	
	①子どもの遊び場について	p.15-100
II 指定開発行為について	(1)事業計画について	
	②施設配置計画について	p.15-128
	④立体駐車場について	p.15-149
	⑤防災機能計画について	p.15-160

【意見書4】

9月21日の説明会に参加させていただきました、環境影響評価説明の場ではありましたが、今回の整備の狙いをご説明の内容に齟齬が無いか心配になり意見させていただきます、説明会事業者配布資料2ページに事業の目的があり、1市民生活の向上、2がみどりをつなぎ、活かす とあります、当日ご質問された方がいましたが、自由施設を多数？作る意図は为什么呢、商業主義の臭いがぷんぷんします、確かに以前の等々力、特に平和の像があった場所は草ぼうぼうで遊ぶ人は居なかったのに、今、人が憩う姿が見られます、民の力で効果的に運営する時代かとは思いますが、緑地の再整備事業として、自由施設は必要最低限でお願いします。今のようにワゴン販売であつたり仮設テントの規模で十分かと思ひます、アリーナや競技場老朽化対応は行っても公園を商業化しないでください、できるだけ人工で無い自然に触れられる機会を作ることが、これからの川崎にとって大事だと思います、また、車前提でなく、小杉からの遊歩道の整備で、等々力までの散歩も楽しみの一つにしてほしい、あと、藤は残しながらウォーターフロントとして再整備ください、あの空間は、再整備すれば素敵な場所になると思ひます、何か象徴的なオブジェが置けないか、若いカップルに人気が出そうな、朝陽が登る時間はとても幻想的です、今後の川崎に大きな資産として残すべきは便利な施設ではなく、多少不便でも素の自然だと思います

＜指定開発行為者の見解の記載場所＞

II 指定開発行為について	(1)事業計画について	
	②施設配置計画について……………	p.15-134
	③自由提案施設について……………	p.15-137
III その他	(1)その他	
	①遊歩道の整備について……………	p.15-174

【意見書5】

- 5-1 フロンターレ遊具公園跡地に、計画図に記載の無い大規模かつ2階建ての商業施設が建つと説明会で初めて聞かされ、驚愕した。さらに観光影響評価準備書には、イベント終了時の混雑緩和の為に、客足を商業施設へ誘導して分散させる、つまり帰宅を遅らせると書かれており、これまで夜間の煩いイベント終了後に速やかに静けさを取り戻せていたのに対し、今後はイベントの余韻が続き、静けさがいつまでも戻らないこととなり、甚だ迷惑である。また、商業施設は駐車場隣接で、まるで駅前ショッピングセンターさながらで、イベントの無い時でも常時、集客されることになり、いつになっても公園本来の静けさを取り戻せなくなり、住環境の悪化も甚だしい。せめて夜間21時以降は静けさを取り戻すために、商業施設の営業を、現在のテニスコートと同じ20時30分（20時45分消灯）とすることを提言する。また、ここは駅前繁華街ではなく公園であるのだから、50以上もの店舗など必要ない。緑地周辺や駅への道すがらにも飲食店があるので、とどろき緑地内の飲食店舗はせいぜい4～5店舗で十分。フロンターレ遊具公園跡地に建てられる、大規模かつ2階建ての商業施設など全く不要。ここは飲食店2店舗程度で十分で、あとは、夜間に営業しない学習・体験施設くらいに留めることを提言する。
- 5-2 既に野球場新設時に、取り壊された噴水の南側の樹林系緑地が奪われ、今後さらにテニスコートやフロンターレ公園、催し物広場の樹木が伐採され、公園の南部分は建造物ばかりで樹林がわずかとなり、「緑地」とは名ばかりとなる。フロンターレ遊具公園跡地の物販施設をもっと縮小して、遊具公園周囲に現在ある樹木をそのまま残すことを提言する。物販施設の縮小で、事業者のとどろきパークのテナント賃貸収入が減ったとしても、委託先民間企業の採算よりも、公園の公共資源性の方が重視されるべきである。民間委託の結果、公園の最も大事な公共資源性が軽んじられるのでは、本末転倒である。
- 5-3 等々力緑地は公共施設の公園であり、駅前の繁華街ではないので、これ以上の集客は必要ない。既に現在、サッカー、バスケの観戦、その他のスポーツ施設利用だけでも、十分集客されている。昨今、等々力緑地は、どんどんイベント会場化されていて、本来の公園でなくなってきている。挙句の果てに、野球場や施設周辺で野外コンサートまで開かれ、静かな憩いの場としての公園とはかけ離れた商業施設と化し、さらに、路線バスも独占され、近隣の高齢者や住民には大迷惑である。老朽化施設の建て替えは必要だが、それに乗じて開発を拡大するのは、持続可能でもエコでもなく、その必要性は全く無い。成長でも開発でも、拡大ばかり目指す時代はもう過去の話であり、公園で次の世代に残すべきは、繁華街のような集客施設ではなく、豊かな自然資源そのものである樹林系緑地である。したがって、集客施設の拡大よりも、自然資源の保全、拡張を目指すことを提言する。

＜指定開発行為者の見解の記載場所＞

5-1	I	環境影響評価について	(10)地域交通	
			②大規模集客イベント時における 歩行者の往来について……………	p.15-106
		II 指定開発行為について	(1)事業計画について	
			③自由提案施設について……………	p.15-137
			⑦公園利用による発生音等について……………	p.15-168
5-2	I	環境影響評価について	(5)緑	
			①緑地・樹木の保全及び緑化計画について……………	p.15-79
	II	指定開発行為について	(1)事業計画について	
			②施設配置計画について……………	p.15-128
5-3	I	環境影響評価について	(5)緑	
			①緑地・樹木の保全及び緑化計画について……………	p.15-79
	II	指定開発行為について	(1)事業計画について	
			①事業実施について……………	p.15-118

注) 意見の内容が多項目に渡るため、「5 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解」では、意見書の記載を左側に示す「5-1～3」に分割しています。

【意見書6】

現状でも住宅地と隣接している公園にしては、来場者が集まりすぎて、試合観戦後にスタジアムを出ても帰路を遊び場の延長のように扱い、歩行者天国と勘違いし、道路のど真ん中を歩くサッカー観戦軍団がよく見受けられる。集団心理で、周りを配慮せず歩道のみならず、道路まで占領する人たちを前にして、迷惑レベルを越え、身の危険まで感じるのがしばしばである。再開発計画は公園が住宅地から遠く離れているかのように進行しているが、等々力緑地の周りにワンクッションを置き来場者をスムーズに吸収する空間構造になっていないのが実状だ。来場者の増加に伴い、専用バスも含め交通量が都心並みになれば、環境悪化につながり、環境を良くするという公園そのものの本来の役割から大きくかけ離れてしまう。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

I 環境影響評価について (10)地域交通

- ②大規模集客イベント時における
歩行者の往来について…………… p.15-106
- ③大規模集客イベント時における
自動車交通について…………… p.15-111

【意見書7】

- 7-1 多くの木々伐採、新たに植える小さな木や草花が温暖化対策になるとは考え難いものです。その上に交通手段は車でとばかりに巨大な立体駐車場建設、CO2 削減であるべき時代です。説明会での資料にある二酸化窒素に関して環境保全目標を満足すると予測、他の数値も全てが予測の数値が並べられています。この時代に行政や大手事業者の利益優先の為に鳥獣保護区で安心して生活できていた鳥達までもが大工事の間に路頭に迷い、済む地を追いやられてしまうかも知れません。
子供達の精神衛生上無くてはならぬ遊べる広場を無くし立体駐車場建設、場所を替えて作るだけで済まされはしません、道路隔てた向こう側にある中学校の生徒達は部活でこの広場を使っています。
すぐ前の保育園は運動会、他からもこの広場に子供達は集まっています。その場所に立体駐車場建設、これが今回の計画で一番の驚きでした。
- 7-2 数多くの商業施設もこの地には不相応過ぎます。武蔵小杉の商業地だけで十分です。
テーマパークにしないで欲しく、緑地の良さを満喫できる自然と共存のスポーツ施設や遊び場を作ったら、最寄り駅の小杉にも中原にもなく皆がワクワクし来なくなる、遠い地からも行ってみたい緑豊かな中でスポーツを楽しめる素晴らしい公園になる事と思います。
釣り池には蓮の花を復活させて、藤棚は壊さずに綺麗に作り変え、ウドン屋さんは外でも飲食を楽しめるカフェに、子供達は草の上でゴロゴロ、こんな光景は目に浮かびますが多くの物販のお店の間を走り回る子供達は駅周辺だけで結構です。
- 7-3 子供達から自然を取り上げてしまうのは酷すぎます。スマホに夢中になりながらも追い駆けっこにサッカー、この地で見られる器用な子供達。
そんな事が出来る広場って、子供にとって絶対に無くさないであげて欲しいと、そして作られる施設は大人向きなものばかり、唯一スケボーが出来るスポーツ広場はある事は救いです。出来る事なら料金の高くない子供も使えるプール、これは夏場だけのものであってもいいです。
昨今の犬達の数の増加は目を見張るものがあります。
この地の近隣にはドッグランは有りません。どうぞ有料の管理がしっかりしたランを作ってください。
又、野球場建設の折に残土に廃棄物、土壌汚染で工期の遅くなった経緯もあり凄く心配です。
- 7-4 最後にこれだけは頭に入れて置いて下さい。この地は水没地域です。
ミュージアムの失敗を二度と繰り返さぬ為にも、数値だけに頼らず歩くことをお勧めします。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

7-1	I 環境影響評価について	(1)温室効果ガス	
		①地球温暖化について……………	p.15-53
		(4)生物	
		③生態系への影響について……………	p.15-69
		(5)緑	
7-2	II 指定開発行為について	①緑地・樹木の保全及び緑化計画について……………	p.15-79
		(1)事業計画について	
7-3	II 指定開発行為について	④立体駐車場について……………	p.15-149
		(1)事業計画について	
		②施設配置計画について……………	p.15-134
7-4	II 指定開発行為について	③自由提案施設について……………	p.15-137
		(1)事業計画について	
		②施設配置計画について……………	p.15-136
		⑤防災機能計画について……………	p.15-160
		(2)施工計画について	
		①工事期間について……………	p.15-173

注) 意見の内容が多項目に渡るため、「5 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解」では、意見書の記載を左側に示す「7-1～4」に分割しています。

【意見書 8】

多摩川を挟んで東京都側は国分寺崖線に樹林が多く残り保全されている。

川崎側には纏まった緑は残っていない。等々力緑地は僅かに残された緑の貴重な空間である。施設配置計画図には、目的や内容が不透明な多数の無記名計画建物があり、緑の質・緑の量の低下に影響を及ぼすと危惧している。

本事業による緑被率は29.6%であり、川崎市環境影響評価等技術指針の25.0%を確保し、植栽本数は緑化指針の量的水準を満足すると予測している。

しかし、樹木が成長してきた年月やその期間のCO₂削減効果、大気汚染改善、生態系多様性、景観維持、健康や福祉等自然とのふれあい、歴史文化的に大きな役割を果たし貢献してきた価値を踏まえる必要がある。

一度樹木を伐採してしまうと再生には、伐採した樹木と同じ何十年もの時間を必要とする。単に技術指針の割合を満足するのみでは、時間の概念が欠如しており地域の緑への想いの理解を得ることは困難といえる。等々力緑地の既存樹木は存置しなければいけない。拡張再編に伴う新たな植栽も確保し増強する必要がある。

施設配置計画図に過去の配置を重ね合わせると、時の経過とともに日本庭園、噴水や屋外プール周辺広場等の緑が失われていて危機感を覚える。

PFI導入により公共施設である緑地公園が、緑や広場を犠牲にしてまで便益施設としてスーパー銭湯や巨大駐車場になることは共感も納得もできない。

説明会の質疑応答による限られた時間での回答ではなく、もう少し市民に丁寧なアカウントビリティー（説明責任）を果たすように努めていただきたい。

既存と拡張エリア別かつ現状と再編後の具体的で詳細な（樹種、樹高、植生等）緑の質・緑の量を責任をもって開示説明願いたい。

便益施設についても、既存の緑や広場を侵さない適正な立地計画で不安の解消に努めていただきたい。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

I 環境影響評価について (5)緑	
①緑地・樹林の保全及び緑化計画について……………	p.15-79
II 指定開発行為について (1)事業計画について	
①事業実施について……………	p.15-118
②施設配置計画について……………	p.15-128
③自由提案施設について……………	p.15-137

【意見書 9】

- 9-1 両生類 1 とありますが、カエルは 2 種類います。(ウシガエル、ヒキガエル)。爬虫類は亀だけで 3 種類います、アカミミガメ、イシガメ、クサガメ。カナヘビ、ニホントカゲ、蛇もいますも居ますが。爬虫類 4 種ではないです。生物生態系については再度調査が必要です。
- 9-2 3/19 に道路説明会がありましたがその資料にはクゲムマランは移植しても育たない可能性があると説明を受け [redacted] とききました。今回の環境影響評価では移植して工事を進める内容になっています。 [redacted] に見直す必要があります。
- 9-3 多目的広場、桜の園を人工建造物として区分分けしている図は詐欺的な内容です。対比で将来図をのせていますが、建物の枠線の太さや囲み方で視覚効果で将来の方が緑を多く見せていると感じます。正しい(同じ表現方法)環境類型区分図を示してください。樹齢古い樹木や生き物が住むための樹木の伐採をしないでください。

※ 注目される種の保護の観点から一部非表示にしています。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

- 9-1 I 環境影響評価について (4)生物
 - ①動物の調査結果について p.15-64
- 9-2 I 環境影響評価について (4)生物
 - ②クゲヌマランへの影響について p.15-67
- 9-3 I 環境影響評価について (4)生物
 - ④環境類型区分図について p.15-78

注) 意見の内容が多項目に渡るため、「5 市民意見等」の概要と指定開発行為者の見解」では、意見書の記載を左側に示す「9-1~3」に分割しています。

【意見書 10】

10-1 等々力緑地再整備案について

1. 工事期間について

工事車両の走行ルートについて、宮内交差点と宮内北側交差点の間は、歩道がなく電柱も多く、小学校の登下校やライフ買い物客等の通行人も多い場所もあり、大型工事車両が通行するのは危険だと思います。誘導員を付けるにしても、頻度や時間帯にもよりますが、住民の迷惑不満は避けられないように思われ、使用は適切ではないと思います。

>

10-2 2. 施設配置について

> 立体駐車場の位置について、テニスコート跡地の立体駐車場は、サッカーのイベント前後に人が混雑する場所です。かなり混乱や危険が予想されるので、車両は人と干渉せず土手沿線に流すのように、西丸小学校近くに設置する方が良いと思います。催し物広場跡地の立体駐車場も同様に、中学校の前ではなく新設催し物広場の辺りに設置する方がよいかと思えます。

> 催し物広場は、多彩なイベントが行われる公園の顔であり、新規の入場者に分かりやすい入り口に近く、公園の中心的な場所で、メイン施設の近くが良いと思います。については、現在のままの場所で良いと思います。

> 緑地ゾーンは、多摩川と神社、学校の緑と結ぶような緑の回廊として、また、高温時の避難場所となる緑陰確保の為、草地だけでなく並木等の樹木を、意図的にレイアウトする方がよいと思います。

< 指定開発行為者の見解の記載場所 >

10-1	I 環境影響評価について	(10)地域交通	
		①工事用車両の走行に伴う交通安全について……	p.15-105
10-2	II 指定開発行為について	(2)施工計画について	
		①工事期間について……	p.15-173
10-2	I 環境影響評価について	(5)緑	
		①緑地・樹木の保全及び緑化計画について……	p.15-79
10-2	II 指定開発行為について	(1)事業計画について	
		②施設配置計画について……	p.15-128
		④立体駐車場について……	p.15-149
		⑥熱中症対策に関する配慮について……	p.15-164

注) 意見の内容が多項目に渡るため、「5 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解」では、意見書の記載を左側に示す「10-1～2」に分割しています。

【意見書 11】

現代において緑地を削減するという事は地球環境を壊す事に他ならず、生物の生息や多様性に著しく悪影響を及ぼすだけで有り。出来る限り保全するべきだと思います。

ただでさえニホンカワウソ等日本古来の生物が絶滅しそうになってます。この環境をもたらしてるのは人間の環境に対する保護の観念が欠けてるからだと思います。開発する事ばかりを考えないでください！

人と自然がコミュニケーションを取れる所、場所は物凄く大事なんです！自然が有る場所は動物も人間も落ち着ける所で、都市の中では1番大事だと思ってます！！

<指定開発行為者の見解の記載場所>

- I 環境影響評価について (4)生物
 - ③生態系への影響について…………… p.15-69
 - (5)緑
 - ①緑地・樹木の保全及び緑化計画について…………… p.15-79

【意見書 12】

環境に与える影響を考えると何一つ「いいモノ」はないと考えます。今の環境を維持するだけで相当の努力が必要と考えます。

経済優先政策ではなく、緑地に集うすべての生物、生命体との共存を計るべきと考えます。

環境と動植物との共存に配慮したものであってほしいものです。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

- I 環境影響評価について (4)生物
 - ③生態系への影響について…………… p.15-69
- II 指定開発行為について (1)事業計画について
 - ①事業実施について…………… p.15-118

【意見書 13】

等々力緑地は「緑の中にスポーツ施設がある。緑とレジャー施設の共存」が特長として、これまで川崎市民に親しまれてきました。ふるさとの森、21世紀の森、四季園、野鳥達の棲家となっている釣り池……。これらは日々の暮らしのすぐ近くにある自然として、小さなお子様を持つご両親や高齢者にとって非常に大切に貴重なものとなっています。これらを考えたとき、今回の緑地の変更は多くの市民から疑問と不満の声が上がっています。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

- I 環境影響評価について (6)人と自然とのふれあい活動の場
 - ①人と自然とのふれあい活動の場について…………… p.15-95

【意見書 14】

計画図を見ると、一見、緑の面積(量)が増えているように見えるが、今ある樹木、並木が殆ど切られてしまう計画であることがわからなくなっている。今樹木がある場所が木が無くなり、緑地(草地)になっているように見える。人工芝、という話もあるようだが、今と緑の質は全く異なっている。例え、草地で緑色でも、そこには木が必要なことは誰もが分かっている事である。夏の草地は暑くていられない。木が生えていて、木陰があれば、心地良く寝ころんだり、お弁当を食べたりする気にもなる。草地だけで、元気に子ども達は遊び回っていても、休息する場所は必須である。増して、温暖化が進むこの頃、木陰は何ものにも替え難い。パークの答えは、お昼を食べる場所を提供する為に飲食施設は作りたいとしたが、今のレストハウスみたいに少しはあっても 18ヶ所もいない。その分木陰がたっぷりあり、ベンチや水飲み場がたくさんある緑地がほしい。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

- I 環境影響評価について (5)緑
 - ①緑地・樹木の保全及び緑化計画について…………… p.15-79
- II 指定開発行為について (1)事業計画について
 - ③自由提案施設について…………… p.15-137
 - ⑥熱中症対策に関する配慮について…………… p.15-164

【意見書 15】

等々力緑地にたくさんの商業施設を作ることにより、樹木の伐採が多数行なわれ、緑地がショッピングモールに変貌してしまうのは事実である。緑地のもつ、人の安らぎの場が無くなり、憩い、やすらぎの空間は消滅してしまう。人と人、人と自然とのふれあい活動の場も少なくなり、等々力緑地に行こう、という気にさせる魅力がない場となってしまう。また、近隣の子ども達や保育園の子ども達が遊びに来て、思い切り動き回れる広場や遊び場が失くなってしまふことに強い危惧を感じる。計画ではインクルーシブ公園、と名付けた多様なニーズに応える遊び場を作るようだが、子ども達は、一ヶ所に様々な人々が集まる場所より、小さくてもいいので、遊びやすい公園が緑地に点在する現在の形式が一番良いと思う。保育園から通える範囲の位置にしてほしい。遊び場はなくさないで。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

- I 環境影響評価について (5)緑
 - ①緑地・樹木の保全及び緑化計画について…………… p.15-79
 - (6)人と自然とのふれあい活動の場
 - ①人と自然とのふれあい活動の場について…………… p.15-95
 - (9)コミュニティ施設
 - ①子どもの遊び場について…………… p.15-100
- II 指定開発行為について (1)事業計画について
 - ③自由提案施設について…………… p.15-137

【意見書 16】

公園(等々力緑地)の樹木が現在より 800 本以上伐採されることで、大気質も違ってくると思われる。かわりにできる約 1000 台もの駐車場に停めてある車の排気ガスは、周辺の大気にかんがりの悪影響があると思われる。すぐそばに宮内保育園、中原小学校、宮内中学校と並んでおり、渋滞中の車が道路に並ぶことでの大気汚染も懸念される。

また、商業施設、温浴施設等の建設で、施設からエアコンの熱が公園に流れこむことも考えられる。まさに、緑地、ではなく、荒地である。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

- I 環境影響評価について (2)大気質
 - ②供用時における大気質への影響について…………… p.15-61
- II 指定開発行為について (1)事業計画について
 - ③自由提案施設について…………… p.15-137
 - ④立体駐車場について…………… p.15-149
 - ⑥熱中症対策に関する配慮について…………… p.15-164

【意見書 17】

等々力緑地は、長年、保育園、小学校、中学校、と市内の教育施設にとって、大切な教育の場を提供してきた。季節毎の植物を観察でき、原っぱもあるので、昆虫も多く見られ、つり池、(昔のハス池も)には、亀やウシガエル、ザリガニなどがおり、鳥も池にある島にコロニーを作ってカワウ、コサギが多摩川を行き来し、チュウサギ、ダイサギ、ゴイサギ、アオサギ、などがおり、オアシスとなっていた。サッカー場が建設され、騒音やナイターの照明で野鳥は激減し、今に至っている。今後、サッカー場が 35000 人収容、と増加すれば、生態系が大きな影響を及ぼされることは間違いない。

野原でシロツメグサを首飾りにしたり、昆虫探しをしたり、ドングリ拾いをしたり、と緑植物があれば、子ども達の遊びは無限にある。計画、運営の問題点は多岐にわたる。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

- I 環境影響評価について (4)生物
 - ③生態系への影響について…………… p.15-69
 - (6)人と自然とのふれあい活動の場
 - ①人と自然とのふれあい活動の場について…………… p.15-95
 - (9)コミュニティ施設
 - ①子どもの遊び場について…………… p.15-100
- II 指定開発行為について (1)事業計画について
 - ①事業実施について…………… p.15-118

【意見書 18】

現状

サッカー場、バスケットボール(アリーナ)での試合の前後、道路の混雑状況車の長い列、人の波で道路はあふれかえっている。地元の人々は、その現実に耐えている。

計画

サッカー場が 35000 人収容に(1000 人増)

商業施設、18ヶ所建設

駐車場(三層の立体構造)建設。約 1000 台分

商業施設のにぎわいにサッカー開催が重なれば、今以上の混雑は明らか。事故がいつ起きても不思議はない。新設の駐車場の出入口は宮内保育園、宮内中学校のすぐそばにある。安全の確保は難しい。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

I 環境影響評価について	(10)地域交通	
	②大規模集客イベント時における 歩行者の往来について……………	p.15-106
	③大規模集客イベント時における 自動車交通について……………	p.15-111
II 指定開発行為について	(1)事業計画について	
	③自由提案施設について……………	p.15-137
	④立体駐車場について……………	p.15-149

【意見書 19】

19-1

①地震、火災による防災防煙機能の観点から

川崎市は等々力緑地を広域避難場所に指定している。市建設緑政局による策定調査委員会では、平成8年から令和4年まで川崎市緑化指針を出していたが、以後変更されていない。

広域避難場所の定義として

- 必要、適切な規模であること（5ha以上の空き地、広場を有すること）
- 災害時、住民を速やかに受け入れ、生活関連物質を配布することができる。
- 車など輸送が容易
- ◎災害の影響が少ない

が上げられるが、何より最後の、災害の影響が少ない、という観点において樹木伐採はこの定義に反すると思われる。

※多数の樹木伐採は、市が唱ってきた樹木の大切な役割（延焼火災の火の手から身を守る）という防災樹林帯の機能を失うことになる。

また、多数の物販施設立体駐車場建設により、避難してきた多数市民も居場所を奪うことにもなる。何力所もの駐車場が緑地入り口にあることも、住宅地の火災が燃え移り、大災害になる懸念も考えられる。

等々力緑地が持つ、市民を守る防災樹林帯の考えはどこに行ってしまったのだろうか？

19-2

②地球温暖化対策の観点から

近年大きく取り上げられている気候の変化に逆行する行為に疑問を持たざるを得ない。

樹木帯や緑地では植物からの水分蒸発で熱を吸収し、温度上昇を抑制させる事が科学的に証明されている。（クールアイランド効果）

等々力緑地でも真夏のある一日の気温の変化を調べてみたところ、釣り池脇のメタセコイアが何本もある通称ブランコ公園では33.4℃、サッカー場と野球場の間にあるコンクリート広場 37.4℃という結果になった。体感でもはっきり分かるところだが、今より更に樹木伐採が進むと、ますます緑地の気温上昇が進むことになる。

以上の観点からも樹木伐採に強く反対します。

①②共に伐採する木の本数以上の木を植える、と答弁しているが、元の木のようにするにはそれ以上の年数が必要であることは誰にもわかる道理である。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

19-1

- I 環境影響評価について (5)緑
 - ①緑地・樹木の保全及び緑化計画について…………… p.15-79
- II 指定開発行為について (1)事業計画について
 - ⑤防災機能計画について…………… p.15-160

19-2

- I 環境影響評価について (1)温室効果ガス
 - ①地球温暖化について…………… p.15-53
- (5)緑
 - ①緑地・樹木の保全及び緑化計画について…………… p.15-79
- II 指定開発行為について (1)事業計画について
 - ⑥熱中症対策に関する配慮について…………… p.15-164

注) 意見の内容が多項目に渡るため、「5 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解」では、意見書の記載を左側に示す「19-1～2」に分割しています。

【意見書 20】

この計画では、スポーツ施設ばかりが増えていきます。

市民はスポーツが好きな人ばかりではありません。音楽、演劇、文学など…。私は合唱団で活動しています。川崎市では、練習したり、発表したりすることができる施設が少なくて困っています。

ぜひこの等々力緑地に、合唱や演劇を練習したり発表したりできる施設を作ってください。音響効果のすぐれた音楽堂(100席～300席位)を作ってください。それでこそ、「文化の町かわさき」です。

そしてその正面に、「健康美」の像をおいて、どこからでもみえるようにしてください。この健康美の像こそが等々力緑地のシンボルです。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

II 指定開発行為について (1)事業計画について

①事業実施について p.15-118

【意見書 21】

- 21-1 ■ 工事中の安全対策及び環境保全対策
工事車両による振動で建物への影響が心配。
道路に駐車されると困る。
(時々工事車両が狭い道路にもかかわらず停めて、エンジン音がうるさい。黒い排気ガスを出している車両もあったので、工事が始まったら工事車両が増えて心配)
- 21-2 ■ 自動車動線及び駐車場計画図
現在催し物広場がある場所に立体駐車場の建設が計画されているが、渡された計画図ではわかりづらいので、立体的に見せて欲しいです。
現在のアリーナ入口が、立体駐車場の出入口になるようだが、道路が狭く交通渋滞が懸念される。交通渋滞による騒音、同乗者が公園敷地内に入る前に住宅の前で降車した時の声の騒音・ドアの開閉音による騒音が懸念される。(現在もあり)
イベント終わりは特に人が集中して、駐車場付近がうるさくなりそうで不安。
(車を待つ人、エンジン音等)
現在もスポーツ観戦・イベント最中もかなりの騒音ですが、スポーツ観戦前後・イベント前後の騒音もあり長時間のストレスを感じています。
立体駐車場は、箱のように囲まれている感じですか？風が通り抜けるような感じですか？
- 21-3 ■ 自由提案施設
18カ所もの施設が計画されていて、予想では50を超える店舗が入ると聞きましたが、等々力緑地は緑地・公園ではないのですか？
今回の整備は、商業施設中心の場所になってしまうのでしょうか？これからもっと騒音に悩まされる場所になるのではないかと心配でなりません。
現在も特に騒音でストレスを感じています。
- 自由提案施設 (続き)
飲食店等も計画されていて、夜も営業するかもしれないと聞きましたが、夜はやめて頂きたい。計画では、自由提案施設と駐車場は、住宅近くにあります。夜も営業されると人や車の出入りでうるさく家にいても休まりません。
自由提案施設での飲食店は、かなり難しいと思います。
今までの公園内での飲食店は、長続きしませんでした。
唯一昔から残っているのは、釣り堀のそばにある食堂だけです。
利益を出すとすると、夜も営業となるのではないのでしょうか。
日中の騒音(常識の範囲)はある程度は我慢するしかない諦め半分思っていますが、せめて夜くらいは静かに過ごしたいと思うのは、手前勝手なお願いでしょうか？
スポーツ観戦・イベント後の人が集中する場合は、カフェ等を利用して人を分散させるような案もあると聞きました。
平日や日曜日等早く帰りたい人の方が多いような気がしますし、分散のためにとどまってもらふことは強要できないと思うのですが。
- 21-4 ■ 現在困っていること
一番は騒音です。
ここ数年スポーツ観戦・イベントが増え騒音などに対して対策が不十分に感じます。
(サッカー・野球・イベント・大型エア遊具のモーター音、車のドアの開閉音)
敷地に塀がないので、アリーナに来た人達がたまに敷地内にいて怖く感じた事もありました。帰りの車を待っているのか？何人かで敷地内でおしゃべりをしてうるさい時もありました。
公園利用者で、近隣のごみ置き場にごみを捨てる人もいます。

21-5
 これは緑地とは関係ありませんが、近隣に中学校もあります。
 中学校では、ほぼ毎日部活動の朝練、夕方の部活動での掛け声が聞こえます。
 土日も部活動があります。最近あった部活の試合では、朝早くから応援の音が響いていま
 した。楽器も鳴らしてうるさく、朝から午後に入っても続き家にいても休まりません。学
 校ですから多少は我慢もしますが、限度があります。
 あまりにも騒音に囲まれている環境で、何か対策を考えて欲しいです。
 宜しくお願い致します。
 以上

<指定開発行為者の見解の記載場所>

21-1	I 環境影響評価について	(2)大気質 ①工事中における大気質への影響について…………… p.15-61 (3)騒音・振動 ①工事用車両の走行に伴う影響について…………… p.15-62
21-2	指定開発行為について	(1)事業計画について ④立体駐車場について…………… p.15-149 ⑦公園利用による発生音等について…………… p.15-168
21-3	I 環境影響評価について	(10)地域交通 ②大規模集客イベント時における 歩行者の往来について…………… p.15-106
21-3	II 指定開発行為について	(1)事業計画について ③自由提案施設について…………… p.15-137
21-4	II 指定開発行為について	(1)事業計画について ⑦公園利用による発生音等について…………… p.15-168
21-5	III その他	(1)その他 ②中学校からの発生音について…………… p.15-174

注) 意見の内容が多項目に渡るため、「5 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解」では、意見書の記載を左側に示す「21-1～5」に分割しています。

【意見書 22】

22-1 等々力緑地の再編整備計画に基づき住民らが樹木調査した結果約800本の樹木が伐採されることが分かりました。説明会では切った木の本数以上植栽すると言うが、10mを超える樹木と数mの植栽樹木では緑の量がけた違いに減少することは明らかです。地球温暖化対策で森や緑地が二酸化炭素を吸収し環境を改善することは周知のことですが、緑地の多くの樹木を伐採することは川崎市が進める緑化計画と真逆の行為であり認めることは出来ません。再編整備計画では緑地の北の外れに植栽を計画していますが、市民が日常的に緑の環境の中で樹木の生気にふれ憩えるためには緑地内に多くの緑が必要です。北の外れの植栽は、今ある樹木の伐採を前提にするのではなく行えば、緑地全体で緑の量が増えることになり、温暖化対策に貢献します。
今ある樹木を伐採しないでください

22-2 等々力緑地の再編整備計画では、立体駐車場や自由提案施設等の建設で、緑地の多くの樹木が伐採されることが明らかとなりました。その樹木の多くは樹齢50年前後の大木です。等々力緑地が緑の森として市民の憩いの場を提供し、子どもから老人まで多くの市民が健康増進と交流を広げる貴重な公園となっています。緑がなくなり駐車場や物販施設が広場を占拠する計画は、公園つぶしと言って良い愚行です。立体駐車場の建設には反対です。物販施設も最小限に留め、現在の緑地の樹木を保全してください。

22-3 計画ではテニスコート前の藤棚や子どもの遊び場が無くなり、高さ15mのスーパー銭湯が建設されると聞きました。子どもや親子が毎日の様に広場で遊び、交流し市民の憩いの場になっています。多くの保育園園児もこのアスレチックを楽しみに遊びに来ています。この緑の空間をつぶして、巨大な温浴施設をなぜ公園内につくるのですか？市民には何も知らされていません。
緑地の樹木と遊びの広場をなくさないでください。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

22-1	I 環境影響評価について	(1)温室効果ガス	
		①地球温暖化について	p.15-53
	II 指定開発行為について	(1)事業計画について	
		①事業実施について	p.15-118
22-2	I 環境影響評価について	(5)緑	
		①緑地・樹木の保全及び緑化計画について	p.15-79
	II 指定開発行為について	(1)事業計画について	
		④立体駐車場について	p.15-149
22-3	I 環境影響評価について	(5)緑	
		①緑地・樹木の保全及び緑化計画について	p.15-79
	II 指定開発行為について	(1)事業計画について	
		③自由提案施設について	p.15-137

注) 意見の内容が多項目に渡るため、「5 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解」では、意見書の記載を左側に示す「22-1～3」に分割しています。

【意見書 23】

台風、洪水、猛暑と日本でも被害が明らかになっている地球温暖化を何としても止めなくてはならない時です。そのためには1本でも多くの木を植えなくてはならない時に、こんなに木を切るとは信じられません。建物を建てることも、地球温暖化を進めることです。自由に遊べる広場と木を残し、その木をきちんと手入れする計画にやり直してください。

＜指定開発行為者の見解の記載場所＞

- I 環境影響評価について (1)温室効果ガス
 - ①地球温暖化について…………… p.15-53
- (5)緑
 - ①緑地・樹木の保全及び緑化計画について…………… p.15-79

【意見書 24】

等々力の地域をスポーツ公園にするのではなく中原区内で貴重な緑を保っている場所であり、子どもたちや市民も自然と触れ合う貴重な場になっている。そこをサッカーやバスケのプロスポーツのための場所を中心とした場所にするには問題が多い。

＜指定開発行為者の見解の記載場所＞

- I 環境影響評価について (5)緑
 - ①緑地・樹木の保全及び緑化計画について…………… p.15-79
- (6)人と自然とのふれあい活動の場
 - ①人と自然とのふれあい活動の場について…………… p.15-95
- II 指定開発行為について (1)事業計画について
 - ①事業実施について…………… p.15-118

【意見書 25】

25-1 一つひとつに意見というより、そもそも緑地に商業施設を多数建設し、賑わいを創出することに無理があると思っています。なぜ、緑地に賑わいが必要なのですか？ 賑わいの創出に等々力緑地が選ばれたのは、なぜですか？

緑地ですから、当然そこには樹木や草や花などの植物、鳥、虫、たくさんの生き物が長い年月をかけて育ててきた生命の営みがあります。そこへ、立体駐車場や温浴施設、商業施設など人工的なものを多数建設するとなれば、人間の都合でそれらの生命の営みを断ち切ることとなります。「ふるさとの森」などのまとまった緑地は一部改変するもの、可能な限り現位置で保全するということですが、なんとも曖昧な計画です。「一部」や「可能な限り」という言葉には、具体的なものが一切ありません。樹木は伐採されてしまったら元には戻らないのです。樹木を伐採してしまったら、そこに暮らす生き物たちの生態系が壊れるのです。

25-2 また、通称フロンターレ公園や催し物広場、ふるさとの森には、アスレチックや遊具がたくさんあり、大勢の親子で賑わっています。でも、それらの遊び場をなくして大量の樹木を伐採し立体駐車場や商業施設を建設する、陸上競技場の観覧席を設けるためにふるさとの森を一部改変するという計画です。整備後には子どもの遊び場は減らされ、インクルーシブパークだけになるようです。1か所に子どもたちや親御さんが集中し、自由に遊べなくなるのではないのでしょうか。子どもたちの遊ぶ場を奪わないでほしいです。

緑地には、好きな時間に好きな場所で好きなだけ自由に散歩や休息、遊びができ、静けさのある無料の空間を希望します。遊ぶ場所はここ、座れる芝生はここ、など決められた場所ですら行動できないような、窮屈な人工的な公園は望みません。

釣り池を望む藤棚をなくして商業施設（カフェ？）を建設するらしいですが、パーク株式会社の担当者から、カフェがほしいという声があったと聞きました。カフェを要望したのは何人か教えてください。整備の計画に沿った要望は取り入れ、計画に沿わない要望は取り入れない姿勢のように感じます。

様々な観点から、緑地に商業施設や立体駐車場を建設する再編整備の計画を、ぜひ見直しをいただきたいと強く要望します。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

25-1	I 環境影響評価について	(4)生物	
		③生態系への影響について	p.15-69
	II 指定開発行為について	(5)緑	
		①緑地・樹木の保全及び緑化計画について	p.15-79
25-2	I 環境影響評価について	(9)コミュニティ施設	
		①子どもの遊び場について	p.15-100
	II 指定開発行為について	(1)事業計画について	
		①事業実施について	p.15-118
		③自由提案施設について	p.15-137
		④立体駐車場について	p.15-149

注) 意見の内容が多項目に渡るため、「5 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解」では、意見書の記載を左側に示す「25-1～2」に分割しています。

【意見書 26】

26-1 環境影響評価においては、工事中の評価しかされておらず、完成後にどうなるかの十分な調査がなされていない。また、評価の方法が疑問。再調査を依頼したい。球技専用スタジアムは3.5万人集客を計画しているが、横浜スタジアムと同規模である。横浜スタジアムは商業地域にあるが、ここについては住宅街が隣接している。ただでさえ試合やイベントがあれば騒がしく道路も大渋滞する。「こんな場所に観客規模を増やした、オープンな施設をつくるなんてどうかしている」といいたい。

26-2 「とどろき緑地再編整備・運営等事業に係る 条例環境影響評価準備書のあらまし」(川崎とどろきパーク(株)発行) 資料 P13 に「主要な景観要素の改変はなく、地域景観の特性の変化はないと予測」されているが、確かに敷地周辺には大きな変化が及ばないようにしているかもしれないが(立体駐車場や球技専用スタジアムを除く)緑地内には多くの建造物が計画されており眺望が悪くなることは予想がつく。見通し・風通しが悪く窮屈感を感じる公園は魅力的といえるのでしょうか?新たに建設する建造物は必要最低限とし、新アリーナや球技場に入れ込むなどの工夫を求めます。

26-3 「とどろき緑地再編整備・運営等事業に係る 条例環境影響評価準備書のあらまし」(川崎とどろきパーク(株)発行) P11 の植物・動物・生態系を読むと、「原生林ではなく、草花は一般的である」(→だから伐採してもよい)と結論づけているのか?緑地内に計画されている自由提案施設、立体駐車場などの多くの建造物により多くの樹木が伐採される予定で、9月に会館とどろきで開催された「条例環境影響評価準備書 説明会」では、緑被面積は現状と変化はないとの説明であったが、P12 緑地類型区分図や面積変化表にも間違いがあり、正しく調査されているのか不信感を感じる。数字の帳尻合わせをすることは重要なことではないとわかってほしい。樹木も一朝一夕では育たないので、今ある樹木は生かし、さらに緑地を増やすよう、より良い公園になるよう期待したい。

< 指定開発行為者の見解の記載場所 >

26-1	I 環境影響評価について	(10)地域交通	
		②大規模集客イベント時における 歩行者の往来について.....	p.15-106
		③大規模集客イベント時における 自動車交通について.....	p.15-111
		(11)全般	
		①供用時の環境影響評価について.....	p.15-115
26-2	II 指定開発行為について	(1)事業計画について	
		⑦公園利用による発生音等について.....	p.15-168
26-2	II 指定開発行為について	(1)事業計画について	
		③自由提案施設について.....	p.15-137
26-3	I 環境影響評価について	(4)生物	
		④環境類型区分図について.....	p.15-78
		(5)緑	
		①緑地・樹木の保全及び緑化計画について.....	p.15-79

注) 意見の内容が多項目に渡るため、「5 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解」では、意見書の記載を左側に示す「26-1~3」に分割しています。

【意見書 27】

- 27-1 哺乳類について、等々力緑地内ではタヌキ、ハクビシン、アライグマの目撃情報があります。近隣の多摩川河川敷では自然愛好家によるキツネ、イタチの目撃情報があり、等々力緑地も生息地として利用している可能性があります。爬虫類はヘビの記載がありませんが、アオダイショウは生息しているのではないかと考えます。両生類はヒキガエルも生息しているはずですが、池があるのにアマガエルはいないのだろうか？と思います。環境アセスメントですべての生息種を記録することは無理だと思いますが、哺乳類は生態系の上位に位置する生物なので、目視で確認することは難しくとも、聞き取り調査なども行ってはどうかと考えます。特にアライグマのような外来種は増加によって生態系や人の生活にも影響を与えるので、きちんと調べておく必要があります。爬虫類や両生類も同様で、比較的生態系の上位にいる生き物です。等々力の釣り池はこのあたりでは数少ない水生生物の生息環境であり、川崎市の生物多様性戦略でもコアになっているところなので、池の生物も見ておくことが大事です。
- 27-2 等々力緑地は日陰がない広場が多いため、広場や散策路沿いに適度に樹木を植えて、真夏にも日陰を通して歩くことができるようにしてほしいです。一方で、街路樹の枝が落下しての事故のニュースを聞くことがあるので、弱った木の植替えや管理もお願いしたい。
- 27-3 植栽予定樹種には、モッコク、マユミ、ミズキ、クマノミズキ、ナンテン、ナナカマド、クロガネモチ、ヤマボウシ、エノキといった樹もあると、花や実の色が美しく、野鳥や昆虫などの生き物も集まるので、考えてください。

＜指定開発行為者の見解の記載場所＞

- 27-1 I 環境影響評価について (4)生物
①動物の調査結果について…………… p.15-64
- 27-2 II 指定開発行為について (1)事業計画について
⑥熱中症対策に関する配慮について…………… p.15-164
- 27-3 I 環境影響評価について (5)緑
①緑地・樹木の保全及び緑化計画について…………… p.15-79

注) 意見の内容が多項目に渡るため、「5 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解」では、意見書の記載を左側に示す「27-1～3」に分割しています。

【意見書 28】

環境保全のための措置について、釣り池ではかいぼりを行うとのことですが、そのときにコイとアカミミガメは除去すべきと考えます。コイ、アカミミガメは水草や水生昆虫など何でも食べるため、生態系への悪影響が問題になっています。飼育コイは水底が砂漠化する悪影響もあります。また、釣り池にはアメリカザリガニは生息していないのでしょうか。生息している可能性が高いです。環境を今以上に悪くしないだけでなく、こういった侵略的外来種をかいぼりのときに徹底的に除去して、生態系の回復を図ることも重要だと考えます。

釣り池に生息する生き物の種類が少し貧弱のように感じます。環境保全のための措置において、環境影響を抑えるだけでなく、ここで生態系の回復や創出を図ってほしいです。等々力緑地は川崎市の生物多様性戦略で拠点、コア地域になっていますが、ここに書かれていることが戦略のコア地域の事業ということでしょうか。前に書いた釣り池からの外来種除去もありますし、水生植物の育成そしてトンボ類などの水生昆虫や両生類の保全も考えられますし、移動性の水生昆虫の移動拠点にもなると思います。生物多様性のコアにするための、前向きな環境影響の取組もお願いしたいです。

生物多様性の供用時に配慮について。街中の緑地の生物多様性が貧弱になってしまうのは、枯れ木と落葉と藪をすぐ取り除いてしまうことと、湿り気がないからだと思います。朽木を生息場所としている生き物（例えばクワガタ）もたくさんいますし、落葉だまりもカブトムシの幼虫などのように同様です。枯れ木をそのままにしておくことは安全上できませんが、枯れ木を倒して林床に置いておく、落葉は片づけずに溜めて積んでおく、藪も一部残しておく。こういったことが生物多様性の保全に大事ですし、子どもの自然体験の場にもなるので、取り入れてほしいです。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

I 環境影響評価について (4)生物

- ①動物の調査結果について p.15-64
- ③生態系への影響について p.15-69

【意見書 29】

平成24年6月まちづくり委員会、委員11名、緑政局長、再編整備室長9名、等々力緑地の木々の伐採に関する陳情の審査の中で緑政局の方が防災的な役割を持つ、外周樹林の形成は大切になってくる。輻射熱を防ぐためには樹木が少なくなっている所は複層的にしなければ、火災の二次災害から避難してきた方達が熱くて大変なことになってしまう。外周植栽を厚くしていくのが基本的な考えである。と述べていました。

令和3年11月の整備実施計画改訂案の中で防災機能の強化で安心安全な広域避難場所として外周の緑の保全を図るとともに延焼防止に寄与するよう整備、外周部の緑を充実することでまちの緑との連続性を確保すると明記されている

条例環境影響評価準備書説明会、都市計画素案説明会、両説明会で防災の面での外周部の緑を充実することは明記されておらず、十分な説明もされていません。火災から避難してきた人たちを守るため、計画を変更してください。

＜指定開発行為者の見解の記載場所＞

Ⅱ 指定開発行為について (1)事業計画について

⑤防災機能計画について…………… p.15-160

【意見書 30】

- 30-1 匹季園は可能な限り保全するとなっていますが、ここにある日本庭園は管理は半分放棄されているように感じます。調べたところ、この日本庭園は昭和の前半に私邸につくられたものだそうですが、現在は植栽や石組が庭園として管理されている様子はなく、水も枯れており、みすばらしい感じになっています。せっかく昭和の時代から引き継がれている庭園であり、日本の伝統文化を観てもらえることもできるので、植栽や水、石をきちんと庭園として管理して活用する計画を出していただきたいです。
- 30-2 問い合わせ先が住所と電話番号しか出ていませんが、耳の悪い人などは問い合わせしにくいと思います。ほかの事業の問い合わせ先を見ても電話だけというのはないようです。市役所の事業でこれなのは不親切なので、メールアドレスなども必要と考えます。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

- 30-1 II 指定開発行為について (1)事業計画について
⑨管理について…………… p.15-171
- 30-2 III その他 (1)その他
⑤問い合わせ先について…………… p.15-175

注) 意見の内容が多項目に渡るため、「5 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解」では、意見書の記載を左側に示す「30-1～2」に分割しています。

【意見書 31】

御殿町1丁目の小杉神社の並びに住んでいます。陸上競技場がすぐ目の前です。サッカーの試合やサッカー関連のイベント、マラソン大会など様々な催しの時には、朝から大音量で音楽がかかり、マイクを通して大きな声が聞こえてきます。一体だれに向かって放送しているのかと思うくらいです。参加している人たちには楽しいイベントで大きな音楽も盛り上げるためのものかもしれませんが、周辺の住民にとっては騒音でしかありません。窓を開けていると、テレビの音も聞こえないような状況です。

さらに、今より1万人多く入れる球技専用のスタジアムの建設を計画していますが、周辺住民への騒音対策をきちんとやってほしいです。対策なしに、改修を進めることには反対です。以前から騒音については機会あるごとに言っていますが、一向に改善されません。川崎市やとどろきパーク株は、「日常的な賑わいの創出」を掲げていますが、周辺住民にとっては賑わいイコール騒音でしかありません。もう十分に賑わっています。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

- II 指定開発行為について (1)事業計画について
①事業実施について…………… p.15-118
⑦公園利用による発生音等について…………… p.15-168

【意見書 32】

等々力緑地再編整備で、18棟ものスーパー銭湯を含む商業施設と2つの立体駐車場を建設し、釣り池の周りに道路を造る計画があることが最近わかりました。

何もない空き地に建設するのではなく、緑地の中に建設しようとしているわけですから(こういう計画自体、非常に無理な計画!)、当然そこには樹木があり、樹木と共に生きている虫や鳥、様々な生き物がいるわけです。たくさんの商業施設、立体駐車場を建てるためには大量の樹木を伐採することになり、樹木の命だけでなく同時に虫や鳥、生き物などの命や今までの生活を奪うこととなります。まさに生態系の破壊です。

「商業施設の利益が出れば公園のために使います。もし赤字が出ることになったらその店舗は撤退し、建物は壊します」と、市の担当者は答えました(8月に等々力緑地を守る会に対して)。建物を壊して元に戻しても、一度奪った樹木や生き物の命は元に戻らないのです。

人間の身勝手さ、傲慢さを非常に強く感じます。

たくさんの商業施設や立体駐車場の建設、道路を造るために大量の樹木を伐採することに強く強く反対します。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

I 環境影響評価について	(4)生物	
	③生態系への影響について	p.15-69
	(5)緑	
	①緑地・樹木の保全及び緑化計画について	p.15-79
II 指定開発行為について	(1)事業計画について	
	①事業実施について	p.15-118
	③自由提案施設について	p.15-137
	④立体駐車場について	p.15-149

【意見書 33】

サッカーの試合の日は、家の前の緑地に沿った道路の交通量がかなり多くなっています。そこへ、競技場へ向かう人の波。向かう人は、自宅の向こう側の歩道を歩くのでこちらの歩道はすいていますが、試合後は自宅前の歩道をたくさんの人が埋め尽くします。歩道のない道路では、人が横に広がって歩き（はしに寄ってくれない）、そこへ車も自転車も通り、非常に危険です。

競技場をさらに1万人多く入れるように改修し、3層の立体駐車場を2つ建設して1000台近くの車を駐車できるようにする計画ですが、今でも大変な状況なのに、さらに車や人の数を増やせば大渋滞、大混乱が起きるのは目に見えています。近くには保育園や小学校、中学校があり、子どもたちが危険な目に合うのではないかと心配です。周りの住民は生活に支障が出るので困っていますが、みな我慢しています。

市の担当者は、この状況を把握しているそうですが、一向に改善されません。誰かの犠牲や我慢の上に成り立つような緑地の再編整備は、一体誰のための再編整備なのでしょう。等々力緑地は、サッカーファンだけのものではなくて、市民全員のものであります。

市民が、安心して気持ちよく生活できるように、早急に交通混雑を改善してほしいです。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

- I 環境影響評価について (10)地域交通
 - ②大規模集客イベント時における
歩行者の往来について…………… p.15-106
 - ③大規模集客イベント時における
自動車交通について…………… p.15-111
- II 指定開発行為について (1)事業計画について
 - ①事業実施について…………… p.15-118
 - ④立体駐車場について…………… p.15-149

【意見書 34】

説明会の冊子には、■緑の質・緑の量で「本事業の主要植栽予定樹種」と記されていますが、なぜ植栽ありきなのでしょうか。もともと緑地なので樹木は多い場所です。計画地の環境特性に適合した樹種、季節が感じられる樹種ということですが、今現在大きく育っている樹木は環境特性に適合していると言えます。また、季節が感じられる樹木も、桜、梅、イチョウ、タイサンボク、藤、サツキ、椿、サザンカ、夾竹桃など、私たちの目を四季折々に楽しませてくれます。市の担当者が、「3m以上の木を切ったら他に植えます」と回答していました。でも、葉のたくさん茂っている木を切って、代わりに小さな幼木を植えても意味はありません。葉っぱが大事！葉は蒸散作用で自分の体温調節をし、水分を出すことで周りの気温も下げています。だから、木陰は涼しいのです。木の本数ではなく、葉の量が大事です。

今ある樹木に適切な選定、施肥、病虫害防除、除草、灌水などの手入れをし、大切にしていけることが大事だと思っています。モノではなく、命ある生きている樹木なので。人の計画に合わせて樹木を伐採し、他の場所に植栽をするのではなく、今ある樹木に合わせて整備の計画を立て、1本たりとも樹木を伐採しないことを要望します。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

- I 環境影響評価について (5)緑
 - ①緑地・樹木の保全及び緑化計画について…………… p.15-79
- II 指定開発行為について (1)事業計画について
 - ⑥熱中症対策に関する配慮について…………… p.15-164

【意見書 35】

35-1 等々力緑地の木を伐採することに反対です。
 子どもたちが虫取りをしたり自然を楽しんだり、自然に手を入れることの少ない環境だからこそ楽しめることがあります。
 保育園や小学校でも、虫探し、どんぐり拾い、植物の観察などそういった場が減ってしまうのは学習の機会もへらしてしまいます。
 かつてはカブトムシなどもよく見られたとも聞きました。
 等々力緑地が魅力でこの地に引越ししてきたのに、とても残念です。

35-2 テニスコート南側、北側の木の伐採の反対です。
 テニスコートの南側のマンションに住んでおりますが、テニスコート南側の林も伐採してしまうのでしょうか。
 大きく景観が変わってしまうことを懸念しています。立体駐車場が経つということもあり、木まで伐採されるとなるとさらに景観が悪くなります。立体駐車場もそうだが、敢えてマンションなどの住宅地に影響するような箇所を変える意味はあるのか疑問です。

35-3 テニスコートを壊して、立体駐車場を設立することは反対です。車による排気ガス、テニスコート南側のマンションの為高い建物が建つことにより日当たりや景観の懸念。
 交通安全の観点からもテニスコート前の道路は歩道がなく、今でも徒歩や自転車でも危険だと思ふことが多い。中原小学校や中原中学校、宮内中学校の通学路のため立体駐車場設立により交通量が増えると事故の可能性も高くなる。
 百歩譲って、立体駐車場を建てるとしたらマンションや通学路の側ではなく、影響の少ない違う場所に設立することは出来ないのか。
 以上、よろしく願いいたします。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

35-1	I 環境影響評価について	(4)生物	
		③生態系への影響について	p.15-69
		(5)緑	
		①緑地・樹林の保全及び緑化計画について	p.15-79
		(6)人と自然とのふれあい活動の場	
35-2	I 環境影響評価について	(5)緑	
		①緑地・樹林の保全及び緑化計画について	p.15-79
		(7)景観	
		①景観について	p.15-99
35-3	I 環境影響評価について	(2)大気質	
		②供用時における大気質への影響について	p.15-61
		(7)景観	
		①景観について	p.15-99
		(8)日照障害	
		①日照障害について	p.15-99
		II 指定開発行為について	(1)事業計画について
	④立体駐車場について	p.15-149	

注) 意見の内容が多項目に渡るため、「5 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解」では、意見書の記載を左側に示す「35-1～3」に分割しています。

【意見書 36】

せっかくの緑地を壊さないで下さい

等々力緑地は私たち中原区民にとって唯一ゆっくりと憩える大事な場所です。

スポーツ施設も大事ですが、ミュージアムなど平和館と共に中原区の大変な文化施設でしたのにとっても残念でした。ミュージアムをぜひ中原区に再建してほしいのですが、せっかくある緑地もしっかり緑地として残してほしいと思っています。超高層ビルが建ちならぶ小杉周辺に住むものとしては本当に大事な場所です。立派に育った樹々や池に飛んでくる鳥たちは私たちの心を癒す大事な空間をつくってくれます。何故ここにごちゃごちゃと建物をたてお店をつくって、賑やかにしなくてはいけないのでしょうか。どうして市民がゆったりと過ごせる場所を一つくらい残しておいてくれないのでしょうか？樹はもう伐らないで下さい。市民が誇りに思える立派な緑地公園としていつまでも大事に残して下さい。

＜指定開発行為者の見解の記載場所＞

I 環境影響評価について	(5)緑	
	①緑地・樹木の保全及び緑化計画について	p.15-79
	(6)人と自然とのふれあい活動の場	
	①人と自然とのふれあい活動の場について	p.15-95
III その他	(1)その他	
	③市民ミュージアムについて	p.15-175

【意見書 37】

「等々力緑地再編整備・運営等事業にかかる条例環境影響評価準備書」は、各論について随所に疑問を感じるが、とりわけ「地域交通」への影響についての評価は承服しかねるので意見を述べる。

「準備書本編 第9章（コミュニティ施設～地域交通）」及び「要約書 第9章（人と自然とのふれあい活動の場～地域交通）」において以下のように結論づけている。

大規模集客イベント時の交通について、さまざまな措置を講ずるので「計画地周辺の生活環境の保全に著しい影響はないものと評価する。」

この評価になる事に大いに疑問がある。現在でも、サッカーの試合やファンサービスイベントなどの際には周辺地域で、地域住民の生活に影響の出る渋滞が発生している。現在の駐車場の収容規模は百数十台と聞いているが、その程度の台数でも、試合終了時などには「西下橋交差点」を先頭に市道宮内 58 号線上では宮内北交差点に達するほどの渋滞を度々引き起こしている。試合終了時など時限的な渋滞の発生だが、数十分から1時間以上に及ぶこともあり、市道宮内 58 号線沿いの住民は、その時間帯にぶつかってしまうと、自家用車で国道 409 号線方面へ抜けることもできず、渋滞解消を待つしかない事態を何度も経験している。

この度発表された極めて規模の大きな駐車場設置計画により、公園施設全体では 1,000 台を超える車の収容が可能になり、現状の限定的な駐車台数でも住民生活に影響する渋滞が発生しており、「生活環境の保全に著しい影響」が発生しない訳がない。

市道宮内 58 号線から宮内北交差点に向かう方向では、昨今、Amazon の物量センターへ向かう大型車両が増加しており、宮内北交差点と手前の交差点との距離が短いために長尺の車両が曲がりきれずに、しばしば渋滞発生源となっている実態もある。これら渋滞発生ポイントに大規模集客イベントで出入りする車両が遭遇すれば、地域環境への深刻な影響が「発生しない」と断定すること自体が承認し難く、評価の元になった調査の信憑性を疑うものである。

一旦、会場への車両アクセスを許せば、「利用者への呼びかけ」程度で車両の集中を解消できるはずなどなく、中原区内でも例を見ない大規模な駐車施設自体の新設に反対する。

よって、本計画の抜本的見直しと地域住民が計画策定に関与できる立案方式を求める。

Q2. Q3 で述べた事に付随して以下を述べる。

大規模な駐車施設が作られる計画地になっている「テニスコート」「催しもの広場」は、片や小学校と閑静な住宅地に接し、片や正面に中学校と保育園が立地する。説明会では、それぞれ 430 台、360 台と説明されたが、近隣の大規模商業施設でもこれほど巨大な駐車場を有しているところは存在しない。如何にこの地域の環境に鑑みて適合していない巨大さか、容易に想像できるものである。これだけの車両が出入り可能な駐車施設の立地は、存在そのものが危険であり閑静な住環境を求めてこの地に移り住んできた者の財産権や幸福追求権の侵害であり、乳幼児や学童たちに及ぶ危険を考えれば、撤回以外に選択肢のない計画である。

今後、開通が見込まれる「等々力大橋」と計画道路「宮内新横浜線」の接続が達成されたのちには、東京都内からの車両の流入も激増し、等々力緑地への車両アクセスを可能にする前提となる駐車場を作ってしまうと、宮内地域の住宅街には想定しない車両が、日常的に侵入してくることが容易に想定できる。これを以って「影響がない」とは到底言えないはずである。「駐車場は無いので、等々力緑地に来るときは徒歩または公共交通機関で」というルールにすべきである。

＜指定開発行為者の見解の記載場所＞

I 環境影響評価について	(10)地域交通	
	③大規模集客イベント時における自動車交通について	p.15-111
II 指定開発行為について	(1)事業計画について	
	①事業実施について	p.15-118
	④立体駐車場について	p.15-149

【意見書 38】

等々力緑地の再編整備・運営に係る環境影響評価（アセス）準備書の建築計画概要によると、便益施設（立体駐車場、管理棟、店舗、温浴施設等）の建築面積は3万320㎡となっている、立体駐車場、管理棟の面積を引くと「自由提案施設（店舗、温浴施設等）」の面積は約2万㎡と思われる。「(新)とどろきアリーナ・スポーツセンター」の約1万4000㎡を上回る。だが、緑地内に建設される18か所の「自由提案施設」の環境影響評価を行った形跡はみあたらない。準備書第9章環境影響評価では、「球技専用スタジアム」、「(新)とどろきアリーナ・スポーツセンター」、「(新)等々力陸上競技場」の3施設についてのエネルギー消費などの表がならんでいるが、「自由提案施設」についての記述はない。注目すべきは、「表 9.1.1-4 本事業における建物使用用途別延べ面積」の「注1)」の記述だ。「注1) 便益施設については、入居テナントが設備を設置するため、予測条件としては見込んでいない」と。はじめから便益施設＝「自由提案施設」は、環境影響評価（アセス）の対象外としているという疑惑が浮かんでくる。「自由提案施設」の建設工事期間は5年8カ月。「球技専用スタジアム」の2年10カ月、「(新)とどろきアリーナ・スポーツセンター」の2年5カ月をはるかに上回る建設期間だ。用途を含め「自由提案施設」のすべての計画を市民の前に明らかにすべきである。9月11日の川崎とどろきパーク株式会社（以下パーク（株））のアセス準備書説明会で、担当者は「温浴施設はスーパー銭湯である」と答え、会場をざわつかせた。「スーパー銭湯」は、どれくらいの環境負荷を緑地に与えるのであろうか。説明会の2日目で紛糾したのは、便益施設にある「2階建て15mの建物」だった。「15mの建物ならなぜ日影図がないのか」「15m高さで2階建ては信じられない」の疑問が出された。パーク（株）の担当者は、2階建て15mの建物は、南側立体駐車場近くに2棟、西側立体駐車場近くに1棟建てることをスライドの配置図で説明した。そこまで建設計画がはっきりしているならこの3棟の建物の環境影響評価はどうなっているのだろうかの疑問がわいてくる。スーパー銭湯（温浴施設）を含む18か所の「自由提案施設」の環境影響評価が行われていないとすれば、今回のアセス準備書は無効であり、撤回すべきである。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

I 環境影響評価について (11)全般

①供用時の環境影響評価について p.15-116

【意見書 39】

39-1 意見書提出フォームの締め切り時間が明記されておりません。当時中であれば受けると解釈するのが通常だと思いますが、万が一違うのであれば、その旨がわかるように明記すべきだと考えます。また、明記がなかったのにも関わらず、当日中の意見を時間により取り下げるといった行為は行わないで頂きたいです。

39-2 説明会にて、自由提案施設として、多数の商業施設や温浴施設を建設されると聞きましたが、営業時間は何時から何時になるのでしょうか？都市計画公園の変更により、10000 へーの大型な商業施設等が建設可能となり、さらに深夜営業も可能な場所になるとのことでしたが、商業施設や温浴施設が深夜まで営業するとなれば、施設からの騒音（冷暖房機器、車の他に人の声）や灯りなど、周辺住宅への影響悪化が懸念されます。

子供が出入りする公園に、夜間まで営業する施設があるとなると様々な治安悪化が考えられます。これらの深夜の騒音と治安については準備書には記載がありませんが、影響を調査し、対策を講じるべきではないでしょうか？

39-3 説明会にて、フロンターレ公園跡地に温浴施設が建設される見込みであると聞きましたが、準備書の中では「k」施設として室外機 21 台 24 時間稼働が想定されており、大量なエネルギーを消費する＝温室効果ガスを排出する施設であると考えられます。ですが、準備書の中で「温室効果ガス」の影響を把握する建物としては、スタジアム、アリーナ、陸上競技場の3つのみになっています。「便益施設については、入居テナントが設備を設置するため、予測条件として見込んでいない」とありますが、どういうことでしょうか？室外機 21 台 24 時間稼働するのがわかっているのに、事業者は排出量の調査、削減対策を講じないで良いのでしょうか？この施設の温暖化への影響は、だれが責任を取るのでしょうか？施設業者が責任とる場合は、それを事業者や市が監視するのでしょうか。リスクを責任もって管理される体制についての考えを教えてください。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

39-1	III その他	(1)その他	
		④意見書提出フォームについて……………	p.15-175
39-2	I 環境影響評価について	(3)騒音・振動	
		②冷暖房施設等の稼働に伴う影響について……………	p.15-62
	II 指定開発行為について	(1)事業計画について	
		③自由提案施設について……………	p.15-137
		⑧治安について……………	p.15-171
		⑩光害について……………	p.15-172
39-3	I 環境影響評価について	(1)温室効果ガス	
		①地球温暖化について……………	p.15-59

注) 意見の内容が多項目に渡るため、「5 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解」では、意見書の記載を左側に示す「39-1～3」に分割しています。

【意見書 40】

- 40-1 イベント開催時、サッカーやコンサート時の騒音について時間帯と最高騒音レベル(音響スピーカーからの音意外に客の歓声や楽器音等含める)を調べてお知らせください。現状サッカーのゴールシュート後の歓声やアナウンス、楽器の騒音が酷いです。また道路を大人数で歩く際の会話等の騒音レベルもわかりません。アルコールが入った状態の人間が複数集まった場合など色んなシチュエーション考えられます。サッカーとコンサート時の騒音レベルには違いがあると思いますのでその辺も詳しく調査し市民に説明をお願いします。
- 40-2 かなりの数の室外機が設置されると思います。
特にFの箇所には24時間稼働が23台、Kの箇所は13台。かなりもエネルギー消費予測されますが、騒音と温室効果ガスの影響を調査してください。
静かな生活環境にこのような施設は不要です。周辺住民の意見を聞き入れる姿勢を見せてください。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

- 40-1 II 指定開発行為について (1)事業計画について
⑦公園利用による発生音等について…………… p.15-168
- 40-2 I 環境影響評価について (1)温室効果ガス
①地球温暖化について…………… p.15-59
(3)騒音・振動
②冷暖房施設等の稼働に伴う影響について…………… p.15-62
- II 指定開発行為について (1)事業計画について
③自由提案施設について…………… p.15-137

注) 意見の内容が多項目に渡るため、「5 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解」では、意見書の記載を左側に示す「40-1~2」に分割しています。

【意見書 41】

両生類について→昨年10月釣り池横でイシガメを保護し池に戻しています。他クサガメ、アカミミガメも保護し池に戻しています。クサガメの子供は2cm程で保護したのいます(現在飼育中3年目)

昆虫について→ハグロトンボ、オオミズアオの生息については2024年の確認しています。回答をお願いします。チャベネセセリを1週間程前に確認しました。それぞれ生物の希少性を確認して回答ください。両生類について環境影響評価に乗っていない種がまだまだたくさん生息しています。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

- I 環境影響評価について (4)生物
①動物の調査結果について…………… p.15-64

【意見書 42】

現在の藤棚 M の箇所には野鳥をはじめ多くの生き物の生息地です。24 時間稼働させることにより野鳥の棲家に影響を与えると思われます。

池の島はサギや鶉のコロニーになっています。

騒音のレベルや温室効果ガスの影響により動物が住めなくなります。

24 時間稼働させる理由を説明してください。

M の箇所の送風機は何のために使用するのでしょうか。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

I 環境影響評価について (4)生物

③生態系への影響について p.15-77

II 指定開発行為について (1)事業計画について

③自由提案施設について p.15-137

【意見書 43】

3 月の [] の資料ではクゲヌマランは移植しても成功しない可能性があるとなっており [] を 3 案提案されていましたが、今回の資料では移植し工事するとなっています。3 月の時点で貴重種保護を目的していたことが 9 月になって移植に変わっているのは何故ですか。蘭の専門家の知人に確認したところ自然界での移植は難しいとの事でした。湿度土壌の水分状況日照条件等移植は成功しない確率が高いようです。一株でもいいので移植予定地に移植が成功するか試す必要があると思います。

またクゲヌマランに配慮した [] 計画をお願いします。失った自然は戻りません。

※ 注目される種の保護の観点から一部非表示にしています。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

I 環境影響評価について (4)生物

②クゲヌマランへの影響について p.15-67

【意見書 44】

温室効果ガスについての準備書を読むと、アリーナ、球技専門スタジアム、新陸上競技場の3か所だけしか載っていません。一番の懸念は、18棟もの商業施設、温浴施設です。多数の商業施設が365日、24時間、何台もの空調設備を稼働させていたら、大変な温室効果ガスの排出量になります。それが示されていないのはなぜですか？ ぜひ、それを示して知らせてほしいです。

地球温暖化対策を推進するとうたっていますが、大量の樹木を伐採して多数の商業施設を作ったら、温暖化に拍車をかけることになるのは目に見えています。現在でも、陸上競技場の前や野球場のまわりはコンクリートで埋め尽くされています。そして、木陰をつくる大きな樹木がありません。日陰もなくコンクリートばかりの土地では、暑さにより拍車がかかります。以前は、ハス池があったり、プールの周りに樹木があったりしました。そういうものを取り払ってコンクリートで埋め尽くし、何が温暖化対策の推進でしょうか。

環境保全のための措置として断熱性及び機密性能に優れた部材の選定、可能な限り最新の環境配慮技術を導入などを書いてありますが、たくさんの商業施設を建設しないことが一番の環境保全になります。また、利用者には、できるだけ公共交通機関の利用をすすめるがありますが、それだったら2つの立体駐車場は必要ありません。

等々力緑地に、多額の私たちの税金を使って、環境を悪化させる立体駐車場や商業施設、温浴施設をつくらないでください。温暖化に拍車をかけるような商業施設の建設に強く反対します。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

I 環境影響評価について	(1)温室効果ガス	
	①地球温暖化について	p.15-59
	(5)緑	
	①緑地・樹木の保全及び緑化計画について	p.15-79
II 指定開発行為について	(1)事業計画について	
	③自由提案施設について	p.15-137
	④立体駐車場について	p.15-149
	⑥熱中症対策に関する配慮について	p.15-164

【意見書 45】

アセス準備書の施設の音源と騒音を予想しているが、驚いたことに緑地内に建設される建物に総計 339 台の設備機器が設置され、大半が 24 時間稼働となっている。緑地公園がまるで密集した街の中と同じ状況になることであり、審議難い愚行である。

1 台毎の騒音レベルは 60～80 dB で周辺住宅地には環境基準を下回ると評価しているが、静寂な公園のもつ環境が根本から壊されることになる。多数の建築物の建設は緑地公園にふさわしくないの、撤回することを求める。

騒音の予測項目で、球技専用スタジアム、等々力球場、アリーナ・スポーツセンター、新競技場の大型施設で 167 台の設備機器が稼働し、20カ所に及ぶ便益施設で 172 台の設備機器な稼働を予定している。

合計 339 台の設備機器は大半が 24 時間稼働である。これらの機器が消費するエネルギーと、温熱の排出は明らかに地球環境を悪化させることは間違いない。一般の機器より省エネ機器を採用しているから地球環境に貢献しているなどは詭弁である。緑地の樹木を大量に伐採し、驚くほどの設備機器の設置は緑地が環境を破壊する根源になることであり、到底認めるわけにはいかない。便益施設の計画は撤回を求める。

＜指定開発行為者の見解の記載場所＞

I 環境影響評価について	(1)温室効果ガス	
	①地球温暖化について	p.15-53
	(3)騒音・振動	
	②冷暖房施設等の稼働に伴う影響について	p.15-62
	(5)緑	
	①緑地・樹木の保全及び緑化計画について	p.15-79
II 指定開発行為について	(1)事業計画について	
	③自由提案施設について	p.15-137

【意見書 46】

「生物」の項目について、供用時の評価項目として選定しないとのことですが、その理由が供用後も現況と同じ生息・生育環境が確保される、とのことですが、代替地を多摩川寄りに設けるとのことですが、そこは河川の近くであり、湖の近くではないので、現況とは違う環境となり、新たな生態系となります。緑地の南側の殆どが商業施設に置き換わり、多数の樹木が伐採され、現況の沢山の生き物の住み家が無くなり、生態系が崩れることは確かです。生息環境が確保されると言えるのは何故ですか？供用後の評価項目として挙げないのは、おかしいと思います。特に [REDACTED] 貴重種である鵠沼ランは移植するとのことですが、移植が成功しないケースが多数あるとの文献があります。貴重な生物の生息を守れない可能性があるのではないのでしょうか？責任をもって生物環境を守って頂きたい、そのために正しい評価を行って頂きたいです。

つり池周辺の森をよく利用していますが、イシガメを何度も目撃しております。調べたところ、神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006 にて、絶滅危惧種 1 類に指定されています。準備書の現況調査では見られなかったようですが、貴重種がいるので、再調査を求めます。開発行為による貴重種が消えるのを防ぐことが、この環境影響評価の手続きの目的であるはずですが。再検討頂き、責任を持って対処して頂きたいです。

※ 注目される種の保護の観点から一部非表示にしています。

< 指定開発行為者の見解の記載場所 >

I 環境影響評価について	(4)生物	
	①動物の調査結果について	p.15-64
	②クゲヌマランへの影響について	p.15-67
	③生態系への影響について	p.15-69
	(5)緑	
	①緑地・樹木の保全及び緑化計画について	p.15-79
II 指定開発行為について	(1)事業計画について	
	②施設配置計画について	p.15-128

【意見書 47】

緑が壊され建築物でいっぱいになりそうな等々力緑地。今でもだいぶ少なくなっているが、子どもたちは遊び場でじるうにあそぶことができている。保育園児も広場で追いかけてっこやかくれんぼなど、きのしたであそぶことができ、小学生は秋探しでどんぐり拾いや紅葉した木の葉集めなど自然と触れ合うことができていた。樹木伐採、商業施設建設で、広場はほとんど無くなり、木の持つ大きな力、虫との共生などの場が完全に失われる。とても危惧している。計画の見直しを強く希望する。

市民が誰も知らない過環境影響評価資料！市民は何でも言うことを聞くと思ってあるのか、疑わざるを得ない。緑地内の商業施設の室外機の数だけをとってもこそが緑地とは言い得ない数で、環境悪化に拍車をかけ、温暖化現象の源に緑地がなるとは。信じられない所業である。樹木を伐採するなどもってのほかで、何のためかといえば温浴施設など緑地にそぐわない施設を何十も作ることを市が許可しているということに憤りを覚える。緑政局の局長の談話が出ていたが、市民の皆さんに賛同をいただいてこのような計画が実現に向かったことはとても喜ばしいこと。と言っているのを読んだときには目を疑った。賛成した人が何人いるのか。そもそもこの計画を内密に進めてきたことに怒りすら覚える。心にも無い、市民の憩いの場を同時に作り出すことを大事にしながらかげぬの拠点の2つを緑地に実現していきたいと言っているのはまやかしの過ぎないことを思い知らされた結果だった。強く抗議する。

まず市民に知らせず進めたこと。

樹木を伐採し、全ての害になる商業施設を作ること

そもそも市の土地の公園に商業施設を建設する非常識さ

今も危険極まりない試合後の周辺混雑にさらに拍車をかける大規模建設は大渋滞、喧騒の緑地と化する現実を何と説明するのか。

防災樹林帯としての役目を持つ樹木伐採は人命を軽んじている最たる証拠である。

世界で地球温暖化阻止が叫ばれている中で、等々力緑地がその戦法を切ってしまう暴挙に怒り心頭である。

是非、市とどろきパーク株式会社に答弁をしてほしい。市民をバカにしている行為そのものである。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

- I 環境影響評価について
 - (1)温室効果ガス
 - ①地球温暖化について…………… p.15-53
 - (4)生物
 - ③生態系への影響について…………… p.15-69
 - (5)緑
 - ①緑地・樹木の保全及び緑化計画について…………… p.15-79
 - (6)人と自然とのふれあい活動の場
 - ①人と自然とのふれあい活動の場について…………… p.15-95
 - (9)コミュニティ施設
 - ①子どもの遊び場について…………… p.15-100
 - (10)地域交通
 - ②大規模集客イベント時における歩行者の往来について…………… p.15-106
- II 指定開発行為について
 - (1)事業計画について
 - ①事業実施について…………… p.15-118
 - ③自由提案施設について…………… p.15-137
 - ⑤防災機能計画について…………… p.15-160

【意見書 48】

環境保全のための措置に記載されていることが、川崎市生物多様性戦略のコア地域の取組ということでしょうか。環境アセスメントだということを考えても、戦略に書かれている多様性保全のコアとし、水と緑の連続性・回遊性の確保の推進とは離れていると感じます。環境保全のための措置、環境影響評価の結果に次のことを加えていただきたい。せつかく釣り池のかいぼりを行うので、コイ、アカミミガメ、アメリカザリガニ等の外来種を駆除し、止水性淡水生態系の再生・保全を図り、止水性淡水域に依存する生物の生息拠点とする。これはいま環境省が進めているネイチャーポジティブにも合致することです。

公共施設であることを考えると、光害の対策はもっと踏み込んだことが必要だと思います。照明の光は水平方向より上に向けないようにする、街路灯には傘をつけて上空で光が漏れないようにする、といった記載があるとよいです。また、スタジアムのような強い照明は鳥に影響を与えるので、アメリカでは渡り鳥が移動する季節には都市の照明を落とす取組をしているところがあるそうなので、そういった先進的な事業もあるとよいです。

生物多様性の保全について。生物多様性戦略のコア地域の取組がこれだけとは非常に物足りないです。等々力緑地は都市の生物多様性保全の上で重要な場所なので、環境省の自然共生サイトへの登録を目指すことを入れてはどうかと思います。

＜指定開発行為者の見解の記載場所＞

I 環境影響評価について	(4)生物	
	③生態系への影響について	p.15-69
II 指定開発行為について	(1)事業計画について	
	⑩光害について	p.15-172

【意見書 49】

弱った木、枯れた木は安全管理上も除去することはやむを得ないと思いますが、古木の樹洞や朽木の存在が生物多様性を守るためには大事です。そういった木はキツツキ類が巣を造ったり、樹洞をシジュウカラなどが巣場所にしたりします。等々力ではアオゲラが繁殖する可能性もありますし、巣場所があればアオバズクも繁殖する可能性があると思います。朽木はクワガタなどのすみかになります。そういった場所、可能性を大切にするために、樹洞のある大木は弱っていても残し、朽木も一部は残すといったことが必要です。枝の落下や倒木の危険性があるので、人があまり立ち入らない場所にロープで囲うなどの措置をすれば残すことは可能と考えます。古木や朽木の取扱いについて明記していただきたい。

等々力は大きな緑地なのに、緑や自然について学ぶ施設や展示がほとんどありません。環境配慮の取組として子どもたちが自然環境に学ぶための仕掛けづくりを検討していただきたい。

昔はたくさんいたスズメやツバメが減っているようです。スズメやツバメが巣作りできるような「隙間のある建物」や「軒下のある建物」が減っているからだそうです。施設を整備するときには、スズメやツバメなどが巣作りできる空間をあえてつくることを検討することを入れてほしいです。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

- I 環境影響評価について (4)生物
 - ③生態系への影響について…………… p.15-69
- (6)人と自然とのふれあい活動の場
 - ①人と自然とのふれあい活動の場について…………… p.15-95

【意見書 50】

桜の花見やこどものスポーツ、高令者のゲートボールができなくなり、こどもにとって遊具広場がなくなるのは困ります。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

- I 環境影響評価について (6)人と自然とのふれあい活動の場
 - ①人と自然とのふれあい活動の場について…………… p.15-95
- (9)コミュニティ施設
 - ①子どもの遊び場について…………… p.15-100

【意見書 51】

とどろき緑地の緑を切って、商業施設を作るということは、反対です。今や地球温暖化が言われていますが、CO₂をすってすくなくする樹木を少なくするのには反対します。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

- I 環境影響評価について (1)温室効果ガス
 - ①地球温暖化について…………… p.15-53
- (5)緑
 - ①緑地・樹木の保全及び緑化計画について…………… p.15-79
- II 指定開発行為について (1)事業計画について
 - ③自由提案施設について…………… p.15-137

【意見書 52】

公園内に民間提案施設（一部はスーパー銭湯）が多数建設予定となっています。公園は多くの市民のための施設であるべきで、特定の人のための有料施設の建設に反対です。また池の西側の藤棚をなくして、レストランの建設が予定されていますが、池を臨む最高の景色を有料のレストラン客に占有させる計画に反対です。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

- II 指定開発行為について (1)事業計画について
 - ②施設配置計画について…………… p.15-134
 - ③自由提案施設について…………… p.15-137

【意見書 53】

再編整備事業では、800 本以上の大木の伐採が計画されているので、反対します。貴重な大木（レバノン杉、イチヨウなど）を伐採して、小さな樹木を植栽しても、温室効果ガスへの悪影響は甚大です。また小さな樹木では、夏の日影になりません。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

- I 環境影響評価について (1)温室効果ガス
 - ①地球温暖化について…………… p.15-53
- (5)緑
 - ①緑地・樹木の保全及び緑化計画について…………… p.15-79
- II 指定開発行為について (1)事業計画について
 - ⑥熱中症対策に関する配慮について…………… p.15-164

【意見書 54】

- 54-1 ○等々力緑地再編整備の際、今ある樹木を切らないで整備してください。
- ・地球温暖化・CO2 削減に逆行するものです。幼木を植えても今の条件になるまでは年数がかかります。緑地の比率を増やし、今の計画より樹木を増やす計画にしてください。
 - ・今の景観を守る計画にしてください。池のそばの藤棚の所に建物を建てないでください。催し物広場の桜、(きちんと管理すればいいことです。老木を切る理由にしないでください) テニスコート前の樹木も切らないでください。
 - ・公園内にある樹木の管理をきちんとしてください。枯れ枝の落下など危険です。つつじの木に葛が覆いかぶさっています。周辺の下草が背丈以上に伸びているのに放ってあります。(ゴミを捨てるなどあり) 樹木等の健康的な管理を日常的に行うのでなければ、利用者に不快感を与えます。
- 54-2 ○緑地を減らし商業施設を公園内に作ることは、その周辺に住んでいる私たちの生活環境の悪化上つながります。(サッカー開催日、川崎 100 種年記念事業時にスムーズに通れず、大変不便な思いをしました。
- 54-3 ○公共交通を利用する公園として整備し、駐車場を新たに作らないでください。
- ・これまで 3 か所だったのが 5 か所に増え、さらに建物ごとの搬出入のための駐車スペースもあるので、公園内の CO2 が増えると考えられます。公園の周りの市道は狭く環境が悪化します。
 - ・近くに、中原小学校、西丸子小学校、みやうち保育園、等々力保育園、しらゆり保育園、宮内中学校、さらに 409 号線沿いにも保育園があり、通園・通学に利用されています。交通事故や CO2 が増えることで環境悪化になります。整備中、整備後周辺道路が混雑しないようにしてください。
 - ・サッカーの試合のある日は、今でも中原街道から中原駅方向も、入・退場の人々が歩道からあふれる状況があり、危険を感じ、迷惑しています。溝口方向はバスが動けず、追い越しをせざるを得なく、危険です。
 - ・商業施設をつくったとしても、そこに人が一定時間とどまるということは考えにくいです。
- 54-4 ・商業施設を建てるほど、治安が悪くなることが想定されます。周辺に住む住民の環境が考えられていないと感じます。
- 54-5 ○日常に、子ども・市民が自由にのびのびと使える場所を増やしてください。
- ・催し物の広場にあるアスレチックは子どもたちに人気です。日常子どもたちが遊んでいます。
 - ・催しものをすると、子どもたちが締め出されることのない自由な広場にしてください。
- 54-6 ○サッカー場、アリーナ移転整備、その他建物を新たに整備する場合の、騒音、振動、排気(CO2、浮遊粒子)等、について常に市民に見える形で示してください。想定では改善されているのわかりません。
- 54-7 ○高い建物は公園に合いません。計画を練り直してください。全国都市緑化フェアの準備がされていますが、緑地入り口付近(臨時バス発着所)にコンテナが積まれています、それだけで圧迫感を感じます。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

54-1	I 環境影響評価について	(1)温室効果ガス	
		①地球温暖化について……………	p.15-53
	II 指定開発行為について	(5)緑	
		①緑地・樹木の保全及び緑化計画について……………	p.15-79
54-2	I 環境影響評価について	(1)事業計画について	
		②施設配置計画について……………	p.15-134
54-3	I 環境影響評価について	(10)地域交通	
		②大規模集客イベント時における 歩行者の往来について……………	p.15-106
54-4	I 環境影響評価について	(1)温室効果ガス	
		①地球温暖化について……………	p.15-53
54-5	I 環境影響評価について	(10)地域交通	
		②大規模集客イベント時における 歩行者の往来について……………	p.15-106
54-6	I 環境影響評価について	③大規模集客イベント時における 自動車交通について……………	p.15-111
		II 指定開発行為について	(1)事業計画について
54-7	II 指定開発行為について	④立体駐車場について……………	p.15-149
		(1)事業計画について	
		⑧治安について……………	p.15-171
54-5	I 環境影響評価について	(9)コミュニティ施設	
		①子どもの遊び場について……………	p.15-100
54-6	I 環境影響評価について	(11)全般	
		②工事中の大気質・騒音・振動について……………	p.15-117
54-7	II 指定開発行為について	(1)事業計画について	
		③自由提案施設について……………	p.15-137

注) 意見の内容が多項目に渡るため、「5 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解」では、意見書の記載を左側に示す「54-1～7」に分割しています。

【意見書 55】

緑豊かな公園は、子育ての頃休日によく利用し楽めた場所です。
でも最近の公園はコンクリートが増え夏の猛暑のときは、そのてり返しが大変でした。
地球温暖について世界的に心配な状況がある今、それを加速させるような、樹木抜き、コンクリート、廃ガス、駐車場とんでもないです。

<指定開発行為者の見解の記載場所>

I 環境影響評価について	(1)温室効果ガス	
	①地球温暖化について……………	p.15-53
II 指定開発行為について	(5)緑	
	①緑地・樹木の保全及び緑化計画について……………	p.15-79
II 指定開発行為について	(1)事業計画について	
	④立体駐車場について……………	p.15-149
	⑥熱中症対策に関する配慮について……………	p.15-164

5 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

条例準備書に対する市民意見の概要とそれらの意見に対する指定開発行為者の見解は、以下に示すとおりである。

提出された意見書に、複数の項目に関する意見が記載されていた場合は、項目別に分類し見解を記載した。

なお、市民意見の概要については、川崎市環境影響評価に関する条例第21条第2項に基づき川崎市から送付を受けた意見書の写しの内容をそのまま記載している。

【記載例】

I ○○○○について

(1) ○○○○

① ○○○○について

意見書の内容を分類した項目を記載しています。

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>○○○が考えられるため、○○○を望む。</p> <p>○○○されると、○○○のようなことはないのでしょうか。</p> <p>○○○はどうなるのか。もし○○○できなければ問題が生じる。</p> <p>○○○にして欲しい。</p> <p style="text-align: center;">【意見書●】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>この欄には、上記の分類に該当する意見を記載しました。 文末の【意見書●】は意見書番号です。</p> </div>	<p>○○○する計画となっています。</p> <p>○○○を行う等により、○○○に努める計画です。</p> <p>本事業では、○○○を考慮して評価を行なっています。○○○において、○○○と予測しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>この欄には、各項目に該当する意見に対する指定開発行為者の見解（考え方）を記載しました。</p> </div>

注) 注目される種の保護の観点から一部非表示にしています。

【市民意見の分類と記載頁】

I 環境影響評価について.....	15-53
(1) 温室効果ガス	15-53
① 地球温暖化について.....	15-53
(2) 大気質.....	15-61
① 工事中における大気質への影響について	15-61
② 供用時における大気質への影響について	15-61
(3) 騒音・振動.....	15-62
① 工事用車両の走行に伴う影響について.....	15-62
② 冷暖房施設等の稼働に伴う影響について	15-62
(4) 生物	15-64
① 動物の調査結果について.....	15-64
② クゲヌマランへの影響について	15-67
③ 生態系への影響について.....	15-69
④ 環境類型区分図について.....	15-78
(5) 緑.....	15-79
① 緑地・樹木の保全及び緑化計画について	15-79
(6) 人と自然とのふれあい活動の場	15-95
① 人と自然とのふれあい活動の場について	15-95
(7) 景観	15-99
① 景観について	15-99
(8) 日照障害	15-99
① 日照障害について	15-99
(9) コミュニティ施設	15-100
① 子どもの遊び場について.....	15-100
(10) 地域交通	15-105
① 工事用車両の走行に伴う交通安全について.....	15-105
② 大規模集客イベント時における歩行者の往来について	15-106
③ 大規模集客イベント時における自動車交通について.....	15-111
(11) 全般	15-115
① 供用時の環境影響評価について	15-115
② 工事中の大気質・騒音・振動について.....	15-117

II 指定開発行為について.....	15-118
(1) 事業計画について	15-118
① 事業実施について	15-118
② 施設配置計画について	15-128
③ 自由提案施設について	15-137
④ 立体駐車場について.....	15-149
⑤ 防災機能計画について	15-160
⑥ 熱中症対策に関する配慮について.....	15-164
⑦ 公園利用による発生音等について.....	15-168
⑧ 治安について	15-171
⑨ 管理について	15-171
⑩ 光害について	15-172
(2) 施工計画について	15-173
① 工事期間について	15-173
III その他	15-174
(1) その他.....	15-174
① 遊歩道の整備について	15-174
② 中学校からの発生音について.....	15-174
③ 市民ミュージアムについて	15-175
④ 意見書提出フォームについて.....	15-175
⑤ 問い合わせ先について	15-175

I 環境影響評価について

(1) 温室効果ガス

① 地球温暖化について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>多くの木々伐採、新たに植える小さな木や草花が温暖化対策になるとは考え難いものです。その上に交通手段は車でとばかりに巨大な立体駐車場建設、CO2削減であるべき時代です。説明会での資料にある二酸化窒素に関して環境保全目標を満足すると予測、他の数値も全てが予測の数値が並べられています。この時代に行政や大手事業者の利益優先の為に鳥獣保護区で安心して生活できていた鳥達までもが大工事の間に路頭に迷い、済む地を追いやられてしまうかも知れません。</p> <p>子供達の精神衛生上無くてはならぬ遊べる広場を無くし立体駐車場建設、場所を替えて作るだけで済まされはしません、道路隔てた向こう側にある中学校の生徒達は部活でこの広場を使っています。すぐ前の保育園は運動会、他からもこの広場に子供達は集まっています。その場所に立体駐車場建設、これが今回の計画で一番の驚きでした。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 7-1】</p>	<p>本事業の実施にあたっては、ふるさとの森、21世紀の森などのまとまった緑地は可能な限り現位置で保全する計画です。また、樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備していく計画であり、再編整備後の緑地面積は現況と同程度確保する計画としています。</p> <p>本事業では、断熱性能及び気密性能に優れた部材の選定等による建築的配慮により、熱負荷を低減させるとともに、導入可能な範囲で効率的な省エネルギー機器を選択し、エネルギー使用量の削減を図ります。また、施設利用者に対し、路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促すなど、温室効果ガスの排出量の削減に努めます。</p>
<p>②地球温暖化対策の観点から</p> <p>近年大きく取り上げられている気候の変化に逆行する行為に疑問を持たざるを得ない。</p> <p>樹木帯や緑地では植物からの水分蒸発で熱を吸収し、温度上昇を抑制させる事が科学的に証明されている。(クールアイランド効果)</p> <p>等々力緑地でも真夏のある一日の気温の変化を調べてみたところ、釣り池脇のメタセコイアが何本もある通称ブランコ公園では 33.4℃、サッカー場と野球場の間にあるコンクリート広場 37.4℃という結果になった。体感でもはっきり分かるところだが、今より更に樹木伐採が進むと、ますます緑地の気温上昇が進むことになる。</p> <p>以上の観点からも樹木伐採に強く反対します。①②共に伐採する木の本数以上の木を植える、と答弁しているが、元の木のようにするにはそれ以上の年数が必要であることは誰にもわかる道理である。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 19-2】</p>	

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

① 地球温暖化について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>等々力緑地の再編整備計画に基づき住民らが樹木調査した結果約800本の樹木が伐採されることが分かりました。説明会では切った木の本数以上植栽すると言うが、10mを超える樹木と数mの植栽樹木では緑の量がけた違いに減少することは明らかです。地球温暖化対策で森や緑地が二酸化炭素を吸収し環境を改善することは周知のことですが、緑地の多くの樹木を伐採することは川崎市が進める緑化計画と真逆の行為であり認めることは出来ません。</p> <p>再編整備計画では緑地の北の外れに植栽を計画していますが、市民が日常的に緑の環境の中で樹木の生気にふれ憩えるためには緑地内に多くの緑が必要です。北の外れの植栽は、今ある樹木の伐採を前提にするのではなく行えば、緑地全体で緑の量が増えることになり、温暖化対策に貢献します。</p> <p>今ある樹木を伐採しないでください 【意見書 22-1】</p>	<p>(見解については p.15-53 参照)</p>
<p>台風、洪水、猛暑と日本でも被害が明らかになっている地球温暖化を何としても止めなくてはならない時です。そのためには1本でも多くの木を植えなくてはならない時に、こんなに木を切るとは信じられません。建物を建てることも、地球温暖化を進めることです。自由に遊べる広場と木を残し、その木をきちんと手入れする計画にやり直してください。</p> <p>【意見書 23】</p>	

① 地球温暖化について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>アセス準備書の施設の音源と騒音を予想しているが、驚いたことに緑地内に建設される建物に総計339台の設備機器が設置され、大半が24時間稼働となっている。緑地公園がまるで密集した街の中と同じ状況になることであり、審議難い愚行である。</p> <p>1台毎の騒音レベルは60～80dBで周辺住宅地には環境基準を下回ると評価しているが、静寂な公園のもつ環境が根本から壊されることになる。多数の建築物の建設は緑地公園にふさわしくないので、撤回することを求める。</p> <p>騒音の予測項目で、球技専用スタジアム、等々力球場、アリーナ・スポーツセンター、新競技場の大型施設で167台の設備機器が稼働し、20カ所に及ぶ便益施設で172台の設備機器な稼働を予定している。</p> <p>合計339台の設備機器は大半が24時間稼働である。これらの機器が消費するエネルギーと、温熱の排出は明らかに地球環境を悪化させることは間違いない。一般の機器より省エネ機器を採用しているから地球環境に貢献しているなどは詭弁である。緑地の樹木を大量に伐採し、驚くほどの設備機器の設置は緑地が環境を破壊する根源になることであり、到底認めるわけにはいかない。便益施設の計画は撤回を求める。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 45】</p>	<p>(見解については p.15-53 参照)</p>

① 地球温暖化について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>緑が壊され建築物でいっぱいになりそうな等々力緑地。今でもだいぶ少なくなっているが、子どもたちは遊び場でじるうにあそぶことができている。保育園児も広場で追いかけてっこやかくれんぼなど、きのしたであそぶことができ、小学生は秋探しでどんぐり拾いや紅葉した木の葉集めなど自然と触れ合うことができていた。樹木伐採、商業施設建設で、広場はほとんど無くなり、木の持つ大きな力、虫との共生などの場が完全に失われる。とても危惧している。計画の見直しを強く希望する。</p> <p>市民が誰も知らない過環境影響評価資料！市民は何でも言うことを聞くと思っただけなのか、疑わざるを得ない。緑地内の商業施設の室外機の数だけをとってもこそが緑地とは言えない数で、環境悪化に拍車をかけ、温暖化現象の源に緑地がなるとは。信じられない所業である。樹木を伐採するなどもってのほかで、何のためかといえば温浴施設など緑地にそぐわない施設を何十も作ることを市が許可しているということに憤りを覚える。緑政局の局長の談話が出ていたが、市民の皆さんに賛同をいただいてこのような計画が実現に向かったことはとても喜ばしいこと。と言っているのを読んだときには目を疑った。賛成した人が何人いるのか。そもそもこの計画をら内密に進めてきたことに怒りすら覚える。心にも無い、市民の憩いの場を同時に作り出すことを大事にしながら緑地とすば一ぬの拠点の2つを緑地に実現していきたいと言っているのはまやかしの過ぎないことを思い知らされた結果だった。強く抗議する。</p> <p>まず市民に知らせず進めたこと。</p> <p>樹木を伐採し、全ての害になる商業施設を作ること</p> <p>そもそも市の土地の公園に商業施設を建設する非常識さ</p> <p>今も危険極まりない試合後の周辺混雑にさらに拍車をかける大規模建設は大渋滞、喧騒の緑地と化する現実を何と説明するのか。</p> <p>防災樹林帯としての役目を持つ樹木伐採は人命を軽んじている最たる証拠である。</p> <p>世界で地球温暖化阻止が叫ばれている中で、等々力緑地がその戦法を切ってしまう暴挙に怒り心頭である。</p> <p>是非、市ととどろきパーク株式会社に答弁をしてほしい。市民をバカにしている行為そのものである。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 47】</p>	<p>(見解については p.15-53 参照)</p>

① 地球温暖化について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>とどろき緑地の緑を切って、商業施設を作るということは、反対です。今や地球温暖化が言われていますが、CO₂をすってすくなくする樹木を少なくするのには反対します。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 51】</p>	<p>(見解については p.15-53 参照)</p>
<p>再編整備事業では、800 本以上の大木の伐採が計画されているので、反対します。貴重な大木（レバノン杉、イチョウなど）を伐採して、小さな樹木を植栽しても、温室効果ガスへの悪影響は甚大です。また小さな樹木では、夏の日影になりません。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 53】</p>	
<p>○等々力緑地再編整備の際、今ある樹木を切らないで整備してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化・CO₂削減に逆行するものです。幼木を植えても今の条件になるまでは年数がかかります。緑地の比率を増やし、今の計画より樹木を増やす計画にしてください。 ・今の景観を守る計画にしてください。池のそばの藤棚の所に建物を建てないでください。催し物広場の桜、(きちんと管理すればいいことです。老木を切る理由にしないでください) テニスコート前の樹木も切らないでください。 ・公園内にある樹木の管理をきちんとしてください。枯れ枝の落下など危険です。つつじの木に葛が覆いかぶさっています。周辺の下草が背丈以上に伸びているのに放ってあります。(ゴミを捨てるなどあり) 樹木等の健康的な管理を日常的に行うのでなければ、利用者に不快感を与えます。 <p style="text-align: right;">【意見書 54-1】</p>	

① 地球温暖化について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>○公共交通を利用する公園として整備し、駐車場を新たに作らないでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで3か所だったのが5か所に増え、さらに建物ごとの搬出入のための駐車スペースもあるので、公園内のCO2が増えると考えられます。公園の周りの市道は狭く環境が悪化します。 ・近くに、中原小学校、西丸子小学校、みやうち保育園、等々力保育園、しらゆり保育園、宮内中学校、さらに409号線沿いにも保育園があり、通園・通学に利用されています。交通事故やCO2が増えることで環境悪化になります。整備中、整備後周辺道路が混雑しないようにしてください。 ・サッカーの試合のある日は、今でも中原街道から中原駅方向も、入・退場の人が歩道からあふれる状況があり、危険を感じ、迷惑しています。溝口方向はバスが動けず、追い越しをせざるを得なく、危険です。 ・商業施設をつくったとしても、そこに人が一定時間とどまるということは考えにくいです。 <p style="text-align: right;">【意見書 54-3】</p>	<p>(見解については p.15-53 参照)</p>
<p>緑豊かな公園は、子育ての頃休日によく利用し楽めた場所です。</p> <p>でも最近の公園はコンクリートが増え夏の猛暑のときは、そのてり返しが大変でした。</p> <p>地球温暖化について世界的に心配な状況がある今、それを加速させるような、樹木抜き、コンクリート、廃ガス、駐車場とんでもないです。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 55】</p>	

① 地球温暖化について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>説明会にて、フロンターレ公園跡地に温浴施設が建設される見込みであると聞きましたが、準備書の中では「k」施設として室外機 21 台 24 時間稼働が想定されており、大量なエネルギーを消費する＝温室効果ガスを排出する施設であると考えられます。ですが、準備書の中で「温室効果ガス」の影響を把握する建物としては、スタジアム、アリーナ、陸上競技場の 3 つのみになっています。「便益施設については、入居テナントが設備を設置するため、予測条件として見込んでいない」とありますが、どういうことでしょうか？ 室外機 21 台 24 時間稼働するのがわかっているのに、事業者は排出量の調査、削減対策を講じないで良いのでしょうか？ この施設の温暖化への影響は、だれが責任を取るのでしょうか？ 施設業者が責任とる場合は、それを事業者や市が監視するのでしょうか。リスクを責任もって管理される体制についての考えを教えてください。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 39-3】</p>	<p>自由提案施設の入居テナントは現時点で未定であり、入居テナントにより設置する設備も具体的な仕様等は未定です。そのため、温室効果ガスの予測条件には見込んでいません。しかしながら、今後、入居テナントが決まりましたら、導入可能な範囲で効率的な省エネルギー機器の採用を促すなど、自由提案施設も含めて温室効果ガスの削減に努めます。</p>
<p>かなりの数の室外機が設置されると思います。</p> <p>特に F の箇所には 24 時間稼働が 23 台、K の箇所は 13 台。かなりもエネルギー消費予測されますが、騒音と温室効果ガスの影響を調査してください。</p> <p>静かな生活環境にこのような施設は不要です。周辺住民の意見を聞き入れる姿勢を見せてください。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 40-2】</p>	

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

① 地球温暖化について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>温室効果ガスについての準備書を読むと、アリーナ、球技専門スタジアム、新陸上競技場の3か所だけしか載っていません。一番の懸念は、18棟もの商業施設、温浴施設です。多数の商業施設が365日、24時間、何台もの空調設備を稼働させていたら、大変な温室効果ガスの排出量になります。それが示されていないのはなぜですか？ぜひ、それを示して知らせてほしいです。</p> <p>地球温暖化対策を推進するとうたっていますが、大量の樹木を伐採して多数の商業施設を作ったら、温暖化に拍車をかけることになるのは目に見えています。現在でも、陸上競技場の前や野球場のまわりはコンクリートで埋め尽くされています。そして、木陰をつくる大きな樹木がありません。日陰もなくコンクリートばかりの土地では、暑さにより拍車がかかります。以前は、ハス池があったり、プールの周りに樹木があったりしました。そういうものを取り払ってコンクリートで埋め尽くし、何が温暖化対策の推進でしょうか。</p> <p>環境保全のための措置として断熱性及び機密性能に優れた部材の選定、可能な限り最新の環境配慮技術を導入など書いてありますが、たくさんの商業施設を建設しないことが一番の環境保全になります。また、利用者には、できるだけ公共交通機関の利用をすすめると思いますが、それだったら2つの立体駐車場は必要ありません。</p> <p>等々力緑地に、多額の私たちの税金を使って、環境を悪化させる立体駐車場や商業施設、温浴施設をつくらないでください。温暖化に拍車をかけるような商業施設の建設に強く反対します。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 44】</p>	<p>(見解については p.15-59 参照)</p>

(2) 大気質

① 工事中における大気質への影響について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>■工事中の安全対策及び環境保全対策 工事車両による振動で建物への影響が心配。 道路に駐車されると困る。 (時々工事車両が狭い道路にもかかわらず停めて、エンジン音がうるさい。黒い排気ガスを出している車両もあったので、工事が始まったら工事車両が増えて心配)</p> <p style="text-align: right;">【意見書 21-1】</p>	<p>工事用車両の走行に伴う大気質への影響(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)については予測を実施しており、環境保全目標を満足すると予測しています(条例評価書 p.9.2.1-64,65 参照)。</p> <p>工事の実施にあたっては、工事用車両の運転者に対し計画地周辺で待機をしないよう指導するとともに、計画地内に工事用車両の待機場所を最大限確保しながら、計画的な搬入出計画を講じることで、計画地周辺における待機車両の発生防止に努めます。</p> <p>さらに、大気質に及ぼす影響低減のため、可能な限り最新の低公害・低燃費車を使用するなどの環境保全のための措置を講じます。</p>

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

② 供用時における大気質への影響について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>公園(等々力緑地)の樹木が現在より 800 本以上伐採されることで、大気質も違ってくると思われる。かわりにできる約 1000 台もの駐車場に停めてある車の排気ガスは、周辺の大気にかんがりの悪影響があると思われる。すぐそばに宮内保育園、中原小学校、宮内中学校と並んでおり、渋滞中の車が道路に並ぶことでの大気汚染も懸念される。</p> <p>また、商業施設、温浴施設等の建設で、施設からエアコンの熱が公園に流れこむことも考えられる。まさに、緑地、ではなく、荒地である。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 16】</p>	<p>供用時の「駐車場の利用」及び「施設関連車両の走行」に伴う大気質への影響(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)については予測を実施しており、環境保全目標を満足すると予測しています(条例評価書 p.9.2.1-80,92,93 参照)。</p> <p>さらに、本事業の実施にあたっては、大気質に及ぼす影響低減のため、ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促し、駐車場内にアイドリングストップやエコドライブの看板を設置するなどの環境保全のための措置を講じます。</p>
<p>テニスコートを壊して、立体駐車場を設立することは反対です。車による排気ガス、テニスコート南側のマンションの為高い建物が建つことにより日当たりや景観の懸念。</p> <p>交通安全の観点からもテニスコート前の道路は歩道がなく、今でも徒歩や自転車でも危険だと思ふことが多い。中原小学校や中原中学校、宮内中学校の通学路のため立体駐車場設立により交通量が増えると事故の可能性も高くなる。</p> <p>百歩譲って、立体駐車場を建てるとしたらマンションや通学路の側ではなく、影響の少ない違う場所に設立することは出来ないのか。</p> <p>以上、よろしくお願いたします。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 35-3】</p>	

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

(3) 騒音・振動

① 工事用車両の走行に伴う影響について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>■ 工事中の安全対策及び環境保全対策 工事車両による振動で建物への影響が心配。 道路に駐車されると困る。 (時々工事車両が狭い道路にもかかわらず停めて、エンジン音がうるさい。黒い排気ガスを出している車両もあったので、工事が始まったら工事車両が増えて心配)</p> <p style="text-align: right;">【意見書 21-1】</p>	<p>工事用車両の走行に伴う影響(大気質、騒音、振動)については、可能な限り最新の低公害・低燃費車を使用することや、「川崎市エコ運搬制度」に基づくエコドライブの指導を徹底すること等により、できる限り影響の低減を図ります。また、計画地内に工事用車両の待機場所を最大限確保しながら、計画的な搬入出計画を講じることで、計画地周辺における待機車両の発生防止に努めます(条例評価書 p.85、p.10-2~4 参照)。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う道路交通振動の最大値は、昼間が 35.9~47.4 デシベル、夜間が 31.4~43.2 デシベルと予測していますが、一般家屋に被害が生じる振動はおおむね 85 デシベル以上とされています* (条例評価書 p.9.3.2-29,30 参照)。</p> <p>※参考文献:「振動規制の手引き 振動規制法逐条解説/関連法令・資料集」(社団法人日本騒音制御工学会 編/振動法令研究会 著、2003年5月)</p>

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

② 冷暖房施設等の稼働に伴う影響について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>説明会にて、自由提案施設として、多数の商業施設や温浴施設を建設されると聞きましたが、営業時間は何時から何時になるのでしょうか? 都市計画公園の変更により、10000 坪の大型な商業施設等が建設可能となり、さらに深夜営業も可能な場所になるとのことでしたが、商業施設や温浴施設が深夜まで営業するとなれば、施設からの騒音(冷暖房機器、車の他に人の声)や灯りなど、周辺住宅への影響悪化が懸念されます。</p> <p>子供が入り出る公園に、夜間まで営業する施設があるとすると様々な治安悪化が考えられます。これらの深夜の騒音と治安については準備書には記載がありませんが、影響を調査し、対策を講じるべきではないでしょうか?</p> <p style="text-align: right;">【意見書 39-2】</p> <p>かなりの数の室外機が設置されると思います。</p> <p>特に F の箇所には 24 時間稼働が 23 台、K の箇所は 13 台。かなりもエネルギー消費予測されますが、騒音と温室効果ガスの影響を調査してください。</p> <p>静かな生活環境にこのような施設は不要です。周辺住民の意見を聞き入れる姿勢を見せてください。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 40-2】</p>	<p>冷暖房施設の稼働に伴う騒音の影響については、自由提案施設の設備機器を予測条件に見込んでいます。ただし、自由提案施設の入居テナントは現時点で未定であり、入居テナントにより設置する設備や営業時間は未定です。そのため、現時点で可能な範囲で想定される設備機器を設定しました。また、朝や夜間の影響が過小評価とならないよう、稼働時間及び時間帯を設定しました(条例評価書 p.9.3.1-35,36 参照)。予測結果としては、環境保全目標を満足すると予測しています(条例評価書 p.9.3.1-39~45 参照)。さらに、本事業の実施にあたっては、可能な限り最新の低騒音型の機器を採用することや、必要に応じて防音対策を検討することにより、できる限り影響の低減を図ります。</p>

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

② 冷暖房施設等の稼働に伴う影響について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>アセス準備書の施設の音源と騒音を予想しているが、驚いたことに緑地内に建設される建物に総計339台の設備機器が設置され、大半が24時間稼働となっている。緑地公園がまるで密集した街の中と同じ状況になることであり、審議難い愚行である。</p> <p>1台毎の騒音レベルは60～80dBで周辺住宅地には環境基準を下回ると評価しているが、静寂な公園のもつ環境が根本から壊されることになる。多数の建築物の建設は緑地公園にふさわしくないので、撤回することを求める。</p> <p>騒音の予測項目で、球技専用スタジアム、等々力球場、アリーナ・スポーツセンター、新競技場の大型施設で167台の設備機器が稼働し、20カ所に及ぶ便益施設で172台の設備機器な稼働を予定している。</p> <p>合計339台の設備機器は大半が24時間稼働である。これらの機器が消費するエネルギーと、温熱の排出は明らかに地球環境を悪化させることは間違いない。一般の機器より省エネ機器を採用しているから地球環境に貢献しているなどは詭弁である。緑地の樹木を大量に伐採し、驚くほどの設備機器の設置は緑地が環境を破壊する根源になることであり、到底認めるわけにはいかない。便益施設の計画は撤回を求める。</p> <p style="text-align: right;">【意見書45】</p>	<p>(見解については p.15-62 参照)</p>

(4) 生物

① 動物の調査結果について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解																																																
<p>両生類 1 とありますが、カエルは 2 種類います。(ウシガエル、ヒキガエル)。爬虫類は亀だけで 3 種類います、アカミミガメ、イシガメ、クサガメ。カナヘビ、ニホントカゲ、蛇もいますも居ますが。爬虫類 4 種ではないです。生物生態系については再度調査が必要です。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 9-1】</p>	<p>動物の現地調査は、生息する種を適切に把握できるように、爬虫類及び両生類の調査は、早春季、春季、夏季、秋季に、哺乳類及び昆虫類は春季、夏季、秋季に現地調査を実施しています。哺乳類及び昆虫類については目視確認に加え、トラップ調査も実施しています。また、併せて既存資料調査を実施しています。現地調査で確認できた種は、哺乳類 4 種、爬虫類 4 種、両生類 1 種、昆虫類 501 種でしたが、既存資料調査では、以下の種が中原区内で確認された記録があり(条例評価書資料編 p.1.4.2-1,5,6 より抜粋)、等々力緑地においても生息している可能性があるものと考えています。</p>																																																
<p>哺乳類について、等々力緑地内ではタヌキ、ハクビシン、アライグマの目撃情報があります。近隣の多摩川河川敷では自然愛好家によるキツネ、イタチの目撃情報があり、等々力緑地も生息地として利用している可能性があります。爬虫類はヘビの記載がありませんが、アオダイショウは生息しているのではないかと考えます。両生類はヒキガエルも生息しているはずですが。池があるのにアマガエルはいないのだろうか?と思います。</p> <p>環境アセスメントですべての生息種を記録することは無理だと思いますが、哺乳類は生態系の上位に位置する生物なので、目視で確認することは難しくとも、聞き取り調査なども行ってはどうかと考えます。特にアライグマのような外来種は増加によって生態系や人の生活にも影響を与えるので、きちんと調べておく必要があります。</p> <p>爬虫類や両生類も同様で、比較的生態系の上位にいる生き物です。等々力の釣り池はこのあたりでは数少ない水生生物の生息環境であり、川崎市の生物多様性戦略でもコアになっているところなので、池の生物も見しておくことが大事です。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 27-1】</p>	<p style="text-align: center;">表 哺乳類 (既存資料調査)</p> <table border="1" data-bbox="810 824 1385 994"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>種名</th> <th>学名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>アブラコウモリ</td> <td><i>Pipistrellus abramus</i></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ドブネズミ</td> <td><i>Rattus norvegicus</i></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>クマネズミ</td> <td><i>Rattus rattus</i></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>3 種</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 分類及び種名は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和 5 年、国土交通省)に準拠した。 <既存資料>「川崎市自然環境調査報告 1」(昭和 63 年、川崎市教育委員会)</p> <p style="text-align: center;">表 爬虫類 (既存資料調査)</p> <table border="1" data-bbox="810 1164 1385 1400"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>種名</th> <th>学名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ニホンスッポン</td> <td><i>Pelodiscus sinensis</i></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ニホンヤモリ</td> <td><i>Gekko japonicus</i></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>アオダイショウ</td> <td><i>Elaphe climacophora</i></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>シマヘビ</td> <td><i>Elaphe quadrivirgata</i></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ヒバカリ</td> <td><i>Hebius vibakari vibakari</i></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>5 種</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 分類及び種名は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和 5 年、国土交通省)に準拠した。 <既存資料>「川崎市自然環境調査報告 1」(昭和 63 年、川崎市教育委員会)</p> <p style="text-align: center;">表 両生類 (既存資料調査)</p> <table border="1" data-bbox="810 1570 1385 1704"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>種名</th> <th>学名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ニホンヒキガエル</td> <td><i>Bufo japonicus japonicus</i></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ニホンアマガエル</td> <td><i>Dryophytes japonicus</i></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>2 種</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 分類及び種名は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和 5 年、国土交通省)に準拠した。 <既存資料>「川崎市自然環境調査報告 1」(昭和 63 年、川崎市教育委員会)</p> <p style="text-align: right;">次ページへ続く</p>	No.	種名	学名	1	アブラコウモリ	<i>Pipistrellus abramus</i>	2	ドブネズミ	<i>Rattus norvegicus</i>	3	クマネズミ	<i>Rattus rattus</i>	合計		3 種	No.	種名	学名	1	ニホンスッポン	<i>Pelodiscus sinensis</i>	2	ニホンヤモリ	<i>Gekko japonicus</i>	3	アオダイショウ	<i>Elaphe climacophora</i>	4	シマヘビ	<i>Elaphe quadrivirgata</i>	5	ヒバカリ	<i>Hebius vibakari vibakari</i>	合計		5 種	No.	種名	学名	1	ニホンヒキガエル	<i>Bufo japonicus japonicus</i>	2	ニホンアマガエル	<i>Dryophytes japonicus</i>	合計		2 種
No.	種名	学名																																															
1	アブラコウモリ	<i>Pipistrellus abramus</i>																																															
2	ドブネズミ	<i>Rattus norvegicus</i>																																															
3	クマネズミ	<i>Rattus rattus</i>																																															
合計		3 種																																															
No.	種名	学名																																															
1	ニホンスッポン	<i>Pelodiscus sinensis</i>																																															
2	ニホンヤモリ	<i>Gekko japonicus</i>																																															
3	アオダイショウ	<i>Elaphe climacophora</i>																																															
4	シマヘビ	<i>Elaphe quadrivirgata</i>																																															
5	ヒバカリ	<i>Hebius vibakari vibakari</i>																																															
合計		5 種																																															
No.	種名	学名																																															
1	ニホンヒキガエル	<i>Bufo japonicus japonicus</i>																																															
2	ニホンアマガエル	<i>Dryophytes japonicus</i>																																															
合計		2 種																																															

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

① 動物の調査結果について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解																														
<p>環境保全のための措置について、釣り池ではかいぼりを行うとのことですが、そのときにコイとアカミミガメは除去すべきと考えます。コイ、アカミミガメは水草や水生昆虫など何でも食べるため、生態系への悪影響が問題になっています。飼育コイは水底が砂漠化する悪影響もあります。また、釣り池にはアメリカザリガニは生息していないのでしょうか。生息している可能性が高いです。環境を今以上に悪くしないだけでなく、こういった侵略的外来種をかいぼりのときに徹底的に除去して、生態系の回復を図ることも重要だと考えます。</p> <p>釣り池に生息する生き物の種類が少し貧弱のように感じます。環境保全のための措置において、環境影響を抑えるだけでなく、ここで生態系の回復や創出を図ってほしいです。等々力緑地は川崎市の生物多様性戦略で拠点、コア地域になっていますが、ここに書かれていることが戦略のコア地域の事業ということでしょうか。前に書いた釣り池からの外来種除去もありますし、水生植物の育成そしてトンボ類などの水生昆虫や両生類の保全も考えられますし、移動性の水生昆虫の移動拠点にもなると思います。生物多様性のコアにするための、前向きな環境影響の取組もお願いしたいです。</p> <p>生物多様性の供用時に配慮について。街中の緑地の生物多様性が貧弱になってしまうのは、枯れ木と落葉と藪をすぐ取り除いてしまうことと、湿り気がないからだと思えます。朽木を生息場所にして生きている生き物（例えばクワガタ）もたくさんいますし、落葉だまりもカブトムシの幼虫などのように同様です。枯れ木をそのまましておくことは安全上できませんが、枯れ木を倒して林床に置いておく、落葉は片づけずに溜めて積んでおく、藪も一部残しておく。こういったことが生物多様性の保全に大事ですし、子どもの自然体験の場にもなるので、取り入れてほしいです。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 28】</p>	<p style="text-align: center;">表 昆虫類（既存資料調査）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 40%;">目名</th> <th style="width: 55%;">種名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>カゲロウ</td> <td>ヒメシロカゲロウ等</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>トンボ</td> <td>クロイトトンボ等</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>バッタ</td> <td>セスジツユムシ等</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>カメムシ</td> <td>ミズムシ</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>トビケラ</td> <td>ヒゲナガトビケラ等</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>チョウ</td> <td>ムラサキシジミ等</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>ハエ</td> <td>ガガンボ属等</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>コウチュウ</td> <td>アトモンミズギワゴミムシ等</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">8目 41科 81種</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 分類及び種名は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和5年、国土交通省）に準拠した。 <既存資料>「かわさき 水辺の生きもの一川と海に出かけてみようー」（平成31年、川崎市）</p> <p>なお、ハグロトンボ、オオミズアオ、チャバネセセリは、現地調査において確認されています。ハグロトンボについては、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（平成18年7月、神奈川県立生命の星・地球博物館）において要注種に指定されていることから、「注目される種の選定基準」に該当する種として整理しています（条列評価書 p.9.5.2-18 参照）。</p> <p>また、計画地内の釣り池は、動物の現地調査を実施しており、魚類5種、底生生物14種を確認しています。なお、アメリカザリガニは確認されませんでした。</p>		目名	種名等	1	カゲロウ	ヒメシロカゲロウ等	2	トンボ	クロイトトンボ等	3	バッタ	セスジツユムシ等	4	カメムシ	ミズムシ	5	トビケラ	ヒゲナガトビケラ等	6	チョウ	ムラサキシジミ等	7	ハエ	ガガンボ属等	8	コウチュウ	アトモンミズギワゴミムシ等	合計	8目 41科 81種	
	目名	種名等																													
1	カゲロウ	ヒメシロカゲロウ等																													
2	トンボ	クロイトトンボ等																													
3	バッタ	セスジツユムシ等																													
4	カメムシ	ミズムシ																													
5	トビケラ	ヒゲナガトビケラ等																													
6	チョウ	ムラサキシジミ等																													
7	ハエ	ガガンボ属等																													
8	コウチュウ	アトモンミズギワゴミムシ等																													
合計	8目 41科 81種																														

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

① 動物の調査結果について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>両生類について→昨年10月釣り池横でイシガメを保護し池に戻しています。他クサガメ、アカミミガメも保護し池に戻しています。クサガメの子供は2cm程で保護したのいます(現在飼育中3年目)</p> <p>昆虫について→ハグロトンボ、オオミズアオの生息については2024年の確認しています。回答をお願いします。チャベネセセリを1週間程前に確認しました。それぞれ生物の希少性を確認して回答ください。両生類について環境影響評価に乗っていない種がまだまだたくさん生息しています。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 41】</p>	<p>(見解については p.15-65 参照)</p>
<p>「生物」の項目について、供用時の評価項目として選定しないとのことですが、その理由が供用後も現況と同じ生息・生育環境が確保される、とのこと。代替地を多摩川寄りに設けるとのことですが、そこは河川の近くであり、湖の近くではないので、現況とは違う環境となり、新たな生態系となります。緑地の南側の殆どが商業施設に置き換わり、多数の樹木が伐採され、現況の沢山の生き物の住み家がなくなり、生態系が崩れることは確かです。生息環境が確保されると言えるのは何故ですか？供用後の評価項目として挙げないのは、おかしいと思います。特に[]貴重種である鵜沼ランは移植するとのことですが、移植が成功しないケースが多数あるとの文献があります。貴重な生物の生息を守れない可能性があるのではないのでしょうか？責任をもって生物環境を守って頂きたい、そのために正しい評価を行って頂きたいです。</p> <p>つり池周辺の森をよく利用していますが、イシガメを何度も目撃しております。調べたところ、神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006にて、絶滅危惧種1類に指定されています。準備書の現況調査では見られなかったようですが、貴重種がいるので、再調査を求めます。開発行為による貴重種が消えるのを防ぐことが、この環境影響評価の手続きの目的であるはずですが、再検討頂き、責任を持って対処して頂きたいです。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 46】</p> <p>※ 注目される種の保護の観点から一部非表示しています。</p>	

② クゲヌマランへの影響について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>3/19 に道路説明会がありました。その資料にはクゲヌマランは移植しても育たない可能性がある」と説明を受け [] ときました。今回の環境影響評価では移植して工事を進める内容になっています。 [] に見直す必要があります。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 9-2】</p> <p>※ 注目される種の保護の観点から一部非表示しています。</p>	<p>クゲヌマランの生育地及びその付近に関する計画については、地元住民との協議を踏まえて計画しているところから、計画を大きく変更することは困難です。今後、詳細設計を進めていく中で、できる限り生育地の改変を回避するとともに、移植等の保全措置を検討していく予定です。</p> <p>クゲヌマランについては保全手法が確立されておらず、移植後に活着しない可能性はあります。一方で、クゲヌマランは造成地でも自生が見られるようになっており、等々力緑地において確認されたクゲヌマランは、人為的な要因により外から移入してきたものと推測されます（条例評価書 p.9.5.1-7 参照）。クゲヌマランの保全については、有識者にご意見を伺いながら検討します。また、クゲヌマランの生育状況については、保全措置実施後に事後調査を実施する計画としています（条例評価書 p.13-2 参照）。</p>
<p>3 月の [] の資料ではクゲヌマランは移植しても成功しない可能性があるとなっております。 [] 3 案提案されていましたが、今回の資料では移植し工事するとなっております。3 月の時点で貴重種保護を目的していたことが 9 月になって移植に変わっているのは何故ですか。蘭の専門家の知人に確認したところ自然界での移植は難しいとの事でした。湿度土壤の水分状況日照条件等移植は成功しない確率が高いようです。一株でもいいので移植予定地に移植が成功するか試す必要があると思います。</p> <p>またクゲヌマランに配慮した [] 計画をお願いします。失った自然は戻りません。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 43】</p> <p>※ 注目される種の保護の観点から一部非表示しています。</p>	

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

② クゲヌマランへの影響について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>「生物」の項目について、供用時の評価項目として選定しないとのことですが、その理由が供用後も現況と同じ生息・生育環境が確保される、とのことですが、代替地を多摩川寄りに設けるとのことですが、そこは河川の近くであり、湖の近くではないので、現況とは違う環境となり、新たな生態系となります。緑地の南側の殆どが商業施設に置き換わり、多数の樹木が伐採され、現況の沢山の生き物の住み家が無くなり、生態系が崩れることは確かです。生息環境が確保されると言えるのは何故ですか？供用後の評価項目として挙げないのは、おかしいと思います。特に■■■■■■■■■■貴重種である鵠沼ランは移植することですが、移植が成功しないケースが多数あるとの文献があります。貴重な生物の生息を守れない可能性があるのではないのでしょうか？責任をもって生物環境を守って頂きたい、そのために正しい評価を行って頂きたいです。</p> <p>つり池周辺の森をよく利用していますが、イシガメを何度も目撃しております。調べたところ、神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006にて、絶滅危惧種 1 類に指定されています。準備書の現況調査では見られなかったようですが、貴重種がいるので、再調査を求めます。開発行為による貴重種が消えるのを防ぐことが、この環境影響評価の手続きの目的であるはずですが、再検討頂き、責任を持って対処して頂きたいです。</p> <p style="text-align: center;">【意見書 46】</p> <p>※ 注目される種の保護の観点から一部非表示しています。</p>	<p>(見解については p.15-67 参照)</p>

③ 生態系への影響について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>多くの木々伐採、新たに植える小さな木や草花が温暖化対策になるとは考え難いものです。その上に交通手段は車でとばかりに巨大な立体駐車場建設、CO2削減であるべき時代です。説明会での資料にある二酸化窒素に関して環境保全目標を満足すると予測、他の数値も全てが予測の数値が並べられています。この時代に行政や大手事業者の利益優先の為に鳥獣保護区で安心して生活できていた鳥達までもが大工事の間に路頭に迷い、済む地を追いやられてしまうかも知れません。</p> <p>子供達の精神衛生上無くてはならぬ遊べる広場を無くし立体駐車場建設、場所を替えて作るだけで済まされはしません、道路隔てた向こう側にある中学校の生徒達は部活でこの広場を使っています。すぐ前の保育園は運動会、他からもこの広場に子供達は集まっています。その場所に立体駐車場建設、これが今回の計画で一番の驚きでした。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 7-1】</p>	<p>本事業の工事中は、樹林地や草地が改変されることにより、それらを主たる生息環境とする動物種は一時的に緑地から逃避する可能性があります。本事業の実施にあたっては、ふるさとの森、21世紀の森などのまとまった緑地は可能な限り現位置で保全するとともに、新たに樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する計画であり、工事完了後の樹林地及び草地の面積は現況と同程度とする計画としています。また、計画地北側の下水道処理施設上部区域において緑地を設けることで多摩川緑地との連続性が確保され、動物の生息環境は維持・回復するものと考えます。</p> <p>工事の実施にあたっては、緑地の改変をできる限り回避するよう、建設機械の稼働位置や仮囲いの設置位置を検討する等の環境保全のための措置を講じていく計画です。</p> <p>また、釣池の生態系への配慮やかいぼりの詳細は検討中ですが、植生が繁茂するような緩傾斜護岸の整備など、生物の生息・生育環境の創出を図ります。落葉落枝の集積場の設置等についても、今後検討します*。</p>
<p>現代において緑地を削減するという事は地球環境を壊す事に他ならず、生物の生息や多様性に著しく悪影響を及ぼすだけで有り。出来る限り保全するべきだと思います。</p> <p>ただでさえニホンカワウソ等日本古来の生物が絶滅しそうになってます。この環境をもたらしてるのは人間の環境に対する保護の観念が欠けてるからだだと思います。開発する事ばかりを考えないでください！</p> <p>人と自然がコミュニケーションを取れる所、場所は物凄く大事なんです！自然が有る場所は動物も人間も落ち着ける所で、都市の中では1番大事だと思ってます！！</p> <p style="text-align: right;">【意見書 11】</p>	
<p>環境に与える影響を考えると何一つ「いいモノ」はないと考えます。</p> <p>今の環境を維持するだけで相当の努力が必要と考えます。</p> <p>経済優先政策ではなく、緑地に集うすべての生物、生命体との共存を計るべきと考えます。</p> <p>環境と動植物との共存に配慮したものであってほしいものです。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 12】</p>	

※：落葉・落枝の集積場は、現在設置済みです。

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

③ 生態系への影響について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>等々力緑地は、長年、保育園、小学校、中学校、と市内の教育施設にとって、大切な教育の場を提供してきた。季節毎の植物を観察でき、原っぱもあるので、昆虫も多く見られ、つり池、(昔のハス池も)には、亀やウシガエル、ザリガニなどがおり、鳥も池にある島にコロニーを作ってカワウ、コサギが多摩川を行き来し、チュウサギ、ダイサギ、ゴイサギ、アオサギ、などがおり、オアシスとなっていた。サッカー場が建設され、騒音やナイターの照明で野鳥は激減し、今に至っている。今後、サッカー場が 35000 人収容、と増加すれば、生態系が大きな影響を及ぼされることは間違いない。</p> <p>野原でシロツメグサを首飾りにしたり、昆虫探しをしたり、ドングリ拾いをしたり、と緑植物があれば、子ども達の遊びは無限にある。計画、運営の問題点は多岐にわたる。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 17】</p>	<p>(見解については p.15-69 参照)</p>
<p>一つひとつに意見というより、そもそも緑地に商業施設を多数建設し、賑わいを創出することに無理があると思っています。なぜ、緑地に賑わいが必要なのですか？ 賑わいの創出に等々力緑地が選ばれたのは、なぜですか？</p> <p>緑地ですから、当然そこには樹木や草や花などの植物、鳥、虫、たくさんの生き物が長い年月をかけて育ててきた生命の営みがあります。そこへ、立体駐車場や温浴施設、商業施設など人工的なものを多数建設するとなれば、人間の都合でそれらの生命の営みを断ち切ることとなります。「ふるさとの森」などのまとまった緑地は一部改変するするものの、可能な限り現位置で保全するというのですが、なんとも曖昧な計画です。「一部」や「可能な限り」という言葉には、具体的なものが一切ありません。樹木は伐採されてしまったら元には戻らないのです。樹木を伐採してしまったら、そこに暮らす生き物たちの生態系が壊れるのです。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 25-1】</p>	

③ 生態系への影響について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>環境保全のための措置について、釣り池ではかいぼりを行うとのことですが、そのときにコイとアカミミガメは除去すべきと考えます。コイ、アカミミガメは水草や水生昆虫など何でも食べるため、生態系への悪影響が問題になっています。飼育コイは水底が砂漠化する悪影響もあります。また、釣り池にはアメリカザリガニは生息していないのでしょうか。生息している可能性が高いです。環境を今以上に悪くしないだけでなく、こういった侵略的外来種をかいぼりのときに徹底的に除去して、生態系の回復を図ることも重要だと考えます。</p> <p>釣り池に生息する生き物の種類が少し貧弱のように感じます。環境保全のための措置において、環境影響を抑えるだけでなく、ここで生態系の回復や創出を図ってほしいです。等々力緑地は川崎市の生物多様性戦略で拠点、コア地域になっていますが、ここに書かれていることが戦略のコア地域の事業ということでしょうか。前に書いた釣り池からの外来種除去もありますし、水生植物の育成そしてトンボ類などの水生昆虫や両生類の保全も考えられますし、移動性の水生昆虫の移動拠点にもなると思います。生物多様性のコアにするための、前向きな環境影響の取組もお願いしたいです。</p> <p>生物多様性の供用時に配慮について。街中の緑地の生物多様性が貧弱になってしまうのは、枯れ木と落葉と藪をすぐ取り除いてしまうことと、湿り気がないからだと思います。朽木を生息場所としている生き物(例えばクワガタ)もたくさんいますし、落葉だまりもカブトムシの幼虫などのように同様です。枯れ木をそのままにしておくことは安全上できませんが、枯れ木を倒して林床に置いておく、落葉は片づけずに溜めて積んでおく、藪も一部残しておく。こういったことが生物多様性の保全に大事ですし、子どもの自然体験の場にもなるので、取り入れてほしいです。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 28】</p>	<p>(見解については p.15-69 参照)</p>

③ 生態系への影響について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>等々力緑地再編整備で、18棟ものスーパー銭湯を含む商業施設と2つの立体駐車場を建設し、釣り池の周りに道路を造る計画があることが最近わかりました。</p> <p>何もない空き地に建設するのではなく、緑地の中に建設しようとしているわけですから（こういう計画自体、非常に無理な計画！）、当然そこには樹木があり、樹木と共に生きている虫や鳥、様々な生き物がいるわけです。たくさんの商業施設、立体駐車場を建てるためには大量の樹木を伐採することになり、樹木の命だけでなく同時に虫や鳥、生き物などの命や今までの生活を奪うことになります。まさに生態系の破壊です。</p> <p>「商業施設の利益が出れば公園のために使います。もし赤字が出ることになったらその店舗は撤退し、建物は壊します」と、市の担当者は答えました(8月に等々力緑地を守る会に対して)。建物を壊して元に戻しても、一度奪った樹木や生き物の命は元に戻らないのです。</p> <p>人間の身勝手さ、傲慢さを非常に強く感じます。</p> <p>たくさんの商業施設や立体駐車場の建設、道路を造るために大量の樹木を伐採することに強く強く反対します。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 32】</p>	<p>(見解については p.15-69 参照)</p>
<p>等々力緑地の木を伐採することに反対です。</p> <p>子どもたちが虫取りをしたり自然を楽しんだり、自然に手を入れることの少ない環境だからこそ楽しめることがあります。</p> <p>保育園や小学校でも、虫探し、どんぐり拾い、植物の観察などそういった場が減ってしまうのは学習の機会もへらしてしまいます。</p> <p>かつてはカブトムシなどもよく見られたとも聞きました。</p> <p>等々力緑地が魅力でこの地に引越ししてきたのに、とても残念です。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 35-1】</p>	

③ 生態系への影響について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>「生物」の項目について、供用時の評価項目として選定しないとのことですが、その理由が供用後も現況と同じ生息・生育環境が確保される、とのこと。代替地を多摩川寄りに設けるとのことですが、そこは河川の近くであり、湖の近くではないので、現況とは違う環境となり、新たな生態系となります。緑地の南側の殆どが商業施設に置き換わり、多数の樹木が伐採され、現況の沢山の生き物の住み家が無くなり、生態系が崩れることは確かです。生息環境が確保されると言えるのは何故ですか？供用後の評価項目として挙げないのは、おかしいと思います。特に■■■■貴重種である鵠沼ランは移植することですが、移植が成功しないケースが多数あるとの文献があります。貴重な生物の生息を守れない可能性があるのではないのでしょうか？責任をもって生物環境を守って頂きたい、そのために正しい評価を行って頂きたいです。</p> <p>つり池周辺の森をよく利用していますが、イシガメを何度も目撃しております。調べたところ、神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006にて、絶滅危惧種 1 類に指定されています。準備書の現況調査では見られなかったようですが、貴重種がいるので、再調査を求めます。開発行為による貴重種が消えるのを防ぐことが、この環境影響評価の手続きの目的であるはず。再検討頂き、責任を持って対処して頂きたいです。</p> <p style="text-align: center;">【意見書 46】</p> <p>※ 注目される種の保護の観点から一部非表示しています。</p>	<p>(見解については p.15-69 参照)</p>

③ 生態系への影響について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>緑が壊され建築物でいっぱいになりそうな等々力緑地。今でもだいぶ少なくなっているが、子どもたちは遊び場でじるうにあそぶことができている。保育園児も広場で追いかけてっこやかくれんぼなど、きのしたであそぶことができ、小学生は秋探しでどんぐり拾いや紅葉した木の葉集めなど自然と触れ合うことができている。樹木伐採、商業施設建設で、広場はほとんど無くなり、木の持つ大きな力、虫との共生などの場が完全に失われる。とても危惧している。計画の見直しを強く希望する。</p> <p>市民が誰も知らない過環境影響評価資料！市民は何でも言うことを聞くと思ってあるのか、疑わざるを得ない。緑地内の商業施設の室外機の数だけをとってもこそが緑地とは言い得ない数で、環境悪化に拍車をかけ、温暖化現象の源に緑地がなるとは。信じられない所業である。樹木を伐採するなどもってのほかで、何のためかといえば温浴施設など緑地にそぐわない施設を何十も作ることを市が許可しているということに憤りを覚える。緑政局の局長の談話が出ていたが、市民の皆さんに賛同をいただいてこのような計画が実現に向かったことはとても喜ばしいこと。と言っているのを読んだときには目を疑った。賛成した人が何人いるのか。そもそもこの計画をら内密に進めてきたことに怒りすら覚える。心にも無い、市民の憩いの場を同時に作り出すことを大事にしながら緑地とすぽ一ぬの拠点の2つを緑地に実現していきたいと言っているのはまやかさに過ぎないことを思い知らされた結果だった。強く抗議する。</p> <p>まず市民に知らせず進めたこと。</p> <p>樹木を伐採し、全ての害になる商業施設を作ること</p> <p>そもそも市の土地の公園に商業施設を建設する非常識さ</p> <p>今も危険極まりない試合後の周辺混雑にさらに拍車をかける大規模建設は大渋滞、喧騒の緑地と化する現実を何と説明するのか。</p> <p>防災樹林帯としての役目を持つ樹木伐採は人命を軽んじている最たる証拠である。</p> <p>世界で地球温暖化阻止が叫ばれている中で、等々力緑地がその戦法を切ってしまう暴挙に怒り心頭である。</p> <p>是非、市ととどろきパーク株式会社へ答弁をしてほしい。市民をバカにしている行為そのものである。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 47】</p>	<p>(見解については p.15-69 参照)</p>

③ 生態系への影響について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>環境保全のための措置に記載されていることが、川崎市生物多様性戦略のコア地域の取組ということでしょうか。環境アセスメントだということを考えても、戦略に書かれている多様性保全のコアとし、水と緑の連続性・回遊性の確保の推進とは離れていると感じます。環境保全のための措置、環境影響評価の結果に次のことを加えていただきたい。せつかく釣り池のかいぼりを行うので、コイ、アカミミガメ、アメリカザリガニ等の外来種を駆除し、止水性淡水生態系の再生・保全を図り、止水性淡水域に依存する生物の生息拠点とする。これはいま環境省が進めているネイチャーポジティブにも合致することです。</p> <p>公共施設であることを考えると、光害の対策はもっと踏み込んだことが必要だと思います。照明の光は水平方向より上に向けないようにする、街路灯には傘をつけて上空で光が漏れないようにする、といった記載があるとよいです。また、スタジアムのような強い照明は鳥に影響を与えるので、アメリカでは渡り鳥が移動する季節には都市の照明を落とす取組をしているところがあるそうなので、そういった先進的な事業もあるとよいです。</p> <p>生物多様性の保全について。生物多様性戦略のコア地域の取組がこれだけとは非常に物足りないです。等々力緑地は都市の生物多様性保全の上で重要な場所なので、環境省の自然共生サイトへの登録を目指すことを入れてはどうかと思います。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 48】</p>	<p>(見解については p.15-69 参照)</p>

③ 生態系への影響について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>弱った木、枯れた木は安全管理上も除去することはやむを得ないと思いますが、古木の樹洞や朽木の存在が生物多様性を守るためには大事です。そういった木はキツツキ類が巣を造ったり、樹洞をシジュウカラなどが巣場所にしたりします。等々力ではアオゲラが繁殖する可能性もありますし、巣場所があればアオバズクも繁殖する可能性があると思います。朽木はクワガタなどのすみかになります。そういった場所、可能性を大切にするために、樹洞のある大木は弱っていても残し、朽木も一部は残すといったことが必要です。枝の落下や倒木の危険性があるので、人があまり立ち入らない場所にロープで囲うなどの措置をすれば残すことは可能と考えます。古木や朽木の取扱いについて明記していただきたい。</p> <p>等々力は大きな緑地なのに、緑や自然について学ぶ施設や展示がほとんどありません。環境配慮の取組として子どもたちが自然環境に学ぶための仕掛けづくりを検討していただきたい。</p> <p>昔はたくさんいたスズメやツバメが減っているようです。スズメやツバメが巣作りできるような「隙間のある建物」や「軒下のある建物」が減っているからだそうです。施設を整備するときには、スズメやツバメなどが巣作りできる空間をあえてつくることを検討することを入れてほしいです。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 49】</p>	<p>(見解については p.15-69 参照)</p>

③ 生態系への影響について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>現在の藤棚 M の箇所には野鳥をはじめ多くの生き物の生息地です。24 時間稼働させることにより野鳥の棲家に影響を与えると思われます。</p> <p>池の島はサギや鶺鴒のコロニーになっています。</p> <p>騒音のレベルや温室効果ガスの影響により動物が住めなくなります。</p> <p>24 時間稼働させる理由を説明してください。</p> <p>M の箇所の送風機は何のために使用するのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 42】</p>	<p>一部の施設は24時間稼働とすることも含めて検討していますが、自由提案施設に導入する店舗や営業時間については、現時点では未定です。</p> <p>また、送風機につきましては、建物内の換気を使用します。</p>

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

④ 環境類型区分図について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>多目的広場、桜の園を人工建造物として区分けしている図は詐欺的な内容です。</p> <p>対比で将来図をのせていますが、建物の枠線の太さや囲み方で視覚効果で将来の方が緑を多く見せていると感じます。正しい(同じ表現方法)環境類型区分図を示してください。</p> <p>樹齢古い樹木や生き物が住むための樹木の伐採をしないでください。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 9-3】</p>	<p>環境類型区分図は、植生調査の結果を基に区分しました。運動広場・多目的広場は、ノシバが生えている範囲がありますが、主にスポーツ利用をする場所であることから、等々力陸上競技場の芝生と同様に「広場・グラウンド等」に区分しています。桜の園は、サクラが植わっていますが、樹木の密度が低く、草本もほとんどないことから、樹林地や草地ではなく「広場・グラウンド等」に区分しています。現況と将来の環境類型区分図については、ご指摘を参考に、条例評価書において表現を工夫します*。</p>
<p>「とどろき緑地再編整備・運営等事業に係る条例環境影響評価準備書のあらまし」(川崎とどろきパーク(株)発行) P11 の植物・動物・生態系を読むと、「原生林ではなく、草花は一般的である」(→だから伐採してもよい)と結論づけているのか? 緑地内に計画されている自由提案施設、立体駐車場などの多くの建造物により多くの樹木が伐採される予定で、9月に会館とどろきで開催された「条例環境影響評価準備書 説明会」では、緑被面積は現状と変化はないとの説明であったが、P12 緑地類型区分図や面積変化表にも間違いがあり、正しく調査されているのか不信感を感じる。数字の帳尻合わせをすることは重要なことではないとわかってほしい。樹木も一朝一夕では育たないので、今ある樹木は生かし、さらに緑地を増やすよう、より良い公園になるよう期待したい。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 26-3】</p>	

※：条例評価書において、現況の環境類型区分図の表現を修正しました (p.9.5.3-6 参照)。

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

(5) 緑

① 緑地・樹木の保全及び緑化計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>立体駐車場の新設は不必要です。駐車場が必要となるイベント日は多くありません。一年を通して利用するのは徒歩や自転車による近隣住民です。環境問題においても自家用車ではなく、公共交通機関の充実を考えるべきです。又、駐車場を作るために多くの樹木が伐採されます。樹木の下にも様々な生き物がいます。何十年とかけて作られた緑の環境を壊さないで下さい。</p> <p>そして、宮内中学校の前に作ることを反対します。建設予定地の催し物広場は中学校の真正面で子供たちや住民の緊急避難場所としても残すべきです。どうしても駐車場を新設するのであれば、場所の変更を希望します。(多摩川側、平面駐車場など)</p> <p style="text-align: right;">【意見書 1-1】</p>	<p>事業計画の策定にあたっては、等々力緑地全体の土地利用や機能を考慮しながら、施設配置や用途の検討を進めていますが、緑地についてもさらなる魅力向上を図るべく、再配置を検討しています。</p> <p>本事業の実施にあたっては、ふるさとの森、21世紀の森などのまとまった緑地は可能な限り現位置で保全するとともに、樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備していく計画であり、再編整備後の緑地面積は現況と同程度確保する計画としています。</p> <p>植栽計画にあたっては、花や紅葉等が美しい樹木など季節が感じられる樹種を選定するほか、生物多様性の視点も考慮し、等々力緑地全体の魅力向上を図っていきます。</p>
<p>多数の商業施設は要らないです。今までに市民ミュージアムのレストラン、サイゼリア、近くの喫茶店などが閉店しました。商売として成り立たないので、現在に至っています。イベント日にキッチンカーなどで対応すればよいと思います。商業施設の建設のために緑が失われるべきではありません。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 1-2】</p>	<p>また、計画地外周部の緑を可能な限り充実させ、アクティビティループや多摩川への動線に並木を整備することで、まちの緑との連続性を確保していきます。</p> <p>緑地の管理運営については、公園利用者が安全かつ快適に利用できるよう、樹木の刈込や剪定、草刈り等を実施していますが、ご意見を踏まえ、公園利用者の安全や利用しやすさへの配慮に努めます。</p>
<p>既に野球場新設時に、取り壊された噴水の南側の樹林系緑地が奪われ、今後さらにテニスコートやフロンターレ公園、催し物広場の樹木が伐採され、公園の南部分は建造物ばかりで樹林がわずかとなり、「緑地」とは名ばかりとなる。</p> <p>フロンターレ遊具公園跡地の物販施設をもっと縮小して、遊具公園周囲に現在ある樹木をそのまま残すことを提言する。</p> <p>物販施設の縮小で、事業者のとどろきパークのテナント賃貸収入が減ったとしても、委託先民間企業の採算よりも、公園の公共資源性の方が重視されるべきである。民間委託の結果、公園の最も大事な公共資源性が軽んじられるのでは、本末転倒である。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 5-2】</p>	<p>既存の桜につきましても、老木が多いことから、生育状況等も踏まえ可能な限り保全するとともに、新たに桜を植栽することを検討しています。また、新たな花見エリアを設けることも検討しています。</p>

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

① 緑地・樹木の保全及び緑化計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>等々力緑地は公共施設の公園であり、駅前の繁華街ではないので、これ以上の集客は必要ない。</p> <p>既に現在、サッカー、バスケの観戦、その他のスポーツ施設利用だけでも、十分集客されている。</p> <p>昨今、等々力緑地は、どんどんイベント会場化されていて、本来の公園でなくなってきている。挙句の果てに、野球場や施設周辺で野外コンサートまで開かれ、静かな憩いの場としての公園とはかけ離れた商業施設と化し、さらに、路線バスも独占され、近隣の高齢者や住民には大迷惑である。</p> <p>老朽化施設の建て替えは必要だが、それに乗じて開発を拡大するのは、持続可能でもエコでもなく、その必要性は全く無い。</p> <p>成長でも開発でも、拡大ばかり目指す時代はもう過去の話であり、公園で次の世代に残すべきは、繁華街のような集客施設ではなく、豊かな自然資源そのものである樹木系緑地である。</p> <p>したがって、集客施設の拡大よりも、自然資源の保全、拡張を目指すことを提言する。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 5-3】</p>	<p>(見解については p.15-79 参照)</p>
<p>多くの木々伐採、新たに植える小さな木や草花が温暖化対策になるとは考え難いものです。</p> <p>その上に交通手段は車だとばかりに巨大な立体駐車場建設、CO2削減であるべき時代です。説明会での資料にある二酸化窒素に関して環境保全目標を満足すると予測、他の数値も全てが予測の数値が並べられています。この時代に行政や大手事業者の利益優先の為に鳥獣保護区で安心して生活できていた鳥達までもが大工事の間に路頭に迷い、済む地を追いやられてしまうかも知れません。</p> <p>子供達の精神衛生上無くてはならぬ遊べる広場を無くし立体駐車場建設、場所を替えて作るだけで済まされはしません、道路隔てた向こう側にある中学校の生徒達は部活でこの広場を使っています。すぐ前の保育園は運動会、他からもこの広場に子供達は集まっています。その場所に立体駐車場建設、これが今回の計画で一番の驚きでした。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 7-1】</p>	

① 緑地・樹木の保全及び緑化計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>多摩川を挟んで東京都側は国分寺崖線に樹林が多く残り保全されている。</p> <p>川崎側には纏まった緑は残っていない。等々力緑地は僅かに残された緑の貴重な空間である。</p> <p>施設配置計画図には、目的や内容が不透明な多数の無記名計画建物があり、緑の質・緑の量の低下に影響を及ぼすと危惧している。</p> <p>本事業による緑被率は29.6%であり、川崎市環境影響評価等技術指針の25.0%を確保し、植栽本数は緑化指針の量的水準を満足すると予測している。</p> <p>しかし、樹木が成長してきた年月やその期間のCO2削減効果、大気汚染改善、生態系多様性、景観維持、健康や福祉等自然とのふれあい、歴史文化的に大きな役割を果たし貢献してきた価値を踏まえる必要がある。</p> <p>一度樹木を伐採してしまうと再生には、伐採した樹木と同じ何十年もの時間を必要とする。単に技術指針の割合を満足するのみでは、時間の概念が欠如しており地域の緑への想いの理解を得ることは困難といえる。等々力緑地の既存樹木は存置しなければいけない。拡張再編に伴う新たな植栽も確保し増強する必要がある。</p> <p>施設配置計画図に過去の配置を重ね合わせると、時の経過とともに日本庭園、噴水や屋外プール周辺広場等の緑が失われていて危機感を覚える。</p> <p>PFI導入により公共施設である緑地公園が、緑や広場を犠牲にしてまで便益施設としてスーパー銭湯や巨大駐車場になることは共感も納得もできない。</p> <p>説明会の質疑応答による限られた時間での回答ではなく、もう少し市民に丁寧なアカウンタビリティ（説明責任）を果たすように努めていただきたい。</p> <p>既存と拡張エリア別かつ現状と再編後の具体的で詳細な（樹種、樹高、植生等）緑の質・緑の量を責任をもって開示説明願いたい。</p> <p>便益施設についても、既存の緑や広場を侵さない適正な立地計画で不安の解消に努めていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【意見書8】</p>	<p>(見解については p.15-79 参照)</p>

① 緑地・樹木の保全及び緑化計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>2.施設配置について</p> <p>＞ 立体駐車場の位置について、テニスコート跡地の立体駐車場は、サッカーのイベント前後に人が混雑する場所です。かなり混乱や危険が予想されるので、車両は人と干渉せず土手沿線に流すように、西丸小学校近くに設置する方が良いと思います。催し物広場跡地の立体駐車場も同様に、中学校の前ではなく新設催し物広場の辺りに設置する方がよいかと思います。</p> <p>＞ 催し物広場は、多彩なイベントが行われる公園の顔であり、新規の入場者に分かりやすい入り口に近く、公園の中心的な場所で、メイン施設の近くが良いと思います。については、現在のままの場所で良いと思います。</p> <p>＞ 緑地ゾーンは、多摩川と神社、学校の緑と結ぶような緑の回廊として、また、高温時の避難場所となる緑陰確保の為、草地だけでなく並木等の樹木を、意図的にレイアウトする方がよいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 10-2】</p>	<p>(見解については p.15-79 参照)</p>
<p>現代において緑地を削減するという事は地球環境を壊す事に他ならず、生物の生息や多様性に著しく悪影響を及ぼすだけで有り。出来る限り保全すべきだと思います。</p> <p>ただでさえニホンカワウソ等日本古来の生物が絶滅しそうになってます。この環境をもたらしてるのは人間の環境に対する保護の観念が欠けてるからだと思います。開発する事ばかりを考えないでください！</p> <p>人と自然がコミュニケーションを取れる所、場所は物凄く大事なんです！自然が有る場所は動物も人間も落ち着ける所で、都市の中では1番大事だと思ってます！！</p> <p style="text-align: right;">【意見書 11】</p>	

① 緑地・樹木の保全及び緑化計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>計画図を見ると、一見、緑の面積(量)が増えているように見えるが、今ある樹木、並木が殆ど切られてしまう計画であることがわからなくなっている。今樹木がある場所が木が無くなり、緑地(草地)になっているように見える。人工芝、という話もあるようだが、今と緑の質は全く異なっている。例え、草地で緑色でも、そこには木が必要なことは誰もが分かっている事である。夏の草地は暑くていられない。木が生えていて、木陰があれば、心地良く寝ころんだり、お弁当を食べたりする気にもなる。草地だけで、元気に子ども達は遊び回っていても、休息する場所は必須である。増して、温暖化が進むこの頃、木陰は何ものにも替え難い。パークの答えは、お昼を食べる場所を提供する為に飲食施設は作りたいとしたが、今のレストハウスみたいに少しはあっても18ヶ所もいない。その分木陰がたっぷりあり、ベンチや水飲み場がたくさんある緑地がほしい。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 14】</p>	<p>(見解については p.15-79 参照)</p>
<p>等々力緑地にたくさんの商業施設を作ることにより、樹木の伐採が多数行なわれ、緑地がショッピングモールに変貌してしまうのは事実である。緑地のもつ、人の安らぎの場が無くなり、憩い、やすらぎの空間は消滅してしまう。人と人、人と自然とのふれあい活動の場も少なくなり、等々力緑地に行こう、という気にさせる魅力がない場となってしまう。</p> <p>また、近隣の子どもの達や保育園の子どもの達が遊びに来て、思い切り動き回れる広場や遊び場が失くってしまうことに強い危惧を覚える。計画ではインクルーシブ公園、と名付けた多様なニーズに応える遊び場を作るようだが、小ども達は、一ヶ所に様々な人々が集まる場所より、小さくてもいいので、遊びやすい公園が緑地に点在する現在の形式が一番良いと思う。保育園から通える範囲の位置にしてほしい。遊び場はなくさないで。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 15】</p>	

① 緑地・樹木の保全及び緑化計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>①地震、火災による防災防煙機能の観点から 川崎市は等々力緑地を広域避難場所に指定している。市建設緑政局による策定調査委員会では、平成8年から令和4年まで川崎市緑化指針を出していたが、以後変更されていない。</p> <p>広域避難場所の定義として</p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要、適切な規模であること（5ha以上の空き地、広場を有すること） ○災害時、住民を速やかに受け入れ、生活関連物質を配布することができる。 ○車など輸送が容易 ◎災害の影響が少ない <p>が上げられるが、何より最後の、災害の影響が少ない、という観点において樹木伐採はこの定義に反すると思われる。</p> <p>※多数の樹木伐採は、市が唱ってきた樹木の大切な役割（延焼火災の火の手から身を守る）という防災樹林帯の機能を失うことになる。</p> <p>また、多数の物販施設立体駐車場建設により、避難してきた多数市民も居場所を奪うことにもなる。何れ所もの駐車場が緑地入り口にあることも、住宅地の火災が燃え移り、大災害になる懸念も考えられる。</p> <p>等々力緑地が持つ、市民を守る防災樹林帯の考えはどこに行ってしまったのだろうか？</p> <p style="text-align: right;">【意見書 19-1】</p>	<p>(見解については p.15-79 参照)</p>
<p>②地球温暖化対策の観点から</p> <p>近年大きく取り上げられている気候の変化に逆行する行為に疑問を持たざるを得ない。</p> <p>樹木帯や緑地では植物からの水分蒸発で熱を吸収し、温度上昇を抑制させる事が科学的に証明されている。(クールアイランド効果)</p> <p>等々力緑地でも真夏のある一日の気温の変化を調べてみたところ、釣り池脇のメタセコイアが何本もある通称ブランコ公園では 33.4℃、サッカー場と野球場の間にあるコンクリート広場 37.4℃という結果になった。体感でもはっきり分かるところだが、今より更に樹木伐採が進むと、ますます緑地の気温上昇が進むことになる。</p> <p>以上の観点からも樹木伐採に強く反対します。①②共に伐採する木の本数以上の木を植える、と答弁しているが、元の木のようにするにはそれ以上の年数が必要であることは誰にもわかる道理である。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 19-2】</p>	

① 緑地・樹木の保全及び緑化計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>等々力緑地の再編整備計画では、立体駐車場や自由提案施設等の建設で、緑地の多くの樹木が伐採されることが明らかとなりました。その樹木の多くは樹齢50年前後の大木です。等々力緑地が緑の森として市民の憩いの場を提供し、子どもから老人まで多くの市民が健康増進と交流を広げる貴重な公園となっています。緑がなくなり駐車場や物販施設が広場を占拠する計画は、公園つぶしと言って良い愚行です。立体駐車場の建設には反対です。物販施設も最小限に留め、現在の緑地の樹木を保全してください。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 22-2】</p>	<p>(見解については p.15-79 参照)</p>
<p>計画ではテニスコート前の藤棚や子どもの遊び場が無くなり、高さ15mのスーパー銭湯が建設されると聞きました。子どもや親子が毎日の様に広場で遊び、交流し市民の憩いの場になっています。多くの保育園園児もこのアスレチックを楽しみに遊びに来ています。</p> <p>この緑の空間をつぶして、巨大な温浴施設をなぜ公園内につくるのですか？市民には何も知らされていません。</p> <p>緑地の樹木と遊びの広場をなくさないでください。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 22-3】</p>	
<p>台風、洪水、猛暑と日本でも被害が明らかになっている地球温暖化を何としても止めなくてはならない時です。そのためには1本でも多くの木を植えなくてはならない時に、こんなに木を切るとは信じられません。建物を建てることも、地球温暖化を進めることです。自由に遊べる広場と木を残し、その木をきちんと手入れする計画にやり直してください。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 23】</p>	
<p>等々力の地域をスポーツ公園にするのではなく中原区内で貴重な緑を保っている場所であり、子どもたちや市民も自然と触れ合う貴重な場になっている。</p> <p>そこをサッカーやバスケのプロスポーツのための場所を中心とした場所にすることは問題が多い。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 24】</p>	

① 緑地・樹木の保全及び緑化計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>一つひとつに意見というより、そもそも緑地に商業施設を多数建設し、賑わいを創出することに無理があると思っています。なぜ、緑地に賑わいが必要なのですか？ 賑わいの創出に等々力緑地が選ばれたのは、なぜですか？</p> <p>緑地ですから、当然そこには樹木や草や花などの植物、鳥、虫、たくさんの生き物が長い年月をかけて育ててきた生命の営みがあります。そこへ、立体駐車場や温浴施設、商業施設など人工的なものを多数建設するとなれば、人間の都合でそれらの生命の営みを断ち切ることとなります。「ふるさとの森」などのまとまった緑地は一部改変するするものの、可能な限り現位置で保全するということですが、なんとも曖昧な計画です。「一部」や「可能な限り」という言葉には、具体的なものが一切ありません。樹木は伐採されてしまったら元には戻らないのです。樹木を伐採してしまったら、そこに暮らす生き物たちの生態系が壊れるのです。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 25-1】</p>	<p>(見解については p.15-79 参照)</p>
<p>「とどろき緑地再編整備・運営等事業に係る条例環境影響評価準備書のあらまし」(川崎とどろきパーク(株)発行) P11 の植物・動物・生態系を読むと、「原生林ではなく、草花は一般的である」(→だから伐採してもよい) と結論づけているのか？ 緑地内に計画されている自由提案施設、立体駐車場などの多くの建造物により多くの樹木が伐採される予定で、9月に会館とどろきで開催された「条例環境影響評価準備書 説明会」では、緑被面積は現状と変化はないとの説明であったが、P12 緑地類型区分図や面積変化表にも間違いがあり、正しく調査されているのか不信感を感じる。数字の帳尻合わせをすることは重要なことではないとわかってほしい。樹木も一朝一夕では育たないので、今ある樹木は生かし、さらに緑地を増やすよう、より良い公園になるよう期待したい。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 26-3】</p>	
<p>植栽予定樹種には、モッコク、マユミ、ミズキ、クマノミズキ、ナンテン、ナナカマド、クロガネモチ、ヤマボウシ、エノキといった樹もあると、花や実の色が美しく、野鳥や昆虫などの生き物も集まるので、考えてください。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 27-3】</p>	

① 緑地・樹木の保全及び緑化計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>等々力緑地再編整備で、18棟ものスーパー銭湯を含む商業施設と2つの立体駐車場を建設し、釣り池の周りに道路を造る計画があることが最近わかりました。</p> <p>何もない空き地に建設するのではなく、緑地の中に建設しようとしているわけですから（こういう計画自体、非常に無理な計画！）、当然そこには樹木があり、樹木と共に生きている虫や鳥、様々な生き物がいるわけです。たくさんの商業施設、立体駐車場を建てるためには大量の樹木を伐採することになり、樹木の命だけでなく同時に虫や鳥、生き物などの命や今までの生活を奪うことになります。まさに生態系の破壊です。</p> <p>「商業施設の利益が出れば公園のために使います。もし赤字が出ることになったらその店舗は撤退し、建物は壊します」と、市の担当者は答えました(8月に等々力緑地を守る会に対して)。建物を壊して元に戻しても、一度奪った樹木や生き物の命は元に戻らないのです。</p> <p>人間の身勝手さ、傲慢さを非常に強く感じます。</p> <p>たくさんの商業施設や立体駐車場の建設、道路を造るために大量の樹木を伐採することに強く強く反対します。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 32】</p>	<p>(見解については p.15-79 参照)</p>

① 緑地・樹木の保全及び緑化計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>説明会の冊子には、■緑の質・緑の量で「本事業の主要植栽予定樹種」と記されていますが、なぜ植栽ありきなのでしょうか。もともと緑地なのでから樹木は多い場所です。</p> <p>計画地の環境特性に適合した樹種、季節が感じられる樹種ということですが、今現在大きく育っている樹木は環境特性に適合していると言えます。また、季節が感じられる樹木も、桜、梅、イチョウ、タイサンボク、藤、サツキ、椿、サザンカ、夾竹桃など、私たちの目を四季折々に楽しませてくれます。市の担当者が、「3m以上の木を切ったら他に植えます」と回答していました。でも、葉のたくさん茂っている木を切って、代わりに小さな幼木を植えても意味はありません。葉っぱが大事！葉は蒸散作用で自分の体温調節をし、水分を出すことで周りの気温も下げています。だから、木陰は涼しいのです。木の本数ではなく、葉の量が大事です。</p> <p>今ある樹木に適切な選定、施肥、病虫害防除、除草、灌水などの手入れをし、大切にしていけることが大事だと思っています。モノではなく、命ある生きている樹木なのでから。人の計画に合わせて樹木を伐採し、他の場所に植栽をするのではなく、今ある樹木に合わせて整備の計画を立て、1本たりとも樹木を伐採しないことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 34】</p>	<p>(見解については p.15-79 参照)</p>
<p>等々力緑地の木を伐採することに反対です。</p> <p>子どもたちが虫取りをしたり自然を楽しんだり、自然に手を入れることの少ない環境だからこそ楽しめることがあります。</p> <p>保育園や小学校でも、虫探し、どんぐり拾い、植物の観察などそういった場が減ってしまうのは学習の機会もへらしてしまいます。</p> <p>かつてはカブトムシなどもよく見られたとも聞きました。</p> <p>等々力緑地が魅力でこの地に引越ししてきたのに、とても残念です。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 35-1】</p>	
<p>テニスコート南側、北側の木の伐採の反対です。</p> <p>テニスコートの南側のマンションに住んでおりますが、テニスコート南側の林も伐採してしまうのでしょうか。</p> <p>大きく景観が変わってしまうことを懸念しています。立体駐車場が経つということもあり、木まで伐採されるとなるとさらに景観が悪くなります。立体駐車場もそうだが、敢えてマンションなどの住宅地に影響するような箇所を変える意味はあるのか疑問です。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 35-2】</p>	

① 緑地・樹林の保全及び緑化計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>せっかくの緑地を壊さないで下さい 等々力緑地は私たち中原区民にとって唯一ゆ っくりと憩える大事な場所です。 スポーツ施設も大事ですが、ミュージアムな ど平和館と共に中原区の大事な文化施設でし たのにとても残念でした。ミュージアムをぜひ中 原区に再建してほしいものですが、せっかくあ る緑地もしっかり緑地として残してほしいと思 っています。超高層ビルが建ちならぶ小杉周辺 に住むものとしては本当に大事な場所です。立 派に育った樹々や池に飛んでくる鳥たちは私た ちの心を癒す大事な空間をつくってくれます。 何故ここにごちゃごちゃと建物をたてお店をつ くって、賑やかにしなくてはいけないのでしょ う。どうして市民がゆったりと過ごせる場所を 一つくらい残しておいてくれないのでしょうか？ 樹はもう伐らないで下さい。市民が誇りに 思える立派な緑地公園としていつまでも大事に 残して下さい。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 36】</p>	<p>(見解については p.15-79 参照)</p>

① 緑地・樹木の保全及び緑化計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>温室効果ガスについての準備書を読むと、アリーナ、球技専門スタジアム、新陸上競技場の3か所だけしか載っていません。一番の懸念は、18棟もの商業施設、温浴施設です。多数の商業施設が365日、24時間、何台もの空調設備を稼働させていたら、大変な温室効果ガスの排出量になります。それが示されていないのはなぜですか？ぜひ、それを示して知らせてほしいです。</p> <p>地球温暖化対策を推進するとうたっていますが、大量の樹木を伐採して多数の商業施設を作ったら、温暖化に拍車をかけることになるのは目に見えています。現在でも、陸上競技場の前や野球場のまわりはコンクリートで埋め尽くされています。そして、木陰をつくる大きな樹木がありません。日陰もなくコンクリートばかりの土地では、暑さにより拍車がかかります。以前は、ハス池があったり、プールの周りに樹木があったりしました。そういうものを取り払ってコンクリートで埋め尽くし、何が温暖化対策の推進でしょうか。</p> <p>環境保全のための措置として断熱性及び機密性能に優れた部材の選定、可能な限り最新の環境配慮技術を導入などと書いてありますが、たくさん商業施設を建設しないことが一番の環境保全になります。また、利用者には、できるだけ公共交通機関の利用をすすめる必要がありますが、それだったら2つの立体駐車場は必要ありません。</p> <p>等々力緑地に、多額の私たちの税金を使って、環境を悪化させる立体駐車場や商業施設、温浴施設をつくらないでください。温暖化に拍車をかけるような商業施設の建設に強く反対します。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 44】</p>	<p>(見解については p.15-79 参照)</p>

① 緑地・樹木の保全及び緑化計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>アセス準備書の施設の音源と騒音を予想しているが、驚いたことに緑地内に建設される建物に総計339台の設備機器が設置され、大半が24時間稼働となっている。緑地公園がまるで密集した街の中と同じ状況になることであり、審議難い愚行である。</p> <p>1台毎の騒音レベルは60～80dBで周辺住宅地には環境基準を下回ると評価しているが、静寂な公園のもつ環境が根本から壊されることになる。多数の建築物の建設は緑地公園にふさわしくないので、撤回することを求める。</p> <p>騒音の予測項目で、球技専用スタジアム、等々力球場、アリーナ・スポーツセンター、新競技場の大型施設で167台の設備機器が稼働し、20カ所に及ぶ便益施設で172台の設備機器な稼働を予定している。</p> <p>合計339台の設備機器は大半が24時間稼働である。これらの機器が消費するエネルギーと、温熱の排出は明らかに地球環境を悪化させることは間違いない。一般の機器より省エネ機器を採用しているから地球環境に貢献しているなどは詭弁である。緑地の樹木を大量に伐採し、驚くほどの設備機器の設置は緑地が環境を破壊する根源になることであり、到底認めるわけにはいかない。便益施設の計画は撤回を求める。</p> <p style="text-align: right;">【意見書45】</p>	<p>(見解については p.15-79 参照)</p>

① 緑地・樹林の保全及び緑化計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>「生物」の項目について、供用時の評価項目として選定しないとのことですが、その理由が供用後も現況と同じ生息・生育環境が確保される、とのことですが、代替地を多摩川寄りに設けるとのことですが、そこは河川の近くであり、湖の近くではないので、現況とは違う環境となり、新たな生態系となります。緑地の南側の殆どが商業施設に置き換わり、多数の樹木が伐採され、現況の沢山の生き物の住み家が無くなり、生態系が崩れることは確かです。生息環境が確保されると言えるのは何故ですか？供用後の評価項目として挙げないのは、おかしいと思います。特に■■■■貴重種である鵠沼ランは移植することですが、移植が成功しないケースが多数あるとの文献があります。貴重な生物の生息を守れない可能性があるのではないのでしょうか？責任をもって生物環境を守って頂きたい、そのために正しい評価を行って頂きたいです。</p> <p>つり池周辺の森をよく利用していますが、イシガメを何度も目撃しております。調べたところ、神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006にて、絶滅危惧種 1 類に指定されています。準備書の現況調査では見られなかったようですが、貴重種がいるので、再調査を求めます。開発行為による貴重種が消えるのを防ぐことが、この環境影響評価の手続きの目的であるはずですが、再検討頂き、責任を持って対処して頂きたいです。</p> <p style="text-align: center;">【意見書 46】</p> <p>※ 注目される種の保護の観点から一部非表示しています。</p>	<p>(見解については p.15-79 参照)</p>

① 緑地・樹木の保全及び緑化計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>緑が壊され建築物でいっぱいになりそうな等々力緑地。今でもだいぶ少なくなっているが、子どもたちは遊び場でじるうにあそぶことができている。保育園児も広場で追いかけてっこやかくれんぼなど、きのしたであそぶことができ、小学生は秋探しでどんぐり拾いや紅葉した木の葉集めなど自然と触れ合うことができている。樹木伐採、商業施設建設で、広場はほとんど無くなり、木の持つ大きな力、虫との共生などの場が完全に失われる。とても危惧している。計画の見直しを強く希望する。</p> <p>市民が誰も知らない過環境影響評価資料！市民は何でも言うことを聞くと思ってあるのか、疑わざるを得ない。緑地内の商業施設の室外機の数だけをとってもこそが緑地とは言い得ない数で、環境悪化に拍車をかけ、温暖化現象の源に緑地がなるとは。信じられない所業である。樹木を伐採するなどもってのほかで、何のためかといえぬ温浴施設など緑地にそぐわない施設を何十も作ることを市が許可しているということに憤りを覚える。緑政局の局長の談話が出ていたが、市民の皆さんに賛同をいただいてこのような計画が実現に向かったことはとても喜ばしいこと。と言っているのを読んだときには目を疑った。賛成した人が何人いるのか。そもそもこの計画を内密に進めてきたことに怒りすら覚える。心にも無い、市民の憩いの場を同時に作り出すことを大事にしながら緑地とすぽ一ぬの拠点の2つを緑地に実現していきたいと言っているのはまやかさに過ぎないことを思い知らされた結果だった。強く抗議する。</p> <p>まず市民に知らせず進めたこと。</p> <p>樹木を伐採し、全ての害になる商業施設を作ること</p> <p>そもそも市の土地の公園に商業施設を建設する非常識さ</p> <p>今も危険極まりない試合後の周辺混雑にさらに拍車をかける大規模建設は大渋滞、喧騒の緑地と化する現実を何と説明するのか。</p> <p>防災樹林帯としての役目を持つ樹木伐採は人命を軽んじている最たる証拠である。</p> <p>世界で地球温暖化阻止が叫ばれている中で、等々力緑地がその戦法を切ってしまう暴挙に怒り心頭である。</p> <p>是非、市ととどろきパーク株式会社へ答弁をしてほしい。市民をバカにしている行為そのものである。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 47】</p>	<p>(見解については p.15-79 参照)</p>

① 緑地・樹木の保全及び緑化計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>とどろき緑地の緑を切って、商業施設を作るといことは、反対です。今や地球温暖化が言われていますが、CO₂をすってすくなくする樹木を少なくするのには反対します。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 51】</p>	<p>(見解については p.15-79 参照)</p>
<p>再編整備事業では、800 本以上の大木の伐採が計画されているので、反対します。貴重な大木（レバノン杉、イチヨウなど）を伐採して、小さな樹木を植栽しても、温室効果ガスへの悪影響は甚大です。また小さな樹木では、夏の日影になりません。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 53】</p>	
<p>○等々力緑地再編整備の際、今ある樹木を切らないで整備してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化・CO₂削減に逆行するものです。幼木を植えても今の条件になるまでは年数がかかります。緑地の比率を増やし、今の計画より樹木を増やす計画にしてください。 ・今の景観を守る計画にしてください。池のそばの藤棚の所に建物を建てないでください。催し物広場の桜、(きちんと管理すればいいことです。老木を切る理由にしないでください) テニスコート前の樹木も切らないでください。 ・公園内にある樹木の管理をきちんとしてください。枯れ枝の落下など危険です。つつじの木に葛が覆いかぶさっています。周辺の下草が背丈以上に伸びているのに放ってあります。(ゴミを捨てるなどあり) 樹木等の健康的な管理を日常的に行うのでなければ、利用者に不快感を与えます。 <p style="text-align: right;">【意見書 54-1】</p>	
<p>緑豊かな公園は、子育ての頃休日によく利用し楽めた場所です。</p> <p>でも最近の公園はコンクリートが増え夏の猛暑のときは、そのてり返しが大変でした。</p> <p>地球温暖について世界的に心配な状況がある今、それを加速させるような、樹木抜き、コンクリート、廃ガス、駐車場とんでもないです。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 55】</p>	

(6) 人と自然とのふれあい活動の場

① 人と自然とのふれあい活動の場について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>等々力緑地は「緑の中にスポーツ施設がある。緑とレジャー施設の共存」が特長として、これまで川崎市民に親しまれてきました。ふるさとの森、21世紀の森、四季園、野鳥達の棲家となっている釣り池……。これらは日々の暮らしのすぐ近くにある自然として、小さなお子様を持つご両親や高齢者にとって非常に大切に貴重なものとなっています。これらを考えたとき、今回の緑地の変更は多くの市民から疑問と不満の声が上がっています。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 13】</p>	<p>事業計画の策定にあたっては、等々力緑地全体の土地利用や機能を考慮しながら、施設配置や用途の検討を進めていますが、緑地についてもさらなる魅力向上を図るべく、再配置を検討しています。</p> <p>本事業の実施にあたっては、ふるさとの森、21世紀の森などのまとまった緑地は可能な限り現位置で保全するとともに、樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備していく計画であり、再編整備後の緑地面積は現況と同程度確保する計画としています。よって、緑地等に改変は生じるものの、現況の人と自然とのふれあい活動の場の機能をできる限り残しつつ、新たな活動の場が創出されると考えています。</p>
<p>等々力緑地にたくさんの商業施設を作ることにより、樹木の伐採が多数行なわれ、緑地がショッピングモールに変貌してしまうのは事実である。緑地のもつ、人の安らぎの場が無くなり、憩い、やすらぎの空間は消滅してしまう。人と人、人と自然とのふれあい活動の場も少なくなり、等々力緑地に行こう、という気にさせる魅力がない場になってしまう。</p> <p>また、近隣の子ども達や保育園の子ども達が遊びに来て、思い切り動き回れる広場や遊び場が失くってしまうことに強い危惧を覚える。計画ではインクルーシブ公園、と名付けた多様なニーズに応える遊び場を作るようだが、小ども達は、一ヶ所に様々な人々が集まる場所より、小さくてもいいので、遊びやすい公園が緑地に点在する現在の形式が一番良いと思う。保育園から通える範囲の位置にしてほしい。遊び場はなくさないで。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 15】</p>	<p>さらに、園路は誰もが安全に利用できる幅員、構造とするとともに、バリアフリー動線を確認するなど、利用者にとって安全・安心な空間となるよう配慮します。</p> <p>植栽計画にあたっては、花や紅葉等が美しい樹木など季節が感じられる樹種を選定するほか、生物多様性の視点も考慮し、等々力緑地全体の魅力向上を図っていきます。</p>
<p>等々力緑地は、長年、保育園、小学校、中学校、と市内の教育施設にとって、大切な教育の場を提供してきた。季節毎の植物を観察でき、原っぱもあるので、昆虫も多く見られ、つり池、(昔のハス池も)には、亀やウシガエル、ザリガニなどがおり、鳥も池にある島にコロニーを作ってカワウ、コサギが多摩川を行き来し、チュウサギ、ダイサギ、ゴイサギ、アオサギ、などがおり、オアシスとなっていた。サッカー場が建設され、騒音やナイターの照明で野鳥は激減し、今に至っている。今後、サッカー場が35000人収容、と増加すれば、生態系が大きな影響を及ぼされることは間違いない。</p> <p>野原でシロツメグサを首飾りにしたり、昆虫探しをしたり、ドングリ拾いをしたり、と緑植物があれば、子ども達の遊びは無限にある。計画、運営の問題点は多岐にわたる。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 17】</p>	

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

① 人と自然とのふれあい活動の場について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>等々力の地域をスポーツ公園にするのではなく中原区内で貴重な緑を保っている場所であり、子どもたちや市民も自然と触れ合う貴重な場になっている。</p> <p>そこをサッカーやバスケットのプロスポーツのための場所を中心とした場所にするには問題が多い。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 24】</p>	<p>(見解については p.15-95 参照)</p>
<p>等々力緑地の木を伐採することに反対です。</p> <p>子どもたちが虫取りをしたり自然を楽しんだり、自然に手を入れることの少ない環境だからこそ楽しめることがあります。</p> <p>保育園や小学校でも、虫探し、どんぐり拾い、植物の観察などそういった場が減ってしまうのは学習の機会もへらしてしまいます。</p> <p>かつてはカブトムシなどもよく見られたとも聞きました。</p> <p>等々力緑地が魅力でこの地に引越ししてきたのに、とても残念です。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 35-1】</p>	
<p>せっかくの緑地を壊さないで下さい</p> <p>等々力緑地は私たち中原区民にとって唯一ゆっくりと憩える大事な場所です。</p> <p>スポーツ施設も大事ですが、ミュージアムなど平和館と共に中原区の大変な文化施設でしたのにとっても残念でした。ミュージアムをぜひ中原区に再建してほしいものですが、せっかくある緑地もしっかり緑地として残してほしいと思っています。超高層ビルが建ちならぶ小杉周辺に住むものとしては本当に大事な場所です。立派に育った樹々や池に飛んでくる鳥たちは私たちの心を癒す大事な空間をつくってくれます。何故ここにごちゃごちゃと建物をたてお店をつくって、賑やかにしなくてはいけないのでしょうか。どうして市民がゆったりと過ごせる場所を一つくらい残しておいてくれないのでしょうか？樹はもう伐らないで下さい。市民が誇りに思える立派な緑地公園としていつまでも大事に残して下さい。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 36】</p>	

① 人と自然とのふれあい活動の場について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>緑が壊され建築物でいっぱいになりそうな等々力緑地。今でもだいぶ少なくなっているが、子どもたちは遊び場でじるうにあそぶことができている。保育園児も広場で追いかけてっこやかくれんぼなど、きのしたであそぶことができ、小学生は秋探しでどんぐり拾いや紅葉した木の葉集めなど自然と触れ合うことができている。樹木伐採、商業施設建設で、広場はほとんど無くなり、木の持つ大きな力、虫との共生などの場が完全に失われる。とても危惧している。計画の見直しを強く希望する。</p> <p>市民が誰も知らない過環境影響評価資料！市民は何でも言うことを聞くと思ってあるのか、疑わざるを得ない。緑地内の商業施設の室外機の数だけをとってもこそが緑地とは言い得ない数で、環境悪化に拍車をかけ、温暖化現象の源に緑地がなるとは。信じられない所業である。樹木を伐採するなどもってのほかで、何のためかといえ温浴施設など緑地にそぐわない施設を何十も作ることを市が許可しているということに憤りを覚える。緑政局の局長の談話が出ていたが、市民の皆さんに賛同をいただいてこのような計画が実現に向かったことはとても喜ばしいこと。と言っているのを読んだときには目を疑った。賛成した人が何人いるのか。そもそもこの計画をら内密に進めてきたことに怒りすら覚える。心にも無い、市民の憩いの場を同時に作り出すことを大事にしながら緑地とすぽ一ぬの拠点の2つを緑地に実現していきたいと言っているのはまやかさに過ぎないことを思い知らされた結果だった。強く抗議する。</p> <p>まず市民に知らせず進めたこと。</p> <p>樹木を伐採し、全ての害になる商業施設を作ること</p> <p>そもそも市の土地の公園に商業施設を建設する非常識さ</p> <p>今も危険極まりない試合後の周辺混雑にさらに拍車をかける大規模建設は大渋滞、喧騒の緑地と化する現実を何と説明するのか。</p> <p>防災樹林帯としての役目を持つ樹木伐採は人命を軽んじている最たる証拠である。</p> <p>世界で地球温暖化阻止が叫ばれている中で、等々力緑地がその戦法を切ってしまう暴挙に怒り心頭である。</p> <p>是非、市ととどろきパーク株式会社に答弁をしてほしい。市民をバカにしている行為そのものである。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 47】</p>	<p>(見解については p.15-95 参照)</p>

① 人と自然とのふれあい活動の場について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>弱った木、枯れた木は安全管理上も除去することはやむを得ないと思いますが、古木の樹洞や朽木の存在が生物多様性を守るためには大事です。そういった木はキツツキ類が巣を造ったり、樹洞をシジュウカラなどが巣場所にしたりします。等々力ではアオゲラが繁殖する可能性もありますし、巣場所があればアオバズクも繁殖する可能性があると思います。朽木はクワガタなどのすみかになります。そういった場所、可能性を大切にするために、樹洞のある大木は弱っていても残し、朽木も一部は残すといったことが必要です。枝の落下や倒木の危険性があるので、人があまり立ち入らない場所にロープで囲うなどの措置をすれば残すことは可能と考えます。古木や朽木の取扱いについて明記していただきたい。</p> <p>等々力は大きな緑地なのに、緑や自然について学ぶ施設や展示がほとんどありません。環境配慮の取組として子どもたちが自然環境に学ぶための仕掛けづくりを検討していただきたい。</p> <p>昔はたくさんいたスズメやツバメが減っているようです。スズメやツバメが巣作りできるような「隙間のある建物」や「軒下のある建物」が減っているからだそうです。施設を整備するときには、スズメやツバメなどが巣作りできる空間をあえてつくることを検討することを入れてほしいです。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 49】</p>	<p>(見解については p.15-95 参照)</p>
<p>桜の花見やこどものスポーツ、高令者のゲートボールができなくなり、こどもにとって遊具広場がなくなるのは困ります。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 50】</p>	

(7) 景観

① 景観について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>テニスコート南側、北側の木の伐採の反対です。</p> <p>テニスコートの南側のマンションに住んでおりますが、テニスコート南側の林も伐採してしまうのでしょうか。</p> <p>大きく景観が変わってしまうことを懸念しています。立体駐車場が経つということもあり、木まで伐採されるとなるとさらに景観が悪くなります。立体駐車場もそうだが、敢えてマンションなどの住宅地に影響するような箇所を変える意味はあるのか疑問です。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 35-2】</p>	<p>本事業の実施にあたっては、景観への影響低減のため、計画地外周部の緑を可能な限り充実することで、まちの緑との連続性を確保するとともに、周辺緑地との緑の連続性や地域景観との調和に配慮した植栽を施すなどの環境保全措置を講じます（条例評価書 p.9.8.1-20 参照）。また、テニスコート南側の樹木については、保全する計画としています。</p>
<p>テニスコートを壊して、立体駐車場を設立することは反対です。車による排気ガス、テニスコート南側のマンションの為高い建物が建つことにより日当たりや景観の懸念。</p> <p>交通安全の観点からもテニスコート前の道路は歩道がなく、今でも徒歩や自転車でも危険だと思ふことが多い。中原小学校や中原中学校、宮内中学校の通学路のため立体駐車場設立により交通量が増えると事故の可能性も高くなる。</p> <p>百歩譲って、立体駐車場を建てるとしたらマンションや通学路の側ではなく、影響の少ない違う場所に設立することは出来ないのか。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 35-3】</p>	

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

(8) 日照障害

① 日照障害について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>テニスコートを壊して、立体駐車場を設立することは反対です。車による排気ガス、テニスコート南側のマンションの為高い建物が建つことにより日当たりや景観の懸念。</p> <p>交通安全の観点からもテニスコート前の道路は歩道がなく、今でも徒歩や自転車でも危険だと思ふことが多い。中原小学校や中原中学校、宮内中学校の通学路のため立体駐車場設立により交通量が増えると事故の可能性も高くなる。</p> <p>百歩譲って、立体駐車場を建てるとしたらマンションや通学路の側ではなく、影響の少ない違う場所に設立することは出来ないのか。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 35-3】</p>	<p>日照障害については、条例評価書に示したとおりであり現テニスコートの南側に日影は生じないものと予測しています（条例評価書 p.9.9.1-8~12 参照）。</p>

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

(9) コミュニティ施設

① 子どもの遊び場について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>○子どもの遊べるスペースを減らさないでほしい</p> <p>1 箇所大きな遊具広場を作る予定にはなっているが、大きな子が遊んでいたたり母親同士、子ども同士が気が合わないときもあり同公園内にあちちに行こうと場を変えられるように数カ所ある必要がある。</p> <p>サッカーのときなどは特に不特定多数が芝生や遊具のほうに流れる事が考えられる。</p> <p>大きな遊具広場の出入り口は1箇所にして保護者以外の大人が子どもたちを近くで眺めたり連れ去りがしにくいように柵を設置しゾーニングほしい。</p> <p>可能ならゾーニングされた中に子供や保護者、ベビーカーのまま入れる広いトイレの設置を希望する。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 2-3】</p>	<p>子供の遊び場としては、遊具広場（インクルーシブパーク）をはじめ、自由にのびのびと過ごせるスペースとして、釣池南側に芝生広場、（新）等々力陸上競技場南側に草地広場、（新）とどろきアリーナ・スポーツセンターの北側に（新）催し物広場を設ける計画としています。また、ふるさとの森にも遊具の設置を計画しています。このように、等々力緑地内の複数箇所に子供が遊べるスペースを設ける計画です。さらに、釣池西側のビジターセンター内に屋内遊戯施設の整備も計画しています。</p> <p>なお、遊具広場の詳細については検討中です。今後の検討において、ご意見を参考にさせていただきます。</p>
<p>○小学生未満の乳幼児がのびのびと遊べる無料スペースを提供してほしい。</p> <p>室内でマットの敷いてある保護者と乳幼児専用の広い部屋がほしい。中原区はマンション住まいの方が多くハイハイが出来ない乳児が多いので乳幼児の体をのびのび動かせる場がほしい。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 2-4】</p>	

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

① 子どもの遊び場について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>9/11 説明会に参加し率直に感じた事は、周辺住民には目もくれず外からの集客のための公園になってしまうのだなと感じました。</p> <p>色々意見はありますが 1 番言いたい事は子どもの遊び場をなくさないでください！！</p> <p>すでに今でも何かイベントがある時は常に渋滞しているのだからこれ以上駐車台数を増やさないと欲しいのが本音ではありますが、駐車場が足りていないのも感じているので、せめて渋滞・環境の問題等考えても現在ある駐車場を立体にするだけではダメなのではないでしょうか？</p> <p>等々力周辺の公園の現状はボール禁止、公園なのに騒ぐとすぐクレームが入る。こんな状況では公園でゲームをする子どもが増えるのわかりません…。</p> <p>そんな中催し物広場や多目的広場は大人も子どもも自由にサッカー、野球、ラグビー、ドッチボール、ゲートボールなどを楽しむことが出来る貴重な広場です。</p> <p>また近隣の幼稚園や保育園の運動会の練習やサッカースクールなどの練習、春休みには家で体力有り余らせてる子どもを連れて遊ばせながらママ達は花見をする姿は毎年恒例の風景です。</p> <p>昨今のゲリラ雷雨の際、今であればアリーナや野球場の軒下に避難出来ますし、何か子どもが助けが必要な時は中学校や小学校が近くにありますが新設される催し物ひろばや運動広場は避難場所、常に大人が居る場所がありますか？</p> <p>新しく広場や室内遊び場を作るから今ある広場は潰していいという発想はいかがなものでしょうか。</p> <p>催し物広場、多目的広場、フロンターレ公園、子どもの遊び場は「公園」なのでですからいくつあってもいいと思います。</p> <p>この声が届くことを期待しています。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 3】</p>	<p>(見解については p.15-100 参照)</p>

① 子どもの遊び場について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>等々力緑地にたくさんの商業施設を作ることにより、樹木の伐採が多数行なわれ、緑地がショッピングモールに変貌してしまうのは事実である。緑地のもつ、人の安らぎの場が無くなり、憩い、やすらぎの空間は消滅してしまう。人と人、人と自然とのふれあい活動の場も少なくなり、等々力緑地に行こう、という気にさせる魅力がない場となってしまう。</p> <p>また、近隣の子ども達や保育園の子ども達が遊びに来て、思い切り動き回れる広場や遊び場が失くなってしまふことに強い危惧を覚える。計画ではインクルーシブ公園、と名付けた多様なニーズに応える遊び場を作るようだが、小ども達は、一ヶ所に様々な人々が集まる場所より、小さくてもいいので、遊びやすい公園が緑地に点在する現在の形式が一番良いと思う。保育園から通える範囲の位置にしてほしい。遊び場はなくさないで。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 15】</p>	<p>(見解については p.15-100 参照)</p>
<p>等々力緑地は、長年、保育園、小学校、中学校、と市内の教育施設にとって、大切な教育の場を提供してきた。季節毎の植物を観察でき、原っぱもあるので、昆虫も多く見られ、つり池、(昔のハス池も)には、亀やウシガエル、ザリガニなどがおり、鳥も池にある島にコロニーを作っておカワウ、コサギが多摩川を行き来し、チュウサギ、ダイサギ、ゴイサギ、アオサギ、などがおり、オアシスとなっていた。サッカー場が建設され、騒音やナイターの照明で野鳥は激減し、今に至っている。今後、サッカー場が 35000 人収容、と増加すれば、生態系が大きな影響を及ぼされることは間違いない。</p> <p>野原でシロツメグサを首飾りにしたり、昆虫探しをしたり、ドングリ拾いをしたり、と緑植物があれば、子ども達の遊びは無限にある。計画、運営の問題点は多岐にわたる。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 17】</p>	

① 子どもの遊び場について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>また、通称フロンターレ公園や催し物広場、ふるさとの森には、アスレチックや遊具がたくさんあり、大勢の親子で賑わっています。でも、それらの遊び場をなくして大量の樹木を伐採し立体駐車場や商業施設を建設する、陸上競技場の観覧席を設けるためにふるさとの森を一部改変するという計画です。整備後には子どもの遊び場は減らされ、インクルーシブパークだけになるようです。1か所に子どもたちや親御さんが集中し、自由に遊べなくなるのではないのでしょうか。子どもたちの遊ぶ場を奪わないでほしいです。</p> <p>緑地には、好きな時間に好きな場所で好きなだけ自由に散歩や休息、遊びができ、静けさのある無料の空間を希望します。遊ぶ場所はここ、座れる芝生はここ、など決められた場所でしか行動できないような、窮屈な人工的な公園は望みません。</p> <p>釣り池を望む藤棚をなくして商業施設（カフェ？）を建設するらしいですが、パーク株式会社から、カフェがほしいという声があったと聞きました。カフェを要望したのは何人か教えてください。整備の計画に沿った要望は取り入れ、計画に沿わない要望は取り入れない姿勢のように感じます。</p> <p>様々な観点から、緑地に商業施設や立体駐車場を建設する再編整備の計画を、ぜひ見直していただきたいと強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 25-2】</p>	<p>(見解については p.15-100 参照)</p>

① 子どもの遊び場について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>緑が壊され建築物でいっぱいになりそうな等々力緑地。今でもだいぶ少なくなっているが、子どもたちは遊び場でじるうにあそぶことができている。保育園児も広場で追いかけてっこやかくれんぼなど、きのしたであそぶことができ、小学生は秋探しでどんぐり拾いや紅葉した木の葉集めなど自然と触れ合うことができている。樹木伐採、商業施設建設で、広場はほとんど無くなり、木の持つ大きな力、虫との共生などの場が完全に失われる。とても危惧している。計画の見直しを強く希望する。</p> <p>市民が誰も知らない過環境影響評価資料！市民は何でも言うことを聞くと思ってあるのか、疑わざるを得ない。緑地内の商業施設の室外機の数だけをとってもこそが緑地とは言い得ない数で、環境悪化に拍車をかけ、温暖化現象の源に緑地がなるとは。信じられない所業である。樹木を伐採するなどもってのほかで、何のためかといえ温浴施設など緑地にそぐわない施設を何十も作ることを市が許可しているということに憤りを覚える。緑政局の局長の談話が出ていたが、市民の皆さんに賛同をいただいてこのような計画が実現に向かったことはとても喜ばしいこと。と言っているのを読んだときには目を疑った。賛成した人が何人いるのか。そもそもこの計画をら内密に進めてきたことに怒りすら覚える。心にも無い、市民の憩いの場を同時に作り出すことを大事にしながら緑地とすぽ一ぬの拠点の2つを緑地に実現していきたいと言っているのはまやかさに過ぎないことを思い知らされた結果だった。強く抗議する。</p> <p>まず市民に知らせず進めたこと。</p> <p>樹木を伐採し、全ての害になる商業施設を作ること</p> <p>そもそも市の土地の公園に商業施設を建設する非常識さ</p> <p>今も危険極まりない試合後の周辺混雑にさらに拍車をかける大規模建設は大渋滞、喧騒の緑地と化する現実を何と説明するのか。</p> <p>防災樹林帯としての役目を持つ樹木伐採は人命を軽んじている最たる証拠である。</p> <p>世界で地球温暖化阻止が叫ばれている中で、等々力緑地がその戦法を切ってしまう暴挙に怒り心頭である。</p> <p>是非、市ととどろきパーク株式会社へ答弁をしてほしい。市民をバカにしている行為そのものである。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 47】</p>	<p>(見解については p.15-100 参照)</p>

① 子どもの遊び場について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>桜の花見やこどものスポーツ、高令者のゲートボールができなくなり、こどもにとって遊具広場がなくなるのは困ります。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 50】</p>	<p>(見解については p.15-100 参照)</p>
<p>○日常に、子ども・市民が自由にのびのびと使える場所を増やしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・催もの広場にあるアスレチックは子どもたちに人気です。日常子どもたちが遊んでいます。 ・催しものをすると、子どもたちが締め出されることのない自由な広場にしてください。 <p style="text-align: right;">【意見書 54-5】</p>	

(10) 地域交通

① 工事用車両の走行に伴う交通安全について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>等々力緑地再整備案について</p> <p>1.工事期間について</p> <p>工事車両の走行ルートについて、宮内交差点と宮内北側交差点の間は、歩道がなく電柱も多く、小学校の登下校やライフ買い物客等の通行人も多い場所もあり、大型工事車両が通行するのは危険だと思います。誘導員を付けるにしても、頻度や時間帯にもよりますが、住民の迷惑不満は避けられないように思われ、使用は適切ではないと思います。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 10-1】</p>	<p>宮内交差点から宮内北側交差点の間（市道宮内 21 号線）は、交通安全施設が設置されておらず、歩行者に対する安全への注意及び配慮が必要であることは認識しています。そのため、その他の工事用車両走行ルートより走行台数を少なくするように計画しており、今後、施工計画の詳細を詰めていく中で、引き続き検討していきます。また、環境保全のための措置として、工事用車両の運転者への工事用車両走行ルート上の危険箇所の周知、運転時間の指示及び低速走行等の安全運転並びに周辺道路での駐停車禁止等の指導を徹底し、一般車両及び歩行者の安全を確保します（条例評価書 p.9.11.1-38 参照）。</p>

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

② 大規模集客イベント時における歩行者の往来について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>フロンターレ遊具公園跡地に、計画図に記載の無い大規模かつ2階建ての商業施設が建つと説明会で初めて聞かされ、驚愕した。さらに観光影響評価準備書には、イベント終了時の混雑緩和の為に、客足を商業施設へ誘導して分散させる、つまり帰宅を遅らせると書かれており、これまで夜間の煩いイベント終了後に速やかに静けさを取り戻せていたのに対し、今後はイベントの余韻が続き、静けさがいつまでも戻らないこととなり、甚だ迷惑である。</p> <p>また、商業施設は駐車場隣接で、まるで駅前ショッピングセンターさながらで、イベントの無い時でも常時、集客されることになり、いつになっても公園本来の静けさを取り戻せなくなり、住環境の悪化も甚だしい。</p> <p>せめて夜間21時以降は静けさを取り戻すために、商業施設の営業を、現在のテニスコートと同じ20時30分(20時45分消灯)とすることを提言する。</p> <p>また、ここは駅前繁華街ではなく公園であるのだから、50以上もの店舗など必要ない。緑地周辺や駅への道すがらにも飲食店があるので、とどろき緑地内の飲食店舗はせいぜい4～5店舗で十分。</p> <p>フロンターレ遊具公園跡地に建てられる、大規模かつ2階建ての商業施設など全く不要。ここは飲食店2店舗程度で十分で、あとは、夜間に営業しない学習・体験施設くらいに留めることを提言する。</p> <p style="text-align: right;">【意見書5-1】</p>	<p>現在、大規模集客イベント時においては、誘導員による交通整理やシャトルバスによるピストン輸送の実施により混雑緩和を図っていますが、歩行者の往来の状況は課題として認識しており、イベント主催者や川崎市と情報を共有しています。</p> <p>球技専用スタジアムにおける大規模集客イベント時においては、施設利用者に対し、ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促すなどの環境保全のための措置を講ずることにしており(条例評価書p.9.11.1-50参照)、「来場及び退場時間帯の分散」も周辺道路の歩行者混雑の緩和や交通安全に配慮するための対策の一つとして検討していますが、バス輸送のさらなる拡充など、引き続き、本事業として実施可能な対策を川崎市やイベント主催者とともに検討します。</p> <p>また、大規模集客イベント時の来場者に対して、入退場時の交通ルールやマナーの遵守について注意喚起を行うなどの対策の強化も検討します。</p>
<p>現状でも住宅地と隣接している公園にしては、来場者が集まりすぎて、試合観戦後にスタジアムを出ても帰路を遊び場の延長のように扱い、歩行者天国と勘違いし、道路のど真ん中を歩くサッカー観戦軍団がよく見受けられる。集団心理で、周りを配慮せず歩道のみならず、道路まで占領する人たちを前にして、迷惑レベルを越え、身の危険まで感じるのがしばしばである。再開発計画は公園が住宅地から遠く離れているかのように進行しているが、等々力緑地の周りにワンクッションを置き来場者をスムーズに吸収する空間構造になっていないのが実状だ。来場者の増加に伴い、専用バスも含め交通量が都心並みになれば、環境悪化につながり、環境を良くするという公園そのものの本来の役割から大きくかけ離れてしまう。</p> <p style="text-align: right;">【意見書6】</p>	

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

② 大規模集客イベント時における歩行者の往来について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>現状 サッカー場、バスケットボール(アリーナ)での試合の前後、道路の混雑状況 車の長い列、人の波で道路はあふれかえっている。地元の人々は、その現実に耐えている。</p> <p>計画 サッカー場が 35000 人収容に(1000 人増) 商業施設、18ヶ所建設 駐車場(三層の立体構造)建設。約 1000 台分 商業施設のにぎわいにサッカー開催が重なれば、今以上の混雑は明らか。事故がいつ起きても不思議はない。新設の駐車場の出入口は宮内保育園、宮内中学校のすぐそばにある。安全の確保は難しい。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 18】</p>	<p>(見解については p.15-106 参照)</p>
<p>■自由提案施設 18カ所もの施設が計画されていて、予想では50を超える店舗が入ると聞きましたが、等々力緑地は緑地・公園ではないのですか？ 今回の整備は、商業施設中心の場所になってしまうのでしょうか？これからもっと騒音に悩まされる場所になるのではないかと心配でなりません。 現在も特に騒音でストレスを感じています。</p> <p>■自由提案施設(続き) 飲食店等も計画されていて、夜も営業するかもしれないと聞きましたが、夜はやめて頂きたい。計画では、自由提案施設と駐車場は、住宅近くにあります。夜も営業されると人や車の出入りでうるさく家にいても休まりません。 自由提案施設での飲食店は、かなり難しいと思います。 今までの公園内での飲食店は、長続きしませんでした。 唯一昔から残っているのは、釣り堀のそばにある食堂だけです。 利益を出すとなると、夜も営業となるのではないのでしょうか。 日中の騒音(常識の範囲)はある程度は我慢するしかない諦め半分思っていますが、せめて夜くらいは静かに過ごしたいと思うのは、手前勝手なお願いでしょうか？ スポーツ観戦・イベント後の人が集中する場合は、カフェ等を利用して人を分散させるような案もあると聞きました。 平日や日曜日等早く帰りたい人の方が多いような気がしますし、分散のためにとどまってもらうことは強要できないと思うのですが。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 21-3】</p>	

② 大規模集客イベント時における歩行者の往来について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>環境影響評価においては、工事中の評価しかされておらず、完成後にどうなるかの十分な調査がなされていない。また、評価の方法が疑問。再調査を依頼したい。球技専用スタジアムは3.5万人集客を計画しているが、横浜スタジアムと同規模である。横浜スタジアムは商業地域にあるが、ここについては住宅街が隣接している。ただでさえ試合やイベントがあれば騒がしく道路も大渋滞する。「こんな場所に観客規模を増やした、オープンな施設をつくるなんてどうかしている」といいたい。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 26-1】</p>	<p>(見解については p.15-106 参照)</p>
<p>サッカーの試合の日は、家の前の緑地に沿った道路の交通量がかなり多くなっています。そこへ、競技場へ向かう人の波。向かう人は、自宅の向こう側の歩道を歩くのでこちらの歩道はすいていますが、試合後は自宅前の歩道をたくさんの方が埋め尽くします。歩道のない道路では、人が横に広がって歩き(はしに寄ってくれない)、そこへ車も自転車も通り、非常に危険です。</p> <p>競技場をさらに1万人多く入れるように改修し、3層の立体駐車場を2つ建設して1000台近くの車を駐車できるようにする計画ですが、今でも大変な状況なのに、さらに車や人の数を増やせば大渋滞、大混乱が起きるのは目に見えています。近くには保育園や小学校、中学校があり、子どもたちが危険な目に合うのではないかと心配です。周りの住民は生活に支障が出るので困っていますが、みな我慢しています。</p> <p>市の担当者は、この状況を把握しているそうですが、一向に改善されません。誰かの犠牲や我慢の上に成り立つような緑地の再編整備は、一体誰のための再編整備なのでしょうか。等々力緑地は、サッカーファンだけのものではなくて、市民全員のものであります。</p> <p>市民が、安心して気持ちよく生活できるように、早急に交通混雑を改善してほしいです。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 33】</p>	

② 大規模集客イベント時における歩行者の往来について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>緑が壊され建築物でいっぱいになりそうな等々力緑地。今でもだいぶ少なくなっているが、子どもたちは遊び場でじるうにあそぶことができている。保育園児も広場で追いかけてっこやかくれんぼなど、きのしたであそぶことができ、小学生は秋探しでどんぐり拾いや紅葉した木の葉集めなど自然と触れ合うことができている。樹木伐採、商業施設建設で、広場はほとんど無くなり、木の持つ大きな力、虫との共生などの場が完全に失われる。とても危惧している。計画の見直しを強く希望する。</p> <p>市民が誰も知らない過環境影響評価資料！市民は何でも言うことを聞くと思ってあるのか、疑わざるを得ない。緑地内の商業施設の室外機の数だけをとってもこそが緑地とは言い得ない数で、環境悪化に拍車をかけ、温暖化現象の源に緑地がなるとは。信じられない所業である。樹木を伐採するなどもってのほかで、何のためかといえば温浴施設など緑地にそぐわない施設を何十も作ることを市が許可しているということに憤りを覚える。緑政局の局長の談話が出ていたが、市民の皆さんに賛同をいただいてこのような計画が実現に向かったことはとても喜ばしいこと。と言っているのを読んだときには目を疑った。賛成した人が何人いるのか。そもそもこの計画をら内密に進めてきたことに怒りすら覚える。心にも無い、市民の憩いの場を同時に作り出すことを大事にしながら緑地とすぽ一ぬの拠点の2つを緑地に実現していきたいと言っているのはまやかさに過ぎないことを思い知らされた結果だった。強く抗議する。</p> <p>まず市民に知らせず進めたこと。</p> <p>樹木を伐採し、全ての害になる商業施設を作ること</p> <p>そもそも市の土地の公園に商業施設を建設する非常識さ</p> <p>今も危険極まりない試合後の周辺混雑にさらに拍車をかける大規模建設は大渋滞、喧騒の緑地と化する現実を何と説明するのか。</p> <p>防災樹林帯としての役目を持つ樹木伐採は人命を軽んじている最たる証拠である。</p> <p>世界で地球温暖化阻止が叫ばれている中で、等々力緑地がその戦法を切ってしまう暴挙に怒り心頭である。</p> <p>是非、市ととどろきパーク株式会社に答弁をしてほしい。市民をバカにしている行為そのものである。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 47】</p>	<p>(見解については p.15-106 参照)</p>

② 大規模集客イベント時における歩行者の往来について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>○緑地を減らし商業施設を公園内に作ることは、その周辺に住んでいる私たちの生活環境の悪化上つながります。(サッカー開催日、川崎 100 種年記念事業時にスムーズに通れず、大変不便な思いをしました。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 54-2】</p>	<p>(見解については p.15-106 参照)</p>
<p>○公共交通を利用する公園として整備し、駐車場を新たに作らないでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで 3 か所だったのが 5 か所に増え、さらに建物ごとの搬出入のための駐車スペースもあるので、公園内の CO2 が増えると考えられます。公園の周りの市道は狭く環境が悪化します。 ・近くに、中原小学校、西丸子小学校、みやうち保育園、等々力保育園、しらゆり保育園、宮内中学校、さらに 409 号線沿いにも保育園があり、通園・通学に利用されています。交通事故や CO2 が増えることで環境悪化になります。整備中、整備後周辺道路が混雑しないようにしてください。 ・サッカーの試合のある日は、今でも中原街道から中原駅方向も、入・退場の人が歩道からあふれる状況があり、危険を感じ、迷惑しています。溝口方向はバスが動けず、追い越しをせざるを得なく、危険です。 ・商業施設をつくったとしても、そこに人が一定定時間とどまるということは考えにくいです。 <p style="text-align: right;">【意見書 54-3】</p>	

③ 大規模集客イベント時における自動車交通について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>現状でも住宅地と隣接している公園にしては、来場者が集まりすぎて、試合観戦後にスタジアムを出ても帰路を遊び場の延長のように扱い、歩行者天国と勘違いし、道路のど真ん中を歩くサッカー観戦軍団がよく見受けられる。集団心理で、周りを配慮せず歩道のみならず、道路まで占領する人たちを前にして、迷惑レベルを越え、身の危険まで感じるのがしばしばである。再開発計画は公園が住宅地から遠く離れているかのように進行しているが、等々力緑地の周りにワンクッションを置き来場者をスムーズに吸収する空間構造になっていないのが実状だ。来場者の増加に伴い、専用バスも含め交通量が都心並みになれば、環境悪化につながり、環境を良くするという公園そのものの本来の役割から大きくかけ離れてしまう。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 6】</p>	<p>現在、大規模集客イベント時においては、誘導員による交通整理やシャトルバスによるピストン輸送の実施により混雑緩和を図っています。いただいた情報については、川崎フロンターレや川崎市と情報共有します。</p> <p>事業計画の検討にあたっては、駐車場の適切な台数や交通計画等について、川崎市や関係機関と協議・確認しながら計画を進めています。球技専用スタジアムにおける大規模集客イベント時においては、施設利用者に対し、ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促すなどの環境保全のための措置を講ずることにしており（条例評価書 p.9.11.1-50 参照）、バス輸送のさらなる拡充や車両での来場の抑制策など、引き続き、本事業として実施可能な対策を川崎市やイベント主催者とともに検討します。また、大規模集客イベント時の来場者に対して、入退場時の交通ルールやマナーの遵守について注意喚起を行うなどの対策の強化も検討します。</p>
<p>現状 サッカー場、バスケットボール(アリーナ)での試合の前後、道路の混雑状況 車の長い列、人の波で道路はあふれかえっている。地元の人々は、その現実に耐えている。</p> <p>計画 サッカー場が 35000 人収容に(1000 人増) 商業施設、18ヶ所建設 駐車場(三層の立体構造)建設。約 1000 台分 商業施設のにぎわいにサッカー開催が重なれば、今以上の混雑は明らか。事故がいつ起きても不思議はない。新設の駐車場の出入口は宮内保育園、宮内中学校のすぐそばにある。安全の確保は難しい。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 18】</p>	
<p>環境影響評価においては、工事中の評価しかされておらず、完成後にどうなるかの十分な調査がなされていない。また、評価の方法が疑問。再調査を依頼したい。球技専用スタジアムは 3.5 万人集客を計画しているが、横浜スタジアムと同規模である。横浜スタジアムは商業地域にあるが、ここについては住宅街が隣接している。ただでさえ試合やイベントがあれば騒がしく道路も大渋滞する。「こんな場所に観客規模を増やした、オープンな施設をつくるなんてどうかしている」といいたい。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 26-1】</p>	

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

③ 大規模集客イベント時における自動車交通について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>サッカーの試合の日は、家の前の緑地に沿った道路の交通量がかなり多くなっています。そこへ、競技場へ向かう人の波。向かう人は、自宅の向こう側の歩道を歩くのでこちらの歩道はすいていますが、試合後は自宅前の歩道をたくさんの方が埋め尽くします。歩道のない道路では、人が横に広がって歩き（はしに寄ってくれない）、そこへ車も自転車も通り、非常に危険です。</p> <p>競技場をさらに 1 万人多く入れるように改修し、3 層の立体駐車場を 2 つ建設して 1000 台近くの車を駐車できるようにする計画ですが、今でも大変な状況なのに、さらに車や人の数を増やせば大渋滞、大混乱が起きるのは目に見えています。近くには保育園や小学校、中学校があり、子どもたちが危険な目に合うのではないかと心配です。周りの住民は生活に支障が出るので困っていますが、みな我慢しています。</p> <p>市の担当者は、この状況を把握しているそうですが、一向に改善されません。誰かの犠牲や我慢の上に成り立つような緑地の再編整備は、一体誰のための再編整備なのでしょうか。等々力緑地は、サッカーファンだけのものではなくて、市民全員のものであります。</p> <p>市民が、安心して気持ちよく生活できるように、早急に交通混雑を改善してほしいです。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 33】</p>	<p>(見解については p.15-111 参照)</p>

③ 大規模集客イベント時における自動車交通について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>「等々力緑地再編整備・運営等事業にかかる条例環境影響評価準備書」は、各論について随所に疑問を感じるが、とりわけ「地域交通」への影響についての評価は承服しかねるので意見を述べる。</p> <p>「準備書本編 第9章（コミュニティ施設～地域交通）」及び「要約書 第9章（人と自然とのふれあい活動の場～地域交通）」において以下のように結論づけている。</p> <p>大規模集客イベント時の交通について、さまざまな措置を講ずるので「計画地周辺的生活環境の保全に著しい影響はないものと評価する。」</p> <p>この評価になる事に大いに疑問がある。現在でも、サッカーの試合やファンサービスイベントなどの際には周辺地域で、地域住民の生活に影響の出る渋滞が発生している。現在の駐車場の収容規模は百数十台と聞いているが、その程度の台数でも、試合終了時などには「西下橋交差点」を先頭に市道宮内 58 号線上では宮内北交差点に達するほどの渋滞を度々引き起こしている。試合終了時など時限的な渋滞の発生だが、数十分から1時間以上に及ぶこともあり、市道宮内 58 号線沿いの住民は、その時間帯にぶつかってしまうと、自家用車で国道 409 号線方面へ抜けることもできず、渋滞解消を待つしかない事態を何度も経験している。</p> <p>この度発表された極めて規模の大きな駐車場設置計画により、公園施設全体では1,000 台を超える車の収容が可能になり、現状の限定的な駐車台数でも住民生活に影響する渋滞が発生しており、「生活環境の保全に著しい影響」が発生しない訳がない。</p> <p>市道宮内 58 号線から宮内北交差点に向かう方向では、昨今、Amazon の物量センターへ向かう大型車両が増加しており、宮内北交差点と手前の交差点との距離が短いために長尺の車両が曲がりきれずに、しばしば渋滞発生源となっている実態もある。これら渋滞発生ポイントで大規模集客イベントで出入りする車両が遭遇すれば、地域環境への深刻な影響が「発生しない」と断定すること自体が承認し難く、評価の元になった調査の信憑性を疑うものである。</p> <p>一旦、会場への車両アクセスを許せば、「利用者への呼びかけ」程度で車両の集中を解消できるはずなどなく、中原区内でも例を見ない大規模な駐車施設自体の新設に反対する。</p> <p>よって、本計画の抜本の見直しと地域住民が計画策定に関与できる立案方式を求める。</p>	<p>(見解については p.15-111 参照)</p>

③ 大規模集客イベント時における自動車交通について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>Q2.Q3で述べた事に付随して以下を述べる。 大規模な駐車施設が作られる計画地になっている「テニスコート」「催しもの広場」は、片や小学校と閑静な住宅地に接し、片や正面に中学校と保育園が立地する。説明会では、それぞれ430台、360台と説明されたが、近隣の大規模商業施設でもこれほど巨大な駐車場を有しているところは存在しない。如何にこの地域の環境に鑑みて適合していない巨大さか、容易に想像できるものである。これだけの車両が入り可能な駐車施設の立地は、存在そのものが危険であり閑静な住環境を求めてこの地に移り住んできた者の財産権や幸福追求権の侵害であり、乳幼児や学童たちに及ぶ危険を考えれば、撤回以外に選択肢のない計画である。</p> <p>今後、開通が見込まれる「等々力大橋」と計画道路「宮内新横浜線」の接続が達成されたのちには、東京都内からの車両の流入も激増し、等々力緑地への車両アクセスを可能にする前提となる駐車場を作ってしまうと、宮内地域の住宅街には想定しない車両が、日常的に侵入してくることが容易に想定できる。これを以って「影響がない」とは到底言えないはずである。「駐車場は無いので、等々力緑地に来るときは徒歩または公共交通機関で」というルールにすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 37】</p>	<p>(見解については p.15-111 参照)</p>
<p>○公共交通を利用する公園として整備し、駐車場を新たに作らないでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで3か所だったのが5か所に増え、さらに建物ごとの搬出入のための駐車スペースもあるので、公園内のCO2が増えると考えられます。公園の周りの市道は狭く環境が悪化します。 ・近くに、中原小学校、西丸子小学校、みやうち保育園、等々力保育園、しらゆり保育園、宮内中学校、さらに409号線沿いにも保育園があり、通園・通学に利用されています。交通事故やCO2が増えることで環境悪化になります。整備中、整備後周辺道路が混雑しないようにしてください。 ・サッカーの試合のある日は、今でも中原街道から中原駅方向も、入・退場の人々が歩道からあふれる状況があり、危険を感じ、迷惑しています。溝口方向はバスが動けず、追い越しをせざるを得なく、危険です。 ・商業施設をつくったとしても、そこに人が一定時間とどまるということは考えにくいです。 <p style="text-align: right;">【意見書 54-3】</p>	

(11) 全般

① 供用時の環境影響評価について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>環境影響評価においては、工事中の評価しかされておらず、完成後にどうなるかの十分な調査がなされていない。また、評価の方法が疑問。再調査を依頼したい。球技専用スタジアムは3.5万人集客を計画しているが、横浜スタジアムと同規模である。横浜スタジアムは商業地域にあるが、ここについては住宅街が隣接している。ただでさえ試合やイベントがあれば騒がしく道路も大渋滞する。「こんな場所に観客規模を増やした、オープンな施設をつくるなんてどうかしている」といいたい。</p> <p style="text-align: center;">【意見書 26-1】</p>	<p>本事業の供用時における環境影響としては、温室効果ガス、大気質、騒音、振動、一般廃棄物、産業廃棄物、人と自然とのふれあい活動の場、景観（景観、圧迫感）、日照障害、テレビ受信障害、風害、コミュニティ施設及び地域交通について予測・評価を実施しています。評価方法については、「川崎市環境影響評価等技術指針」（令和3(2021)年3月改訂、川崎市）を参考にしています。また、本事業の実施にあたっては、環境保全のための措置を講じることにより影響低減を図ります（条例評価書第9章参照）。</p>

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

① 供用時の環境影響評価について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>等々力緑地の再編整備・運営に係る環境影響評価（アセス）準備書の建築計画概要によると、便益施設（立体駐車場、管理棟、店舗、温浴施設等）の建築面積は3万320㎡となっている、立体駐車場、管理棟の面積を引くと「自由提案施設（店舗、温浴施設等）」の面積は約2万㎡と思われる。「（新）とどろきアリーナ・スポーツセンター」の約1万4000㎡を上回る。だが、緑地内に建設される18か所の「自由提案施設」の環境影響評価を行った形跡はみあたらない。準備書第9章環境影響評価では、「球技専用スタジアム」、「（新）とどろきアリーナ・スポーツセンター」、「（新）等々力陸上競技場」の3施設についてのエネルギー消費などの表がならんでいるが、「自由提案施設」についての記述はない。注目すべきは、「表9.1.1-4 本事業における建物使用用途別延べ面積」の「注1）」の記述だ。「注1）便益施設については、入居テナントが設備を設置するため、予測条件としては見込んでいない」と。はじめから便益施設＝「自由提案施設」は、環境影響評価（アセス）の対象外としているという疑惑が浮かんでくる。「自由提案施設」の建設工事期間は5年8カ月。「球技専用スタジアム」の2年10カ月、「（新）とどろきアリーナ・スポーツセンター」の2年5カ月をはるかに上回る建設期間だ。用途を含め「自由提案施設」のすべての計画を市民の前に明らかにすべきである。9月11日の川崎とどろきパーク株式会社（以下パーク（株））のアセス準備書説明会で、担当者は「温浴施設はスーパー銭湯である」と答え、会場をざわつかせた。「スーパー銭湯」は、どれくらいの環境負荷を緑地に与えるのであろうか。説明会の2日目で紛糾したのは、便益施設にある「2階建て15mの建物」だった。「15mの建物ならなぜ日影図がないのか」「15m高さで2階建ては信じられない」の疑問が出された。パーク（株）の担当者は、2階建て15mの建物は、南側立体駐車場近くに2棟、西側立体駐車場近くに1棟建てることをスライドの配置図で説明した。そこまで建設計画がはっきりしているならこの3棟の建物の環境影響評価はどうなっているのだろうかの疑問がわいてくる。スーパー銭湯（温浴施設）を含む18か所の「自由提案施設」の環境影響評価が行われていないとすれば、今回のアセス準備書は無効であり、撤回すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 38】</p>	<p>本事業の環境影響評価では、自由提案施設を現時点で可能な限り予測条件として見込んでいきます。環境影響評価項目としては、大気質、騒音、一般廃棄物、産業廃棄物、景観・圧迫感、日照障害、テレビ受信障害、風害、コミュニティ施設、交通安全、交通混雑です。ただし、自由提案施設の入居テナントは現時点で未定であり、入居テナントにより設置する設備も具体的な仕様等は未定です。そのため、温室効果ガスについては、予測条件には見込んでいません。しかしながら、今後、入居テナントが決まりましたら、導入可能な範囲で効率的な省エネルギー機器の採用を促すなど、自由提案施設も含めて温室効果ガスの削減に努めます。</p>

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

② 工事中の大気質・騒音・振動について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>○サッカー場、アリーナ移転整備、その他建物を新たに整備する場合の、騒音、振動、排気(CO2、浮遊粒子)等、について常に市民に見える形で示してください。想定では改善されているのわかりません。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 54-6】</p>	<p>工事中は、騒音・振動の状況を把握するため、適宜必要に応じて、敷地境界付近等に騒音・振動計を設置し、リアルタイムで測定及び表示をする予定です。</p> <p>大気質については表示する予定はございませんが、工事にあたっては、可能な限り最新の排出ガス対策型の建設機械を採用するなど、環境保全のための措置を講じ、大気質への影響低減に努めます。</p>

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

Ⅱ 指定開発行為について

(1) 事業計画について

① 事業実施について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>等々力緑地は公共施設の公園であり、駅前の繁華街ではないので、これ以上の集客は必要ない。</p> <p>既に現在、サッカー、バスケの観戦、その他のスポーツ施設利用だけでも、十分集客されている。</p> <p>昨今、等々力緑地は、どんどんイベント会場化されていて、本来の公園でなくなっている。挙句の果てに、野球場や施設周辺で野外コンサートまで開かれ、静かな憩いの場としての公園とはかけ離れた商業施設と化し、さらに、路線バスも独占され、近隣の高齢者や住民には大迷惑である。</p> <p>老朽化施設の建て替えは必要だが、それに乘じて開発を拡大するのは、持続可能でもエコでもなく、その必要性は全く無い。</p> <p>成長でも開発でも、拡大ばかり目指す時代はもう過去の話であり、公園で次の世代に残すべきは、繁華街のような集客施設ではなく、豊かな自然資源そのものである樹林系緑地である。</p> <p>したがって、集客施設の拡大よりも、自然資源の保全、拡張を目指すことを提言する。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 5-3】</p>	<p>本事業は、「等々力緑地再編整備実施計画」(令和4(2022)年2月改定)に基づいて、等々力緑地における市民サービスや利便性の向上、賑わい、新たな魅力・価値の創出を図るべく、計画を進めています。</p> <p>賑わいだけでなく、芝生広場や草地広場などの憩いのスペースも計画しており、賑わいと憩いの両方を実現すべく、引き続き検討します。</p> <p>また、「等々力緑地再編整備実施計画」(令和4(2022)年2月改定)は、川崎市民からのご意見を踏まえて策定されたものであり、事業者としては2023年5月及び2024年6月にオープンハウス型の事業説明会を開催し、来場された皆様へのご説明及びご意見をいただく機会を設けてきました。今後、あらためて事業計画をお示しする機会を設けることを検討しています。引き続き、皆様にご理解いただけるよう努めます。</p>

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

① 事業実施について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>多摩川を挟んで東京都側は国分寺崖線に樹林が多く残り保全されている。</p> <p>川崎側には纏まった緑は残っていない。等々力緑地は僅かに残された緑の貴重な空間である。</p> <p>施設配置計画図には、目的や内容が不透明な多数の無記名計画建物があり、緑の質・緑の量の低下に影響を及ぼすと危惧している。</p> <p>本事業による緑被率は29.6%であり、川崎市環境影響評価等技術指針の25.0%を確保し、植栽本数は緑化指針の量的水準を満足すると予測している。</p> <p>しかし、樹木が成長してきた年月やその期間のCO2削減効果、大気汚染改善、生態系多様性、景観維持、健康や福祉等自然とのふれあい、歴史文化的に大きな役割を果たし貢献してきた価値を踏まえる必要がある。</p> <p>一度樹木を伐採してしまうと再生には、伐採した樹木と同じ何十年もの時間を必要とする。単に技術指針の割合を満足するのみでは、時間の概念が欠如しており地域の緑への想いの理解を得ることは困難といえる。等々力緑地の既存樹木は存置しなければいけない。拡張再編に伴う新たな植栽も確保し増強する必要がある。</p> <p>施設配置計画図に過去の配置を重ね合わせると、時の経過とともに日本庭園、噴水や屋外プール周辺広場等の緑が失われていて危機感を覚える。</p> <p>PFI導入により公共施設である緑地公園が、緑や広場を犠牲にしてまで便益施設としてスーパー銭湯や巨大駐車場になることは共感も納得もできない。</p> <p>説明会の質疑応答による限られた時間での回答ではなく、もう少し市民に丁寧なアカウントビリティー（説明責任）を果たすように努めていただきたい。</p> <p>既存と拡張エリア別かつ現状と再編後の具体的で詳細な（樹種、樹高、植生等）緑の質・緑の量を責任をもって開示説明願いたい。</p> <p>便益施設についても、既存の緑や広場を侵さない適正な立地計画で不安の解消に努めていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【意見書8】</p>	<p>(見解については p.15-118 参照)</p>

① 事業実施について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>環境に与える影響を考えると何一つ「いいモノ」はないと考えます。 今の環境を維持するだけで相当の努力が必要と考えます。 経済優先政策ではなく、緑地に集うすべての生物、生命体との共存を計るべきと考えます。 環境と動植物との共存に配慮したものであってほしいものです。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 12】</p>	<p>(見解については p.15-118 参照)</p>
<p>等々力緑地は、長年、保育園、小学校、中学校、と市内の教育施設にとって、大切な教育の場を提供してきた。季節毎の植物を観察でき、原っぱもあるので、昆虫も多く見られ、つり池、(昔のハス池も)には、亀やウシガエル、ザリガニなどがおり、鳥も池にある島にコロニーを作ってカワウ、コサギが多摩川を行き来し、チュウサギ、ダイサギ、ゴイサギ、アオサギ、などがおり、オアシスとなっていた。サッカー場が建設され、騒音やナイターの照明で野鳥は激減し、今に至っている。今後、サッカー場が 35000 人収容、と増加すれば、生態系が大きな影響を及ぼされることは間違いない。 野原でシロツメグサを首飾りにしたり、昆虫探しをしたり、ドングリ拾いをしたり、と緑植物があれば、子ども達の遊びは無限にある。計画、運営の問題点は多岐にわたる。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 17】</p>	
<p>この計画では、スポーツ施設ばかりが増えています。 市民はスポーツが好きな人ばかりではありません。音楽、演劇、文学など…。私は合唱団で活動しています。川崎市では、練習したり、発表したりすることができる施設が少なくて困っています。 ぜひこの等々力緑地に、合唱や演劇を練習したり発表したりできる施設を作って下さい。音響効果のすぐれた音楽堂(100 席～300 席位)を作って下さい。それでこそ、「文化の町かわさき」です。 そしてその正面に、「健康美」の像をおいて、どこからでもみえるようにして下さい。この健康美の像こそが等々力緑地のシンボルです。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 20】</p>	

① 事業実施について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>等々力緑地の再編整備計画に基づき住民らが樹木調査した結果約800本の樹木が伐採されることが分かりました。説明会では切った木の本数以上植栽すると言うが、10mを超える樹木と数mの植栽樹木では緑の量がけた違いに減少することは明らかです。地球温暖化対策で森や緑地が二酸化炭素を吸収し環境を改善することは周知のことですが、緑地の多くの樹木を伐採することは川崎市が進める緑化計画と真逆の行為であり認めることは出来ません。</p> <p>再編整備計画では緑地の北の外れに植栽を計画していますが、市民が日常的に緑の環境の中で樹木の生気にふれ憩えるためには緑地内に多くの緑が必要です。北の外れの植栽は、今ある樹木の伐採を前提にするのではなく行えば、緑地全体で緑の量が増えることになり、温暖化対策に貢献します。</p> <p>今ある樹木を伐採しないでください 【意見書 22-1】</p>	<p>(見解については p.15-118 参照)</p>
<p>等々力の地域をスポーツ公園にするのではなく中原区内で貴重な緑を保っている場所であり、子どもたちや市民も自然と触れ合う貴重な場になっている。</p> <p>そこをサッカーやバスケのプロスポーツのための場所を中心とした場所にするには問題が多い。 【意見書 24】</p>	
<p>一つひとつに意見というより、そもそも緑地に商業施設を多数建設し、賑わいを創出することに無理があると思っています。なぜ、緑地に賑わいが必要なのですか？ 賑わいの創出に等々力緑地が選ばれたのは、なぜですか？</p> <p>緑地ですから、当然そこには樹木や草や花などの植物、鳥、虫、たくさんの生き物が長い年月をかけて育んできた生命の営みがあります。そこへ、立体駐車場や温浴施設、商業施設など人工的なものを多数建設するとなれば、人間の都合でそれらの生命の営みを断ち切ることとなります。「ふるさとの森」などのまとまった緑地は一部改変するするものの、可能な限り現位置で保全するということが、なんとも曖昧な計画です。「一部」や「可能な限り」という言葉には、具体的なものが一切ありません。樹木は伐採されてしまったら元には戻らないのです。樹木を伐採してしまったら、そこに暮らす生き物たちの生態系が壊れるのです。 【意見書 25-1】</p>	

① 事業実施について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>また、通称フロンターレ公園や催し物広場、ふるさとの森には、アスレチックや遊具がたくさんあり、大勢の親子で賑わっています。でも、それらの遊び場をなくして大量の樹木を伐採し立体駐車場や商業施設を建設する、陸上競技場の観覧席を設けるためにふるさとの森を一部改変するという計画です。整備後には子どもの遊び場は減らされ、インクルーシブパークだけになるようです。1か所に子どもたちや親御さんが集中し、自由に遊べなくなるのではないのでしょうか。子どもたちの遊ぶ場を奪わないでほしいです。</p> <p>緑地には、好きな時間に好きな場所で好きなだけ自由に散歩や休息、遊びができ、静けさのある無料の空間を希望します。遊ぶ場所はここ、座れる芝生はここ、など決められた場所でしか行動できないような、窮屈な人工的な公園は望みません。</p> <p>釣り池を望む藤棚をなくして商業施設（カフェ？）を建設するらしいですが、パーク株式会社の担当者から、カフェがほしいという声があったと聞きました。カフェを要望したのは何人か教えてください。整備の計画に沿った要望は取り入れ、計画に沿わない要望は取り入れない姿勢のように感じます。</p> <p>様々な観点から、緑地に商業施設や立体駐車場を建設する再編整備の計画を、ぜひ見直していただきたいと強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 25-2】</p>	<p>(見解については p.15-118 参照)</p>

① 事業実施について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>御殿町 1 丁目の小杉神社の並びに住んでいます。陸上競技場がすぐ目の前です。</p> <p>サッカーの試合やサッカー関連のイベント、マラソン大会など様々な催しの時には、朝から大音量で音楽がかかり、マイクを通して大きな声が聞こえてきます。一体だれに向かって放送しているのかと思うくらいです。参加している人たちには楽しいイベントで大きな音楽も盛り上げるためのものかもしれませんが、周辺の住民にとっては騒音でしかありません。窓を開けていると、テレビの音も聞こえないような状況です。</p> <p>さらに、今より 1 万人多く入れる球技専用のスタジアムの建設を計画していますが、周辺住民への騒音対策をきちんとやってほしいです。対策なしに、改修を進めることには反対です。</p> <p>以前から騒音については機会あるごとに言っていますが、一向に改善されません。川崎市やとどろきパーク株は、「日常的な賑わいの創出」を掲げていますが、周辺住民にとっては賑わいイコール騒音でしかありません。もう十分に賑わっています。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 31】</p>	<p>(見解については p.15-118 参照)</p>
<p>等々力緑地再編整備で、18 棟ものスーパー銭湯を含む商業施設と 2 つの立体駐車場を建設し、釣り池の周りに道路を造る計画があることが最近わかりました。</p> <p>何もない空き地に建設するのではなく、緑地の中に建設しようとしているわけですから（こういう計画自体、非常に無理な計画！）、当然そこには樹木があり、樹木と共に生きている虫や鳥、様々な生き物がいるわけです。たくさんの商業施設、立体駐車場を建てるためには大量の樹木を伐採することになり、樹木の命だけでなく同時に虫や鳥、生き物などの命や今までの生活を奪うこととなります。まさに生態系の破壊です。</p> <p>「商業施設の利益が出れば公園のために使えます。もし赤字が出ることになったらその店舗は撤退し、建物は壊します」と、市の担当者は答えました(8月に等々力緑地を守る会に対して)。建物を壊して元に戻しても、一度奪った樹木や生き物の命は元に戻らないのです。</p> <p>人間の身勝手さ、傲慢さを非常に強く感じます。</p> <p>たくさんの商業施設や立体駐車場の建設、道路を造るために大量の樹木を伐採することに強く強く反対します。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 32】</p>	

① 事業実施について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>サッカーの試合の日は、家の前の緑地に沿った道路の交通量がかなり多くなっています。そこへ、競技場へ向かう人の波。向かう人は、自宅の向こう側の歩道を歩くのでこちらの歩道はすいていますが、試合後は自宅前の歩道をたくさんの方が埋め尽くします。歩道のない道路では、人が横に広がって歩き（はしに寄ってくれない）、そこへ車も自転車も通り、非常に危険です。</p> <p>競技場をさらに 1 万人多く入れるように改修し、3 層の立体駐車場を 2 つ建設して 1000 台近くの車を駐車できるようにする計画ですが、今でも大変な状況なのに、さらに車や人の数を増やせば大渋滞、大混乱が起きるのは目に見えています。近くには保育園や小学校、中学校があり、子どもたちが危険な目に合うのではないかと心配です。周りの住民は生活に支障が出るので困っていますが、みな我慢しています。</p> <p>市の担当者は、この状況を把握しているようですが、一向に改善されません。誰かの犠牲や我慢の上に成り立つような緑地の再編整備は、一体誰のための再編整備なのでしょうか。等々力緑地は、サッカーファンだけのものではなくて、市民全員のものであります。</p> <p>市民が、安心して気持ちよく生活できるように、早急に交通混雑を改善してほしいです。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 33】</p>	<p>(見解については p.15-118 参照)</p>

① 事業実施について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>「等々力緑地再編整備・運営等事業にかかる条例環境影響評価準備書」は、各論について随所に疑問を感じるが、とりわけ「地域交通」への影響についての評価は承服しかねるので意見を述べる。</p> <p>「準備書本編 第9章（コミュニティ施設～地域交通）」及び「要約書 第9章（人と自然とのふれあい活動の場～地域交通）」において以下のように結論づけている。</p> <p>大規模集客イベント時の交通について、さまざまな措置を講ずるので「計画地周辺的生活環境の保全に著しい影響はないものと評価する。」</p> <p>この評価になる事に大いに疑問がある。現在でも、サッカーの試合やファンサービスイベントなどの際には周辺地域で、地域住民の生活に影響の出る渋滞が発生している。現在の駐車場の収容規模は百数十台と聞いているが、その程度の台数でも、試合終了時などには「西下橋交差点」を先頭に市道宮内 58 号線上では宮内北交差点に達するほどの渋滞を度々引き起こしている。試合終了時など時限的な渋滞の発生だが、数十分から1時間以上に及ぶこともあり、市道宮内 58 号線沿いの住民は、その時間帯にぶつかってしまうと、自家用車で国道 409 号線方面へ抜けることもできず、渋滞解消を待つしかない事態を何度も経験している。</p> <p>この度発表された極めて規模の大きな駐車場設置計画により、公園施設全体では1,000 台を超える車の収容が可能になり、現状の限定的な駐車台数でも住民生活に影響する渋滞が発生しており、「生活環境の保全に著しい影響」が発生しない訳がない。</p> <p>市道宮内 58 号線から宮内北交差点に向かう方向では、昨今、Amazon の物量センターへ向かう大型車両が増加しており、宮内北交差点と手前の交差点との距離が短いために長尺の車両が曲がりきれずに、しばしば渋滞発生源となっている実態もある。これら渋滞発生ポイントで大規模集客イベントで出入りする車両が遭遇すれば、地域環境への深刻な影響が「発生しない」と断定すること自体が承認し難く、評価の元になった調査の信憑性を疑うものである。</p> <p>一旦、会場への車両アクセスを許せば、「利用者への呼びかけ」程度で車両の集中を解消できるはずなどなく、中原区内でも例を見ない大規模な駐車施設自体の新設に反対する。</p> <p>よって、本計画の抜本的見直しと地域住民が計画策定に関与できる立案方式を求める。</p>	<p>(見解については p.15-118 参照)</p>

① 事業実施について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>Q2.Q3で述べた事に付随して以下を述べる。 大規模な駐車施設が作られる計画地になっている「テニスコート」「催しもの広場」は、片や小学校と閑静な住宅地に接し、片や正面に中学校と保育園が立地する。説明会では、それぞれ430台、360台と説明されたが、近隣の大規模商業施設でもこれほど巨大な駐車場を有しているところは存在しない。如何にこの地域の環境に鑑みて適合していない巨大さか、容易に想像できるものである。これだけの車両が入り可能な駐車施設の立地は、存在そのものが危険であり閑静な住環境を求めてこの地に移り住んできた者の財産権や幸福追求権の侵害であり、乳幼児や学童たちに及ぶ危険を考えれば、撤回以外に選択肢のない計画である。</p> <p>今後、開通が見込まれる「等々力大橋」と計画道路「宮内新横浜線」の接続が達成されたのちには、東京都内からの車両の流入も激増し、等々力緑地への車両アクセスを可能にする前提となる駐車場を作ってしまうと、宮内地域の住宅街には想定しない車両が、日常的に侵入してくることが容易に想定できる。これを以って「影響がない」とは到底言えないはずである。「駐車場は無いので、等々力緑地に来るときは徒歩または公共交通機関で」というルールにすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 37】</p>	<p>(見解については p.15-118 参照)</p>

① 事業実施について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>緑が壊され建築物でいっぱいになりそうな等々力緑地。今でもだいぶ少なくなっているが、子どもたちは遊び場でじるうにあそぶことができている。保育園児も広場で追いかけてっこやかくれんぼなど、きのしたであそぶことができ、小学生は秋探しでどんぐり拾いや紅葉した木の葉集めなど自然と触れ合うことができている。樹木伐採、商業施設建設で、広場はほとんど無くなり、木の持つ大きな力、虫との共生などの場が完全に失われる。とても危惧している。計画の見直しを強く希望する。</p> <p>市民が誰も知らない過環境影響評価資料！市民は何でも言うことを聞くと思ってあるのか、疑わざるを得ない。緑地内の商業施設の室外機の数だけをとってもこそが緑地とは言い得ない数で、環境悪化に拍車をかけ、温暖化現象の源に緑地がなるとは。信じられない所業である。樹木を伐採するなどもってのほかで、何のためかといえば温浴施設など緑地にそぐわない施設を何十も作ることを市が許可しているということに憤りを覚える。緑政局の局長の談話が出ていたが、市民の皆さんに賛同をいただいてこのような計画が実現に向かったことはとても喜ばしいこと。と言っているのを読んだときには目を疑った。賛成した人が何人いるのか。そもそもこの計画をら内密に進めてきたことに怒りすら覚える。心にも無い、市民の憩いの場を同時に作り出すことを大事にしながら緑地とすぽ一ぬの拠点の2つを緑地に実現していきたいと言っているのはまやかさに過ぎないことを思い知らされた結果だった。強く抗議する。</p> <p>まず市民に知らせず進めたこと。</p> <p>樹木を伐採し、全ての害になる商業施設を作ること</p> <p>そもそも市の土地の公園に商業施設を建設する非常識さ</p> <p>今も危険極まりない試合後の周辺混雑にさらに拍車をかける大規模建設は大渋滞、喧騒の緑地と化する現実を何と説明するのか。</p> <p>防災樹林帯としての役目を持つ樹木伐採は人命を軽んじている最たる証拠である。</p> <p>世界で地球温暖化阻止が叫ばれている中で、等々力緑地がその戦法を切ってしまう暴挙に怒り心頭である。</p> <p>是非、市ととどろきパーク株式会社に答弁をしてほしい。市民をバカにしている行為そのものである。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 47】</p>	<p>(見解については p.15-118 参照)</p>

② 施設配置計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>立体駐車場の新設は不必要です。駐車場が必要となるイベント日は多くありません。一年を通して利用するのは徒歩や自転車で来る近隣住民です。環境問題においても自家用車ではなく、公共交通機関の充実を考えるべきです。又、駐車場を作るために多くの樹木が伐採されます。樹木の下にも様々な生き物がいます。何十年とかけて作られた緑の環境を壊さないで下さい。</p> <p>そして、宮内中学校の前に作ることを反対します。建設予定地の催し物広場は中学校の真正面で子供たちや住民の緊急避難場所としても残すべきです。どうしても駐車場を新設するのであれば、場所の変更を希望します。(多摩川側、平面駐車場など)</p> <p style="text-align: right;">【意見書 1-1】</p>	<p>事業計画の策定にあたっては、等々力緑地全体の土地利用や機能を考慮しながら、施設配置や用途の検討を進めています。今後の検討において、ご意見を参考にさせていただきます。</p>
<p>○催し広場を中央に戻してほしい</p> <p>以前拝見したイメージ図から催し広場の位置に変更があった。</p> <p>新たな催し広場が第一第二サッカー場側になり、道路を挟んだ向こうになるのは駅から徒歩で来る人多くの方々が遠くなる。</p> <p>公園に行き偶然やっている催しを目にすることがなくなり来場者の機会の喪失になる。</p> <p>すでに出尽くされた案なのでしょうが今一度ご検討いただきたく。よろしく申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 2-2】</p>	

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

② 施設配置計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>9/11 説明会に参加し率直に感じた事は、周辺住民には目もくれず外からの集客のための公園になってしまうのだなと感じました。</p> <p>色々意見はありますが 1 番言いたい事は子どもの遊び場をなくさないでください！！</p> <p>すでに今でも何かイベントがある時は常に渋滞しているのだからこれ以上駐車台数を増やさないと欲しいのが本音ではありますが、駐車場が足りていないのも感じているので、せめて渋滞・環境の問題等考えても現在ある駐車場を立体にするだけではダメなのではないでしょうか？</p> <p>等々力周辺の公園の現状はボール禁止、公園なのに騒ぐとすぐクレームが入る。こんな状況では公園でゲームをする子どもが増えるのわかりません…。</p> <p>そんな中催し物広場や多目的広場は大人も子どもも自由にサッカー、野球、ラグビー、ドッチボール、ゲートボールなどを楽しむことが出来る貴重な広場です。</p> <p>また近隣の幼稚園や保育園の運動会の練習やサッカースクールなどの練習、春休みには家で体力有り余らせてる子どもを連れて遊ばせながらママ達は花見をする姿は毎年恒例の風景です。</p> <p>昨今のゲリラ雷雨の際、今であればアリーナや野球場の軒下に避難出来ますし、何か子どもが助けが必要な時は中学校や小学校が近くにありますが新設される催し物ひろばや運動広場は避難場所、常に大人が居る場所がありますか？</p> <p>新しく広場や室内遊び場を作るから今ある広場は潰していいという発想はいかがなものでしょうか。</p> <p>催し物広場、多目的広場、フロンターレ公園、子どもの遊び場は「公園」なのでですからいくつあってもいいと思います。</p> <p>この声が届くことを期待しています。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 3】</p>	<p>(見解については p.15-128 参照)</p>

② 施設配置計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>既に野球場新設時に、取り壊された噴水の南側の樹林系緑地が奪われ、今後さらにテニスコートやフロンターレ公園、催し物広場の樹木が伐採され、公園の南部分は建造物ばかりで樹林がわずかとなり、「緑地」とは名ばかりとなる。</p> <p>フロンターレ遊具公園跡地の物販施設をもっと縮小して、遊具公園周囲に現在ある樹木をそのまま残すことを提言する。</p> <p>物販施設の縮小で、事業者のとどろきパークのテナント賃貸収入が減ったとしても、委託先民間企業の採算よりも、公園の公共資源性の方が重視されるべきである。民間委託の結果、公園の最も大事な公共資源性が軽んじられるのでは、本末転倒である。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 5-2】</p>	<p>(見解については p.15-128 参照)</p>

② 施設配置計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>多摩川を挟んで東京都側は国分寺崖線に樹林が多く残り保全されている。</p> <p>川崎側には纏まった緑は残っていない。等々力緑地は僅かに残された緑の貴重な空間である。</p> <p>施設配置計画図には、目的や内容が不透明な多数の無記名計画建物があ、緑の質・緑の量の低下に影響を及ぼすと危惧している。</p> <p>本事業による緑被率は29.6%であり、川崎市環境影響評価等技術指針の25.0%を確保し、植栽本数は緑化指針の量的水準を満足すると予測している。</p> <p>しかし、樹木が成長してきた年月やその期間のCO2削減効果、大気汚染改善、生態系多様性、景観維持、健康や福祉等自然とのふれあい、歴史文化的に大きな役割を果たし貢献してきた価値を踏まえる必要がある。</p> <p>一度樹木を伐採してしまうと再生には、伐採した樹木と同じ何十年もの時間を必要とする。単に技術指針の割合を満足するのみでは、時間の概念が欠如しており地域の緑への想いの理解を得ることは困難といえる。等々力緑地の既存樹木は存置しなければいけない。拡張再編に伴う新たな植栽も確保し増強する必要がある。</p> <p>施設配置計画図に過去の配置を重ね合わせると、時の経過とともに日本庭園、噴水や屋外プール周辺広場等の緑が失われていて危機感を覚える。</p> <p>PFI導入により公共施設である緑地公園が、緑や広場を犠牲にしてまで便益施設としてスーパー銭湯や巨大駐車場になることは共感も納得もできない。</p> <p>説明会の質疑応答による限られた時間での回答ではなく、もう少し市民に丁寧なアカウンタビリティ（説明責任）を果たすように努めていただきたい。</p> <p>既存と拡張エリア別かつ現状と再編後の具体的で詳細な（樹種、樹高、植生等）緑の質・緑の量を責任をもって開示説明願いたい。</p> <p>便益施設についても、既存の緑や広場を侵さない適正な立地計画で不安の解消に努めていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【意見書8】</p>	<p>(見解については p.15-128 参照)</p>

② 施設配置計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>2.施設配置について</p> <p>＞ 立体駐車場の位置について、テニスコート跡地の立体駐車場は、サッカーのイベント前後に人が混雑する場所です。かなり混乱や危険が予想されるので、車両は人と干渉せず土手沿線に流すように、西丸小学校近くに設置する方が良いと思います。催し物広場跡地の立体駐車場も同様に、中学校の前ではなく新設催し物広場の辺りに設置する方がよいかと思います。</p> <p>＞ 催し物広場は、多彩なイベントが行われる公園の顔であり、新規の入場者に分かりやすい入り口に近く、公園の中心的な場所で、メイン施設の近くが良いと思います。については、現在のままの場所で良いと思います。</p> <p>＞ 緑地ゾーンは、多摩川と神社、学校の緑と結ぶような緑の回廊として、また、高温時の避難場所となる緑陰確保の為、草地だけでなく並木等の樹木を、意図的にレイアウトする方がよいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 10-2】</p>	<p>(見解については p.15-128 参照)</p>

② 施設配置計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>「生物」の項目について、供用時の評価項目として選定しないとのことですが、その理由が供用後も現況と同じ生息・生育環境が確保される、とのこと。代替地を多摩川寄りに設けるとのことですが、そこは河川の近くであり、湖の近くではないので、現況とは違う環境となり、新たな生態系となります。緑地の南側の殆どが商業施設に置き換わり、多数の樹木が伐採され、現況の沢山の生き物の住み家が無くなり、生態系が崩れることは確かです。生息環境が確保されると言えるのは何故ですか？供用後の評価項目として挙げないのは、おかしいと思います。特に■■■■■■■■■■貴重種である鵠沼ランは移植することですが、移植が成功しないケースが多数あるとの文献があります。貴重な生物の生息を守れない可能性があるのではないのでしょうか？責任をもって生物環境を守って頂きたい、そのために正しい評価を行って頂きたいです。</p> <p>つり池周辺の森をよく利用していますが、イシガメを何度も目撃しております。調べたところ、神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006にて、絶滅危惧種 1 類に指定されています。準備書の現況調査では見られなかったようですが、貴重種がいるので、再調査を求めます。開発行為による貴重種が消えるのを防ぐことが、この環境影響評価の手続きの目的であるはず。再検討頂き、責任を持って対処して頂きたいです。</p> <p style="text-align: center;">【意見書 46】</p> <p>※ 注目される種の保護の観点から一部非表示しています。</p>	<p>(見解については p.15-128 参照)</p>

② 施設配置計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>9月21日の説明会に参加させていただきました、環境影響評価説明の場ではありましたが、今回の整備の狙いをご説明の内容に齟齬が無いか心配になり意見させていただきます、説明会事業者配布資料2ページに事業の目的があり、1 市民生活の向上、2 がみどりをつなぎ、活かす とあります、当日ご質問された方がいましたが、自由施設を多数作る意図は为什么呢、商業主義の臭いがふんぷんします、確かに以前の等々力、特に平和の像があった場所は草ぼうぼうで遊ぶ人は居なかったのに、今、人が憩う姿が見られます、民の力で効果的に運営する時代かとは思いますが、緑地の再整備事業として、自由施設は必要最低限でお願いします。今のようにワゴン販売であったり仮設テントの規模で十分かと思えます、アリーナや競技場老朽化対応は行っても公園を商業化しないでください、できるだけ人工で無い自然に触れられる機会を作ることが、これからの川崎にとって大事だと思います、また、車前提でなく、小杉からの遊歩道の整備で、等々力までの散歩も楽しみの一つにしてほしい、あと、藤は残しながらウォーターフロントとして再整備ください、あの空間は、再整備すれば素敵な場所になると思います、何か象徴的なオブジェが置けないか、若いカップルに人気が出そうな、朝陽が登る時間はとても幻想的です、今後の川崎に大きな資産として残すべきは便利な施設ではなく、多少不便でも素の自然だと思います。</p> <p style="text-align: right;">【意見書4】</p>	<p>現在の藤棚は撤去する計画としていますが、釣池については、外周全体を親水空間として散策できるように整備し、将来においても市民の皆様に喜んでいただける魅力的な憩いの場を計画します。</p> <p>なお、蓮の活用については、今後検討する予定です。</p>
<p>数多くの商業施設もこの地には不相応過ぎます。武蔵小杉の商業地だけで十分です。</p> <p>テーマパークにしないで欲しく、緑地の良さを満喫できる自然と共存のスポーツ施設や遊び場を作ったら、最寄り駅の小杉にも中原にもなく皆がワクワクし来なくなる、遠い地からも行ってみたい緑豊かな中でスポーツを楽しめる素晴らしい公園になる事と思いません。</p> <p>釣り池には蓮の花を復活させて、藤棚は壊さずに綺麗に作り変え、ウドン屋さん外でも飲食を楽しめるカフェに、子供達は草の上でゴロゴロ、こんな光景は目に浮かびますが多くの物販のお店の間を走り回る子供達は駅周辺だけで結構です。</p> <p style="text-align: right;">【意見書7-2】</p>	

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

② 施設配置計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>公園内に民間提案施設（一部はスーパー銭湯）が多数建設予定となっています。公園は多くの市民のための施設であるべきで、特定の人のための有料施設の建設に反対です。また池の西側の藤棚をなくして、レストランの建設が予定されていますが、池を臨む最高の景色を有料のレストラン客に占有させる計画に反対です。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 52】</p>	<p>(見解については p.15-134 参照)</p>
<p>○等々力緑地再編整備の際、今ある樹木を切らないで整備してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化・CO2 削減に逆行するものです。幼木を植えても今の条件になるまでは年数がかかります。緑地の比率を増やし、今の計画より樹木を増やす計画にしてください。 ・今の景観を守る計画にしてください。池のそばの藤棚の所に建物を建てないでください。催し物広場の桜、(きちんと管理すればいいことです。老木を切る理由にしないでください) テニスコート前の樹木も切らないでください。 ・公園内にある樹木の管理をきちんとしてください。枯れ枝の落下など危険です。つつじの木に葛が覆いかぶさっています。周辺の下草が背丈以上に伸びているのに放っています。(ゴミを捨てるなどあり) 樹木等の健康的な管理を日常的に行うのでなければ、利用者に不快感を与えます。 <p style="text-align: right;">【意見書 54-1】</p>	

② 施設配置計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>子供達から自然を取り上げてしまうのは酷すぎます。スマホに夢中になりながらも追い駆けっこにサッカー、この地で見られる器用な子供達。</p> <p>そんな事が出来る広場って、子供にとって絶対に無くさないであげて欲しいと、そして作られる施設は大人向きなものばかり、唯一スケボーが出来るスポーツ広場はある事は救いです。</p> <p>出来る事なら料金の高くない子供も使えるプール、これは夏場だけのものであってもいいです。</p> <p>昨今の犬達の数の増加は目を見張るものがあります。</p> <p>この地の近隣にはドッグランは有りません。どうぞ有料の管理がしっかりしたランを作ってください。</p> <p>又、野球場建設の折に残土に廃棄物、土壌汚染で工期の遅くなった経緯もあり凄く心配です。</p> <p style="text-align: center;">【意見書 7-3】</p>	<p>子供用プールについては、新たに整備するスポーツセンター内に設置する予定です。なお、ドッグランについては、今後の検討において、ご意見を参考にさせていただきます。</p>

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

③ 自由提案施設について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>多数の商業施設は要らないです。今までに市民ミュージアムのレストラン、サイゼリア、近くの喫茶店などが閉店しました。商売として成り立たないので、現在に至っています。イベント日にキッチンカーなどで対応すればよいと思います。商業施設の建設のために緑が失われるべきではありません。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 1-2】</p>	<p>自由提案施設は、川崎市の等々力緑地再編整備実施計画に基づき、等々力緑地における市民サービスや利便性の向上、賑わい、新たな魅力・価値の創出を図るべく計画を進めており、公園利用者にとっての利便性向上に資する施設を計画しています。</p> <p>また、今まで実施してきた説明会やアンケートなどでは「飲食や休憩をできる場所が少ないため、そのような施設をつくってほしい」というご意見を数多くいただいています。2024年6月に実施したアンケートでは、回答者の半数以上から同様のご意見をいただきました。そのような機能を新たに創出することで、緑地全体のサービス向上に寄与できると考えています。芝生広場や草地広場などの憩いのスペースとともに、賑わいと憩いの両方を実現できる計画としていきます。</p> <p>なお、一部の施設は24時間稼働とすることも含めて検討していますが、自由提案施設に導入する店舗や営業時間については、現時点では未定です。</p> <p>今後の検討において、ご意見を参考にさせていただきます。また、あらためて事業計画をお示しする機会を設けることを検討しています。引き続き、皆様にご理解いただけるよう努めます。</p>
<p>9月21日の説明会に参加させていただきましたが、環境影響評価説明の場ではありましたが、今回の整備の狙いをご説明の内容に齟齬が無いか心配になり意見させていただきます、説明会事業者配布資料2ページに事業の目的があり、1市民生活の向上、2がみどりをつなぎ、活かすとあります、当日ご質問された方がいましたが、自由施設を多数作る意図はなんのでしょうか、商業主義の臭いがぷんぷんします、確かに以前の等々力、特に平和の像があった場所は草ぼうぼうで遊ぶ人は居なかったのに、今、人が憩う姿が見られます、民の力で効果的に運営する時代かとは思いますが、緑地の再整備事業として、自由施設は必要最低限でお願いします。今のようにならぬまま販売であったり仮設テントの規模で十分かと思えます、アリーナや競技場老朽化対応は行っても公園を商業化しないでください、できるだけ人工で無い自然に触れられる機会を作ることが、これからの川崎にとって大事だと思います、また、車前提でなく、小杉からの遊歩道の整備で、等々力までの散歩も楽しみの一つにしてほしい、あと、藤は残しながらウォーターフロントとして再整備ください、あの空間は、再整備すれば素敵な場所になると思います、何か象徴的なオブジェが置けないか、若いカップルに人気が出そうな、朝陽が登る時間はとても幻想的です、今後の川崎に大きな資産として残すべきは便利な施設ではなく、多少不便でも素の自然だと思います。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 4】</p>	

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

③ 自由提案施設について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>フロンターレ遊具公園跡地に、計画図に記載の無い大規模かつ2階建ての商業施設が建つと説明会で初めて聞かされ、驚愕した。さらに観光影響評価準備書には、イベント終了時の混雑緩和の為に、客足を商業施設へ誘導して分散させる、つまり帰宅を遅らせると書かれており、これまで夜間の煩いイベント終了後に速やかに静けさを取り戻していたのに対し、今後はイベントの余韻が続き、静けさがいつまでも戻らないこととなり、甚だ迷惑である。</p> <p>また、商業施設は駐車場隣接で、まるで駅前ショッピングセンターさながらで、イベントの無い時でも常時、集客されることになり、いつになっても公園本来の静けさを取り戻せなくなり、住環境の悪化も甚だしい。</p> <p>せめて夜間21時以降は静けさを取り戻すために、商業施設の営業を、現在のテニスコートと同じ20時30分(20時45分消灯)とすることを提言する。</p> <p>また、ここは駅前繁華街ではなく公園であるのだから、50以上もの店舗など必要ない。緑地周辺や駅への道すがらにも飲食店があるので、とどろき緑地内の飲食店舗はせいぜい4～5店舗で十分。</p> <p>フロンターレ遊具公園跡地に建てられる、大規模かつ2階建ての商業施設など全く不要。ここは飲食店2店舗程度で十分で、あとは、夜間に営業しない学習・体験施設くらいに留めることを提言する。</p> <p style="text-align: right;">【意見書5-1】</p>	<p>(見解については p.15-137 参照)</p>
<p>数多くの商業施設もこの地には不相応過ぎます。武蔵小杉の商業地だけで十分です。</p> <p>テーマパークにしないで欲しく、緑地の良さを満喫できる自然と共存のスポーツ施設や遊び場を作ったら、最寄り駅の小杉にも中原にもなく皆がワクワクし来たくなる、遠い地からも行ってみたい緑豊かな中でスポーツを楽しめる素晴らしい公園になる事と思います。</p> <p>釣り池には蓮の花を復活させて、藤棚は壊さずに綺麗に作り変え、ウドン屋さんは外でも飲食を楽しめるカフェに、子供達は草の上でゴロゴロ、こんな光景は目に浮かびますが多くの物販のお店の間を走り回る子供達は駅周辺だけで結構です。</p> <p style="text-align: right;">【意見書7-2】</p>	

③ 自由提案施設について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>多摩川を挟んで東京都側は国分寺崖線に樹林が多く残り保全されている。</p> <p>川崎側には纏まった緑は残っていない。等々力緑地は僅かに残された緑の貴重な空間である。</p> <p>施設配置計画図には、目的や内容が不透明な多数の無記名計画建物があり、緑の質・緑の量の低下に影響を及ぼすと危惧している。</p> <p>本事業による緑被率は29.6%であり、川崎市環境影響評価等技術指針の25.0%を確保し、植栽本数は緑化指針の量的水準を満足すると予測している。</p> <p>しかし、樹木が成長してきた年月やその期間のCO2削減効果、大気汚染改善、生態系多様性、景観維持、健康や福祉等自然とのふれあい、歴史文化的に大きな役割を果たし貢献してきた価値を踏まえる必要がある。</p> <p>一度樹木を伐採してしまうと再生には、伐採した樹木と同じ何十年もの時間を必要とする。単に技術指針の割合を満足するのみでは、時間の概念が欠如しており地域の緑への想いの理解を得ることは困難といえる。等々力緑地の既存樹木は存置しなければいけない。拡張再編に伴う新たな植栽も確保し増強する必要がある。</p> <p>施設配置計画図に過去の配置を重ね合わせると、時の経過とともに日本庭園、噴水や屋外プール周辺広場等の緑が失われていて危機感を覚える。</p> <p>PFI導入により公共施設である緑地公園が、緑や広場を犠牲にしてまで便益施設としてスーパー銭湯や巨大駐車場になることは共感も納得もできない。</p> <p>説明会の質疑応答による限られた時間での回答ではなく、もう少し市民に丁寧なアカウントビリティ（説明責任）を果たすように努めていただきたい。</p> <p>既存と拡張エリア別かつ現状と再編後の具体的で詳細な（樹種、樹高、植生等）緑の質・緑の量を責任をもって開示説明願いたい。</p> <p>便益施設についても、既存の緑や広場を侵さない適正な立地計画で不安の解消に努めていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【意見書8】</p>	<p>(見解については p.15-137 参照)</p>

③ 自由提案施設について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>計画図を見ると、一見、緑の面積(量)が増えているように見えるが、今ある樹木、並木が殆ど切られてしまう計画であることがわからなくなっている。今樹木がある場所が木が無くなり、緑地(草地)になっているように見える。人工芝、という話もあるようだが、今と緑の質は全く異なっている。例え、草地で緑色でも、そこには木が必要なことは誰もが分かっている事である。夏の草地は暑くていられない。木が生えていて、木陰があれば、心地良く寝ころんだり、お弁当を食べたりする気にもなる。草地だけで、元気に子ども達は遊び回っていても、休息する場所は必須である。増して、温暖化が進むこの頃、木陰は何ものにも替え難い。パークの答えは、お昼を食べる場所を提供する為に飲食施設は作りたいとしたが、今のレストハウスみたいに少しはあっても18ヶ所もいらぬ。その分木陰がたっぷりあり、ベンチや水飲み場がたくさんある緑地がほしい。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 14】</p>	<p>(見解については p.15-137 参照)</p>
<p>等々力緑地にたくさんの商業施設を作ることにより、樹木の伐採が多数行なわれ、緑地がショッピングモールに変貌してしまうのは事実である。緑地のもつ、人の安らぎの場が無くなり、憩い、やすらぎの空間は消滅してしまう。人と人、人と自然とのふれあい活動の場も少なくなり、等々力緑地に行こう、という気にさせる魅力がない場となってしまう。</p> <p>また、近隣の子供達や保育園の子供達も遊びに来て、思い切り動き回れる広場や遊び場が失くってしまうことに強い危惧を感じる。計画ではインクルーシブ公園、と名付けた多様なニーズに応える遊び場を作るようだが、小ども達は、一ヶ所に様々な人々が集まる場所より、小さくてもいいので、遊びやすい公園が緑地に点在する現在の形式が一番良いと思う。保育園から通える範囲の位置にしてほしい。遊び場はなくさないで。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 15】</p>	
<p>公園(等々力緑地)の樹木が現在より 800 本以上伐採されることで、大気質も違ってくると思われる。かわりにできる約 1000 台もの駐車場に停めてある車の排気ガスは、周辺の大気かなりの悪影響があると思われる。すぐそばに宮内保育園、中原小学校、宮内中学校と並んでおり、渋滞中の車が道路に並ぶことでの大気汚染も懸念される。</p> <p>また、商業施設、温浴施設等の建設で、施設からエアコンの熱が公園に流れこむことも考えられる。まさに、緑地、ではなく、荒地である。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 16】</p>	

③ 自由提案施設について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>現状 サッカー場、バスケットボール(アリーナ)での試合の前後、道路の混雑状況 車の長い列、人の波で道路はあふれかえっている。地元の人々は、その現実に耐えている。</p> <p>計画 サッカー場が 35000 人収容に(1000 人増) 商業施設、18ヶ所建設 駐車場(三層の立体構造)建設。約 1000 台分 商業施設のにぎわいにサッカー開催が重なれば、今以上の混雑は明らか。事故がいつ起きても不思議はない。新設の駐車場の出入口は宮内保育園、宮内中学校のすぐそばにある。安全の確保は難しい。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 18】</p>	<p>(見解については p.15-137 参照)</p>
<p>■自由提案施設 18カ所もの施設が計画されていて、予想では50を超える店舗が入ると聞きましたが、等々力緑地は緑地・公園ではないのですか？ 今回の整備は、商業施設中心の場所になってしまうのでしょうか？これからもっと騒音に悩まされる場所になるのではないかと心配なりません。 現在も特に騒音でストレスを感じています。</p> <p>■自由提案施設（続き） 飲食店等も計画されていて、夜も営業するかもしれないと聞きましたが、夜はやめて頂きたい。計画では、自由提案施設と駐車場は、住宅近くにあります。夜も営業されると人や車の出入りでうるさく家にいても休まりません。 自由提案施設での飲食店は、かなり難しいと思います。 今までの公園内での飲食店は、長続きしませんでした。 唯一昔から残っているのは、釣り堀のそばにある食堂だけです。 利益を出すとなると、夜も営業となるのではないのでしょうか。 日中の騒音(常識の範囲)はある程度は我慢するしかない諦め半分思っていますが、せめて夜くらいは静かに過ごしたいと思うのは、手前勝手なお願いでしょうか？ スポーツ観戦・イベント後の人が集中する場合は、カフェ等を利用して人を分散させるような案もあると聞きました。 平日や日曜日等早く帰りたい人の方が多いような気がしますし、分散のためにとどまってもらうことは強要できないと思うのですが。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 21-3】</p>	

③ 自由提案施設について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>計画ではテニスコート前の藤棚や子どもの遊び場が無くなり、高さ15mのスーパー銭湯が建設されると聞きました。子どもや親子が毎日の様に広場で遊び、交流し市民の憩いの場になっています。多くの保育園園児もこのアスレチックを楽しみに遊びに来ています。</p> <p>この緑の空間をつぶして、巨大な温浴施設をなぜ公園内につくるのですか？市民には何も知らされていません。</p> <p>緑地の樹木と遊びの広場をなくさないでください。</p> <p style="text-align: center;">【意見書 22-3】</p>	<p>(見解については p.15-137 参照)</p>
<p>また、通称フロンターレ公園や催し物広場、ふるさとの森には、アスレチックや遊具がたくさんあり、大勢の親子で賑わっています。でも、それらの遊び場をなくして大量の樹木を伐採し立体駐車場や商業施設を建設する、陸上競技場の観覧席を設けるためにふるさとの森を一部変更するという計画です。整備後には子どもの遊び場は減らされ、インクルーシブパークだけになるようです。1か所に子どもたちや親御さんが集中し、自由に遊べなくなるのではないのでしょうか。子どもたちの遊ぶ場を奪わないでほしいです。</p> <p>緑地には、好きな時間に好きな場所で好きなだけ自由に散歩や休息、遊びができ、静けさのある無料の空間を希望します。遊ぶ場所はここ、座れる芝生はここ、など決められた場所でしか行動できないような、窮屈な人工的な公園は望みません。</p> <p>釣り池を望む藤棚をなくして商業施設（カフェ？）を建設するらしいですが、パーク株式会社の担当者から、カフェがほしいという声があったと聞きました。カフェを要望したのは何人か教えてください。整備の計画に沿った要望は取り入れ、計画に沿わない要望は取り入れない姿勢のように感じます。</p> <p>様々な観点から、緑地に商業施設や立体駐車場を建設する再編整備の計画を、ぜひ見直していただきたいと強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">【意見書 25-2】</p>	

③ 自由提案施設について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>「とどろき緑地再編整備・運営等事業に係る 条例環境影響評価準備書のあらまし」(川崎とどろきパーク(株)発行)資料 P13 に「主要な景観要素の改変はなく、地域景観の特性の変化はないと予測」されているが、確かに敷地周辺には大きな変化が及ばないようにしているかもしれないが(立体駐車場や球技専用スタジアムを除く)緑地内には多くの建造物が計画されており眺望が悪くなることは予想がつく。見通し・風通しが悪く窮屈感を感じる公園は魅力的といえるのでしょうか?新たに建設する建造物は必要最低限とし、新アリーナや球技場に入れ込むなどの工夫を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【意見書 26-2】</p>	<p>(見解については p.15-137 参照)</p>
<p>等々力緑地再編整備で、18 棟ものスーパー銭湯を含む商業施設と2つの立体駐車場を建設し、釣り池の周りに道路を造る計画があることが最近わかりました。</p> <p>何もない空き地に建設するのではなく、緑地の中に建設しようとしているわけですから(こういう計画自体、非常に無理な計画!)、当然そこには樹木があり、樹木と共に生きている虫や鳥、様々な生き物がいるわけです。たくさんの商業施設、立体駐車場を建てるためには大量の樹木を伐採することになり、樹木の命だけでなく同時に虫や鳥、生き物などの命や今までの生活を奪うこととなります。まさに生態系の破壊です。</p> <p>「商業施設の利益が出れば公園のために使います。もし赤字が出ることになったらその店舗は撤退し、建物は壊します」と、市の担当者は答えました(8月に等々力緑地を守る会に対して)。建物を壊して元に戻しても、一度奪った樹木や生き物の命は元に戻らないのです。</p> <p>人間の身勝手さ、傲慢さを非常に強く感じます。</p> <p>たくさんの商業施設や立体駐車場の建設、道路を造るために大量の樹木を伐採することに強く強く反対します。</p> <p style="text-align: center;">【意見書 32】</p>	

③ 自由提案施設について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>説明会にて、自由提案施設として、多数の商業施設や温浴施設を建設されると聞きましたが、営業時間は何時から何時になるのでしょうか？都市計画公園の変更により、10000 へーベーの大型な商業施設等が建設可能となり、さらに深夜営業も可能な場所になるとのことでしたが、商業施設や温浴施設が深夜まで営業するとなれば、施設からの騒音（冷暖房機器、車の他に人の声）や灯りなど、周辺住宅への影響悪化が懸念されます。</p> <p>子供が出入りする公園に、夜間まで営業する施設があるとなると様々な治安悪化が考えられます。これらの深夜の騒音と治安については準備書には記載がありませんが、影響を調査し、対策を講じるべきではないでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【意見書 39-2】</p>	<p>(見解については p.15-137 参照)</p>
<p>かなりの数の室外機が設置されると思います。</p> <p>特に F の箇所には 24 時間稼働が 23 台、K の箇所は 13 台。かなりもエネルギー消費予測されますが、騒音と温室効果ガスの影響を調査してください。</p> <p>静かな生活環境にこのような施設は不要です。周辺住民の意見を聞き入れる姿勢を見せてください。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 40-2】</p>	
<p>現在の藤棚 M の箇所には野鳥をはじめ多くの生き物の生息地です。24 時間稼働させることにより野鳥の棲家に影響を与えると思われます。</p> <p>池の島はサギや鶺鴒のコロニーになっています。</p> <p>騒音のレベルや温室効果ガスの影響により動物が住めなくなります。</p> <p>24 時間稼働させる理由を説明してください。</p> <p>M の箇所の送風機は何のために使用するのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 42】</p>	

③ 自由提案施設について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>温室効果ガスについての準備書を読むと、アリーナ、球技専門スタジアム、新陸上競技場の3か所だけしか載っていません。一番の懸念は、18棟もの商業施設、温浴施設です。多数の商業施設が365日、24時間、何台もの空調設備を稼働させていたら、大変な温室効果ガスの排出量になります。それが示されていないのはなぜですか？ぜひ、それを示して知らせてほしいです。</p> <p>地球温暖化対策を推進するとうたっていますが、大量の樹木を伐採して多数の商業施設を作ったら、温暖化に拍車をかけることになるのは目に見えています。現在でも、陸上競技場の前や野球場のまわりはコンクリートで埋め尽くされています。そして、木陰をつくる大きな樹木がありません。日陰もなくコンクリートばかりの土地では、暑さにより拍車がかかります。以前は、ハス池があったり、プールの周りに樹木があったりしました。そういうものを取り払ってコンクリートで埋め尽くし、何が温暖化対策の推進でしょうか。</p> <p>環境保全のための措置として断熱性及び機密性能に優れた部材の選定、可能な限り最新の環境配慮技術を導入などと書いてありますが、たくさん商業施設を建設しないことが一番の環境保全になります。また、利用者には、できるだけ公共交通機関の利用をすすめるがありますが、それだったら2つの立体駐車場は必要ありません。</p> <p>等々力緑地に、多額の私たちの税金を使って、環境を悪化させる立体駐車場や商業施設、温浴施設をつくらないでください。温暖化に拍車をかけるような商業施設の建設に強く反対します。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 44】</p>	<p>(見解については p.15-137 参照)</p>

③ 自由提案施設について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>アセス準備書の施設の音源と騒音を予想しているが、驚いたことに緑地内に建設される建物に総計339台の設備機器が設置され、大半が24時間稼働となっている。緑地公園がまるで密集した街の中と同じ状況になることであり、審議難い愚行である。</p> <p>1台毎の騒音レベルは60～80dBで周辺住宅地には環境基準を下回ると評価しているが、静寂な公園のもつ環境が根本から壊されることになる。多数の建築物の建設は緑地公園にふさわしくないので、撤回することを求める。</p> <p>騒音の予測項目で、球技専用スタジアム、等々力球場、アリーナ・スポーツセンター、新競技場の大型施設で167台の設備機器が稼働し、20カ所に及ぶ便益施設で172台の設備機器な稼働を予定している。</p> <p>合計339台の設備機器は大半が24時間稼働である。これらの機器が消費するエネルギーと、温熱の排出は明らかに地球環境を悪化させることは間違いない。一般の機器より省エネ機器を採用しているから地球環境に貢献しているなどは詭弁である。緑地の樹木を大量に伐採し、驚くほどの設備機器の設置は緑地が環境を破壊する根源になることであり、到底認めるわけにはいかない。便益施設の計画は撤回を求める。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 45】</p>	<p>(見解については p.15-137 参照)</p>

③ 自由提案施設について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>緑が壊され建築物でいっぱいになりそうな等々力緑地。今でもだいぶ少なくなっているが、子どもたちは遊び場でじるうにあそぶことができている。保育園児も広場で追いかけてっこやかくれんぼなど、きのしたであそぶことができ、小学生は秋探しでどんぐり拾いや紅葉した木の葉集めなど自然と触れ合うことができている。樹木伐採、商業施設建設で、広場はほとんど無くなり、木の持つ大きな力、虫との共生などの場が完全に失われる。とても危惧している。計画の見直しを強く希望する。</p> <p>市民が誰も知らない過環境影響評価資料！市民は何でも言うことを聞くと思ってあるのか、疑わざるを得ない。緑地内の商業施設の室外機の数だけをとってもこそが緑地とは言い得ない数で、環境悪化に拍車をかけ、温暖化現象の源に緑地がなるとは。信じられない所業である。樹木を伐採するなどもってのほかで、何のためかといえは温浴施設など緑地にそぐわない施設を何十も作ることを市が許可しているということに憤りを覚える。緑政局の局長の談話が出ていたが、市民の皆さんに賛同をいただいてこのような計画が実現に向かったことはとても喜ばしいこと。と言っているのを読んだときには目を疑った。賛成した人が何人いるのか。そもそもこの計画をら内密に進めてきたことに怒りすら覚える。心にも無い、市民の憩いの場を同時に作り出すことを大事にしながら緑地とすぽ一ぬの拠点の2つを緑地に実現していきたいと言っているのはまやかさに過ぎないことを思い知らされた結果だった。強く抗議する。</p> <p>まず市民に知らせず進めたこと。</p> <p>樹木を伐採し、全ての害になる商業施設を作ること</p> <p>そもそも市の土地の公園に商業施設を建設する非常識さ</p> <p>今も危険極まりない試合後の周辺混雑にさらに拍車をかける大規模建設は大渋滞、喧騒の緑地と化する現実を何と説明するのか。</p> <p>防災樹林帯としての役目を持つ樹木伐採は人命を軽んじている最たる証拠である。</p> <p>世界で地球温暖化阻止が叫ばれている中で、等々力緑地がその戦法を切ってしまう暴挙に怒り心頭である。</p> <p>是非、市ととどろきパーク株式会社へ答弁をしてほしい。市民をバカにしている行為そのものである。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 47】</p>	<p>(見解については p.15-137 参照)</p>

③ 自由提案施設について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>とどろき緑地の緑を切って、商業施設を作るということは、反対です。今や地球温暖化が言われていますが、CO₂をすってすくなくする樹木を少なくするのには反対します。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 51】</p>	<p>(見解については p.15-137 参照)</p>
<p>公園内に民間提案施設(一部はスーパー銭湯)が多数建設予定となっています。公園は多くの市民のための施設であるべきで、特定の人のための有料施設の建設に反対です。また池の西側の藤棚をなくして、レストランの建設が予定されていますが、池を臨む最高の景色を有料のレストラン客に占有させる計画に反対です。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 52】</p>	
<p>○高い建物は公園に合いません。計画を練り直してください。全国都市緑化フェアの準備がされていますが、緑地入り口付近(臨時バス発着所)にコンテナが積まれています、それだけで圧迫感を感じます。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 54-7】</p>	

④ 立体駐車場について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>立体駐車場の新設は不必要です。駐車場が必要となるイベント日は多くありません。一年を通して利用するのは徒歩や自転車による近隣住民です。環境問題においても自家用車ではなく、公共交通機関の充実を考えるべきです。又、駐車場を作るために多くの樹木が伐採されます。樹木の下にも様々な生き物がいます。何十年とかけて作られた緑の環境を壊さないで下さい。</p> <p>そして、宮内中学校の前に作ることを反対します。建設予定地の催し物広場は中学校の真正面で子供たちや住民の緊急避難場所としても残すべきです。どうしても駐車場を新設するのであれば、場所の変更を希望します。(多摩川側、平面駐車場など)</p> <p style="text-align: right;">【意見書 1-1】</p>	<p>駐車場については、等々力緑地全体の土地利用や機能を考慮しながら、検討を進めています。</p> <p>駐車場の計画にあたっては、等々力緑地の敷地面積増加と新たな公園利用による需要を踏まえた駐車場台数の確保を検討しています。また、既存の緑地や樹木をできるだけ回避すること、新たな緑地や広場を確保することを考慮し、必要な土地の広さがより小さい立体駐車場とする計画にしています。立体駐車場の位置の検討にあっても、既存の緑地や樹木をできるだけ回避することを考慮し、まとまった空地となっている現在の位置としています。なお、計画地北側(市道宮内 104 号線及び市道等々力 13 号線より北側の区域)は、地下に川崎市上下水道局の下水処理施設があり、その上部利用は荷重制限があることから、広場としての利用を主として計画しています。</p> <p>大規模集客イベント時における周辺道路の混雑緩和や交通安全確保については、課題と認識しています。公共交通機関のさらなる活用を検討するとともに、イベント主催者や関係機関との協議を踏まえ、本事業として実施可能な対策を検討していきます。</p> <p>なお、本事業で整備する立体駐車場については、各階において下半分には腰壁を設置し、上半分は開放された状態になります。(条例評価書 p.52 及び p.55 参照)。</p>
<p>○58 号線立体駐車場をやめてほしい</p> <p>私は現在市道御殿町 11 号線を利用しているがイベントが有ると駐車場待ちや、駐車場に入れる気のないお迎えの路上駐車であふれるため帰宅が出来ず 1 時間は時間を潰すなどをして大変不便にしている。</p> <p>サッカー試合終了後のお迎え時の路上駐車は立体駐車場を増やしたところで変わらない可能性が高い。</p> <p>数百メートルの差で市道宮内 58 号線沿いに立体駐車場ができるとさらに混雑が予想される。</p> <p>道の向こうは防災用に大規模な構造物を建てないように変更した?と推測はできるが新催し広場予定地を立体駐車場とし構造物の工夫で対応してほしい。</p> <p>もしくは新催し広場は平置き駐車場とし、スポーツセンター・プールの位置をずらしその場に立体駐車場を建ててほしい。</p> <p>新催し広場側の既存ロータリーを活用すれば U ターンもしやすい。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 2-1】</p>	

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

④ 立体駐車場について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>9/11 説明会に参加し率直に感じた事は、周辺住民には目もくれず外からの集客のための公園になってしまうのだなと感じました。</p> <p>色々意見はありますが 1 番言いたい事は子どもの遊び場をなくさないでください！！</p> <p>すでに今でも何かイベントがある時は常に渋滞しているのだからこれ以上駐車台数を増やさないと欲しいのが本音ではありますが、駐車場が足りていないのも感じているので、せめて渋滞・環境の問題等考えても現在ある駐車場を立体にするだけではダメなのではないでしょうか？</p> <p>等々力周辺の公園の現状はボール禁止、公園なのに騒ぐとすぐクレームが入る。こんな状況では公園でゲームをする子どもが増えるのわかりません…。</p> <p>そんな中催し物広場や多目的広場は大人も子どもも自由にサッカー、野球、ラグビー、ドッチボール、ゲートボールなどを楽しむことが出来る貴重な広場です。</p> <p>また近隣の幼稚園や保育園の運動会の練習やサッカースクールなどの練習、春休みには家で体力有り余らせてる子どもを連れて遊ばせながらママ達は花見をする姿は毎年恒例の風景です。</p> <p>昨今のゲリラ雷雨の際、今であればアリーナや野球場の軒下に避難出来ますし、何か子どもが助けが必要な時は中学校や小学校が近くにありますが新設される催し物ひろばや運動広場は避難場所、常に大人が居る場所がありますか？</p> <p>新しく広場や室内遊び場を作るから今ある広場は潰していいという発想はいかがなものでしょうか。</p> <p>催し物広場、多目的広場、フロンターレ公園、子どもの遊び場は「公園」なのでですからいくつあってもいいと思います。</p> <p>この声が届くことを期待しています。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 3】</p>	<p>(見解については p.15-149 参照)</p>

④ 立体駐車場について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>多くの木々伐採、新たに植える小さな木や草花が温暖化対策になるとは考え難いものです。その上に交通手段は車でとばかりに巨大な立体駐車場建設、CO2削減であるべき時代です。説明会での資料にある二酸化窒素に関して環境保全目標を満足すると予測、他の数値も全てが予測の数値が並べられています。この時代に行政や大手事業者の利益優先の為に鳥獣保護区で安心して生活できていた鳥達までもが大工事の間に路頭に迷い、済む地を追いやられてしまうかも知れません。</p> <p>子供達の精神衛生上無くてはならぬ遊べる広場を無くし立体駐車場建設、場所を替えて作るだけで済まされはしません、道路隔てた向こう側にある中学校の生徒達は部活でこの広場を使っています。すぐ前の保育園は運動会、他からもこの広場に子供達は集まっています。その場所に立体駐車場建設、これが今回の計画で一番の驚きでした。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 7-1】</p>	<p>(見解については p.15-149 参照)</p>
<p>2.施設配置について</p> <p>> 立体駐車場の位置について、テニスコート跡地の立体駐車場は、サッカーのイベント前後に人が混雑する場所です。かなり混乱や危険が予想されるので、車両は人と干渉せず土手沿線に流すように、西丸小学校近くに設置する方が良いと思います。催し物広場跡地の立体駐車場も同様に、中学校の前ではなく新設催し物広場の辺りに設置する方がよいと思います。</p> <p>> 催し物広場は、多彩なイベントが行われる公園の顔であり、新規の入場者に分かりやすい入り口に近く、公園の中心的な場所で、メイン施設の近くが良いと思います。ついては、現在のままの場所で良いと思います。</p> <p>> 緑地ゾーンは、多摩川と神社、学校の緑と結ぶような緑の回廊として、また、高温時の避難場所となる緑陰確保の為、草地だけでなく並木等の樹木を、意図的にレイアウトする方がよいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 10-2】</p>	
<p>公園(等々力緑地)の樹木が現在より 800 本以上伐採されることで、大気質も違ってくると思われる。かわりにできる約 1000 台もの駐車場に停めてある車の排気ガスは、周辺の大気かなりの悪影響があると思われる。すぐそばに宮内保育園、中原小学校、宮内中学校と並んでおり、渋滞中の車が道路に並ぶことでの大気汚染も懸念される。</p> <p>また、商業施設、温浴施設等の建設で、施設からエアコンの熱が公園に流れこむことも考えられる。まさに、緑地、ではなく、荒地である。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 16】</p>	

④ 立体駐車場について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>現状 サッカー場、バスケットボール(アリーナ)での試合の前後、道路の混雑状況 車の長い列、人の波で道路はあふれかえっている。地元の人々は、その現実に耐えている。</p> <p>計画 サッカー場が 35000 人収容に(1000 人増) 商業施設、18ヶ所建設 駐車場(三層の立体構造)建設。約 1000 台分 商業施設のにぎわいにサッカー開催が重なれば、今以上の混雑は明らか。事故がいつ起きても不思議はない。新設の駐車場の出入口は宮内保育園、宮内中学校のすぐそばにある。安全の確保は難しい。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 18】</p>	<p>(見解については p.15-149 参照)</p>
<p>■自動車動線及び駐車場計画図 現在催し物広場がある場所に立体駐車場の建設が計画されているが、渡された計画図ではわかりづらいので、立体的に見せて欲しいです。 現在のアリーナ入口が、立体駐車場の出入口になるようだが、道路が狭く交通渋滞が懸念される。交通渋滞による騒音、同乗者が公園敷地内に入る前に住宅の前で降車した時の声の騒音・ドアの開閉音による騒音が懸念される。(現在もあり) イベント終わりは特に人が集中して、駐車場付近がうるさくなりそうで不安。 (車を待つ人、エンジン音等) 現在もスポーツ観戦・イベント最中もかなりの騒音ですが、スポーツ観戦前後・イベント前後の騒音もあり長時間のストレスを感じています。 立体駐車場は、箱のように囲まれている感じですか？風が通り抜けるような感じですか？</p> <p style="text-align: right;">【意見書 21-2】</p>	
<p>等々力緑地の再編整備計画では、立体駐車場や自由提案施設等の建設で、緑地の多くの樹木が伐採されることが明らかとなりました。その樹木の多くは樹齢 50 年前後の大木です。等々力緑地が緑の森として市民の憩いの場を提供し、子どもから老人まで多くの市民が健康増進と交流を広げる貴重な公園となっています。緑がなくなり駐車場や物販施設が広場を占拠する計画は、公園つぶしと言って良い愚行です。立体駐車場の建設には反対です。物販施設も最小限に留め、現在の緑地の樹木を保全してください。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 22-2】</p>	

④ 立体駐車場について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>また、通称フロンターレ公園や催し物広場、ふるさとの森には、アスレチックや遊具がたくさんあり、大勢の親子で賑わっています。でも、それらの遊び場をなくして大量の樹木を伐採し立体駐車場や商業施設を建設する、陸上競技場の観覧席を設けるためにふるさとの森を一部改変するという計画です。整備後には子どもの遊び場は減らされ、インクルーシブパークだけになるようです。1か所に子どもたちや親御さんが集中し、自由に遊べなくなるのではないのでしょうか。子どもたちの遊ぶ場を奪わないでほしいです。</p> <p>緑地には、好きな時間に好きな場所で好きなだけ自由に散歩や休息、遊びができ、静けさのある無料の空間を希望します。遊ぶ場所はここ、座れる芝生はここ、など決められた場所でしか行動できないような、窮屈な人工的な公園は望みません。</p> <p>釣り池を望む藤棚をなくして商業施設（カフェ？）を建設するらしいですが、パーク株式会社の担当者から、カフェがほしいという声があったと聞きました。カフェを要望したのは何人か教えてください。整備の計画に沿った要望は取り入れ、計画に沿わない要望は取り入れない姿勢のように感じます。</p> <p>様々な観点から、緑地に商業施設や立体駐車場を建設する再編整備の計画を、ぜひ見直していただきたいと強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 25-2】</p>	<p>(見解については p.15-149 参照)</p>

④ 立体駐車場について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>等々力緑地再編整備で、18棟ものスーパー銭湯を含む商業施設と2つの立体駐車場を建設し、釣り池の周りに道路を造る計画があることが最近わかりました。</p> <p>何もない空き地に建設するのではなく、緑地の中に建設しようとしているわけですから（こういう計画自体、非常に無理な計画！）、当然そこには樹木があり、樹木と共に生きている虫や鳥、様々な生き物がいるわけです。たくさんの商業施設、立体駐車場を建てるためには大量の樹木を伐採することになり、樹木の命だけでなく同時に虫や鳥、生き物などの命や今までの生活を奪うことになります。まさに生態系の破壊です。</p> <p>「商業施設の利益が出れば公園のために使います。もし赤字が出ることになったらその店舗は撤退し、建物は壊します」と、市の担当者は答えました(8月に等々力緑地を守る会に対して)。建物を壊して元に戻しても、一度奪った樹木や生き物の命は元に戻らないのです。</p> <p>人間の身勝手さ、傲慢さを非常に強く感じます。</p> <p>たくさんの商業施設や立体駐車場の建設、道路を造るために大量の樹木を伐採することに強く強く反対します。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 32】</p>	<p>(見解については p.15-149 参照)</p>

④ 立体駐車場について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>サッカーの試合の日は、家の前の緑地に沿った道路の交通量がかなり多くなっています。そこへ、競技場へ向かう人の波。向かう人は、自宅の向こう側の歩道を歩くのでこちらの歩道はすいていますが、試合後は自宅前の歩道をたくさんの方が埋め尽くします。歩道のない道路では、人が横に広がって歩き（はしに寄ってくれない）、そこへ車も自転車も通り、非常に危険です。</p> <p>競技場をさらに 1 万人多く入れるように改修し、3 層の立体駐車場を 2 つ建設して 1000 台近くの車を駐車できるようにする計画ですが、今でも大変な状況なのに、さらに車や人の数を増やせば大渋滞、大混乱が起きるのは目に見えています。近くには保育園や小学校、中学校があり、子どもたちが危険な目に合うのではないかと心配です。周りの住民は生活に支障が出るので困っていますが、みな我慢しています。</p> <p>市の担当者は、この状況を把握しているようですが、一向に改善されません。誰かの犠牲や我慢の上に成り立つような緑地の再編整備は、一体誰のための再編整備なのでしょうか。等々力緑地は、サッカーファンだけのものではなくて、市民全員のもので。</p> <p>市民が、安心して気持ちよく生活できるように、早急に交通混雑を改善してほしいです。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 33】</p>	<p>(見解については p.15-149 参照)</p>
<p>テニスコートを壊して、立体駐車場を設立することは反対です。車による排気ガス、テニスコート南側のマンションの為高い建物が建つことにより日当たりや景観の懸念。</p> <p>交通安全の観点からもテニスコート前の道路は歩道がなく、今でも徒歩や自転車でも危険だと思ふことが多い。中原小学校や中原中学校、宮内中学校の通学路のため立体駐車場設立により交通量が増えると事故の可能性も高くなる。</p> <p>百歩譲って、立体駐車場を建てるとしたらマンションや通学路の側ではなく、影響の少ない違う場所に設立することは出来ないのか。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 35-3】</p>	

④ 立体駐車場について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>「等々力緑地再編整備・運営等事業にかかる条例環境影響評価準備書」は、各論について随所に疑問を感じるが、とりわけ「地域交通」への影響についての評価は承服しかねるので意見を述べる。</p> <p>「準備書本編 第9章（コミュニティ施設～地域交通）」及び「要約書 第9章（人と自然とのふれあい活動の場～地域交通）」において以下のように結論づけている。</p> <p>大規模集客イベント時の交通について、さまざまな措置を講ずるので「計画地周辺的生活環境の保全に著しい影響はないものと評価する。」</p> <p>この評価になる事に大いに疑問がある。現在でも、サッカーの試合やファンサービスイベントなどの際には周辺地域で、地域住民の生活に影響の出る渋滞が発生している。現在の駐車場の収容規模は百数十台と聞いているが、その程度の台数でも、試合終了時などには「西下橋交差点」を先頭に市道宮内 58 号線上では宮内北交差点に達するほどの渋滞を度々引き起こしている。試合終了時など時限的な渋滞の発生だが、数十分から1時間以上に及ぶこともあり、市道宮内 58 号線沿いの住民は、その時間帯にぶつかってしまうと、自家用車で国道 409 号線方面へ抜けることもできず、渋滞解消を待つしかない事態を何度も経験している。</p> <p>この度発表された極めて規模の大きな駐車場設置計画により、公園施設全体では 1,000 台を超える車の収容が可能になり、現状の限定的な駐車台数でも住民生活に影響する渋滞が発生しており、「生活環境の保全に著しい影響」が発生しない訳がない。</p> <p>市道宮内 58 号線から宮内北交差点に向かう方向では、昨今、Amazon の物量センターへ向かう大型車両が増加しており、宮内北交差点と手前の交差点との距離が短いために長尺の車両が曲がりきれずに、しばしば渋滞発生源となっている実態もある。これら渋滞発生ポイントで大規模集客イベントで出入りする車両が遭遇すれば、地域環境への深刻な影響が「発生しない」と断定すること自体が承認し難く、評価の元になった調査の信憑性を疑うものである。</p> <p>一旦、会場への車両アクセスを許せば、「利用者への呼びかけ」程度で車両の集中を解消できるはずなどなく、中原区内でも例を見ない大規模な駐車施設自体の新設に反対する。</p> <p>よって、本計画の抜本的見直しと地域住民が計画策定に関与できる立案方式を求める。</p>	<p>(見解については p.15-149 参照)</p>

④ 立体駐車場について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>Q2.Q3で述べた事に付随して以下を述べる。 大規模な駐車施設が作られる計画地になっている「テニスコート」「催しもの広場」は、片や小学校と閑静な住宅地に接し、片や正面に中学校と保育園が立地する。説明会では、それぞれ430台、360台と説明されたが、近隣の大規模商業施設でもこれほど巨大な駐車場を有しているところは存在しない。如何にこの地域の環境に鑑みて適合していない巨大さか、容易に想像できるものである。これだけの車両が入り可能な駐車施設の立地は、存在そのものが危険であり閑静な住環境を求めてこの地に移り住んできた者の財産権や幸福追求権の侵害であり、乳幼児や学童たちに及ぶ危険を考えれば、撤回以外に選択肢のない計画である。</p> <p>今後、開通が見込まれる「等々力大橋」と計画道路「宮内新横浜線」の接続が達成されたのちには、東京都内からの車両の流入も激増し、等々力緑地への車両アクセスを可能にする前提となる駐車場を作ってしまうと、宮内地域の住宅街には想定しない車両が、日常的に侵入してくることが容易に想定できる。これを以って「影響がない」とは到底言えないはずである。「駐車場は無いので、等々力緑地に来るときは徒歩または公共交通機関で」というルールにすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 37】</p>	<p>(見解については p.15-149 参照)</p>

④ 立体駐車場について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>温室効果ガスについての準備書を読むと、アリーナ、球技専門スタジアム、新陸上競技場の3か所だけしか載っていません。一番の懸念は、18棟もの商業施設、温浴施設です。多数の商業施設が365日、24時間、何台もの空調設備を稼働させていたら、大変な温室効果ガスの排出量になります。それが示されていないのはなぜですか？ぜひ、それを示して知らせてほしいです。</p> <p>地球温暖化対策を推進するとうたっていますが、大量の樹木を伐採して多数の商業施設を作ったら、温暖化に拍車をかけることになるのは目に見えています。現在でも、陸上競技場の前や野球場のまわりはコンクリートで埋め尽くされています。そして、木陰をつくる大きな樹木がありません。日陰もなくコンクリートばかりの土地では、暑さにより拍車がかかります。以前は、ハス池があったり、プールの周りに樹木があったりしました。そういうものを取り払ってコンクリートで埋め尽くし、何が温暖化対策の推進でしょうか。</p> <p>環境保全のための措置として断熱性及び機密性能に優れた部材の選定、可能な限り最新の環境配慮技術を導入などと書いてありますが、たくさん商業施設を建設しないことが一番の環境保全になります。また、利用者には、できるだけ公共交通機関の利用をすすめるがありますが、それだったら2つの立体駐車場は必要ありません。</p> <p>等々力緑地に、多額の私たちの税金を使って、環境を悪化させる立体駐車場や商業施設、温浴施設をつくらないでください。温暖化に拍車をかけるような商業施設の建設に強く反対します。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 44】</p>	<p>(見解については p.15-149 参照)</p>
<p>緑豊かな公園は、子育ての頃休日によく利用し楽めた場所です。</p> <p>でも最近の公園はコンクリートが増え夏の猛暑のときは、そのてり返しが大変でした。</p> <p>地球温暖について世界的に心配な状況がある今、それを加速させるような、樹木抜き、コンクリート、廃ガス、駐車場とんでもないです。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 55】</p>	

④ 立体駐車場について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>○公共交通を利用する公園として整備し、駐車場を新たに作らないでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで3か所だったのが5か所に増え、さらに建物ごとの搬出入のための駐車スペースもあるので、公園内のCO2が増えると考えられます。公園の周りの市道は狭く環境が悪化します。 ・近くに、中原小学校、西丸子小学校、みやうち保育園、等々力保育園、しらゆり保育園、宮内中学校、さらに409号線沿いにも保育園があり、通園・通学に利用されています。交通事故やCO2が増えることで環境悪化になります。整備中、整備後周辺道路が混雑しないようにしてください。 ・サッカーの試合のある日は、今でも中原街道から中原駅方向も、入・退場の人が歩道からあふれる状況があり、危険を感じ、迷惑しています。溝口方向はバスが動けず、追い越しをせざるを得なく、危険です。 ・商業施設をつくったとしても、そこに人が一定時間とどまるということは考えにくいです。 <p style="text-align: right;">【意見書 54-3】</p>	<p>(見解については p.15-149 参照)</p>

⑤ 防災機能計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>立体駐車場の新設は不必要です。駐車場が必要となるイベント日は多くありません。一年を通して利用するのは徒歩や自転車による近隣住民です。環境問題においても自家用車ではなく、公共交通機関の充実を考えるべきです。又、駐車場を作るために多くの樹木が伐採されます。樹木の下にも様々な生き物がいます。何十年とかけて作られた緑の環境を壊さないで下さい。</p> <p>そして、宮内中学校の前に作ることを反対します。建設予定地の催し物広場は中学校の真正面で子供たちや住民の緊急避難場所としても残すべきです。どうしても駐車場を新設するのであれば、場所の変更を希望します。(多摩川側、平面駐車場など)</p> <p style="text-align: right;">【意見書 1-1】</p>	<p>【浸水対策について】</p> <p>釣池に必要な雨水貯留量は、多摩川の水位上昇時の5年確率降雨(1時間降雨量52mm)を適用した場合に想定される溢水量に相当する約20,000 m³と試算されています。</p> <p>現在は、多摩川の水位の上昇が見込まれる場合は、事前に排水ポンプ車を用いて釣池の水位を下げることで、釣池に雨水貯留機能を持たせていますが、効率的に釣池の水位を調整できるよう、本事業において、可動堰を設置する計画です。</p> <p>さらに、既存の地形を活用し、溢水を釣池へ導く役割を果たすレインガーデンを整備することで、水害リスクの軽減を図る計画としています。</p> <p>その他、本事業の基本計画段階における内水対策として、下記の事項を検討しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物への浸水対策として、止水板の設置を検討する。 ・等々力緑地は、多摩川の旧河道(氾濫原)であったことから周囲より地盤高さが低く、こうした原地形や地歴を考慮した整備を検討する。 ・球技専用スタジアム、(新)とどろきアリーナ・スポーツセンター、(新)等々力陸上競技場については、関係法令に則り雨水貯留施設を設置する。 <p>【緊急避難場所について】</p> <p>緊急避難場所については、既存の広域避難場所としての機能を継承しながら、再編整備に併せて各施設に防災機能を位置付ける計画としています。詳細は今後関連機関との協議を踏まえ検討していきます。</p> <p>【火災への対応について】</p> <p>計画地は、川崎都市計画の変更により、準防火地域に指定される予定です。準防火地域は、市街地を火災の発生や延焼の危険から守るために定めるもので、耐火建築物などの火災に強い建築物を促進するものです。本事業の計画建物は、準防火地域において必要な防火・耐火性能を遵守するよう計画しています。</p>
<p>9/11説明会に参加し率直に感じた事は、周辺住民には目もくれず外からの集客のための公園になってしまうのだと感じました。</p> <p>色々意見はありますが1番言いたい事は子どもの遊び場をなくさないでください！！</p> <p>すでに今でも何かイベントがある時は常に渋滞しているのだからこれ以上駐車台数を増やさないと欲しいのが本音ではありますが、駐車場が足りていというのを感じているので、せめて渋滞・環境の問題等考えても現在ある駐車場を立体にするだけではダメなのではないでしょうか？</p> <p>等々力周辺の公園の現状はボール禁止、公園なのに騒ぐとすぐクレームが入る。こんな状況では公園でゲームをする子どもが増えるのわかりません…。</p> <p>そんな中催し物広場や多目的広場は大人も子どもも自由にサッカー、野球、ラグビー、ドッチボール、ゲートボールなどを楽しむことが出来る貴重な広場です。また近隣の幼稚園や保育園の運動会の練習やサッカースクールなどの練習、春休みには家で体力有り余らせてる子どもを連れて遊ばせながらママ達は花見をする姿は毎年恒例の風景です。</p> <p>昨今のゲリラ雷雨の際、今であればアリーナや野球場の軒下に避難出来ますし、何か子どもが助けが必要な時は中学校や小学校が近くにありますが新設される催し物ひろばや運動広場は避難場所、常に大人が居る場所がありますか？</p> <p>新しく広場や室内遊び場を作るから今ある広場は潰していいという発想はいかかなものではないでしょうか。</p> <p>催し物広場、多目的広場、フロンターレ公園、子どもの遊び場は「公園」なのでですからいくつあってもいいと思います。</p> <p>この声が届くことを期待しています。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 3】</p>	

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

⑤ 防災機能計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>最後にこれだけは頭に入れて置いて下さい。この地は水没地域です。 ミュージアムの失敗を二度と繰り返さぬ為にも、数値だけに頼らず歩くことをお勧めします。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 7-4】</p>	<p>(見解については p.15-160 参照)</p>
<p>①地震、火災による防災防煙機能の観点から 川崎市は等々力緑地を広域避難場所に指定している。市建設緑政局による策定調査委員会では、平成 8 年から令和 4 年まで川崎市緑化指針を出していたが、以後変更されていない。</p> <p>広域避難場所の定義として</p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要、適切な規模であること (5ha 以上の空き地、広場を有すること) ○災害時、住民を速やかに受け入れ、生活関連物質を配布することができる。 ○車など輸送が容易 ◎災害の影響が少ない <p>が上げられるが、何より最後の、災害の影響が少ない、という観点において樹木伐採はこの定義に反すると思われる。</p> <p>※多数の樹木伐採は、市が唱ってきた樹木の大切な役割 (延焼火災の火の手から身を守る) という防災樹林帯の機能を失うことになる。</p> <p>また、多数の物販施設立体駐車場建設により、避難してきた多数市民も居場所を奪うことにもなる。何れ所もの駐車場が緑地入り口にあることも、住宅地の火災が燃え移り、大災害になる懸念も考えられる。</p> <p>等々力緑地が持つ、市民を守る防災樹林帯の考えはどこに行ってしまったのだろうか？</p> <p style="text-align: right;">【意見書 19-1】</p>	

⑤ 防災機能計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>平成24年6月まちづくり委員会、委員11名、緑政局長、再編整備室長9名、等々力緑地の木々の伐採に関する陳情の審査の中で緑政局の方が防災的な役割を持つ、外周樹林の形成は大切になってくる。輻射熱を防ぐためには樹木が少なくなっている所は複層的にしなければ、火災の二次災害から避難してきた方達が熱くて大変なことになってしまう。外周植栽を厚くしていくのが基本的な考えである。と述べていました。</p> <p>令和3年11月の整備実施計画改訂案の中で防災機能の強化で安心安全な広域避難場所として外周の緑の保全を図るとともに延焼防止に寄与するよう整備、外周部の緑を充実することでまちの緑との連続性を確保すると明記されている</p> <p>条例環境影響評価準備書説明会、都市計画素案説明会、両説明会で防災の面での外周部の緑を充実することは明記されておらず、十分な説明もされていません。火災から避難してきた人たちを守るため、計画を変更してください。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 29】</p>	<p>(見解については p.15-160 参照)</p>

⑤ 防災機能計画について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>緑が壊され建築物でいっぱいになりそうな等々力緑地。今でもだいぶ少なくなっているが、子どもたちは遊び場でじるうにあそぶことができている。保育園児も広場で追いかけてっこやかくれんぼなど、きのしたであそぶことができ、小学生は秋探しでどんぐり拾いや紅葉した木の葉集めなど自然と触れ合うことができている。樹木伐採、商業施設建設で、広場はほとんど無くなり、木の持つ大きな力、虫との共生などの場が完全に失われる。とても危惧している。計画の見直しを強く希望する。</p> <p>市民が誰も知らない過環境影響評価資料！市民は何でも言うことを聞くと思ってあるのか、疑わざるを得ない。緑地内の商業施設の室外機の数だけをとってもこそが緑地とは言い得ない数で、環境悪化に拍車をかけ、温暖化現象の源に緑地がなるとは。信じられない所業である。樹木を伐採するなどもってのほかで、何のためかといえば温浴施設など緑地にそぐわない施設を何十も作ることを市が許可しているということに憤りを覚える。緑政局の局長の談話が出ていたが、市民の皆さんに賛同をいただいてこのような計画が実現に向かったことはとても喜ばしいこと。と言っているのを読んだときには目を疑った。賛成した人が何人いるのか。そもそもこの計画をら内密に進めてきたことに怒りすら覚える。心にも無い、市民の憩いの場を同時に作り出すことを大事にしながら緑地とすぽ一ぬの拠点の2つを緑地に実現していきたいと言っているのはまやかさに過ぎないことを思い知らされた結果だった。強く抗議する。</p> <p>まず市民に知らせず進めたこと。</p> <p>樹木を伐採し、全ての害になる商業施設を作ること</p> <p>そもそも市の土地の公園に商業施設を建設する非常識さ</p> <p>今も危険極まりない試合後の周辺混雑にさらに拍車をかける大規模建設は大渋滞、喧騒の緑地と化する現実を何と説明するのか。</p> <p>防災樹林帯としての役目を持つ樹木伐採は人命を軽んじている最たる証拠である。</p> <p>世界で地球温暖化阻止が叫ばれている中で、等々力緑地がその戦法を切ってしまう暴挙に怒り心頭である。</p> <p>是非、市ととどろきパーク株式会社へ答弁をしてほしい。市民をバカにしている行為そのものである。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 47】</p>	<p>(見解については p.15-160 参照)</p>

⑥ 熱中症対策に関する配慮について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>2.施設配置について</p> <p>＞ 立体駐車場の位置について、テニスコート跡地の立体駐車場は、サッカーのイベント前後に人が混雑する場所です。かなり混乱や危険が予想されるので、車両は人と干渉せず土手沿線に流すように、西丸小学校近くに設置する方が良いと思います。催し物広場跡地の立体駐車場も同様に、中学校の前ではなく新設催し物広場の辺りに設置する方がよいかと思います。</p> <p>＞ 催し物広場は、多彩なイベントが行われる公園の顔であり、新規の入場者に分かりやすい入り口に近く、公園の中心的な場所で、メイン施設の近くが良いと思います。ついては、現在のままの場所で良いと思います。</p> <p>＞ 緑地ゾーンは、多摩川と神社、学校の緑と結ぶような緑の回廊として、また、高温時の避難場所となる緑陰確保の為、草地だけでなく並木等の樹木を、意図的にレイアウトする方がよいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 10-2】</p>	<p>近年の気候変動の影響により熱中症による救急搬送者数が増加傾向にあり、等々力緑地においても「熱中症予防を理由とした施設利用の無料キャンセル」といった取り組みを実施しています。</p> <p>本事業としては、芝生広場外周部には樹木を配置し、緑に囲まれたオープンスペースを創出するとともに、高木の植栽により緑陰のある空間を創出する計画です。また、四阿の適切な配置を検討します。将来の等々力緑地の利用における熱中症対策については、引き続き検討していきます。</p>
<p>計画図を見ると、一見、緑の面積(量)が増えているように見えるが、今ある樹木、並木が殆ど切られてしまう計画であることがわからなくなっている。今樹木がある場所が木が無くなり、緑地(草地)になっているように見える。人工芝、という話もあるようだが、今と緑の質は全く異なっている。例え、草地で緑色でも、そこには木が必要なことは誰もが分かっている事である。夏の草地は暑くていられない。木が生えていて、木陰があれば、心地良く寝ころんだり、お弁当を食べたりする気にもなる。草地だけで、元気に子ども達は遊び回っていても、休息する場所は必須である。増して、温暖化が進むこの頃、木陰は何ものにも替え難い。パークの答えは、お昼を食べる場所を提供する為に飲食施設は作りたいとしたが、今のレストハウスみたいに少しはあっても18ヶ所もいない。その分木陰がたっぷりあり、ベンチや水飲み場がたくさんある緑地がほしい。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 14】</p>	

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

⑥ 熱中症対策に関する配慮について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>公園(等々力緑地)の樹木が現在より 800 本以上伐採されることで、大気質も違ってくると思われる。かわりにできる約 1000 台もの駐車場に停めてある車の排気ガスは、周辺の大気にかなりの悪影響があると思われる。すぐそばに宮内保育園、中原小学校、宮内中学校と並んでおり、渋滞中の車が道路に並ぶことでの大気汚染も懸念される。</p> <p>また、商業施設、温浴施設等の建設で、施設からエアコンの熱が公園に流れこむことも考えられる。まさに、緑地、ではなく、荒地である。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 16】</p>	<p>(見解については p.15-164 参照)</p>
<p>②地球温暖化対策の観点から</p> <p>近年大きく取り上げられている気候の変化に逆行する行為に疑問を持たざるを得ない。</p> <p>樹木帯や緑地では植物からの水分蒸発で熱を吸収し、温度上昇を抑制させる事が科学的に証明されている。(クールアイランド効果)</p> <p>等々力緑地でも真夏のある一日の気温の変化を調べてみたところ、釣り池脇のメタセコイアが何本もある通称ブランコ公園では 33.4℃、サッカー場と野球場の間にあるコンクリート広場 37.4℃という結果になった。体感でもはっきり分かるところだが、今より更に樹木伐採が進むと、ますます緑地の気温上昇が進むことになる。</p> <p>以上の観点からも樹木伐採に強く反対します。①②共に伐採する木の本数以上の木を植える、と答弁しているが、元の木のようにするにはそれ以上の年数が必要であることは誰にもわかる道理である。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 19-2】</p>	
<p>等々力緑地は日陰がない広場が多いため、広場や散策路沿いに適度に樹木を植えて、真夏にも日陰を通して歩くことができるようにしてほしいです。一方で、街路樹の枝が落下しての事故のニュースを聞くことがあるので、弱った木の植替えや管理もお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 27-2】</p>	

⑥ 熱中症対策に関する配慮について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>説明会の冊子には、■緑の質・緑の量で「本事業の主要植栽予定樹種」と記されていますが、なぜ植栽ありきなのでしょうか。もともと緑地なのでから樹木は多い場所です。</p> <p>計画地の環境特性に適合した樹種、季節が感じられる樹種ということですが、今現在大きく育っている樹木は環境特性に適合していると言えます。また、季節が感じられる樹木も、桜、梅、イチョウ、タイサンボク、藤、サツキ、椿、サザンカ、夾竹桃など、私たちの目を四季折々に楽しませてくれます。市の担当者が、「3m以上の木を切ったら他に植えます」と回答していました。でも、葉のたくさん茂っている木を切って、代わりに小さな幼木を植えても意味はありません。葉っぱが大事！葉は蒸散作用で自分の体温調節をし、水分を出すことで周りの気温も下げています。だから、木陰は涼しいのです。木の本数ではなく、葉の量が大事です。</p> <p>今ある樹木に適切な選定、施肥、病虫害防除、除草、灌水などの手入れをし、大切にしていけることが大事だと思っています。モノではなく、命ある生きている樹木なのでから。人の計画に合わせて樹木を伐採し、他の場所に植栽をするのではなく、今ある樹木に合わせて整備の計画を立て、1本たりとも樹木を伐採しないことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 34】</p>	<p>(見解については p.15-164 参照)</p>

⑥ 熱中症対策に関する配慮について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>温室効果ガスについての準備書を読むと、アリーナ、球技専門スタジアム、新陸上競技場の3か所だけしか載っていません。一番の懸念は、18棟もの商業施設、温浴施設です。多数の商業施設が365日、24時間、何台もの空調設備を稼働させていたら、大変な温室効果ガスの排出量になります。それが示されていないのはなぜですか？ぜひ、それを示して知らせてほしいです。</p> <p>地球温暖化対策を推進するとうたっていますが、大量の樹木を伐採して多数の商業施設を作ったら、温暖化に拍車をかけることになるのは目に見えています。現在でも、陸上競技場の前や野球場のまわりはコンクリートで埋め尽くされています。そして、木陰をつくる大きな樹木がありません。日陰もなくコンクリートばかりの土地では、暑さにより拍車がかかります。以前は、ハス池があったり、プールの周りに樹木があったりしました。そういうものを取り払ってコンクリートで埋め尽くし、何が温暖化対策の推進でしょうか。</p> <p>環境保全のための措置として断熱性及び機密性能に優れた部材の選定、可能な限り最新の環境配慮技術を導入などと書いてありますが、たくさん商業施設を建設しないことが一番の環境保全になります。また、利用者には、できるだけ公共交通機関の利用をすすめるがありますが、それだったら2つの立体駐車場は必要ありません。</p> <p>等々力緑地に、多額の私たちの税金を使って、環境を悪化させる立体駐車場や商業施設、温浴施設をつくらないでください。温暖化に拍車をかけるような商業施設の建設に強く反対します。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 44】</p>	<p>(見解については p.15-164 参照)</p>
<p>再編整備事業では、800本以上の大木の伐採が計画されているので、反対します。貴重な大木(レバノン杉、イチョウなど)を伐採して、小さな樹木を植栽しても、温室効果ガスへの悪影響は甚大です。また小さな樹木では、夏の日影になりません。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 53】</p>	
<p>緑豊かな公園は、子育ての頃休日によく利用し楽めた場所です。</p> <p>でも最近の公園はコンクリートが増え夏の猛暑のときは、そのてり返しが大変でした。</p> <p>地球温暖について世界的に心配な状況がある今、それを加速させるような、樹木抜き、コンクリート、廃ガス、駐車場とんでもないです。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 55】</p>	

⑦ 公園利用による発生音等について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>フロンターレ遊具公園跡地に、計画図に記載の無い大規模かつ2階建ての商業施設が建つと説明会で初めて聞かされ、驚愕した。さらに観光影響評価準備書には、イベント終了時の混雑緩和の為に、客足を商業施設へ誘導して分散させる、つまり帰宅を遅らせると書かれており、これまで夜間の煩いイベント終了後に速やかに静けさを取り戻せていたのに対し、今後はイベントの余韻が続き、静けさがいつまでも戻らないこととなり、甚だ迷惑である。</p> <p>また、商業施設は駐車場隣接で、まるで駅前ショッピングセンターさながらで、イベントの無い時でも常時、集客されることになり、いつになっても公園本来の静けさを取り戻せなくなり、住環境の悪化も甚だしい。</p> <p>せめて夜間21時以降は静けさを取り戻すために、商業施設の営業を、現在のテニスコートと同じ20時30分(20時45分消灯)とすることを提言する。</p> <p>また、ここは駅前繁華街ではなく公園であるのだから、50以上もの店舗など必要ない。緑地周辺や駅への道すがらにも飲食店があるので、とどろき緑地内の飲食店舗はせいぜい4～5店舗で十分。</p> <p>フロンターレ遊具公園跡地に建てられる、大規模かつ2階建ての商業施設など全く不要。ここは飲食店2店舗程度で十分で、あとは、夜間に営業しない学習・体験施設くらいに留めることを提言する。</p> <p style="text-align: right;">【意見書5-1】</p>	<p>公園利用による発生音等については、環境配慮計画書や条例方法書の段階でご意見をいただきことを踏まえ、等々力緑地全体の土地利用や機能を考慮しながら、検討を進めています。また、現在、公園利用者には、周辺にお住まいの方へ配慮してのご利用にご協力いただくよう周知しています。条例評価書では、周辺の住居等に関する配慮として以下のとおり記載しました(条例評価書p.28参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園利用者に対し、周辺住居への配慮した利用を依頼・周知する。 ・施設利用者に対し、スポーツ施設からの発生音に配慮した利用を依頼・周知する。 <p>今後は、大規模集客イベントの参加者に対し、入退場時の交通ルールやマナーの遵守について注意喚起を行うといった対策案を、川崎市やイベント主催者など関係者間で協議・検討し、本事業として実施可能な対策を適宜実施します。今後の運営・管理において、ご意見を参考にさせていただきます。</p>
<p>■自動車動線及び駐車場計画図</p> <p>現在催し物広場がある場所に立体駐車場の建設が計画されているが、渡された計画図ではわかりづらいので、立体的に見せて欲しいです。</p> <p>現在のアリーナ入口が、立体駐車場の出入口になるようだが、道路が狭く交通渋滞が懸念される。交通渋滞による騒音、同乗者が公園敷地内に入る前に住宅の前で降車した時の声の騒音・ドアの開閉音による騒音が懸念される。(現在もあり)</p> <p>イベント終わりは特に人が集中して、駐車場付近がうるさくなりそうで不安。</p> <p>(車を待つ人、エンジン音等)</p> <p>現在もスポーツ観戦・イベント最中もかなりの騒音ですが、スポーツ観戦前後・イベント前後の騒音もあり長時間のストレスを感じています。</p> <p>立体駐車場は、箱のように囲まれている感じですか？風が通り抜けるような感じですか？</p> <p style="text-align: right;">【意見書21-2】</p>	

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

⑦ 公園利用による発生音等について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>■現在困っていること 一番は騒音です。 ここ数年スポーツ観戦・イベントが増え騒音などに対して対策が不十分に感じます。 (サッカー・野球・イベント・大型エア遊具のモーター音、車のドアの開閉音) 敷地に塀がないので、アリーナに来た人達がたまに敷地内にいて怖く感じた事もありました。 帰りの車を待っているのか？何人かで敷地内でおしゃべりをしてうるさい時もありました。 公園利用者で、近隣のごみ置き場にごみを捨てる人もいます。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 21-4】</p>	<p>(見解については p.15-168 参照)</p>
<p>環境影響評価においては、工事中の評価しかされておらず、完成後にどうなるかの十分な調査がなされていない。また、評価の方法が疑問。再調査を依頼したい。球技専用スタジアムは3.5万人集客を計画しているが、横浜スタジアムと同規模である。横浜スタジアムは商業地域にあるが、ここについては住宅街が隣接している。ただでさえ試合やイベントがあれば騒がしく道路も大渋滞する。「こんな場所に観客規模を増やした、オープンな施設をつくるなんてどうかしている」といいたい。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 26-1】</p>	

⑦ 公園利用による発生音等について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>御殿町 1 丁目の小杉神社の並びに住んでいます。陸上競技場がすぐ目の前です。</p> <p>サッカーの試合やサッカー関連のイベント、マラソン大会など様々な催しの時には、朝から大音量で音楽がかかり、マイクを通して大きな声が聞こえてきます。一体だれに向かって放送しているのかと思うくらいです。参加している人たちには楽しいイベントで大きな音楽も盛り上げるためのものかもしれませんが、周辺の住民にとっては騒音でしかありません。窓を開けていると、テレビの音も聞こえないような状況です。</p> <p>さらに、今より 1 万人多く入れる球技専用のスタジアムの建設を計画していますが、周辺住民への騒音対策をきちんとやってほしいです。対策なしに、改修を進めることには反対です。</p> <p>以前から騒音については機会あるごとに言っていますが、一向に改善されません。川崎市やとどろきパーク株は、「日常的な賑わいの創出」を掲げていますが、周辺住民にとっては賑わいイコール騒音でしかありません。もう十分に賑わっています。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 31】</p>	<p>(見解については p.15-168 参照)</p>
<p>イベント開催時、サッカーやコンサート時の騒音について時間帯と最高騒音レベル(音響スピーカーからの音意外に客の歓声や楽器音等含める)を調べてお知らせください。現状サッカーのゴールシュート後の歓声やアナウンス、楽器の騒音が酷いです。また道路を大人数で歩く際の会話等の騒音レベルもわかりません。アルコールが入った状態の人間が複数集まった場合など色んなシチュエーション考えられます。サッカーとコンサート時の騒音レベルには違いがあると思いますのでその辺も詳しく調査し市民に説明をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 40-1】</p>	

⑧ 治安について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>説明会にて、自由提案施設として、多数の商業施設や温浴施設を建設されると聞きましたが、営業時間は何時から何時になるのでしょうか？都市計画公園の変更により、10000 へーバーの大型な商業施設等が建設可能となり、さらに深夜営業も可能な場所になるとのことでしたが、商業施設や温浴施設が深夜まで営業するとなれば、施設からの騒音（冷暖房機器、車の他に人の声）や灯りなど、周辺住宅への影響悪化が懸念されます。</p> <p>子供が出入りする公園に、夜間まで営業する施設があるとなると様々な治安悪化が考えられます。これらの深夜の騒音と治安については準備書には記載がありませんが、影響を調査し、対策を講じるべきではないでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【意見書 39-2】</p>	<p>自由提案施設につきましては、公園の施設として相応しいものを誘致します。</p> <p>また、公園利用者の皆様に安心してご利用いただける環境を提供するため、等々力緑地内における防犯対策として、警備員の常駐や巡回等を実施しており、異常が確認された際は速やかに対応するよう努めています。引き続き、現状より拡充した対応を検討します。</p>
<p>・商業施設を建てるほど、治安が悪くなることが想定されます。周辺に住む住民の環境が考えられていないと感じます。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 54-4】</p>	

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

⑨ 管理について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>四季園は可能な限り保全するとなっていますが、ここにある日本庭園は管理は半分放棄されているように感じます。調べたところ、この日本庭園は昭和の前半に私邸につくられたものですが、現在は植栽や石組が庭園として管理されている様子はなく、水も枯れており、みずぼらしい感じになっています。せっかく昭和の時代から引き継がれている庭園であり、日本の伝統文化を観てもらえることもできるので、植栽や水、石をきちんと庭園として管理して活用する計画を出していただきたいです。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 30-1】</p>	<p>四季園は可能な限り現位置で保全する計画としていますが、管理計画につきましては現時点で未定です。今後の検討において、ご意見を参考にさせていただきます。</p>

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

⑩ 光害について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>説明会にて、自由提案施設として、多数の商業施設や温浴施設を建設されると聞きましたが、営業時間は何時から何時になるのでしょうか？都市計画公園の変更により、10000ヘーバーの大型な商業施設等が建設可能となり、さらに深夜営業も可能な場所になるとのことでしたが、商業施設や温浴施設が深夜まで営業するとなれば、施設からの騒音（冷暖房機器、車の他に人の声）や灯りなど、周辺住宅への影響悪化が懸念されます。</p> <p>子供が出入りする公園に、夜間まで営業する施設があるとなると様々な治安悪化が考えられます。これらの深夜の騒音と治安については準備書には記載がありませんが、影響を調査し、対策を講じるべきではないでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【意見書 39-2】</p>	<p>照明については、周辺への影響に配慮し「光害対策ガイドライン」（令和3年3月改訂版、環境省）等を参考に、照明機器の選定、設置位置と空間への光の配分を適切に行います。外構の照明については、周辺への光害に配慮し、上方に光が漏れない器具の選定を検討していきます。球技専用スタジアムの照明については、周辺環境に配慮した配置や角度等を検討するとともに、利用時間帯に配慮します。（条例評価書 p.11-1 参照）。</p>
<p>環境保全のための措置に記載されていることが、川崎市生物多様性戦略のコア地域の取組ということでしょうか。環境アセスメントだということを考えても、戦略に書かれている多様性保全のコアとし、水と緑の連続性・回遊性の確保の推進とは離れていると感じます。環境保全のための措置、環境影響評価の結果に次のことを加えていただきたい。せっかく釣り池のかいぼりを行うので、コイ、アカミミガメ、アメリカザリガニ等の外来種を駆除し、止水性淡水生態系の再生・保全を図り、止水性淡水域に依存する生物の生息拠点とする。これはいま環境省が進めているネイチャーポジティブにも合致することです。</p> <p>公共施設であることを考えると、光害の対策はもっと踏み込んだことが必要だと思います。照明の光は水平方向より上に向けないようにする、街路灯には傘をつけて上空で光が漏れないようにする、といった記載があるとよいです。また、スタジアムのような強い照明は鳥に影響を与えるので、アメリカでは渡り鳥が移動する季節には都市の照明を落とす取組をしているところがあるそうなので、そういった先進的な事業もあるとよいです。</p> <p>生物多様性の保全について。生物多様性戦略のコア地域の取組がこれだけとは非常に物足りないです。等々力緑地は都市の生物多様性保全の上で重要な場所なので、環境省の自然共生サイトへの登録を目指すことを入れてはどうかと思います。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 48】</p>	

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

(2) 施工計画について

① 工事期間について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>子供達から自然を取り上げてしまうのは酷すぎます。スマホに夢中になりながらも追い駆けっこにサッカー、この地で見られる器用な子供達。</p> <p>そんな事が出来る広場って、子供にとって絶対に無くさないであげて欲しいと、そして作られる施設は大人向きなものばかり、唯一スケボーが出来るスポーツ広場はある事は救いです。</p> <p>出来る事なら料金の高くない子供も使えるプール、これは夏場だけのものであってもいいです。</p> <p>昨今の犬達の数の増加は目を見張るものがあります。</p> <p>この地の近隣にはドッグランは有りません。どうぞ有料の管理がしっかりしたランを作ってください。</p> <p>又、野球場建設の折に残土に廃棄物、土壌汚染で工期の遅くなった経緯もあり凄く心配です。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 7-4】</p>	<p>本事業の工事は全体で約 6 年間の計画であり、工事完了は 2031 年 3 月を予定していますが、今後、設計を進め、諸手続きが完了後に着工となる見込みですので、着工時期の変更に伴い、完了時期が変わる可能性があります。また、工事は、工区を分けて順次実施し、完成した施設から段階的に供用開始する予定であり、一部の施設が利用できなくなる期間が生じますが、できるだけ利用できない期間が短くなるよう、施工計画を検討します。</p> <p>なお、工事中の廃棄物の処理や土壌汚染については、法令等に準拠し、川崎市と協議しながら適切に対応します。</p>
<p>等々力緑地再整備案について</p> <p>1.工事期間について</p> <p>工事車両の走行ルートについて、宮内交差点と宮内北側交差点の間は、歩道がなく電柱も多く、小学校の登下校やライフ買い物客等の通行人も多い場所もあり、大型工事車両が通行するのは危険だと思います。誘導員を付けるにしても、頻度や時間帯にもよりますが、住民の迷惑不満は避けられないように思われ、使用は適切ではないと思います。</p> <p>></p> <p style="text-align: right;">【意見書 10-1】</p>	

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

Ⅲ その他

(1) その他

① 遊歩道の整備について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>9月21日の説明会に参加させていただきましたが、環境影響評価説明の場ではありましたが、今回の整備の狙いをご説明の内容に齟齬が無いか心配になり意見させていただきます、説明会事業者配布資料2ページに事業の目的があり、1市民生活の向上、2がみどりをつなぎ、活かすとあります、当日ご質問された方がいましたが、自由施設を多数作る意図は为什么呢、商業主義の臭いがふんぷんします、確かに以前の等々力、特に平和の像があった場所は草ぼうぼうで遊ぶ人は居なかったのに、今、人が憩う姿が見られます、民の力で効果的に運営する時代かとは思いますが、緑地の再整備事業として、自由施設は必要最低限でお願いします。今のようにワゴン販売であつたり仮設テントの規模で十分かと思えます、アリーナや競技場老朽化対応は行っても公園を商業化しないでください、できるだけ人工で無い自然に触れられる機会を作ることが、これからの川崎にとって大事だと思います、また、車前提でなく、小杉からの遊歩道の整備で、等々力までの散歩も楽しみの一つにしてほしい、あと、藤は残しながらウォーターフロントとして再整備ください、あの空間は、再整備すれば素敵な場所になると思います、何か象徴的なオブジェが置けないか、若いカップルに人気が出そうな、朝陽が登る時間はとても幻想的です、今後の川崎に大きな資産として残すべきは便利な施設ではなく、多少不便でも素の自然だと思います。</p> <p style="text-align: right;">【意見書4】</p>	<p>本事業において実施する再編整備は、等々力緑地の区域内であり、武蔵小杉駅からの遊歩道につきましては、本事業で整備をする計画はございませんので、ご要望を川崎市へ申し伝えます。</p>

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

② 中学校からの発生音について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>これは緑地とは関係ありませんが、近隣に中学校もあります。</p> <p>中学校では、ほぼ毎日部活動の朝練、夕方の部活動での掛け声が聞こえます。</p> <p>土日にも部活動があります。最近あった部活の試合では、朝早くから応援の音が響いていました。楽器も鳴らしてうるさく、朝から午後に入っても続き家にいても休まりません。学校ですから多少は我慢もしますが、限度があります。</p> <p>あまりにも騒音に囲まれている環境で、何か対策を考えて欲しいです。</p> <p>宜しくお願い致します。</p> <p>以上</p> <p style="text-align: right;">【意見書21-5】</p>	<p>中学校からの発生音に関するご意見につきましては、川崎市へ申し伝えます。</p>

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

③ 市民ミュージアムについて

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>せっかくの緑地を壊さないで下さい 等々力緑地は私たち中原区民にとって唯一ゆっくりと憩える大事な場所です。 スポーツ施設も大事ですが、ミュージアムなど平和館と共に中原区の大事な文化施設でしたのにとっても残念でした。ミュージアムをぜひ中原区に再建してほしいものですが、せっかくある緑地もしっかり緑地として残してほしいと思っています。超高層ビルが建ちならぶ小杉周辺に住むものとしては本当に大事な場所です。立派に育った樹々や池に飛んでくる鳥たちは私たちの心を癒す大事な空間をつくってくれます。何故ここにごちゃごちゃと建物をたてお店をつくって、賑やかにしなくてはいけないのでしょうか。どうして市民がゆったりと過ごせる場所を一つくらい残しておいてくれないのでしょうか？樹はもう伐らないで下さい。市民が誇りに思える立派な緑地公園としていつまでも大事に残して下さい。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 36】</p>	<p>新たな市民ミュージアムにつきましては、「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」(川崎市、令和3年11月)で、等々力緑地での再建は行わないことが示されており、「新たなミュージアムに関する基本計画(案)」(川崎市、令和5年11月)によると、生田緑地ばら苑及び周辺区域再整備エリアが開設地とされています。</p>

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

④ 意見書提出フォームについて

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>意見書提出フォームの締め切り時間が明記されておられません。当時中であれば受けると解釈するのが通常だと思いますが、万が一違うのであれば、その旨がわかるように明記すべきだと思います。また、明記がなかったのにも関わらず、当日中の意見を時間により取り下げのような行為は行わないで頂きたいです。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 39-1】</p>	<p>川崎市のオンラインフォームからの意見書提出は、「意見書提出締切日の 24 時まで受け付けています。」と川崎市から伺っています。</p>

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

⑤ 問い合わせ先について

市民意見の概要	指定開発行為者の見解
<p>問い合わせ先が住所と電話番号しか出ていませんが、耳の悪い人などは問い合わせにくいと思います。ほかの事業の問い合わせ先を見ても電話だけというのはいないようです。市役所の事業でこれなのは不親切なので、メールアドレスなども必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 30-2】</p>	<p>川崎市の意見書提出フォームの受付期間が終了しましたので、今後は、川崎とどろきパーク株式会社の Web サイトにある「お問い合わせフォーム」(URL: https://kawasaki-todoroki-park.co.jp/contact/mail-form/) で受付いたします。</p> <p>メールでのお問い合わせをご希望される場合は、こちらをご利用いただきたく存じます。</p>

注) 意見に複数項目の内容が含まれている場合、該当する項目のページに見解を記載しています。

第 16 章 条例環境影響評価準備書に対する 審査結果と指定開発行為者の見解

第 16 章 条例環境影響評価準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

等々力緑地再編整備・運営等事業に係る条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という。）は、令和 7 年 5 月 21 日に川崎市より送付を受けた。

条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解は、表 16-1(1)～(28)に示すとおりである。

表16-1(1) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項目	条例審査書の審査結果及び内容	
(1) 全般的事項	<p>本指定開発行為は、等々力緑地を再編整備するものであり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等を実施するとともに、本条例審査書の内容を確実に遵守すること。</p> <p>また、計画地は、市を代表する総合公園の1つであり、その再編整備は周辺住民等の関心が高いことから、計画地内の施設配置や施設計画等について、周辺住民等に丁寧に説明するとともに、工事着手前に周辺住民等に工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知すること。</p>	
(2) 環境影響評価項目に関する事項	<p>ア 温室効果ガス</p>	<p>脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの削減に向けた一層の取組が求められていることから、周辺環境に配慮しつつ太陽光発電設備等の積極的な導入を図るとともに、計画建物のエネルギー使用量の削減等につながる対策を講ずること。</p>
	<p>イ 大気質</p>	<p>計画地及び車両ルートが福祉施設、住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。</p>
	<p>ウ 騒音</p>	<p>計画地及び車両走行ルートが福祉施設、住宅等に近接していること、車両の走行に伴い等価騒音レベルが環境保全目標を超過すると予測している地点があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。</p>
	<p>エ 振動</p>	<p>計画地及び車両走行ルートが福祉施設、住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。</p>
	<p>オ 廃棄物等(産業廃棄物、建設発生土) (ア) 産業廃棄物</p>	<p>石綿含有建材の使用が確認された場合には、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。</p>
	<p>(イ) 建設発生土</p>	<p>処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。</p>

表16-1(2) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
<p>本事業の実施にあたっては、条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加えて、条例審査書の内容を確実に遵守します。</p> <p>また、工事着手前に周辺住民等に対して事業計画の説明や工事説明等を実施し、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知を図ります。</p>	—	—
<p>条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、設計等の進捗に合わせて、計画建築物のエネルギー使用量の更なる削減等につながる措置について検討します。</p> <p>太陽光発電設備については、周辺環境への影響を考慮しながら、導入を検討します。</p>	—	—
<p>条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底し、大気質の影響の低減に努めます。</p>	—	—
<p>条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底し、騒音の影響の低減に努めるとともに、工事着手前に周辺住民等に対して工事説明等を行い、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について周知を図ります。</p>	—	—
<p>条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底し、振動の影響の低減に努めるとともに、工事着手前に周辺住民等に対して工事説明等を行い、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について周知を図ります。</p>	—	—
<p>既存建築物の解体工事において石綿含有建材の使用が確認された場合には、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底し、飛散・流出等のないよう、適切に対応します。</p>	—	—
<p>建設発生土の発生量、再利用等を含めた処理・処分の実施内容を取りまとめ、その結果を川崎市に報告します。</p>	—	—

表16-1(3) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項目	条例審査書の審査結果及び内容
(2) 環境影響評価項目に関する事項 カ 生物 (植物、動物、生態系) (ア) 植物	クゲヌマランの移植に当たっては、土壌、当該植物と共生する菌類及び宿主となる樹木等の把握を行い、慎重に計画し実施する必要があることから、専門家の協力を得て移植前に生育環境を把握した上で、移植方法、移植場所の選定等に十分配慮するとともに、移植方法については、周辺住民に丁寧に説明すること。
	(イ) 動物 計画地及びその周辺で、多くの種が確認されていることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。
	(ウ) 生態系 計画地は、まとまりのある緑や水辺を有する動植物の生息、生育環境となっていることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。
キ 緑(緑の質、緑の量) (ア) 緑の質	植栽予定樹種については、市民等の関心の高い樹種の植栽について検討を行い、条例環境影響評価書(以下「条例評価書」という。)で明らかにすること。 樹木等の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木等の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

表16-1(4) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
クゲヌマランの移植にあたっては、専門家の助言を受けながら、クゲヌマランの生態や移植前の生育環境の把握及び移植方法や移植場所の選定等に十分配慮のうえ実施します。クゲヌマランの対応に関する周辺住民への説明については、注目される種として情報の取り扱いに注意しつつ、丁寧な説明に努めます。	—	—
条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底し、動物への影響の低減に努めます。	—	—
条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底し、生態系への影響の低減に努めます。	—	—
<p>植栽予定樹種については、市民等の関心が高いと考えられる既存樹種の植栽について検討しています。条例評価書において、その説明と環境保全のための措置を追記しました。樹木等の植栽にあたっては、植栽予定樹種の環境適合性等を踏まえて、植栽時期、養生等について十分配慮します。</p> <p>また、植栽基盤の整備にあたっては、樹木等の育成を支える十分な土壌厚の確保について、川崎市関係部署と協議の上、計画を進めます。</p>	<p>第1章 指定開発行為の概要 5 指定開発行為の内容 (4) 緑化計画 ア 緑化計画 5 段落目</p> <p>【条例準備書：p.56】</p>	<p>下線箇所を追記しました。</p> <p>また、主要植栽予定樹種は、表 1-16 に示すとおりであり、<u>サクラ類、イチョウ、メタセコイア等の現在植わっている樹種や、本事業により伐採が生じる樹種も考慮して植栽する計画である。</u></p> <p>【条例評価書：p.56】</p>

表16-1(5) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項目	条例審査書の審査結果及び内容
(2) 環境影響評価項目に関する事項 キ 緑(緑の質、緑の量) (ア) 緑の質	(条例審査書の審査結果及び内容については p.16-4 参照)

表16-1(6) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
(見解については p.16-5 参照)	第9章 環境影響評価 6 緑 6.1 緑の質 (3) 予測・評価 (オ)環境保全のための措置 【条例準備書：p.9.6.1-25】	環境保全のための措置を追記しました。 ・ <u>主要植栽予定樹種の選定にあたっては、サクラ類、イチョウ、メタセコイア等、現在植わっている樹種も考慮する。</u> 【条例評価書：p.9.6.1-25】
	第10章 環境保全のための措置 緑の質 ア 植栽予定樹種の環境適合性、植栽基盤の適否及び必要土壌量 【条例準備書：p.10-7】	環境保全のための措置を追記しました。 ・ <u>主要植栽予定樹種の選定にあたっては、サクラ類、イチョウ、メタセコイア等、現在植わっている樹種も考慮する。</u> 【条例評価書：p.10-7】

表16-1(7) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項目	条例審査書の審査結果及び内容
(2) 環境影響評価項目に関する事項	(イ) 緑の量 伐採する可能性のある樹木については、位置、本数等を、高さ3メートル以上の樹木に関しては、伐採した本数以上の高木を植栽する計画であることについて、条例評価書で明らかにするとともに、新たに植栽する樹種については、伐採する樹木の樹種を踏まえ選定すること。 既存の樹木及び新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

表16-1(8) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
<p>本事業では、計画地内のまとまった緑地と水辺は、可能な限り現位置で保全する方針ですが、公園利用における安全性、利用しやすさ、防災機能の確保などを総合的に勘案し、緑地の再配置も含めて土地利用を検討しています。本事業の実施により伐採する可能性のある樹木の位置、本数について、条例評価書に追記しました。また、高さ3メートル以上の樹木に関しては伐採本数以上の樹木を植栽する方針であり、その旨も条例評価書に追記しました。植栽予定樹種については、伐採する樹木の樹種を踏まえて選定します。</p> <p>また、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底し、既存樹木及び新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めます。</p>	<p>第1章 指定開発行為の概要 5 指定開発行為の内容 (4) 緑化計画 ア 緑化計画 5 段落目</p> <p>【条例準備書：p.56】</p>	<p>下線箇所を追記しました。</p> <p>また、主要植栽予定樹種は、表 1-16 に示すとおりであり、サクラ類、イチヨウ、メタセコイア等の現在植わっている樹種や、本事業により伐採が生じる樹種も考慮して植栽する計画である。</p> <p>【条例評価書：p.56】</p>
	<p>第1章 指定開発行為の概要 5 指定開発行為の内容 (4) 緑化計画</p> <p>【条例準備書：p.57】</p>	<p>以下のとおり、「ウ 既存樹木の保全について」を追加しました。また、既存樹木の伐採が生じる主な位置の図を追加しました。</p> <p>ウ 既存樹木の保全について 計画地内のまとまった緑地と水辺は、可能な限り現位置で保全する方針であるが、公園の魅力向上、公園利用における安全性、利用しやすさ、防災機能の確保、老木の管理などを総合的に勘案し、緑地の再配置も含めて土地利用を検討しており、主に図 1-12 に示す位置において既存樹木（高さ3m以上の樹木）990本程度の伐採が生じる見込みである。今後の詳細設計や施工計画の検討において、適切な伐採、新植、移植、保存方法を引き続き検討していくとともに、高さ3m以上の樹木については、伐採が生じた本数以上に新たな樹木（現時点では大景木・高木を約1,800本）を植栽する方針である。</p> <p>【条例評価書：p.57】</p> <p>図 1-12 既存樹木の伐採が生じる主な位置</p> <p>【条例評価書：p.59】</p>

表16-1(9) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項目	条例審査書の審査結果及び内容
(2) ク 人と自然とのふれあい活動の場	計画地は、まとまりのある緑や水辺を有し、計画地全体が人と自然とのふれあい活動の場となっており、再編整備中の工事範囲は利用できなくなることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。
(2) ケ 景観（景観、圧迫感） 環境影響評価項目に関する事項	景観・圧迫感の変化の程度に関する予測及び評価結果においては、現況との比較を踏まえて、より丁寧に説明すること。 また、建物の形状、外壁の色彩等については、川崎市景観計画を踏まえ、市関係部署と協議すること。

表 16-1(10) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底し、人と自然とのふれあい活動の場への影響の低減に努めます。	—	—
<p>景観・圧迫感の変化の程度に関する予測及び評価結果については、ご指摘を踏まえ、条例評価書において追記しました。</p> <p>また、建物の形状、外壁の色彩等は川崎市景観計画を踏まえるとともに、川崎市関係部署と協議の上、計画を進めます。</p>	<p>第9章 環境影響評価 8 景観 (3) 予測・評価 ア 主要な景観構成要素の 改変の程度及び地域景観の 特性の変化の程度、代表的な 眺望地点からの眺望の変化 の程度 (ウ) 予測方法 b 代表的な眺望地点から の眺望の変化の程度 1 段落目</p> <p>【条例準備書：p.9.8.1-8】</p>	<p>下線箇所を追記しました。</p> <p>現況調査写真に完成予想図を合成してフォトモンタージュを作成し、<u>現況調査写真からの変化の程度や計画建物の見え方を踏まえ、現況からの変化の程度を定性的に予測した。</u></p> <p>【条例評価書：p.9.8.1-8】</p>
	<p>第9章 環境影響評価 8 景観 (3) 予測・評価 ア 主要な景観構成要素の 改変の程度及び地域景観の 特性の変化の程度、代表的な 眺望地点からの眺望の変化 の程度 (オ) 予測結果 b 代表的な眺望地点から の眺望の変化の程度 2 段落目</p> <p>【条例準備書：p.9.8.1-9】</p>	<p>下線箇所を修正しました。</p> <p>予測地点 L2 (近景域) 及び予測地点 L6,7 (中景域) では、<u>計画建物の大部分が道路沿いの建物や樹木によって遮られ、視認できるものは現況とほとんど変わらない。また、スカイラインもほとんど変わらないことから、眺望の変化は小さいと予測する。</u></p> <p>【条例評価書：p.9.8.1-9】</p>
	<p>第9章 環境影響評価 8 景観 (3) 予測・評価 ア 主要な景観構成要素の 改変の程度及び地域景観の 特性の変化の程度、代表的な 眺望地点からの眺望の変化 の程度 (オ) 予測結果 b 代表的な眺望地点から の眺望の変化の程度 表 9.8.1-6 代表的な眺望地点 からの眺望の変化の程度 予測地点 L1, L4, L5</p> <p>【条例準備書：p.9.8.1-10】</p>	<p>1段落目に以下を追記しました。</p> <p><u>なお、スカイラインはほとんど変わらない。</u></p> <p>【条例評価書：p.9.8.1-10】</p>

表 16-1(11) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項目	条例審査書の審査結果及び内容
(2) ケ 景観（景観、圧迫感） 環境影響評価項目に関する事項	（条例審査書の審査結果及び内容については p.16-10 参照）

表 16-1(12) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
(見解については p.16-11 参照)	<p>第 9 章 環境影響評価</p> <p>8 景観</p> <p>(3) 予測・評価</p> <p>ア 主要な景観構成要素の 改変の程度及び地域景観の 特性の変化の程度、代表的な 眺望地点からの眺望の変化 の程度</p> <p>(オ) 予測結果</p> <p>б 代表的な眺望地点から の眺望の変化の程度</p> <p>表 9.8.1-6 代表的な眺望地 点からの眺望の変化の程度</p> <p>予測地点 L2, L6, L7</p> <p>【条例準備書：p.9.8.1-10】</p>	<p>下線箇所を修正しました。</p> <p>【L2】 計画地や(新)とどろきアリー ナ・スポーツセンターの大部 分は、道路沿いの建物や樹木 によって遮られ、<u>視認できる ものは現況とほとんど変わら ない。また、スカイラインもほ とんど変わらないことから、</u> 眺望の変化は小さいと予測す る。</p> <p>【L6】 本地点からは、球技専用スタ ジアムの屋根がわずかに視認 できる。計画地や球技専用ス タジアムの大部分は、多摩沿 線道路沿いの建物と計画地内 の樹木によって遮られ、<u>視認 できるものは現況とほとんど 変わらない。また、スカイライ ンもほとんど変わらないこと から、眺望の変化は小さいと</u> 予測する。</p> <p>【L7】 本地点からは、球技専用スタ ジアムの上部が部分的に視認 できる。計画地や球技専用ス タジアムの大部分は、道路沿 いの建物や樹木によって遮ら れ、<u>視認できるものは現況と ほとんど変わらない。また、ス カイラインもほとんど変わら ないことから、眺望の変化は</u> 小さいと予測する。</p> <p>【条例評価書：p.9.8.1-10】</p>

表 16-1(13) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項目	条例審査書の審査結果及び内容
(2) ケ 景観（景観、圧迫感） 環境影響評価項目に関する事項	（条例審査書の審査結果及び内容については p.16-12 参照）

表 16-1(14) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
(見解については p.16-13 参照)	第 9 章 環境影響評価 8 景観 (3) 予測・評価 ア 主要な景観構成要素の 改変の程度及び地域景観の 特性の変化の程度、代表的な 眺望地点からの眺望の変化 の程度 (キ) 評価 2 段落目 【条例準備書：p.9.8.1-20】	下線箇所を修正しました。 予測地点 L2 (近景域) 及び予 測地点 L6,7 (中景域) では、 計画建物の大部分が道路沿 いの建物や樹木によって遮 られ、視認できるものは現況 とほとんど変わらない。また、 <u>スカイラインもほとんど</u> <u>変わらないことから、眺望の</u> <u>変化は小さいと予測した。</u> 【条例評価書：p.9.8.1-20】
	第 9 章 環境影響評価 8 景観 (3) 予測・評価 イ 圧迫感の変化の程度 (オ) 予測結果 2 段落目 【条例準備書：p.9.8.1-21】	下線箇所を追記しました。 供用時の形態率は、地点 P1 が約 17.0%、P2 が約 21.0%、 P3 が約 5.1%、P4 が約 18.4%、P5 が約 3.9%と予測 する。 <u>いずれの予測地点とも</u> <u>に、計画建物が占める形態率</u> <u>の割合は半分以下であり、形</u> <u>態率の増加分は約 0.1～3.2</u> <u>ポイントと現況の形態率か</u> <u>らの変化量は少ないことか</u> <u>ら、本事業の実施による著し</u> <u>い圧迫感の変化はないもの</u> <u>と予測する。</u> 【条例評価書：p.9.8.1-21】
	第 9 章 環境影響評価 8 景観 (3) 予測・評価 イ 圧迫感の変化の程度 (キ) 評価 1 段落目 【条例準備書：p.9.8.1-27】	供用時の形態率は、地点 P1 が約 17.0%、P2 が約 21.0%、 P3 が約 5.1%、P4 が約 18.4%、P5 が約 3.9%と予測 した。 <u>いずれの予測地点とも</u> <u>に、計画建物が占める形態率</u> <u>の割合は半分以下であり、形</u> <u>態率の増加分は約 0.1～3.2</u> <u>ポイントと現況の形態率か</u> <u>らの変化量は少ないことか</u> <u>ら、本事業の実施による著し</u> <u>い圧迫感の変化はないもの</u> <u>と予測した。</u> 【条例評価書：p.9.8.1-28】

表 16-1(15) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項目	条例審査書の審査結果及び内容	
(2) 環境影響評価項目に関する事項	コ 日照阻害	日影の影響を受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。
	サ テレビ受信障害	障害が発生したときの問合せ窓口を周辺住民等に明らかにし、その対策については確実に実施すること。
	シ 風害	風洞実験を用いて建設前後の風環境を評価しているが、計画建物のモデル化及び周辺の樹木の取り扱いについて、条例評価書で明らかにすること。

表 16-1(16) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
計画建築物による日影の影響の程度は、条例準備書の説明会等において説明していますが、今後も計画建築物による日影に関する問合せ等があった場合には、その影響の程度についてご理解いただけるよう努めます。	—	—
工事着手前に周辺住民等に対して工事説明等を行い、テレビ電波の受信障害に関する問合せ窓口について周知を図ります。また、計画建築物に起因する障害が発生した場合には、対策を確実に実施します。	—	—
風洞実験に使用した計画建物の模型写真を資料編に追加するとともに、周辺樹木の取り扱いについて、条例評価書に追記しました。	<p>第 9 章 環境影響評価</p> <p>9.3 風害</p> <p>(3) 予測・評価</p> <p>ア 風向、風速の状況及びそれらの変化する地域の範囲並びに変化の程度、年間における風速の出現頻度</p> <p>(ウ) 予測方法</p> <p>【条例準備書：p.9.9.3-7】</p>	<p>下線箇所を追記しました。</p> <p>風洞実験施設の状況及び模型の状況は、写真 9.9.3-1 に示すとおりである(風洞実験に使用した模型の写真は、資料編 p.1.7.2-9 参照)。</p> <p>計画地及びその周辺を再現する範囲は、図 9.9.3-3 に示すとおり、風環境に変化を及ぼすおそれのある計画建物(球技専用スタジアム)を中心とした半径約 400m とし、模型の縮尺は 1/400 とした。<u>なお、樹木については、樹高概ね 3m 以上の常緑樹を対象として再現し、将来新植する樹木は再現していない。</u></p> <p>写真 9.9.3-1 風洞実験施設の状況(風上方向を望む) (風洞模型はケース 2：計画建物建設後)</p> <p>【条例評価書：p.9.9.3-7】</p>

表 16-1(17) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項目	条例審査書の審査結果及び内容
(2) 環境影響評価項目に関する事項 シ 風害	(条例審査書の審査結果及び内容については p.16-16 参照)
ス コミュニティ施設	計画地は、多様な年齢層の市民等が利用する集会場を有する総合公園であり、再編整備中に施設の一部が一時的に使用できなくなることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。
セ 地域交通 (交通安全、交通混雑)	<p>多くの交差点で渋滞が観測されているが、将来基礎交通量による結果が現状を再現できているか条例評価書で明らかにすること。</p> <p><u>①大規模イベント開催時は、通常の平日・休日とは大きく異なる交通需要が発生することから、大規模イベント開催時の自動車交通量を把握し、また、②歩行者の往来による影響についての評価に当たっては、評価の理由を丁寧に説明するとともに、③環境保全のための措置の実施後において、交通混雑や交通安全上の課題が生じた場合の対応等について、条例評価書で明らかにすること。</u></p>

表 16-1(18) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
(見解については p.16-17 参照)	資料編 7.2 風害 (2) 予測 【条例準備書資料編： p.1.7.2-8～10】	下記文章及び写真を追記しました。 <u>イ 風洞実験に使用した模型</u> <u>風洞実験に使用した模型は、写真 1.7.2-1～6 に示すとおりである。</u> 風洞実験の模型写真（建設前後の全体図及び拡大図）： 写真 1.7.2-1～4 樹木の模型：写真 1.7.2-5～6 【条例評価書資料編： p.1.7.2-8～10】
条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底し、コミュニティ施設への影響の低減に努めます。	—	—
現地調査の結果、渋滞の発生を確認していますが、発生理由は右折車・対向直進車による影響を受けたものが多く、長時間に渡る継続的な捌け残りの発生や渋滞長の著しい延伸は確認されていません。交差点需要率及び車線混雑度の予測にあたっては、飽和交通流率の実測結果を使用するとともに、渋滞長を考慮した需要交通量を算定して予測していることから、基礎交通量による交差点需要率及び車線混雑度は現状を再現できていると考えています。	—	—
①事業者としては、大規模集客イベント時における交通混雑については、課題と認識しています。大規模イベント時の自動車交通については、過去に現地調査を実施したことがあります。その調査結果は、条例評価書資料編に参考資料として追加しました。 この調査の結果も踏まえつつ、引き続き、本事業として実施可能な対策を川崎市やイベント主催者とともに検討します。	資料編	以下を追加しました。 参考資料 大規模集客イベント時の自動車交通量調査結果の概要 【条例評価書資料編：参考-1～6】

表 16-1(19) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項目	条例審査書の審査結果及び内容
(2) 環境影響評価項目に関する事項 セ 地域交通 (交通安全、交通混雑)	(条例審査書の審査結果及び内容については p.16-18 参照)

表 16-1(20) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
②歩行者の往来による影響についての評価については、ご指摘を踏まえ、条例評価書において環境保全のための措置の記載を変更しました。また、評価の記載に追記しました。	第 9 章 環境影響評価 11 地域交通 11.1 地域交通 (交通安全、交通混雑) (3) 予測・評価 ウ 大規模集客イベント時における歩行者の往来による影響 (カ) 環境保全のための措置 【条例準備書：p.9.11.1-50】	環境保全のための措置の取り組み内容を分類し、下線箇所を追記しました。 大規模集客イベント時における混雑緩和や交通安全確保の観点から、イベント主催者等の関係者と連携し、次のような措置を講ずる。 <u><現在実施しており、今後も継続していく取り組み></u> <u><新たに実施する取り組み></u> <u><必要に応じて強化を検討する取り組み></u> 【条例評価書：p.9.11.1-50】
	第 9 章 環境影響評価 11 地域交通 11.1 地域交通 (交通安全、交通混雑) (3) 予測・評価 ウ 大規模集客イベント時における歩行者の往来による影響 (キ) 評価 4 段落目 【条例準備書：p.9.11.1-50】	下線箇所を追記しました。 <u>上記のとおり、現在実施中の取り組みを継続するとともに、必要に応じて取り組みの強化や追加の対策案を関係者間で協議・検討し、適宜実施していく計画であることから、計画地周辺の生活環境の保全に著しい影響はないものと評価する。</u> 【条例評価書：p.9.11.1-51】

表 16-1(21) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項目	条例審査書の審査結果及び内容
(2) 環境影響評価項目に関する事項 セ 地域交通 (交通安全、交通混雑)	(条例審査書の審査結果及び内容については p.16-20 参照)

表 16-1(22) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
<p>③今後、大規模集客イベント時においては、環境保全のための措置を講ずることによって混雑緩和や交通安全の確保に努めていきます。また、課題が生じた場合には、状況を踏まえて、川崎市、交通管理者、イベント主催者に相談し、例えば、誘導員の配置計画の見直し等の対応を検討します。</p>	—	—

表 16-1(23) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項目	条例審査書の審査結果及び内容
(2) 環境影響評価項目に関する事項 セ 地域交通 (交通安全、交通混雑)	周辺には新たな橋梁整備が行われているが、橋梁完成後の交通動線や交通量に与える影響の有無等について、計画地における施設供用後の大規模イベント開催時を含め、条例評価書で明らかにすること。

表 16-1(24) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
橋梁完成後の交通動線や交通量に与える影響について、条例評価書に追記しました。	第 1 章 指定開発行為の概要 5 指定開発行為の内容 (6) 交通計画 ア 自動車動線計画 【条例準備書：p.60】	4 段落目に以下のとおり追記しました。 なお、計画地北西側約 400m では、多摩川を横断して川崎市と東京都を接続する等々力大橋の整備が令和 12 年度完成を目標に進められており、現在施工中の市道宮内新横浜線に接続する計画である(「(仮称)等々力大橋橋梁整備事業の概要について」令和 7 年 4 月閲覧、川崎市ホームページ)。等々力緑地は主に川崎市民による利用を想定していること、大規模集客イベント時においては、イベントの内容によっては川崎市外からの来場も想定されるものの、遠方からの来場は主に東名高速道路や第三京浜道路から国道 409 号(府中街道)を経由することが想定されることから、等々力緑地利用者の自動車動線が大きく変わることはないものと想定している。 【条例評価書：p.61】
	第 9 章 環境影響評価 11 地域交通 11.1 地域交通 (交通安全、交通混雑) (1) 現況調査 オ 調査結果 (キ) 道路等に係る計画等 【条例準備書：p.9.11.1-28】	4 段落目に以下のとおり追記しました。 なお、計画地北西側約 400m では、多摩川を横断して川崎市と東京都を接続する等々力大橋の整備が令和 12 年度完成を目標に進められており、現在施工中の市道宮内新横浜線に接続する計画である(「(仮称)等々力大橋橋梁整備事業の概要について」令和 7 年 4 月閲覧、川崎市ホームページ)。 【条例評価書：p.9.11.1-28】

表 16-1(25) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項目	条例審査書の審査結果及び内容
(2) 環境影響評価項目に関する事項 セ 地域交通 (交通安全、交通混雑)	計画地及び車両ルートが福祉施設、住宅等に近接していること、車両ルートの一部が通学路と並行又は横断する箇所があること、車両の将来の交通混雑度が1.0に近い地点があることから、工事に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。
	工事の実施に当たっては、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知すること。

表 16-1(26) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底し、地域交通への影響の低減に努めます。	—	—
工事着手前に周辺住民等に対して工事説明等を行い、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について周知を図ります。	—	—

表 16-1(27) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項目	条例審査書の審査結果及び内容
(3) 環境配慮項目に関する事項	<p>条例準備書に記載した「光害」「地震時等の災害」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。</p>
ア 生物多様性	<p>樹林地等の改変は、人工構築物の配置や改変の程度によっては生態系に非可逆的な変化が起こる可能性も考えられることから、最小限に留めること。また、生態系の保全が求められていることから、供用後の生態系の把握に努めるとともに、身近な生態系の保全や住民との自然のふれあいの場となるような取組に努めること。</p>
イ 気候変動の影響への適応	<p>計画地のほぼ全域の浸水継続時間が1日以上3日間未満と推計されていることから、浸水深だけではなく浸水継続時間を踏まえた浸水対策の措置について検討した上で、条例評価書で明らかにすること。</p>
(4) 事後調査に関する事項	<p>事後調査については、工事中の「騒音」、「廃棄物等（産業廃棄物）」及び「生物（植物）」並びに供用時の「騒音」及び「緑（緑の質）」を行うこととしているが、条例準備書に記載した事後調査の内容に加え、環境影響評価項目に関する事項で指摘した内容を踏まえて計画的な調査を行うこと。また、調査結果が条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、事後調査報告書の作成を待たず、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。</p>

表 16-1(28) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
<p>条例準備書に記載した「光害」「地震時等の災害」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置について積極的に取組み、その具体的な実施内容を川崎市に報告します。</p>	—	—
<p>本事業では、公園利用における安全性、利用しやすさ、防災機能の確保などを総合的に勘案し、緑地の再配置も含めて土地利用を検討しています。今後の詳細設計や施工計画の検討において、可能な限り樹林地等の改変を回避するよう引き続き検討していきます。</p> <p>等々力緑地は、利用者により昆虫採集や水辺の鳥の観察等に親しまれていますので、何らかの取り組みができないかを川崎市と協議・検討していきます。</p>	—	—
<p>等々力緑地の浸水対策については、川崎市が主体となって実施するものになります。そのため、浸水継続時間を考慮した対策も含め、川崎市の関係部署と協議しながら検討しているところです。引き続き、川崎市の関係部署と協議をしながら、事業者が協力できることを検討していきます。</p>	—	—
<p>事後調査の実施にあたっては、「(2)環境影響評価項目に関する事項」の内容を踏まえ、計画的に実施します。</p> <p>また、事後調査結果が条例準備書で予測した数値を超えることなどにより、生活環境の保全に支障が生じる場合は、速やかに川崎市に報告するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講じます。</p>	—	—

第 17 章 その他

第17章 その他

1 指定開発行為の実施に必要な許認可等の種類

指定開発行為の実施に必要な主な許認可等の種類は、表 17-1 に示すとおりである。

表 17-1 必要な主な許認可等

根拠法令等	許認可等の種類
川崎市都市公園条例第2条の4	公園施設の設置基準
建築基準法第6条	建築物の建築等に関する申請及び確認
建築基準法第86条第2項	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和 連担建築物設計制度
川崎市建築行為及び開発行為に関する 総合調整条例第20条	対象事業の承認

2 条例環境影響評価書の作成者及び業務受託者の名称及び所在地

(1) 条例環境影響評価書の作成者

名 称 : 川崎とどろきパーク株式会社

代表者 : 代表取締役 三木 尚

住 所 : 神奈川県川崎市中原区小杉町三丁目 472 番地

(2) 業務受託者

名 称 : 株式会社オオバ東京支店

代表者 : 支店長 湯浅 敦司

住 所 : 東京都千代田区神田錦町三丁目 7 番 1 号

3 事業内容等に関する問い合わせ窓口

名 称 : 川崎とどろきパーク株式会社

住 所 : 神奈川県川崎市中原区等々力 1 番 1 号

等々力球場インフォメーションセンター内事務所

電 話 : 044-711-2522

4 参考とした資料の目録

- (1) 「等々力緑地再編整備方針」(平成 21(2009)年 5 月策定)
- (2) 「等々力緑地再編整備基本構想」(平成 22(2010)年 2 月策定)
- (3) 「等々力緑地再編整備基本計画」(平成 22(2010)年 10 月策定)
- (4) 「等々力緑地再編整備実施計画」(平成 23(2011)年 3 月策定)
- (5) 「等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針」(令和 2(2020)年 2 月)
- (6) 「等々力緑地再編整備実施計画改定骨子」(令和 3(2021)年 8 月策定)
- (7) 「等々力緑地再編整備実施計画」(令和 4(2022)年 2 月改定、川崎市)
- (8) 「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」(令和 2(2020)年 8 月、国土交通省)
- (9) 「民間活用(川崎版 PPP)推進方針」(令和 2(2020)年 3 月、川崎市)
- (10) 「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」(令和 4 年 3 月改定、川崎市)
- (11) 「川崎市緑の基本計画」(平成 30(2018)年 3 月改定、川崎市)
- (12) 「小杉地区緑化推進重点地区計画」(令和 4(2022)年 3 月改定、川崎市)
- (13) 「川崎市緑化指針」(令和 4(2022)年 2 月一部改正、川崎市)
- (14) 「川崎市環境影響評価等技術指針」(令和 3(2021)年 3 月改訂、川崎市)
- (15) 「川崎市地域防災計画」(令和元(2019)年度、川崎市)
- (16) 「川崎市大気データ」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (17) 「水環境データ集 令和 4 年度」(令和 6 年 3 月、川崎市)
- (18) 「令和 4 年度 川崎市の災害概要」(令和 5 年 7 月、川崎市)
- (19) 「植生図 第 6 - 7 回調査」
(令和 6 年 3 月閲覧、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ)
- (20) 「生物多様性かわさき戦略～人と生き物 つながりプラン～令和 2(2020)年度取組状況報告書」
(令和 4 年 3 月、川崎市)
- (21) 「神奈川県文化財目録 種別順(令和 5 年 5 月 1 日現在)」
(令和 5 年 5 月、神奈川県教育委員会)
- (22) 「巨樹・巨木林 第 6 回調査」
(令和 6 年 3 月閲覧、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ)
- (23) 「神奈川の鳥と獣 神奈川県鳥獣生息分布調査報告書」(平成 4 年 3 月、神奈川県環境部)
- (24) 「かわさき水辺の生きもの一川と海に出かけてみよう」(平成 31 年 3 月、川崎市)
- (25) 「鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区一覧(令和 5 年 11 月 1 日現在)」
(令和 6 年 3 月閲覧、神奈川県ホームページ)
- (26) 「令和 5 年度 鳥獣保護区等位置図」(東京都環境局)
- (27) 「生物多様性かわさき戦略～人と生き物 つながりプラン～」(令和 4 年 3 月改定、川崎市)
- (28) 「神奈川県の潜在自然植生」(昭和 51 年 3 月、神奈川県教育委員会)
- (29) 「川崎市および周辺の植生 -環境保全と環境保全林創造に対する植生学的研究-」
(昭和 56 年 3 月、横浜植生学会)
- (30) 「2017 年度版～2021 年度版 環境基本計画年次報告書」(川崎市)
- (31) 「かわさき多摩川ふれあいロード全体図」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (32) 「多摩川散策マップ」(令和 6 年 3 月閲覧、京浜河川事務所ホームページ)
- (33) 「二ヶ領用水散策マップ」(平成 30 年 3 月、川崎市)
- (34) 「川崎市町丁別世帯数・人口(令和 5 年 12 月末日現在)」
(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (35) 「川崎市の経済—令和 3 年経済センサス-活動調査結果(確報)—」(令和 6 年 2 月、川崎市)
- (36) 「ガイドマップかわさき 都市計画情報 用途地域等」
(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (37) 「神奈川県土地利用現況図 [川崎東]」(神奈川県県土整備局都市部都市計画課)
- (38) 「ひと・もの・ゆめ 明日へつながる道 第 2 次川崎市道路整備プログラム～後期の取組【R4～R11】～ 計画期間 平成 28 年度～令和 11 年度」(令和 4 年 2 月、川崎市)
- (39) 「ガイドマップかわさき 都市計画情報 都市計画道路事業進捗図」
(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (40) 「平成 22 年度一般交通量調査 調査結果」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (41) 「平成 27 年度一般交通量調査 調査結果」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (42) 「令和 3 年度一般交通量調査 調査結果」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (43) 「平成 22 年度 道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省)
- (44) 「平成 27 年度 道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省)
- (45) 「令和 3 年度 道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省)
- (46) 「川崎市統計書 令和 5 年(2023 年)版」(令和 6 年 3 月、川崎市)

- (47) 「中原区ガイドマップ」(令和5年3月、中原区)
- (48) 「中原区の川崎認定保育園一覧」(令和6年3月閲覧、川崎市ホームページ)
- (49) 「市の施設 健康・スポーツ一覧」(令和6年3月閲覧、川崎市ホームページ)
- (50) 「川崎の公園(令和5年3月31日現在)」(令和6年3月閲覧、川崎市ホームページ)
- (51) 「ガイドマップかわさき 都市計画情報 その他の土地規制」
(令和6年3月閲覧、川崎市ホームページ)
- (52) 「指定文化財等紹介」(令和6年3月閲覧、川崎市教育委員会事務局ホームページ)
- (53) 「神奈川県文化財目録 市区町村別(令和5年5月1日現在)」
(令和5年5月、神奈川県教育委員会)
- (54) 「川崎市公園・緑地等位置図(令和5年度版)」(令和6年3月、川崎市建設緑政局)
- (55) 「散策マップニヶ領用水」(令和6年3月閲覧、川崎市ホームページ)
- (56) 「令和5年度 大気・水環境対策の取組」(令和6年3月、川崎市)
- (57) 「令和4(2022)年度の大気環境及び水環境の状況等について」(令和5年7月、川崎市)
- (58) 「令和3年度神奈川県 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和5年5月、神奈川県)
- (59) 「令和3年度 水質年報」(令和5年3月、川崎市)
- (60) 「川崎市における土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」」
(令和6年3月閲覧、川崎市ホームページ)
- (61) 「市内の標高」(令和6年3月閲覧、川崎市ホームページ)
- (62) 「ガイドマップかわさき 地盤情報 公共水準点情報」
(令和6年3月閲覧、川崎市ホームページ)
- (63) 「川崎市総合計画」(平成28年3月、川崎市)
- (64) 「川崎市総合計画第3期実施計画」(令和4年3月、川崎市)
- (65) 「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」(平成29年3月改定、川崎市)
- (66) 「川崎市都市計画マスタープラン中原区構想」(令和3年8月改定、川崎市)
- (67) 「川崎市都市計画マスタープラン小杉駅周辺まちづくり推進地域構想」
(平成21年3月、川崎市)
- (68) 「川崎市地域防災計画震災対策編(令和元年度修正)」(令和2年3月、川崎市防災会議)
- (69) 「川崎市地域防災計画風水害対策編(令和3年度修正)」(令和4年3月、川崎市防災会議)
- (70) 「川崎市地域防災計画都市災害対策編(平成26年度修正)」
(平成26年10月、川崎市防災会議)
- (71) 「川崎市スポーツ推進計画第2期」(令和4年3月、川崎市)
- (72) 「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)ーR4年度実績ー」
(令和5年12月22日、環境省)
- (73) 「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」
(令和6年3月閲覧、環境省ホームページ)
- (74) 「川崎市建築物環境配慮制度(CASBEE川崎)」(令和5年4月3日改訂、川崎市)
- (75) 「地域環境管理計画」(令和3年3月改定、川崎市)
- (76) 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年、環境庁告示第38号)
- (77) 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年、環境庁告示第25号)
- (78) 「地上気象観測指針」(平成14年3月、気象庁)
- (79) 「大気環境測定データ」(令和6年3月閲覧、川崎市環境総合研究所ホームページ)
- (80) 「中央公害対策審議会答申」(昭和53年3月)
- (81) 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」
(平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所)
- (82) 「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」(平成12年12月、公害研究対策センター)
- (83) 「道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠(平成22年度版)」
(国総研資料 第671号)」(平成24年2月、国土交通省国土技術政策総合研究所)
- (84) 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
(平成19年2月1日、経済産業省)
- (85) 「大規模開発地区関連交通計画マニュアル 改訂版」(平成26年6月、国土交通省)
- (86) 「騒音の大きさの目安」(令和6年3月閲覧、川崎市ホームページ)
- (87) 「騒音に係る環境基準について」(平成10年、環境庁告示第64号)
- (88) 「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について」
(平成24年3月13日、川崎市告示第135号)
- (89) 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を定める件に基づく静穏の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域について」
(昭和61年3月25日、川崎市告示第92号)

- (90) 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」
(平成 13 年 4 月 9 日、国土交通省告示第 487 号)
- (91) 「建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック 第 3 版」
(平成 13 年 2 月、社団法人日本建設機械化協会)
- (92) 「ポーラスアスファルト舗装」
(令和 6 年 6 月閲覧、一般社団法人日本道路建設業協会ホームページ)
- (93) 「自動車専用道路における自動車走行騒音のパワーレベル式とパワースペクトル」
(音響学会騒音・振動研資,N-2019-14(2019.3))
- (94) 「振動規制法施行規則」(昭和 51 年、総理府令第 58 号)
- (95) 「振動の大きさの目安」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (96) 「道路環境整備マニュアル」(平成元年 1 月、(社)日本道路協会)
- (97) 「表層地質図 横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」(平成 3 年 3 月、神奈川県)
- (98) 「振動規制法施行規則に基づく静穏の保持を必要とする区域及び時間の区分について」
(昭和 61 年 3 月 25 日、川崎市告示第 96 号)
- (99) 「振動規制法施行規則に基づく静穏の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域について」(昭和 61 年 3 月 25 日、川崎市告示第 95 号)
- (100) 「建設工事に伴う騒音・振動の分析結果」
(平成 22 年、東京都土木技術支援・人材育成センター年報)
- (101) 「建設騒音振動の予測評価手法に関する研究 第 1 報 -建設機械の騒音振動の測定-」
(昭和 56 年 11 月、土木研究所資料第 1739 号)
- (102) 「令和 5 年度環境局事業概要－廃棄物編－」(令和 5 年 9 月、川崎市)
- (103) 「事業系一般廃棄物性状調査 (その 8)」(平成 5 年度、東京都清掃研究所研究報告、杉山ら)
- (104) 「平成 11 年度排出源等ごみ性状調査」
(東京都環境科学研究所年報 (廃棄物研究室) 平成 12 年、及川ら)
- (105) 「令和 2 年度川崎市産業廃棄物実態調査報告書 (令和元年度実績)」(令和 3 年 1 月、川崎市)
- (106) 「建設リサイクル推進計画 2020」(令和 2 年 9 月、国土交通省)
- (107) 「建設廃棄物処理指針 (平成 22 年度版)」(平成 23 年 3 月 30 日、環境省)
- (108) 「建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」
(平成 16 年 3 月、社団法人日本建設業連合会 環境委員会副産物専門部会)
- (109) 「建築系混合廃棄物の徹底比較 解体・新築」(関東建設廃棄物共同組合)
- (110) 「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」
(平成 24 年 11 月、社団法人日本建設業連合会環境委員会副産物専門部会)
- (111) 「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(令和 2 年 1 月、国土交通省)
- (112) 「建設副産物適正処理推進要綱」(平成 14 年 5 月 30 日、国土交通省)
- (113) 「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年 3 月 27 日、環境省報道発表資料)
- (114) 「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」(令和 4 年 3 月、神奈川県)
- (115) 「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(平成 12 年 3 月、環境庁)
- (116) 「植物群落レッドデータ・ブック」(平成 8 年 4 月、財団法人日本自然保護協会)
- (117) 「神奈川県植物誌 2018 電子版 初版」(平成 30 年 11 月、神奈川県植物誌調査会)
- (118) 「神奈川県植物誌調査会ニュース第 74 号」(平成 24 年 6 月、神奈川県植物誌調査会)
- (119) 「神奈川県植物誌調査会ニュース第 60 号」(平成 17 年 10 月、神奈川県植物誌調査会)
- (120) 「環境庁植物目録」(平成 6 年 3 月修正、環境庁)
- (121) 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」
(平成 18 年 7 月、神奈川県立生命の星・地球博物館)
- (122) 「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和 5 年、国土交通省)
- (123) 「日本鳥類目録改訂第 7 版」(平成 24 年、日本鳥学会)
- (124) 「日本産土壌動物 第二版」(平成 27 年、青木淳一)
- (125) 「日本産野生生物目録」(平成 7 年、環境庁)
- (126) 「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然とのふれあい」
(平成 29 年 3 月、一般社団法人日本環境アセスメント協会)
- (127) 「造園施工管理 技術編」(昭和 50 年 10 月、社団法人日本公園緑地協会)
- (128) 「造園施工管理 技術編 改訂 25 版」(平成 17 年 5 月、社団法人日本公園緑地協会)
- (129) 「日本土壌肥科学会監修 土壌環境分析法」(平成 9 年 6 月、土壌環境分析法編集委員会)
- (130) 「造園修景積算の手引き 改訂 2 版」(令和 5 年 4 月、一般財団法人建設物価調査会)
- (131) 「造園施工管理 技術編 改訂 28 版」(令和 3 年 5 月、一般社団法人日本公園緑地協会)
- (132) 「大気浄化植樹指針～緑のインビテーション～」(平成元年、第一法規出版)
- (133) 「大気浄化植樹マニュアル 2014 年度改訂版」

- (平成 27 年 1 月、独立行政法人環境再生保全機構予防事業部)
- (134) 「最新樹木根系図説」(平成 22 年 11 月、誠文堂新光社)
 - (135) 「川崎市新多摩川プラン」(平成 28 年 3 月、川崎市)
 - (136) 「川崎市景観計画」(平成 30 年 12 月、川崎市)
 - (137) 「建築物荷重指針・同解説 2015」(平成 27 年 2 月、日本建築学会)
 - (138) 「ビル風の基礎知識」(平成 17 年 12 月、風工学研究所)
 - (139) 「風環境の風洞実験、日本風工学会誌第 34 巻第 1 号 (通号第 118 号)」
(平成 21 年 1 月、中村修)
 - (140) 「川崎市統計書 令和 3 年 (2021 年) 版」(令和 4 年 3 月、川崎市)
 - (141) 「川崎市統計書 令和 4 年 (2022 年) 版」(令和 5 年 3 月、川崎市)
 - (142) 「会館とどろき 令和 2 年度～令和 4 年度 事業報告概要」
(令和 6 年 3 月閲覧、一般財団法人川崎市立学校教職員互助会)
 - (143) 「平面交差の計画と設計 基礎編 ー計画・設計・交通信号制御の手引ー」
(平成 30 年 12 月、一般社団法人交通工学研究会)

本書では以下の地形図を使用している。

川崎市発行の 2 千 5 百分の 1 地形図
国土地理院発行の電子地形図 25000

5 修正箇所一覧

修正箇所一覧（条例審査書の審査結果を踏まえた条例準備書の修正・追記箇所を除く）

評価書修正箇所	修正内容等	準備書での記載内容 【準備書記載ページ】	評価書での記載内容 【評価書記載ページ】
第1章	4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等 (2) 等々力緑地に関する上位計画等	ク 都市計画手続きの概要 【p.23】	(3) 都市計画手続きの概要 【p.23】
	5 指定開発行為の内容 (4) 緑化計画 ア 緑化計画	表 1-15 「川崎市環境影響評価等技術指針」に基づく緑被面積 大景木植栽 【p.56】	表 1-15 「川崎市環境影響評価等技術指針」に基づく緑被面積 大景木植栽 [※] 【p.56】
	(11) 防災機能計画	— 【p.73】	※：川崎市では、「川崎市上下水道ビジョン」（平成29年3月、川崎市）及び「川崎市上下水道中期計画（2022～2025）」（令和4年3月、川崎市）に基づき浸水対策を進めており、等々力排水区における計画降雨は5年確率降雨（1時間降雨量52mm）と設定されている。 【p.74】
第3章	2 市民意見等の概要と環境配慮計画策定者の見解	— 【p.3-2】	(記載内容は、p.17-13 参照) 【p.3-2】
	市民意見が複数の項目に関連する内容を含んでいる場合、各項目の見解が記載されているページが分かるよう、関連項目の見解ページを追記しました。	— 【p.3-3,4,6,7,13,16】	※●●についてのご意見に対する見解は「●●」（p.●参照）に示しました。 【p.3-4,5,7,8,14,17】
	記載を修正し、注釈を追記しました。	「等々力緑地の目指すべき将来像（見解書 p.13 参照）」 【p.3-17】	「等々力緑地の目指すべき将来像（環境配慮計画見解書 p.13 参照）」 ※環境配慮計画見解書 p.13 の記載は本条例環境影響評価書 p.13 の記載と同じ内容です。 【p.3-18】
第5章	2 条例環境影響評価方法書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解	なお、意見書は、原文から文字を判読し、原文のまま記載した。 【p.5-2】	なお、市民意見等の概要については、川崎市環境影響評価に関する条例第13条第2項に基づき川崎市から送付を受けた意見書の写しの内容をそのまま記載している。 【p.5-2】
第7章	1 計画地及びその周辺地域の概況 (4) 植物、動物の状況 ウ 緑（緑の質、緑の量） イ 緑の量 e その他の緑地	注釈の位置を修正しました。 e その他の緑地 川崎市における「その他の緑地 [※] 」の面積（平成28年度～令和2年度）は表7-16 に示すとおり、横ばい傾向にある。 【p.7-16】	e その他の緑地 [※] 川崎市における「その他の緑地」の面積（平成28年度～令和2年度）は表7-16 に示すとおり、横ばい傾向にある。 【p.7-16】
	脚注を追記しました。	— 【p.7-16】	※：その他の緑地とは、河川の水面、河川敷等である。 【p.7-16】
第8章	2 環境影響評価項目の選定	環境影響要因の施設の供用の区分を、施設の存在から施設の供用に修正しました。 表 8-2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表 施設の存在：施設の供用 【p.8-2】	表 8-2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表 施設の供用：施設の供用 【p.8-2】

評価書修正箇所		修正内容等	準備書での記載内容 【準備書記載ページ】	評価書での記載内容 【評価書記載ページ】
第9章	2 大気 2.1 大気質 (3) 予測・評価 ウ 冷暖房施設等の稼働に伴う大気質濃度(二酸化窒素)	項目名を追記しました。	ウ 冷暖房施設等の稼働に伴う大気質濃度 【p.9.2.1-67】	ウ 冷暖房施設等の稼働に伴う大気質濃度(二酸化窒素) 【p.9.2.1-67】
	3 騒音・振動・低周波音 3.1 騒音 (1) 現況調査 オ 調査結果 (ウ) 土地利用の状況	参照ページを修正しました。	計画地周辺の配慮すべき施設の分布状況は、「第7章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性 1 計画地及びその周辺地域の概況 (8)公共施設等の状況 ア 公共施設等」(p.7-34 参照)に示したとおりである。 【p.9.3.1-7】	計画地周辺の配慮すべき施設の分布状況は、「第7章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性 1 計画地及びその周辺地域の概況 (8)公共施設等の状況 ア 公共施設等」(p.7-34~36 参照)に示したとおりである。 【p.9.3.1-7】
	3 騒音・振動・低周波音 3.1 騒音 (3) 予測・評価 エ 駐車場の利用に伴う騒音(等価騒音レベル) (ウ) 予測条件・予測方法 図9.3.1-10(1),(2)	誤記を修正しました。	車両走行経路上の排出源 【p.9.3.1-49,50】	車両走行経路上の騒音源 【p.9.3.1-49,50】
	3 騒音・振動・低周波音 3.2 振動 (1) 現況調査 オ 調査結果 (ウ) 土地利用の状況	参照ページを修正しました。	計画地周辺の配慮すべき施設の分布状況は、「第7章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性 1 計画地及びその周辺地域の概況 (8)公共施設等の状況 ア 公共施設等」(p.7-34 参照)に示したとおりである。 【p.9.3.2-6】	計画地周辺の配慮すべき施設の分布状況は、「第7章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性 1 計画地及びその周辺地域の概況 (8)公共施設等の状況 ア 公共施設等」(p.7-34~36 参照)に示したとおりである。 【p.9.3.2-6】
	5 生物 5.1 植物 (1) 現況調査 オ 調査結果 (ア) 陸生植物・水生植物の状況(植物相、植物群落) b 植物群落 (a) 植生区分	図面の表現を変更しました。 図面の表現を変更しました。	図 9.5.1-3(1) 現存植生図(調査範囲全体)【現地調査】 【p.9.5.1-10】 図 9.5.1-3(2) 現存植生図(計画地)【現地調査】 【p.9.5.1-11】	図 9.5.1-3(1) 現存植生図(調査範囲全体)【現地調査】(記載内容は、p.17-14,15 参照) 【p.9.5.1-10】 図 9.5.1-3(2) 現存植生図(計画地)【現地調査】(記載内容は、p.17-16,17 参照) 【p.9.5.1-11】
	5 生物 5.2 動物 (1) 現況調査 エ 調査方法 (エ) 生息環境(水環境)	文章を修正しました。	既存資料等を収集・整理し、釣池の水深及び水質について把握した。 【p.9.5.2-8】	既存資料等を収集・整理し、釣池の水深及び水質について把握した。 【p.9.5.2-8】
	5 生物 5.2 動物 (3) 予測・評価 ア 造成工事等の実施に伴う動物相及び生息環境の変化の内容及びその程度 (カ) 環境保全のための措置	環境保全のための措置を追記しました。	— 【p.9.5.2-29】	・植生が繁茂するような緩傾斜護岸の整備など、生物の生息・生育環境の創出を図る。 【p.9.5.2-29】

評価書修正箇所		修正内容等	準備書での記載内容 【準備書記載ページ】	評価書での記載内容 【評価書記載ページ】
第 9 章	5 生物 5.3 生態系 (1) 現況調査 オ 調査結果 (オ) 生態系の状況 a 環境類型区分	図面の表現を変更しました。	図 9.5.3-1 環境類型区分図 【p.9.5.3-6】	図 9.5.3-1 環境類型区分図 (記載内容は、p.17-18,19 参照) 【p.9.5.3-6】
	5 生物 5.3 生態系 (3) 予測・評価 オ 造成工事等の実施に伴う生態系の変化の内容及びその程度 (オ) 予測結果 a 生態系の変化の内容及びその程度	表内の誤記を修正しました。	表 9.5.3-6 環境類型区分別の面積変化人工構造物 【p.9.5.3-12】	表 9.5.3-6 環境類型区分別の面積変化人工構造物等 【p.9.5.3-12】
	5 生物 5.3 生態系 (3) 予測・評価 ア 造成工事等の実施に伴う生態系の変化の内容及びその程度 (カ) 環境保全のための措置	環境保全のための措置を追記しました。	— 【p.9.5.3-15】	・植生が繁茂するような緩傾斜護岸の整備など、生物の生息・生育環境の創出を図る。 【p.9.5.3-15】
	6 緑 6.1 緑の質 (1) 現況調査 オ 調査結果 (ア) 現存植生状況及び生育状況 a 現存植生状況	図面の表現を変更しました。	図 9.6.1-2 現存植生図 【p.9.6.1-7】	図 9.6.1-2 現存植生図 (記載内容は、p.17-20,21 参照) 【p.9.6.1-7】
	6 緑 6.1 緑の質 (3) 予測・評価 ア 植栽予定樹種の環境適合性、植栽基盤の適否及び必要土壌量 (エ) 予測結果 a 植栽予定樹種の環境適合性 (a) 地域特性との適合性	表の注釈を修正しました。	表 9.6.1-16(1),(2) 主要植栽予定樹種の環境適合性 ※2:「シ」はシラカシ群集ケヤキ亜群集、「ゴ」はゴマギーハンノキ群集(クヌギーハンノキ群落)、「ウ」はウキクサクラス、ヒルムシロクラス(開放水域植物群落)の潜在自然植生構成種のもの。 ※3:「シ」はシラカシ群集ケヤキ亜群集、「ゴ」はゴマギーハンノキ群集(クヌギーハンノキ群落)、「ウ」はウキクサクラス、ヒルムシロクラス(開放水域植物群落)の代償植生構成種のもの。 【p.9.6.1-22,23】	表 9.6.1-16(1),(2) 主要植栽予定樹種の環境適合性 ※2:「シ」はシラカシ群集ケヤキ亜群集、「ゴ」はゴマギーハンノキ群集(クヌギーハンノキ群落)の <u>潜在自然植生構成種のもの。</u> ※3:「シ」はシラカシ群集ケヤキ亜群集、「ゴ」はゴマギーハンノキ群集(クヌギーハンノキ群落)の <u>代償植生構成種のもの。</u> 【p.9.6.1-22,23】

評価書修正箇所		修正内容等	準備書での記載内容 【準備書記載ページ】	評価書での記載内容 【評価書記載ページ】
第9章	7 人と自然とのふれあい活動の場 7.1 人と自然とのふれあい活動の場 (3) 予測・評価 イ 再編整備に伴う人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変の程度、機能の変化の程度及び利用経路等に与える影響の程度 (オ) 予測結果	参照ページを追記しました。	また、本事業の歩行者動線計画は、「第1章 指定開発行為の概要 5 指定開発行為の内容 (6)交通動線計画」に示したとおりであり、等々力緑地のメインエントランスは、現況と同様に正面広場とするとともに、周辺からのアクセスを考慮したサブエントランスを整備する計画である。 【p.9.7.1-12】	また、本事業の歩行者動線計画は、「第1章 指定開発行為の概要 5 指定開発行為の内容 (6)交通動線計画」(p.61,64 参照)に示したとおりであり、等々力緑地のメインエントランスは、現況と同様に正面広場とするとともに、周辺からのアクセスを考慮したサブエントランスを整備する計画である。 【p.9.7.1-12】
	7 人と自然とのふれあい活動の場 7.1 人と自然とのふれあい活動の場 (3) 予測・評価 イ 再編整備に伴う人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変の程度、機能の変化の程度及び利用経路等に与える影響の程度 (カ) 環境保全のための措置	環境保全のための措置を追記しました。	・既存の桜は、生育状況等を踏まえ可能な限り保全するとともに、新たに桜を植栽する。 【p.9.7.1-13】	・既存の桜は、生育状況等を踏まえ可能な限り保全するとともに、新たに桜を植栽する。また、新たな花見エリアを設けることを検討する。 【p.9.7.1-13】
	7 人と自然とのふれあい活動の場 7.1 人と自然とのふれあい活動の場 (3) 予測・評価 イ 再編整備に伴う人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変の程度、機能の変化の程度及び利用経路等に与える影響の程度 (キ) 評価	参照ページを追記しました。	また、本事業の歩行者動線計画は、「第1章 指定開発行為の概要 5 指定開発行為の内容 (6)交通動線計画」に示したとおりであり、等々力緑地のメインエントランスは、現況と同様に正面広場とするとともに、周辺からのアクセスを考慮したサブエントランスを整備する計画である。 【p.9.7.1-14】	また、本事業の歩行者動線計画は、「第1章 指定開発行為の概要 5 指定開発行為の内容 (6)交通動線計画(p.61,64 参照)」に示したとおりであり、等々力緑地のメインエントランスは、現況と同様に正面広場とするとともに、周辺からのアクセスを考慮したサブエントランスを整備する計画である。 【p.9.7.1-14】
	8 景観 8.1 景観、圧迫感	中扉の章題を修正しました。	8 景観 8.1 景観(景観、圧迫感)	8 景観 8.1 景観、圧迫感
8 景観 8.1 景観、圧迫感 (3) 予測・評価 ア 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 (オ) 予測結果 b 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度	予測地点 L5 の予測結果の記載を変更しました。	代表的な眺望地点からの眺望は、予測地点 L1,3,4 (近景域) では、計画建物の出現や新たな景観が形成されることによって眺望は変化すると予測する。予測地点 L2,5 (近景域) 及び予測地点 L6,7 (中景域) では、計画建物の大部分が道路沿いの建物や樹木によって遮られ、視認できるものは現況とほとんど変わらないことから、眺望の変化は小さいと予測する。 【p.9.8.1-9】	代表的な眺望地点からの眺望は、予測地点 L1,3,4,5 (近景域) では、計画建物の出現や新たな景観が形成されることによって眺望は変化すると予測する。予測地点 L2 (近景域) 及び予測地点 L6,7 (中景域) では、計画建物の大部分が道路沿いの建物や樹木によって遮られ、視認できるものは現況とほとんど変わらないことから、眺望の変化は小さいと予測する。 【p.9.8.1-9】	
		表 9.8.1-6 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 【p.9.8.1-10】	表 9.8.1-6 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 (記載内容は、p.17-22,23 参照) 【p.9.8.1-10】	
	予測地点の記載を修正しました。	表 9.8.1-6 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 【p.9.8.1-10】	表 9.8.1-6 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 (記載内容は、p.17-22,23 参照) 【p.9.8.1-10】	

	評価書修正箇所	修正内容等	準備書での記載内容 【準備書記載ページ】	評価書での記載内容 【評価書記載ページ】
第 9 章	8 景観 8.1 景観、圧迫感 (3) 予測・評価 イ 圧迫感の変化の程度 (オ) 予測結果	予測地点の記載を修正しました。	表 9.8.1-7 圧迫感の変化(形態率) 【p.9.8.1-21】	表 9.8.1-7 圧迫感の変化(形態率) (記載内容は、p.17-24 参照) 【p.9.8.1-22】
	9. 構造物の影響 9.1 日照障害 (3) 予測・評価 イ 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度、日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度 (エ) 予測結果	図中の誤記を修正しました。	図 9.9.1-3 時刻別日影図 (仮称) にじのそら宮内保育園 【p.9.9.1-9】	図 9.9.1-3 時刻別日影図 <u>にじのそら宮内保育園</u> 【p.9.9.1-9】
		図中の誤記を修正しました。	図 9.9.1-4 等時間日影図 (仮称) にじのそら宮内保育園 【p.9.9.1-10】	図 9.9.1-4 等時間日影図 <u>にじのそら宮内保育園</u> 【p.9.9.1-10】
	10. コミュニティ施設 10.1 コミュニティ施設 (1) 現況調査 エ 調査結果 (ア) コミュニティ施設の状況	図面の表現を変更しました。	図 9.10.1-1 集会施設位置、公園等位置図 【p.9.10.1-4】	図 9.10.1-1 集会施設位置、公園等位置図 (記載内容は、p.17-25,26 参照) 【p.9.10.1-4】
	11. 地域交通 11.1 地域交通(交通安全、交通混雑) (1) 現況調査 イ 調査地域及び調査地点 (ウ) 道路の状況(主要交差点における交通処理状況)	調査地点の説明を変更しました。	図 9.11.1-3(1)~(5)に示す 10 交差点とした。 【p.9.11.1-1】	図 9.11.1-1 及び図 9.11.1-3(1)~(5)に示す 10 交差点とした。 【p.9.11.1-1】
	11. 地域交通 11.1 地域交通(交通安全、交通混雑) (1) 現況調査 イ 調査地域及び調査地点 (エ) 道路の状況(道路及び交通規制の状況)	調査地点の説明を変更しました。	図 9.11.1-3(1)~(5)に示す 10 交差点付近とした。 【p.9.11.1-1】	図 9.11.1-1 及び図 9.11.1-3(1)~(5)に示す 10 交差点付近とした。 【p.9.11.1-1】
	11. 地域交通 11.1 地域交通(交通安全、交通混雑) (1) 現況調査 オ 調査結果 (ア) 日常生活圏等の状況 a 通学区域の状況	文中の誤記を修正しました。	調査地域の通学区域は、図 9.11.1-4 に示すとおりである。 【p.9.11.1-12】	調査地域の通学区域は、図 9.11.1-5 に示すとおりである。 【p.9.11.1-12】
	11. 地域交通 11.1 地域交通(交通安全、交通混雑) (1) 現況調査 オ 調査結果 (キ) 道路等に係る計画等	文章を追記しました。	— 【p.9.11.1-28】	計画地周辺の道路等に係る計画等の状況は、図 9.11.1-10 に示すとおりである。 【p.9.11.1-28】
	全体	項目名を統一しました。	予測及び評価 【p.9.2.1-17,9.3.1-15,9.3.2-12】	予測・評価 【p.9.2.1-17,9.3.1-15,9.3.2-12】

評価書修正箇所		修正内容等	準備書での記載内容 【準備書記載ページ】	評価書での記載内容 【評価書記載ページ】
第10章	大気 大気質	項目名を追記しました。	ウ 冷暖房施設等の稼働に伴う大気質濃度 【p.10-2】	ウ 冷暖房施設等の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素） 【p.10-2】
	生物 動物	環境保全のための措置を追記しました。	— 【p.10-6】	・植生が繁茂するような緩傾斜護岸の整備など、生物の生息・生育環境の創出を図る。 【p.10-6】
	生物 生態系	環境保全のための措置を追記しました。	— 【p.10-6】	・植生が繁茂するような緩傾斜護岸の整備など、生物の生息・生育環境の創出を図る。 【p.10-6】
	緑 緑の質	表内の誤記を修正しました。	表10-1(7) 環境保全のための措置 ・新設の樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する。 ・外周部の緑を可能な限り充実することで、まちの緑との連続性を確保する。 ・緑地内及び多摩川への動線に並木を整備する。 ・植栽計画において、全体の緑の構成を考慮し、大景木、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせ、多様な緑の創出を図る。 ・新たに整備する広場や通路においては、安全性や利便性を確保しつつ、植栽の配置を検討する。 【p.10-7】	表10-1(7) 環境保全のための措置 ・石礫が植栽基盤に残らないよう十分に配慮し、樹木の生育に適した植栽基盤の確保に努める。 ・客土を用いる場合は、必要土壌量を上回る良質な客土を用いて基盤の充実を図る。 ・必要に応じて耕耘による土壌改良等を行い、透水性や保水力を改善するなど、樹木の健全な育成に努める。 ・植栽計画において、計画地の環境特性に適合した樹種、花や紅葉の美しい樹木など季節が感じられる樹種及び食餌木となる樹種の選定を検討する。 ・主要植栽予定樹種の選定にあたっては、サクラ類、イチョウ、メタセコイア等、現在植わっている樹種も考慮する。 【p.10-7】
	人と自然とのふれあい活動の場	環境保全のための措置を追記しました。	・既存の桜は、生育状況等を踏まえ可能な限り保全するとともに、新たに桜を植栽する。 【p.10-8】	・既存の桜は、生育状況等を踏まえ可能な限り保全するとともに、新たに桜を植栽する。また、新たな花見エリアを設けることを検討する。 【p.10-8】
第12章	環境影響の総合的な評価	項目名を追記しました。	(ア) 冷暖房施設等の稼働に伴う大気質濃度 【p.12-3】	(ア) 冷暖房施設等の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素） 【p.12-3】
		参照ページを追記しました。	また、本事業の歩行者動線計画は、「第1章 指定開発行為の概要 5 指定開発行為の内容 (6)交通動線計画」に示したとおりであり、等々力緑地のメインエントランスは、現況と同様に正面広場とするとともに、周辺からのアクセスを考慮したサブエントランスを整備する計画である。 【p.12-10】	また、本事業の歩行者動線計画は、「第1章 指定開発行為の概要 5 指定開発行為の内容 (6)交通動線計画(p.61,64 参照)」に示したとおりであり、等々力緑地のメインエントランスは、現況と同様に正面広場とするとともに、周辺からのアクセスを考慮したサブエントランスを整備する計画である。 【p.12-10】
		風害の環境影響評価の結果を追記しました。	表12-1(11) 環境影響評価の結果 【p.12-12】	表12-1(11) 環境影響評価の結果 計画地周辺の主風向である北北西及び南の風における風向及び風速の状況は、計画地及びその周辺において風向及び風速が変化するものの、著しい変化はないものと予測した。 【p.12-12】

修正箇所一覧（条例見解書からの修正・追記箇所）

評価書修正箇所		修正内容等	見解書での記載内容 【見解書記載ページ】	評価書での記載内容 【評価書記載ページ】
第 15 章	4 条例環境影響評価準備書に 対する市民意見	意見書に関する説明を修正しました。	なお、意見書は、原文から文字を判読し、原文のまま記載した。 【p.3-2】	なお、意見書については、川崎市環境影響評価に関する条例第 21 条第 2 項に基づき川崎市から送付を受けた意見書の写しの内容をそのまま記載している。 【p.15-2】
		注釈を追記しました。	注) 意見の内容が多項目に渡るため、「5 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解」では、意見書の記載を左側に示す「1-1～2」に分割しています。 【p.3-2】	注 1) 意見の内容が多項目に渡るため、「5 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解」では、意見書の記載を左側に示す「1-1～2」に分割しています。 注 2) 注目される種の保護の観点から一部非表示にしています。 【p.15-2】
		注釈を追記しました。	— 【p.15-13,40,43】	※ 注目される種の保護の観点から一部非表示にしています。 【p.15-13,40,43】
5 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解	市民意見の概要に関する説明を追記しました。	— 【p.3-50】	なお、市民意見の概要については、川崎市環境影響評価に関する条例第 21 条第 2 項に基づき川崎市から送付を受けた意見書の写しの内容をそのまま記載している。 【p.15-50】	
	注釈を追記しました。	— 【p.3-50】	注) 注目される種の保護の観点から一部非表示にしています。 【p.15-50】	
I 環境影響評価について (4) 生物 ③生態系への影響について	注釈を追記しました。	— 【p.3-68】	※：落葉・落枝の集積場は、現在設置済みです。 【p.15-69】	
I 環境影響評価について (4) 生物 ④環境類型区分図について	注釈を追記しました。	— 【p.3-77】	※：条例評価書において、現況の環境類型区分図の表現を修正しました（p.9.5.3-6 参照）。 【p.15-78】	

<評価書での記載内容(準備書では記載なし)>

2 市民意見等の概要と環境配慮計画策定者の見解

環境配慮計画書に対する市民意見等の概要とそれらの意見に対する環境配慮計画策定者の見解は、以下に示すとおりである。

なお、本章の「環境配慮計画策定者の見解」に記載する「事業者」は、「等々力緑地再編整備・運営等事業」について令和 4(2022)年 11 月選定した事業者（川崎とどろきパーク株式会社）のことをいう。

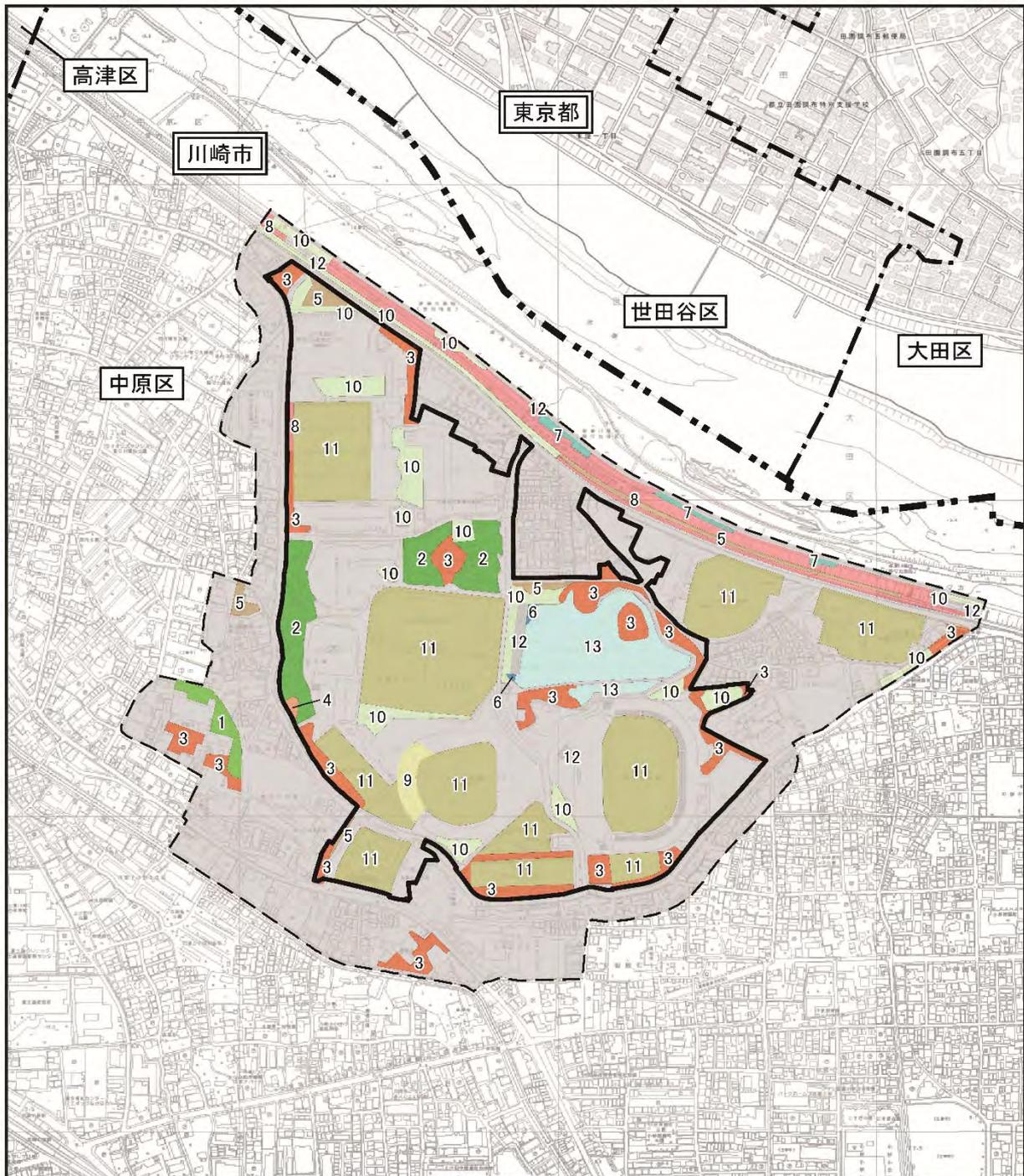
また、市民意見等の概要については、川崎市環境影響評価に関する条例第 8 条の 4 第 2 項に基づき川崎市から送付を受けた意見書の写しの内容をそのまま記載している。

【記載例】

(1) ○○○○について

<p>(1) ○○○○について ① ○○○○について ② ○○○○について</p>	<p>この欄には、意見書の内容を項目ごとに分類し、その主旨について箇条書きにまとめました。</p>
<p>市民意見等の概要</p>	<p>環境配慮計画策定者の見解</p>
<p>① ○○○○について</p>	<p>この欄には、内容ごとに分類した意見書の主旨を示しました。</p>
<p>○○○が考えられるため、○○○を望む。</p> <p>○○○されると、○○○のようなことはないのでしょうか。</p> <p>○○○はどうなるのか。もし○○○できなければ問題が生じる。</p> <p>この欄には、上記の分類に該当する意見を記載しました。</p>	<p>○○○する計画となっております。</p> <p>○○○を行う等により、○○○に努める計画です。</p> <p>本事業では、○○○を考慮して評価を行なっております。○○○において、○○○と予測していません。</p> <p>この欄には、各項目に該当する意見に対する環境配慮計画策定者の見解（考え方）を記載しました。</p> <p>※○○○についてのご意見に対する見解は「○○」(p.○参照)に示しました。</p> <p>複数の分類に該当する意見の場合は、※印で、上記以外の分類に対する見解の記載箇所を示しました。</p>

<準備書での記載内容>



凡例

- | | | | | | | | |
|---|------|---|----------------|---|--------------|---|--------------|
|  | 計画地 |  | 1 シラカシ群落 |  | 6 ヨシ群落 |  | 11 広場・グラウンド等 |
|  | 都県界 |  | 2 シイ・カシ群落 |  | 7 オギ群落 |  | 12 人工構造物 |
|  | 区界 |  | 3 植栽樹群 (高木タイプ) |  | 8 セイバンモロコシ群落 |  | 13 開放水面 |
|  | 調査範囲 |  | 4 モウソウチク林 |  | 9 シバ群落 | | |
| | |  | 5 植栽樹群 (低木タイプ) |  | 10 路傍・空地雑草群落 | | |

scale : 1/10,000

図 9.5.1-3(1) 現存植生図 (調査範囲全体)
【現地調査】



<評価書での記載内容>



凡例

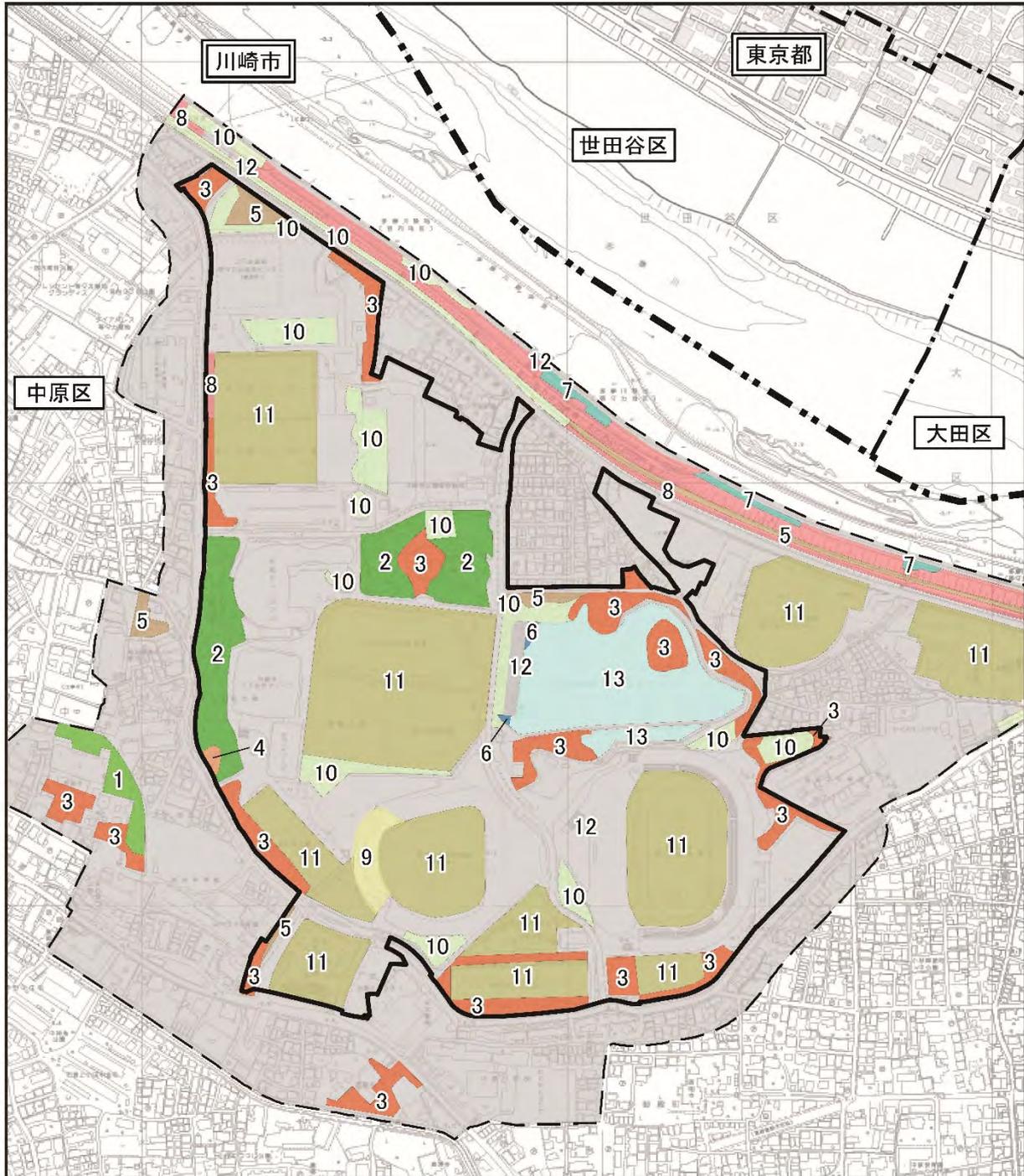
	計画地		1 シラカシ群落		6 ヨシ群落		11 広場・グラウンド等
	都県界		2 シイ・カシ群落		7 オギ群落		12 人工構造物
	区界		3 植栽樹群 (高木タイプ)		8 セイバンモロコシ群落		13 開放水面
	調査範囲		4 モウソウチク林		9 シバ群落		
			5 植栽樹群 (低木タイプ)		10 路傍・空地雑草群落		

scale : 1/10,000

図 9.5.1-3(1) 現存植生図 (調査範囲全体)
【現地調査】



<準備書での記載内容>



凡例

	計画地		1 シラカシ群落		6 ヨシ群落		11 広場・グラウンド等
	都県界		2 シイ・カシ群落		7 オギ群落		12 人工構造物
	区界		3 植栽樹群 (高木タイプ)		8 セイバンモロコシ群落		13 開放水面
	調査範囲		4 モウソウチク林		9 シバ群落		
			5 植栽樹群 (低木タイプ)		10 路傍・空地雑草群落		

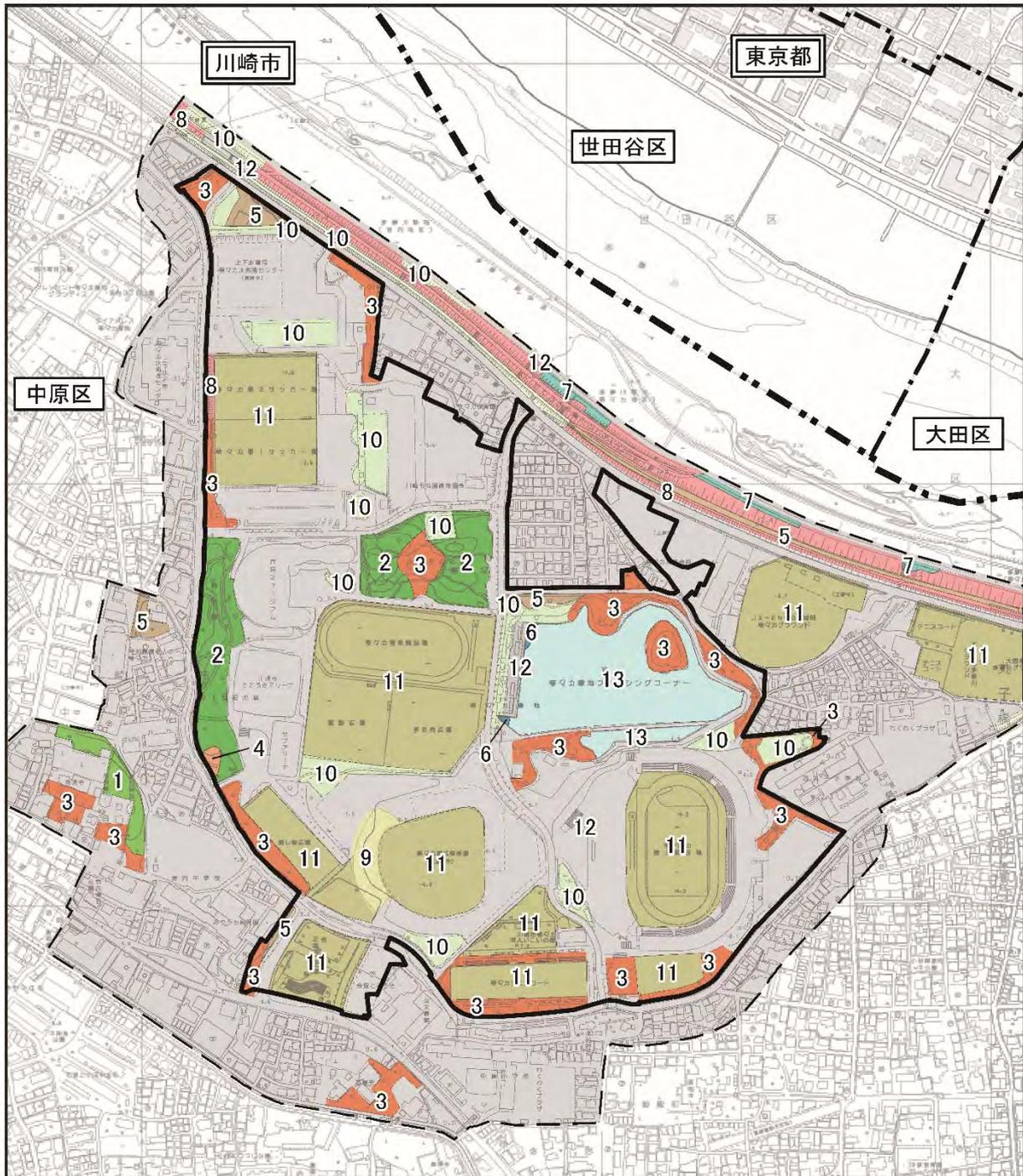
scale : 1/7,500

図 9.5.1-3(2) 現存植生図 (計画地)
【現地調査】

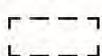
0 100 200 300m



<評価書での記載内容>



凡例

	計画地		1 シラカシ群落		6 ヨシ群落		11 広場・グラウンド等
	都県界		2 シイ・カシ群落		7 オギ群落		12 人工構造物
	区界		3 植栽樹群 (高木タイプ)		8 セイバンモロコシ群落		13 開放水面
	調査範囲		4 モウソウチク林		9 シバ群落		
			5 植栽樹群 (低木タイプ)		10 路傍・空地雑草群落		

scale : 1/7,500

図 9.5.1-3(2) 現存植生図 (計画地)
【現地調査】

0 100 200 300m



<準備書での記載内容>

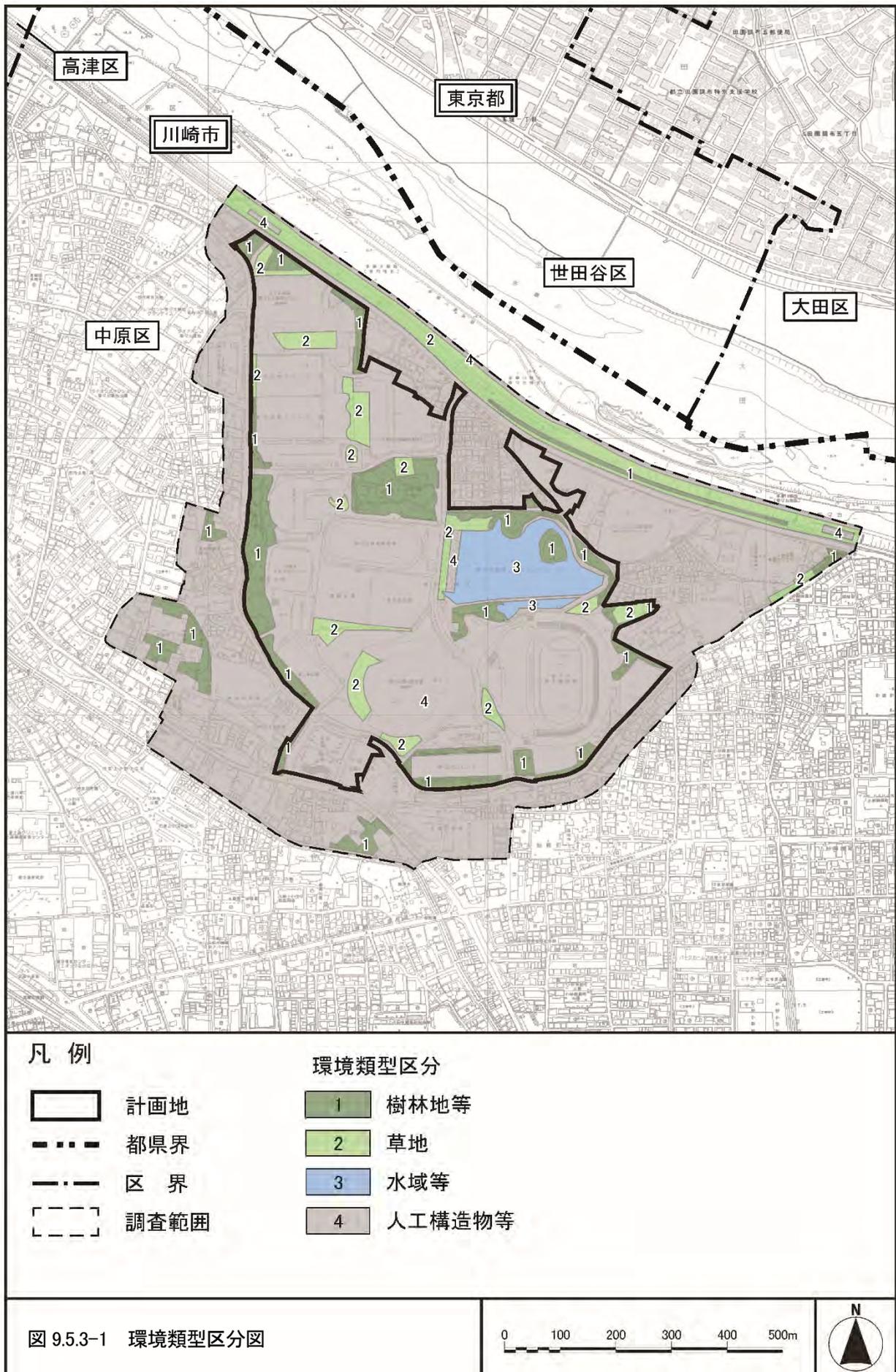


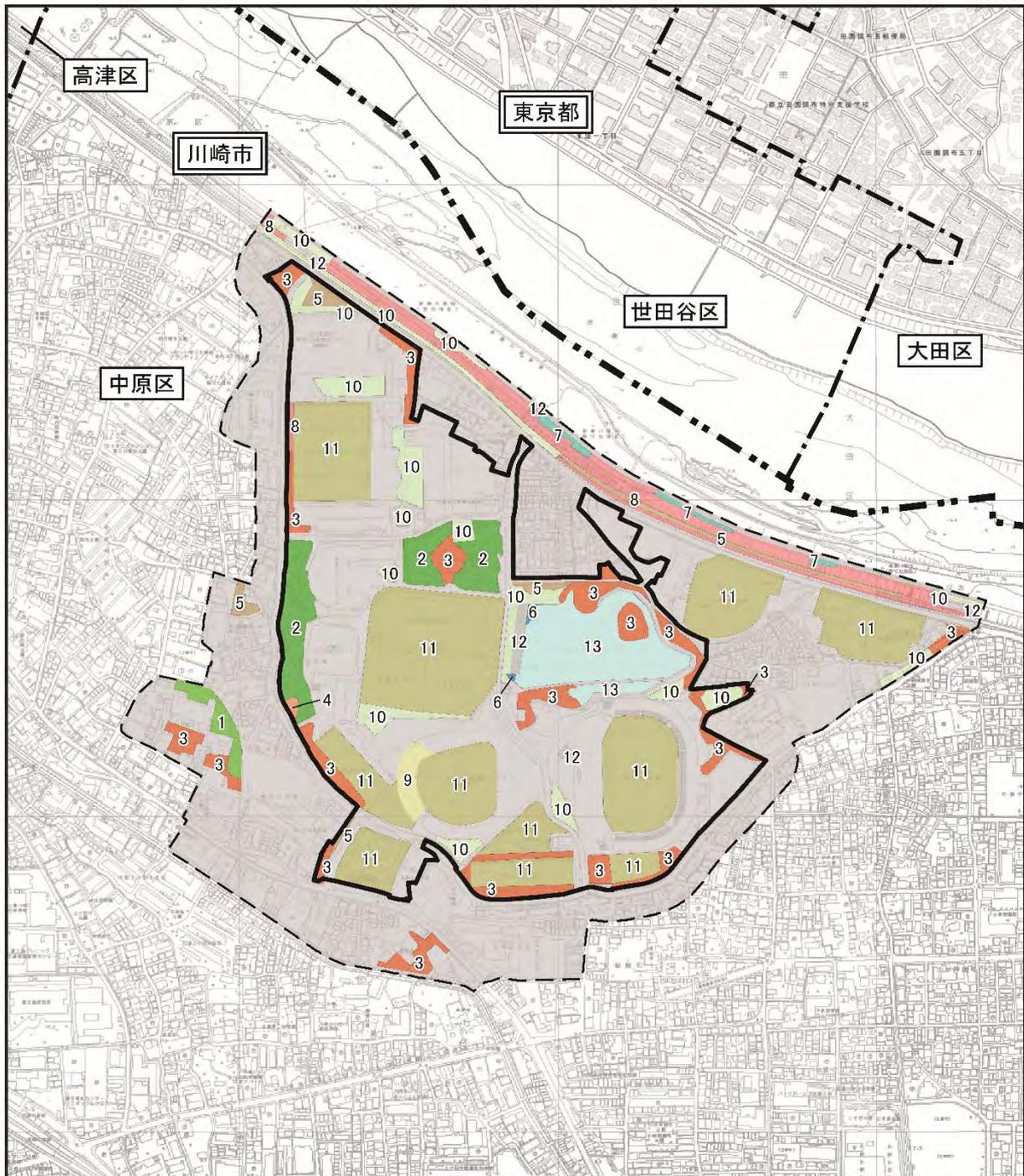
図 9.5.3-1 環境類型区分図

<評価書での記載内容>



図 9.5.3-1 環境類型区分図

<準備書での記載内容>



凡例

- | | | | | | | | |
|--|------|--|----------------|--|--------------|--|--------------|
| | 計画地 | | 1 シラカシ群落 | | 6 ヨシ群落 | | 11 広場・グラウンド等 |
| | 都県界 | | 2 シイ・カシ群落 | | 7 オギ群落 | | 12 人工構造物 |
| | 区界 | | 3 植栽樹群 (高木タイプ) | | 8 セイバンモロコシ群落 | | 13 開放水面 |
| | 調査範囲 | | 4 モウソウチク林 | | 9 シバ群落 | | |
| | | | 5 植栽樹群 (低木タイプ) | | 10 路傍・空地雑草群落 | | |

scale : 1/7,500

図 9.6.1-2 現存植生図



<評価書での記載内容>



凡例

	計画地		1 シラカシ群落		6 ヨシ群落		11 広場・グラウンド等
	都県界		2 シイ・カシ群落		7 オギ群落		12 人工構造物
	区界		3 植栽樹群 (高木タイプ)		8 セイバンモロコシ群落		13 開放水面
	調査範囲		4 モウソウチク林		9 シバ群落		
			5 植栽樹群 (低木タイプ)		10 路傍・空地雑草群落		

scale : 1/7,500

図 9.6.1-2 現存植生図

0 100 200 300 400 500m



<準備書での記載内容>

表 9.8.1-6 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

予測地点		眺望の変化の程度
近景域	L1 計画地北側多摩川堤防上 (計画地の北側からの眺望) ・写真 9.8.1-1 参照	本地点からは、計画地北側の小規模な便益施設や運動広場・多目的広場を前景に、(新)とどろきアリーナ・スポーツセンターを視認することができる。 本事業とは別に実施している下水処理施設整備*の工事範囲が新たに等々力緑地として整備されることから、眺望が変化すると予測する。
	L2 等々力交差点 (計画地の北側からの眺望) ・写真 9.8.1-2 参照	本地点からは、(新)とどろきアリーナ・スポーツセンターの屋根がわずかに視認できる。 計画地や(新)とどろきアリーナ・スポーツセンターの大部分は、道路沿いの建物や樹木によって遮られることから、眺望の変化は小さいと予測する。
	L3 西丸子小学校前 (計画地の東側からの眺望) ・写真 9.8.1-3 参照	本地点からは、西丸子小学校の校舎や計画地内の樹木を前景に、球技専用スタジアムを視認することができる。 球技専用スタジアムが出現することにより、スカイラインが変化するため眺望が変化すると予測する。
	L4 等々力緑地入口交差点 (計画地の南西側からの眺望) ・写真 9.8.1-4 参照	本地点からは、正面広場の小規模な便益施設を視認することができる。 現況の広場に小規模な計画建物が出現することから、眺望が変化すると予測する。
	L5 ミュージアム前交差点 (計画地の西側からの眺望) ・写真 9.8.1-5 参照	本地点からは、(新)とどろきアリーナ・スポーツセンターのサブアリーナが視認できる。 (新)とどろきアリーナ・スポーツセンターのメインアリーナについては、道路沿いの樹木によって遮られることから、眺望の変化は小さいと予測する。
中景域	L6 計画地北側多摩川堤外地 (計画地の北西側からの眺望) ・写真 9.8.1-6 参照	本地点からは、球技専用スタジアムの屋根がわずかに視認できる。計画地や球技専用スタジアムの大部分は、多摩沿線道路沿いの建物と計画地内の樹木によって遮られることから、眺望の変化は小さいと予測する。
	L7 等々力ポンプ場前の交差点 (計画地の東側からの眺望) ・写真 9.8.1-7 参照	本地点からは、球技専用スタジアムの上部が部分的に視認できる。計画地や球技専用スタジアムの大部分は、道路沿いの建物や樹木によって遮られることから、眺望の変化は小さいと予測する。
	L8 小杉十字路交差点 (計画地の南側からの眺望) ・写真 9.8.1-8 参照	本地点から計画地を視認することはできないことから、眺望の変化はないと予測する。
	L9 宮内公園 (計画地の西側からの眺望) ・写真 9.8.1-9 参照	本地点から計画地を視認することはできないことから、眺望の変化はないと予測する。

※：下水処理施設整備は、川崎市上下水道局による事業であり、本事業とは別事業である。

<評価書での記載内容>

表 9.8.1-6 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

予測地点		眺望の変化の程度
近景域	L1 計画地北側多摩川堤防上 (計画地の北北西側からの眺望) ・写真 9.8.1-1 参照	本地点からは、計画地北側の小規模な便益施設や運動広場・多目的広場を前景に、(新) とどろきアリーナ・スポーツセンターを視認することができる。 <u>なお、スカイラインはほとんど変わらない。</u> 本事業とは別に実施している下水処理施設整備*の工事範囲が新たに等々力緑地として整備されることから、眺望が変化すると予測する。
	L2 等々力交差点 (計画地の北側からの眺望) ・写真 9.8.1-2 参照	本地点からは、(新) とどろきアリーナ・スポーツセンターの屋根がわずかに視認できる。 計画地や(新) とどろきアリーナ・スポーツセンターの大部分は、道路沿いの建物や樹木によって遮られ、視認できるものは現況とほとんど変わらない。 <u>また、スカイラインもほとんど変わらないことから、眺望の変化は小さいと予測する。</u>
	L3 西丸子小学校前 (計画地の東南東側からの眺望) ・写真 9.8.1-3 参照	本地点からは、西丸子小学校の校舎や計画地内の樹木を前景に、球技専用スタジアムを視認することができる。 球技専用スタジアムが出現することにより、スカイラインが変化するため眺望が変化すると予測する。
	L4 等々力緑地入口交差点 (計画地の南西側からの眺望) ・写真 9.8.1-4 参照	本地点からは、正面広場の小規模な便益施設を視認することができる。 <u>なお、スカイラインはほとんど変わらない。</u> 現況の広場に小規模な計画建物が出現することから、眺望が変化すると予測する。
	L5 ミュージアム前交差点 (計画地の西側からの眺望) ・写真 9.8.1-5 参照	本地点からは、(新) とどろきアリーナ・スポーツセンターのサブアリーナが視認できる。 <u>なお、スカイラインはほとんど変わらない。</u> (新) とどろきアリーナ・スポーツセンターのメインアリーナについては、道路沿いの樹木によって遮られるものの建物北側の外壁が視認できることから、眺望が変化すると予測する。
中景域	L6 計画地北側多摩川堤外地 (計画地の北北西側からの眺望) ・写真 9.8.1-6 参照	本地点からは、球技専用スタジアムの屋根がわずかに視認できる。計画地や球技専用スタジアムの大部分は、多摩沿線道路沿いの建物と計画地内の樹木によって遮られ、視認できるものは現況とほとんど変わらない。 <u>また、スカイラインもほとんど変わらないことから、眺望の変化は小さいと予測する。</u>
	L7 等々力ポンプ場前の交差点 (計画地の東側からの眺望) ・写真 9.8.1-7 参照	本地点からは、球技専用スタジアムの上部が部分的に視認できる。計画地や球技専用スタジアムの大部分は、道路沿いの建物や樹木によって遮られ、視認できるものは現況とほとんど変わらない。 <u>また、スカイラインもほとんど変わらないことから、眺望の変化は小さいと予測する。</u>
	L8 小杉十字路交差点 (計画地の南側からの眺望) ・写真 9.8.1-8 参照	本地点から計画地を視認することはできないことから、眺望の変化はないと予測する。
	L9 宮内公園 (計画地の西側からの眺望) ・写真 9.8.1-9 参照	本地点から計画地を視認することはできないことから、眺望の変化はないと予測する。

※：下水処理施設整備は、川崎市上下水道局による事業であり、本事業とは別事業である。

<準備書での記載内容>

表 9.8.1-7 圧迫感の変化（形態率）

予測地点		形態率※				形態率の増減 (ポイント)
		現況	供用時			
			計画建物	その他	計	
P1	等々力陸上競技場南東側 (球技専用スタジアム付近) ・写真 9.8.1-10 参照	約 13.8%	約 5.5%	約 11.5%	約 17.0%	約 3.2
P2	市民ミュージアム西側 (新) とどろきアリーナ・ スポーツセンター付近) ・写真 9.8.1-11 参照	約 20.8%	約 0.2%	約 20.8%	約 21.0%	約 0.2
P3	ENEOS とどろきグラウンド南側 (球技専用スタジアム付近) ・写真 9.8.1-12 参照	約 4.1%	約 2.0%	約 3.1%	約 5.1%	約 1.0
P4	テニスコート南側 (南側立体駐車場付近) ・写真 9.8.1-13 参照	約 18.3%	約 0.1%	約 18.3%	約 18.4%	約 0.1
P5	催し物広場南西側 (西側立体駐車場付近) ・写真 9.8.1-15 参照	約 3.4%	約 0.5%	約 3.4%	約 3.9%	約 0.4

※：形態率の算定にあたっては、既存の樹木及び本事業で植栽する樹木を考慮していない。

<評価書での記載内容>

表 9.8.1-7 圧迫感の変化（形態率）

予測地点		形態率※				形態率の増減 (ポイント)
		現況	供用時			
			計画建物	その他	計	
P1	等々力陸上競技場南東側 <u>(本事業において整備予定の球技専用スタジアム付近)</u> ・写真 9.8.1-10 参照	約 13.8%	約 5.5%	約 11.5%	約 17.0%	約 3.2
P2	市民ミュージアム西側 <u>(本事業において整備予定の(新)とどろきアリーナ・スポーツセンター付近)</u> ・写真 9.8.1-11 参照	約 20.8%	約 0.2%	約 20.8%	約 21.0%	約 0.2
P3	ENEOS とどろきグラウンド南側 <u>(本事業において整備予定の球技専用スタジアム付近)</u> ・写真 9.8.1-12 参照	約 4.1%	約 2.0%	約 3.1%	約 5.1%	約 1.0
P4	テニスコート南側 <u>(本事業において整備予定の駐車場付近)</u> ・写真 9.8.1-13 参照	約 18.3%	約 0.1%	約 18.3%	約 18.4%	約 0.1
P5	催し物広場南西側 <u>(本事業において整備予定の駐車場付近)</u> ・写真 9.8.1-14 参照	約 3.4%	約 0.5%	約 3.4%	約 3.9%	約 0.4

※：形態率の算定にあたっては、既存の樹木及び本事業で植栽する樹木を考慮していない。

<準備書での記載内容>



<評価書での記載内容>

